「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要（詳細版）

○　意見募集の結果，団体・個人等から１６７件の意見が寄せられた。

各団体の名称の略称については，別紙のとおりであり，個人等については，単に「個人」として記載している。

なお，複数の個人から１通の意見が出された場合については，１件としてカウントしてある。

○　この資料では，試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】の項目に整理し，意見を寄せた団体の名称を紹介するとともに，理由等が付されているものについてはその一部の概要を紹介している。また，その他の意見については【その他の意見】としてその概要を紹介している。

意見提出団体の略称対比表

団体名	略称
旭川司法書士会	旭川書士
一般社団法人信託協会	信託協会
一般社団法人全国銀行協会	全銀協
一般社団法人全国信用金庫協会	全信金協
一般社団法人日本相続学会	相続学会
一般社団法人日本損害保険協会	損保協
愛媛県司法書士会	愛媛書士
大阪司法書士会	大阪書士
大阪司法書士会北支部有志による勉強会よろずやゼミ	よろずやゼミ
大阪弁護士会	大阪弁
岡山県司法書士会民法改正研究委員会	岡山書士
沖縄弁護士会司法法制委員会	沖縄弁
神奈川県弁護士会	神奈川弁
株式会社野村資産承継研究所	野村資産研
企業法実務研究会	企業研
京都司法書士会	京都書士
近畿司法書士連合会	近畿書士
群馬司法書士会	群馬書士
群馬弁護士会司法制度調査会	群馬弁
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	鑑定協
最高裁判所	最高裁
埼玉司法書士会	埼玉書士
札幌司法書士会　諮問等検討委員会	札幌書士
札幌弁護士会	札幌弁
滋賀県司法書士会	滋賀書士
静岡県司法書士会	静岡書士
司法書士法人ソレイユ	ソレイユ
税理士法人レガシィ	レガシィ
全国青年司法書士協議会	全国青司協
仙台弁護士会	仙台弁
相続研究会	相続研
第一東京弁護士会	第一東京弁
第二東京弁護士会	第二東京弁

千葉青年司法書士協議会	千葉青司協
東京家事調停協会	東京家事調
東京司法書士会民法改正対策委員会	東京書士
東京青年司法書士協議会	東京青司協
東京税理士会	東京税
東京弁護士会法制委員会	東弁法制委
東京弁護士会法友全期会	東弁全期会
特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ	虹色ダイバーシティ
特別配偶者法全国ネットワーク	特別配偶者法ネット
長野県弁護士会	長野弁
新潟県弁護士会民事法問題特別委員会	新潟弁
日本行政書士会連合会	日行連
日本司法書士会連合会	日司連
日本女性法律家協会	女性法協
日本税理士会連合会	日税連
日本弁護士会連合会	日弁連
農林中央金庫	農林中央金庫
野村證券株式会社	野村證券
ひかり税理士法人	ひかり
兵庫県司法書士会	兵庫書士
兵庫県弁護士会	兵庫弁
広島大学民法教員	広島大
広島弁護士会	広島弁
福岡県青年司法書士協議会	福岡青司協
福岡県弁護士会	福岡弁
弁護士有志団体家事問題研究会	家事問題研
明治大学法学部	明治大
山梨県弁護士会	山梨弁

【総論的事項について】

⑴　立法の必要性について

・　相続法制は全ての国民に影響するものであるから，国民にとって分かりやすいものであり，手続も利用しやすいものでなければならない。他方で，相続をめぐる当事者等の対立は先鋭であり，その間の利害調整は容易ではなく，手続的にも家庭裁判所と地方裁判所の職分とも関連して紛争の一回的解決が難しいと言わざるを得ないこともある。本試案には，諮問事項に対応するもののほか，現行法の解釈上の問題について，一定の解決を与えようとする事項が含まれており，今後，一層の議論が重ねられることを希望する。（日弁連）

・　相続法制が国民生活に大きな影響を及ぼすこと，同性婚やパートナーシップなど多様な家族の形態が増加する中で，法律婚の保護を強化するのは時代に逆行することになるおそれもあり，法律婚の保護の在り方など慎重な配慮を要する問題については，十分に時間をかけて国民の理解が得られるまでは改正に踏み切るべきではないことからすると，十分に審議に時間をかけ，国民に丁寧に説明をしながら，多くの国民の理解を得られたものについてだけ，改正するようにすべきである。（山梨弁）

・　部会においては，諮問事項の他，「可分債権の遺産分割における取扱い」等の論点についても審議が行われており，極めて有意義なことである。もっとも，相続法全般にわたって，本格的に問題点の洗い出しがされてはおらず，さりとて緊急性がある課題のみを精選したわけでもなく，論点の選定基準について分かりにくさが生じていることは否めない。民法は，国民生活への関わりが深い基本法であるから，改正作業そのものにおいて，透明感のある手続の中で衆知を集めて行われるのが望ましい。（兵庫弁）

・　近年は晩婚化・非婚化・少子化が進み，従来のいわゆる大家族世帯は減少していることから，残された配偶者は自ら生活を保持していかなければならないことが多くなっている。また，超高齢社会の到来による社会情勢も戦後と比べ大きく変化している。そのような社会や家族の変化に対応すべく，戦後約７０年大きな変化を遂げなかった相続法が今般改正されようとしていることは評価されるべきである。しかしながら，現代においては，家族の多様化が進んでおり，配偶者の保護のみならず，いかなる立場の人間であっても納得できるような公平かつ平等な相続制度の構築が必要である。（日司連）

・　少子高齢化の進展に伴い配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活等への配慮等の観点から相続法制を見直すという方向性は理解できるが，中間試案をみると，実質的平等を実現しようとするあまり相続法制が複雑になりすぎているとの懸念がある。他方で，現在の相続法制が形式的平等を重視しすぎていることから様々な問題が生じていることも確かである。相続法制の分かりやすさを維持しつつ，実質的平等を確保するためにも，家族に対する価値観が多様化している中で自己決定権を尊重する観点からも，遺言の制度をより活用しやすくするとともに，相続法制は遺言がない場合又は遺言に任せると不都合が生じる部分について規定すべきであ

る。（旭川書士）

・　相続法は，一義的には個人，家族，市民社会の在り方に関わる家族法の側面を有するが，他方で，個人の資産承継や，債権者など企業を含む利害関係者との利益調整を図る財産法としての側面も有している。中間試案の提案内容は，相続人間の公平な遺産分割を規律しつつ，権利関係の早期の安定化を目指すものとなっており，提案の方向性については銀行界としても評価できるものである。（全銀協）

・　法務大臣諮問（第１００号）にあるとおり，「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢」に鑑みれば，今日的に「相続」に関する規律の在り方を考えることには意義がある。（損保協）

・　中間試案の改正提案について，なぜ改正をするのか立法事実が明確ではないという消極的意見が強かった。改正するのであれば，これらについても明らかにすることが望まれる。（企業研）

・　相続が被相続人の相続財産の清算であることからすると，被相続人の最後の意思を表明した遺言をもっと活用すべきであって，遺言の活用を推奨するための方策を考慮することが望ましい。（よろずやゼミ）

・　相続に関する規律の見直しあたり，高齢化社会の進展など社会情勢の変化により配偶者の死亡後に残された配偶者を保護し，配偶者の生活への配慮が必要であるといった基本的な視点には賛同する。しかし，今回の改正案は，配偶者の死亡後，どのようにして残された配偶者を保護するかといった内容で構成されているものであり，配偶者が先に死亡しないと実現しないものである点については賛同できない。これらの点については，死亡前に配偶者の貢献を評価できるような制度の導入等が検討されるべきである。（個人）

・　中間試案が当初の予想よりも，配偶者保護に傾斜せず，穏当な内容となっている点は評価できる。相続法の改正については，一定の家族像を対象とする規定を置くことによる影響を考えるべきである。（個人）

・　中間試案は，非嫡出子相続分違憲判決とそれに続く民法第９００条第４号ただし書の改正への対処が中心となっており，いささか動機が不純であるが，結論的には穏当な線に落ち着いており，賛成できるものが多い。（個人）

・　民法第９００条第４号ただし書の改正により，危惧されていた社会現象が生じているのかどうかを含め，相続法の改正が必要なのか慎重な議論が求められる。（個人）

⑵　中間試案に含まれなかった検討課題等についての指摘

・　中間試案で取りまとめられているもののほかにも相続法における立法上の検討課題は多々存在する（相続放棄の熟慮期間の起算点，相続人間での情報提供についての規律，特別受益制度の成立要件等の見直し，公正証書における遺言能力を確認する方式や基準に関する規律，相続させる旨の遺言の明文化等）。（兵庫弁）

・　少子高齢化の進展により，兄弟姉妹や甥姪等が相続人となるケースが増加し，遺産分割協議が困難となっている。また，相続人全員が相続放棄をし，相続人不存在となるケースも増加している。さらに，相続登記未了の不動産問題等の増加や，限

定承認や相続財産管理人などの手続も複雑でほとんど利用されていないことなど，相続手続きには数多くの課題がある。そこで，これらの問題に対処するためにも，相続手続きの柔軟化，簡易化を図ることも検討していく必要がある。（日司連）

・　社会情勢の変化に対応し得る法改正という観点から，真の国民のニーズを再確認した上で，相続法全体に関係する根本的な問題について見直しを検討すべきである。（ソレイユ）

・　その他，公正証書遺言について規律を設けるべきとの意見（遺言能力の判断が正確に行われていることを担保する制度や，債務者及び第三者が公正証書遺言の内容を信用した場合には免責される規律が必要。全銀協）や，今回の法改正（諮問）には直接触れられていないが，寄与分制度についても引き続き検討を行うべきとの意見（札幌書士）や，包括受遺者に一部放棄の選択肢を認めるよう提言するとの意見（愛媛書士）等も寄せられている。

第１　配偶者の居住権を保護するための方策

１　配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

⑴　遺産分割が行われる場合の規律

ア　短期居住権の内容

①　配偶者は，相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には，遺産分割（協議，調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間，引き続きその建物を無償で使用することができるものとする（以下では，この権利を「短期居住権」という。）。

②　短期居住権の取得によって得た利益は，配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとする。

イ　短期居住権の効力

(ｱ)　用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は，居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従ってア①の建物を使用し，善良な管理者の注意をもってア①の建物を保存しなければならないものとする。

(ｲ)　必要費及び有益費の負担

①　配偶者は，ア①の建物の通常の必要費を負担するものとする。

②　配偶者がア①の建物について通常の必要費以外の費用を支出したときは，各相続人は，民法第１９６条の規定に従い，その法定相続分に応じてその償還をしなければならないものとする。ただし，有益費については，裁判所は，各相続人の請求により，その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

(ｳ)　短期居住権の譲渡及び賃貸等の制限

配偶者は，短期居住権を第三者（注１）に譲り渡し，又はア①の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。

ウ　短期居住権の消滅

①　次に掲げる場合には，配偶者以外の相続人は，単独で短期居住権の消滅を請求することができるものとする。

㋐　配偶者がイ(ｱ)の規定に違反したとき。

㋑　配偶者がイ(ｳ)の規定に違反して第三者にア①の建物の使用又は収益をさせたとき。

②　短期居住権は，配偶者がア①の建物の占有を喪失し，又は配偶者が死亡したときは，消滅するものとする。

③　配偶者は，短期居住権が消滅したときは，ア①の建物を相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。ただし，短期居住権に引き続き，長期居住権が成立する場合はこの限りでないものとする。

⑵　配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

①　配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住してい

た場合において，配偶者以外の者が遺言（遺贈，遺産分割方法の指定）又は死因贈与により相続財産に属する建物の所有権を取得したとき（注２）は，配偶者は，相続開始の時から一定期間（例えば６か月間）は，無償でその建物を使用することができるものとする。

② その余の規律は，⑴イ及びウに同じ（注３）。

（注１）ここでの「第三者」は，配偶者以外の者をいう（⑴ウ①㋑においても同じ。）。

（注２）配偶者が遺言又は死因贈与により前記建物についての長期居住権（後記）を取得した場合を除く。

（注３）もっとも，この場合に，短期居住権の消滅請求（⑴ウ）をすることができるのは，①の建物の所有権を取得した者に限られる。

⑴ 遺産分割が行われる場合の規律として短期居住権を創設することについて（「⑴」）

【賛成】日弁連，東弁法制委，東弁全期会，第一東京弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，仙台弁，広島弁，山梨弁，長野弁，札幌弁，福岡弁，新潟弁，沖縄弁，女性法協，日司連，近畿書士，埼玉書士，大阪書士，京都書士，滋賀書士，岡山書士，愛媛書士，札幌書士，旭川書士，沖縄書士，全国青司協，東京青司協，日行連，東京家事調，相続学会，企業研，明治大，広島大，ひかり，よろずやゼミ，家事問題研，個人１１件

・ ⑴ウを除き，賛成である。最判昭和４１年５月１９日（民集２０巻５号９４７頁）及び最判平成８年１２月１７日（民集５０巻１０号２７７８頁。以下「平成８年判例」という。）を踏まえた方策であり，相続人である配偶者の居住の安定に資するものということができる。また，⑴ア①は，無償での使用を認める点に意義がある。（日弁連）

・ 配偶者が高齢である場合等には住み慣れた建物を早急に離れることは精神的にも肉体的にも大きな負担となるうえ，高齢者に対しては賃貸物件が貸し渋られがちであるという現実もある。したがって，被相続人の意思に関わりなく，配偶者が短期的に無償で居住建物に居住することを認める必要性が認められる。（東弁法制委）

・ 平成８年判例等を参考に提案がなされており，内容は合理的である。（第二東京弁）

・ 現在の判例・実務と親和性があり，要件や効果が法律で明文化されることは望ましい。（神奈川弁）

・ 配偶者の短期居住権を法定の使用借権類似の権利として明文化することは，平成８年判例よりも，配偶者の保護に資するものであるとともに，その効力や消滅事由を整理することになるので，短期居住権を明文化することは賛成である。（大阪弁）

・ 高齢化社会の進展により生存配偶者の居住権確保の必要性が高まっている。他の相続人の利益との均衡の点も，遺産分割終了までの短期に限っての居住権であることから許容される。また，中間試案は従前の判例理論を進め，配偶者の場合には，同居建物でなくとも，使用貸借の推認がなされなくとも，同様の保護を与えるもので相当である。（仙台弁）

・　短期居住権については，従前から，黙示的使用貸借契約の締結を推認する方向が多いように思われるが，明確に短期居住権として確立した方が権利性が明確となる。（山梨弁）
・　賛成する。ただし，消滅請求や原状回復義務など，なお検討すべき点もある。（札幌弁）
・　配偶者の居住権を保護するための方策として，短期居住権を新設する方針については異論がない。もっとも，有益費の負担者等についてさらに検討をすべきである。（長野弁）
・　居住権の創設に賛成するが，相続人間で遺産分割につき，意見が相違する場合は，遺産分割協議に相当な長期間を要することはよくあることであるから，「短期」という文言は削除すべきである。（埼玉書士）
・　高齢者にとって居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは肉体的・精神的に過度な負担がかかり，今後ますます高齢社会が進む中，こういった事態に対処する方策が求められている。（日行連）
・　配偶者固有の権利として短期居住権の規定が設けられれば，権利関係がさらに明確となり，配偶者の居住権の保護と紛争の防止に資する。（岡山書士）

【反対】群馬弁，群馬書士，千葉青司協，相続研，個人１０件

・　反対する。短期，長期を問わず，配偶者の居住権に限り保護する立法事実がない。（群馬弁）
・　現行法上でも，配偶者の短期居住権は平成８年判例によって保護されている。さらに，相続開始後，被相続人の配偶者が短期居住権によって保護されなければならないケースというのは，現状でも非常に稀であり，今後もこの制度に対する需要が増加することは考えにくい。よって，新たに法律の見直しをして短期居住権を創設する必要性は認められない。なお，仮に短期居住権を創設する場合には，その保護対象者を配偶者に限定せず，被相続人の所有建物に無償で居住する未成熟子をも含めるべきである。（群馬書士）
・　短期居住権は，残された配偶者が住み慣れた環境での生活を継続するのが通常であることから，配偶者を保護するために提案された規定である。しかし，相続人間で合意があれば短期居住権を主張するまでもなく居住建物に住み続けることができるし，相続人間で争いがあったとしても平成８年判例の要件に当てはまれば使用貸借契約の類推適用を主張できるから，この規定が実際に意味を持つのは，⑵の遺言で配偶者以外の者が居住建物を取得した場合くらいであると思われる。しかし，このような遺言が存在していたとしても，一般的には受遺者が被相続人の子など親族であることも多く，配偶者との話し合いで解決できることが多いから，あえて短期居住権を創設する必要はない。（千葉青司協）
・　配偶者は遺産分割までの間は２分の１以上の持分権を有しており，適切に自らの権利を行使しさえすれば従前の建物に居住を続けることは可能であり，現行法のままでも十分対応可能である。（個人）

・　既に判例が認めてきたことであり，殊更に立法化する必要はない。（個人）
・　配偶者のみならず，引きこもりの子供，障害のある子供，介護離職し親の介護をした子供等，守らなければならない人は多く，ケースバイケースであるから，法律で一律に決めることには反対である。（個人）

【その他の意見】
・　実務経験に照らせば，その場合において，遺産分割未了の段階で配偶者に建物の明渡義務が生じる事例はあまり発生しないが，例外的であっても配偶者の居住が脅かされるケースがありうるのであれば，短期居住権による保護の必要性を否定すべきではない。そこで，短期居住権の創設をあえて否定しない。もっとも，制度化のためには，今後さらに要件や効果の細部を詰めるべきである。（兵庫弁）

○　短期居住権による保護の対象について（「(1)・ア」）
・　配偶者に限定して立法する点についても賛成である。夫婦は相互に同居・協力・扶助義務を負う（民法第７５２条）関係にあるが，他方配偶者以外の相続人については，個々の具体的に利益状況が異なるので，画一的に規定するのは困難であることから，明文化を避け，従来どおり，平成８年判例等に基づき，個別具体的に解釈で決すべきである。（大阪弁）
・　配偶者以外の相続人を含まず配偶者に限定して立法することについては，　平成８年判例が維持されるのであれば，配偶者以外の相続人が被相続人と同居していた場合には短期居住権類似の保護を受けられ，配偶者とそうでない相続人間に大きな不平等はない。（神奈川弁）
・　法律婚の配偶者のみならず，配偶者以外の法定相続人，内縁の配偶者及び事実上の養親子について短期居住権を認めることも検討すべきである。（東弁法制委，札幌弁）
・　本提案は，配偶者に限って短期居住権を認めるものであるが，配偶者以外の法定相続人が被相続人所有の建物に居住している可能性も考えられるところ，例えば，配偶者と生計を一にする法定相続人が同居している場合等，配偶者同様に居住保護の必要性が認められる場合も考えられ，配偶者以外の法定相続人の保護も検討すべきである。（東弁全期会，京都書士，滋賀書士，福岡青司協，日行連，個人３件）
・　保護対象者は配偶者に限定せず，被相続人の未成熟子もこれに含めるべきである。（日司連）
・　短期居住権の射程については配偶者の死亡時だけではなく，配偶者の婚姻中や離婚時，さらには配偶者以外の残された相続人の保護についても検討をするべきである。（全国青司協，個人）
・　保護の対象となる範囲を，配偶者のみならず，内縁の配偶者及び未成年の子まで拡充するべきである。（東京青司協）
・　配偶者に限定せず，事実婚配偶者にも同様の権利を与えるべきである。（個人）

○　短期居住権の取得によって得た利益を具体的相続分額に算入しないことについて（「(1)・ア」）

・　平成８年判例より後退すべきでないので，短期居住権の期間は定めるべきでなく，短期居住権の取得によって得た利益を具体的相続分に含めないことについては賛成である。（大阪弁）
・　短期居住権は相続によって承継する権利ではないことからすれば，短期居住権の取得によって得た利益を配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入すべきものではないといえる（平成８年判例からも同様の結論となると考えられる。）。（沖縄弁）

○　短期居住権の効力について（「(1)・イ」）

・　「居住の目的及び建物の性質により定まった用法」の趣旨が必ずしも明らかではないので，この点は明確にすべきである。例えば，居宅権店舗といった場合に，店舗部分についても無償で使用できるのか明らかにすべきである。（日弁連）
・　遺産分割まで，居住による建物価値の毀損について相続人は当然受忍すべきであり，配偶者が責任を負わないことを明示すべきである。（日弁連）
・　配偶者が短期居住権に基づき建物に居住する場合の注意義務の程度は，善管注意義務でなく自己物と同様の注意義務とすべきである。（個人）
・　相続開始後に善管注意義務を課されることについては，配偶者に過重な負担になるようにも思われるが，遺産分割により相続人の誰が取得するかわからない状況になっていることからすればやむを得ない。（広島弁）
・　必要費及び有益費の負担については，配偶者の短期居住権は無償使用であるから，配偶者は，固定資産税や通常の修繕費等通常の必要費を負担する一方，通常の必要費以外の費用を支出したときは，各相続人に対し民法１９６条の規定に従い償還請求し得るとの規律を設けることも，他の相続人との関係においてバランスが取れている。（東弁法制委）
・　「通常の必要費」「臨時の必要費」について，例えば，「『経年劣化に伴う建物・設備の修繕費』は『通常の必要費』に当たり，『（風水害に限らず）一定の偶然の事故により建物・設備が損傷した場合の修繕費』は『臨時の必要費』に当たる（ただし，当該配偶者の不法行為により損傷した場合は善管注意義務違反による損害賠償責任を負う）」等明確化されることが望ましい。（損保協）
・　居住する者に用法遵守義務及び善管注意義務を負わせるのは当然である。また，必要費及び有益費の負担についても，平成８年判例によれば，使用貸借であると推認するというのであるから，使用貸借契約と同様，必要費は配偶者が負担し，有益費は民法１９６条の規定に従うとするのは妥当である。（相続学会）
・　短期居住権が認められる場合，建物の通常の必要費は配偶者の負担としているが，配偶者が低所得で，被相続人の年金に頼っていた場合などは，例外規定で救済措置が必要である。（日行連）
・　配偶者等の居住権保護のために創設する法定の権利と位置づけるべきであり，そ

のような趣旨に基づき，必要費及び有益費はいずれも相続財産の負担とすべきである。（福岡弁）

○　短期居住権の消滅について（「⑴・ウ」）

・　他の相続人に単独請求を認めることについては，妥当であり賛成できる。なぜなら，共有物を目的とする賃貸借契約の解除は管理行為として共有者の持分価格に従い過半数で決すべきとされているところ（最判昭和３９年２月２５日民集１８巻２号３２９頁），短期居住権の消滅請求において同様の規律とすると，配偶者が現行法でも２分の１の法定相続分を有する結果，事実上，配偶者以外の相続人が消滅請求することができなくなり，妥当でないからである。この点，特別利害関係人である配偶者は議決に加わることができないことを前提に，消滅請求についてはそれ以外の相続人の過半数で決するという見解もあるが，短期居住権は賃借権ほど強い保護対象ではないこと，また，例えば対立する子ども２人が相続した場合等，相続人の過半数で決するのが難しい事案も想定されることから，単独請求を認めることが現実的である。（東弁法制委）

・　遺産分割が終了するまでの間，当該建物が相続人らの共有状態にあることを考えれば，持分の過半数で決することも考えられるが，事案によっては過半数で決することができない状況も生じうる。消滅請求の要件を満たしているのに，事実上，短期居住権の消滅請求ができないとするのは不合理であるから，単独での消滅請求が妥当である。（東弁全期会）

・　用法違反の場合は，配偶者を除いた少数権利者の権利も侵害するので，単独で請求を可とすべきである。この短期居住権が特別に認められた権利であることから，他の共有関係の管理行為と同様に解する必要はなく，短期居住権が消滅したのち，一般の共有関係の規律を適用すれば統一性を害することにはならないと解する。（大阪弁）

・　短期居住権の消滅請求は，配偶者を除く相続人の法定相続分に応ずる持分の過半数によるとすべきである。⑴ウ①所定の事由が生じた場合には，消滅請求権を準共有（民法第２６４条）することとなり，その行使は管理行為として持分の過半数でなすべきものと考えることが可能である（民法第２５２条）。（日弁連）

・　短期居住権の消滅請求については，配偶者以外の相続人の持分の過半数で決することが適切である。類似の法律関係である，共同相続財産の使用に関する契約を解約する場合の意思決定方法とできるだけ平仄をとるべきである。また，配偶者以外の相続人も当該財産を取得するか否か不確定な状態であるため，あえて単独での短期居住権の消滅請求を認める必要性に乏しい。（神奈川弁）

・　各相続人が単独で消滅請求を行うことができるとすると，使用方法が悪いといった理由で濫用的な消滅請求を招くおそれがある。中間試案の（注）にあるように，持分の過半数による請求でよい。（札幌弁）

・　配偶者が被相続人所有の建物に無償で居住していた場合でも，婚姻生活が短期間であったり，子供が一定水準の生活を獲得できていない等，配偶者に居住権を認め

ることが相当でない場合には，保護対象者以外の相続人から配偶者に対する消滅請求を認めるべきである。（埼玉書士）

・　短期居住権の消滅は，用法遵守義務等に違反した場合，第三者に居住建物を使用させた場合に，配偶者以外の相続人が請求できるものとされているが，あくまで配偶者の居住権保護を目的としているのであれば，上記義務に違反した場合，相続人以外の債権者等（当該建物の抵当権者，差押債権者，配偶者の債権者など）にも消滅を請求する権利はあるのではないか。（全信金協）

・　債権法改正案を前提とすれば，短期居住権の消滅後，配偶者は原状回復義務を負うものの，当該損傷が配偶者の責めに帰することができない事由による場合には，配偶者に負担させないとするのが相当である。（相続学会）

・　短期居住権の終期は，使用貸借合意の推認に係る最高裁判例の枠組みをさらに推進したものとすべきであるから，遺産分割確定時まで，早期に遺産分割が確定しても１年は認めるとすべきである。（福岡弁）

・　短期居住権の存続する期間を遺産分割（協議，調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間としているが，短期居住権を悪用し，相続人が通謀して，あえて遺産分割協議を行わないことが想定され，その場合，相続人以外の者から遺産分割調停を申し立てることはできないことから，上限期限を設ける必要がある。（旭川書士）

⑵　配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則を設けることについて（「⑵」）

【賛成】日弁連，東弁法制委，東弁全期会，第一東京弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，仙台弁，福岡弁，新潟弁，沖縄弁，女性法協，日司連，近畿書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士，札幌書士，岡山書士，東京青司協，日行連，東京家事調，相続学会，よろずやゼミ，個人６件

・　賛成である。⑵①は，居住建物の所有権を取得した者からの退去請求を拒み得る点及び無償での居住を認める点に意義がある。（日弁連）

・　第三者が建物を取得した場合でも，配偶者の当面の居住状態を保護し，配偶者が円滑に転居を行えるようにするためには，一定期間はその居住権を保護する必要がある。また，配偶者が次の移転先を確保し，転居するための準備期間を６か月程度とすれば，遺言又は死因贈与によって当該建物の所有権を取得した者の利益を害する程度もそれほど大きくないから，適切なものといえる。（東弁法制委）

・　従来の判例では保護されないことになる配偶者の短期居住権を保護するものと解され，⑴と同様，その必要性は認められる。第三者が無償で取得した場合に限定しており，その期間もかなり限定されているので，この程度の不利益を課すことも許容範囲内ではないか。（仙台弁）

・　当該規律は，被相続人の財産処分権の一部制限となるが，自身の死亡後に配偶者が直ちに建物からの退去を求められるような事態が生ずることがないよう配慮すべき義務を負うと解することが可能であるとの考えから設けられたものであり，合

理性がある。また，被相続人の財産処分権の一部制限となることに鑑み，要件を遺言又は死因贈与により「無償で」建物を取得した場合に限定し，かつ，その存続期間も一定期間（６か月間程度）の短期間に限定することを予定している点も相当である。（沖縄弁）

・　本特則は配偶者の事実上の居住権を保護するために創設されるものであり，全ての相続に優先してその権利が保障されるべきである。（相続学会）

【反対】群馬弁，群馬書士，千葉青司協，相続研，個人１１件

・　相続開始後，被相続人の配偶者が短期居住権によって保護されなければならないケースというのは，現状でも非常に稀であり，今後もこの制度に対する需要が増加することは考えにくい。（群馬書士）

・　現行制度のように権利濫用等で対応する方が，ケースに応じ柔軟に対応できる。６か月と形式的に法制度を定めることにより，保護されるべき配偶者には，却って６か月で退去を命じられることとなる。（相続研）

・　６か月我慢すれば追い出すことができるとなれば，逆に高齢者の居住権は脆弱になり，子供等に本来ある扶養義務の放棄に繋がる恐れもある。このことは，少子化，高齢化社会の進展傾向の歯止めになり難い。（個人）

【その他の意見】

○　短期居住権による保護の対象について（「⑵①」）

・　内縁配偶者は，相続により建物持分を取得することがなく，この点，⑵の場合の生存配偶者と同じであるから，⑵の保護がなされるべきである。比較的期間が短いことから，建物取得者に与える不利益も小さいということができる。（日弁連）

・　賛成するが，権利取得の主体を配偶者だけではなく，被相続人と同居していた相続人，事実上の配偶者（同性婚が法律上認められていないので同性婚の配偶者，事実婚の配偶者など），引き取り扶養を受けていた扶養権利者も含めるべきである。（個人）

○　短期居住権の存続期間について（「⑵①」）

・　本来は，所有権移転後，直ちに明渡しをしなければならないのが原則であることからすれば，無償での居住権を保障するのは，６か月間で十分と思われる。配偶者が，遺言や死因贈与で他に十分な遺産を承継する場合には，６か月を超える期間の居住を認める必要性は相対的に乏しくなるし，逆に，遺言や死因贈与で配偶者が承継する遺産がほとんどない場合には，配偶者は遺留分減殺請求を行い，当該居住建物について持分を主張し，それを基礎に交渉することが可能な場合も多いと思われるので，保護に欠けることはない。（第二東京弁）

・　短期居住権が無償の権利であることや抵当権の場合の民法第３９５条の期間を考慮すると，６か月が適切である。（神奈川弁）

・　明渡準備期間であると考えられるので，準備期間としては，６か月程度が相当であると考える。（大阪弁）
・　６か月間では，残された配偶者は，被相続人の法事・法要を終えて間もない時期に，直ちに次の居住先を探さざるを得なくなり，配偶者の居住権保護としては不十分である。相続税の申告期限でさえ，相続開始を知った日（被相続人の死亡した日）の翌日から１０か月以内と定められていることからも，６か月では短すぎる。少なくとも１年程度の居住権を認めるべきである。（第一東京弁）
・　配偶者が高齢者である場合，６か月といった明渡猶予期間では，相当といえるか多少不安がある。１年程度とすべきであろうか。（仙台弁）
・　夫婦の一方が死亡した後の日数は，残された配偶者にとって，葬儀，四十九日法要等で過ぎるのが早く，配偶者を失った悲しみの中で，気持ちを切り替えて６か月以内に新住居を探し，転居することを要求するのは過酷である。特に，残された配偶者が高齢者の場合は，速やかな対応が難しく，その過酷さが一層増幅される。相続税の申告期限が１０か月とされていることとの対比においても，「６か月間」は短いと言える。建物所有権を取得した権利者の権利との調整の観点も踏まえ，「１年間」とするのが相当である。（女性法協）
・　中間試案では「例えば６か月間」としているが，１０か月間～１年間程度とすべきである。（日税連）
・　配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則が適用される場合，建物を使用することができる期間は「配偶者以外の者が建物所有権を取得したことを，配偶者が知った時から１年間」とすべきである。（福岡青司協）
・　始期を相続開始時とすると，配偶者が遺言等の存在を知らないまま居住し続けた場合，６か月を超える期間について，予想外の不当利得返還請求金額を支払わなければならなくなり，また，遺贈の承認がされない期間は不安定な立場に立つので，受遺者から明渡請求を受けた時を始期とすべきである。（大阪弁）
・　配偶者が建物を使用することができる期間の起算点は，相続開始時でなく，「配偶者が，遺言又は死因贈与により配偶者以外の者が当該建物の所有権を取得したことを知ったとき」とすべきである。（日司連）
・　建物使用が認められるべき期間は，相続開始時からではなく，第三者が建物取得したことを配偶者が知ったとき又は建物取得者から配偶者が明渡しの請求を受けたときを起算日とすべきである。また，家族で事業を行っていた併用住宅（店舗付住宅）の場合にも，使用権は認められるべきものであるが，事業を継続するような場合には，使用できる期間に応じて事業用部分については有償とすることも考えられることから検討を要する。（近畿書士）
・　一定期間（例えば６か月）の起算点については，相続開始の時や取得したことを知ったときではなく，配偶者保護の観点からも，相続登記をした時など第三者対抗要件と同様に考えるべきであり，登記を備えたときから起算するのが相当である。（愛媛書士）

・　配偶者が建物を使用できる期間の起算点は，配偶者が遺言又は死因贈与により配偶者以外の者が当該建物の所有権を取得したことを知ったときからとすべきである。（個人）
・　⑵が同じ規律とする⑴イ(ｲ)②につき，遺言又は死因贈与の結果，遺産分割が不要となる場合には，償還義務者は法定相続人ではなく建物取得者となると考えられる。（日弁連）

２　配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

⑴　長期居住権の内容

配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として，終身又は一定期間，配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設するものとする。

⑵　長期居住権の成立要件

①　相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していた配偶者は，次に掲げる場合に長期居住権を取得するものとし，その財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うものとする（注１）。

㋐　配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺産分割協議が成立し，又は遺産分割の審判が確定した場合

㋑　配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言（遺贈，遺産分割方法の指定）がある場合において，被相続人が死亡したとき。

㋒　被相続人と配偶者との間に，配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合において，被相続人が死亡したとき。

②　配偶者が長期居住権の取得を希望した場合であっても，⑴の建物の所有権を取得することとなる相続人の意思に反するときは，裁判所は，配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合に限り，①㋐の審判をすることができるものとする。

⑶　長期居住権の効力

ア　用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は，居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従って⑴の建物を使用し，善良な管理者の注意をもって⑴の建物を保存しなければならないものとする。

イ　必要費及び有益費の負担

①　⑴の建物の必要費は，配偶者が負担するものとする。

②　配偶者が⑴の建物について有益費を支出したときは，⑴の建物の所有者は，長期居住権が消滅した時に，その価格の増加が現存する場合に限り，その選択に従い，その支出した金額又は増価額を償還しなければならないものとする。ただし，裁判所は，各相続人の請

求により，その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

ウ　長期居住権の譲渡及び賃貸等の制限

配偶者は，⑴の建物の所有者の承諾を得なければ，長期居住権を第三者（注２）に譲り渡し，又は⑴の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。

エ　第三者対抗要件

配偶者は，長期居住権について登記をしたときは，長期居住権を第三者に対抗することができるものとする（注３）。

⑷　長期居住権の消滅

①　次に掲げる場合には，⑴の建物の所有者は，長期居住権の消滅を請求することができるものとする。

㋐　配偶者が⑶アの規定に違反したとき。

㋑　配偶者が⑶ウの規定に違反して第三者に⑴の建物の使用又は収益をさせたとき。

②　長期居住権は，その存続期間の満了前であっても，配偶者が死亡したときは，消滅するものとする。

③　配偶者は，長期居住権が消滅したときは，長期居住権を取得した時の原状に復する義務を負うものとする。ただし，前記１⑴ウ③ただし書の場合には，相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。

（注１）長期居住権の財産評価方法については，なお検討する。

（注２）ここでの「第三者」は，配偶者以外の者をいう（⑷①㋑においても同じ。）。

（注３）長期居住権を取得した配偶者に登記請求権を付与することを前提としている。長期居住権に関する登記手続をどのように定めるかについては，なお検討する。

（後注）配偶者が⑴の建物の所有者に長期居住権の買取りを請求する権利を設けるか否か，設けるとした場合にどのような規律を設けるかについては，なお検討する。なお，仮にこのような規律を設けることとする場合には，例えば，以下のような規律にすることが考えられる。

㋐　配偶者が⑴の建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合には，配偶者は，⑴の建物の所有者に対し，相当の対価で長期居住権を買い取るべきことを請求することができるものとする。

㋑　㋐の要件を満たす場合において，㋐の対価及び支払方法について当事者間に協議が調わないとき，又は協議をすることができないときは，㋐の対価及び支払方法は，配偶者の申立てにより，裁判所がこれを定めるものとする。

㋒　裁判所は，㋑の裁判をする時点で長期居住権の存続期間が「一定の期間」（例えば５年間）を超える場合には，その存続期間が「一定の期間」であるものとみなして，㋐の対価を定めるものとする。

㋓　裁判所は，㋑の裁判をする場合において，⑴の建物の所有者の資力その他

の事情を考慮して必要があると認めるときは，その裁判の日から「一定の期間」（注）を超えない範囲内において，長期居住権の譲渡の対価の支払について，その時期の定め又は分割払の定めをすることができるものとする。

㋔　裁判所は，㋑の申立てがあった場合には，両当事者の関係，各当事者の生活の状況その他一切の事情を考慮して，㋑の支払方法を定めるものとする。

（注）㋒の「一定の期間」と同じ期間にすることを想定している。

⑴　長期居住権を創設することについて（「⑴」）

【賛成】札幌弁，長野弁，新潟弁，近畿書士，群馬書士，大阪書士，京都書士，滋賀書士，愛媛書士，札幌書士，沖縄書士，岡山書士，東京青司協，日行連，相続学会，明治大，ひかり，よろずやゼミ，個人８件

・　賛成する。ただし，資産としての評価方法，登記方法，買取請求権については今後も検討を深めていく必要がある。（札幌弁）

・　長期居住権を新設する方針については異論がない。もっとも，長期居住権の財産評価方法及び買取請求権の設定について，さらに検討すべきであると考える。（長野弁）

・　長期居住権は遺産分割の選択肢の１つとして位置づけられており，配偶者の居住権を保護する必要性を考えると，その創設に賛成する。それぞれ子どもがいる高齢者同士が再婚した場合に，配偶者に居住権を確保しつつ，最終的には被相続人の子に所有権を取得させることが可能となる等，長期居住権の有用性は高い。（群馬書士）

・　長期居住権は，配偶者が居住建物での居住継続を望む場合に，これに沿った遺産分割を実現するための選択肢を増やすことができ，また，遺言等により，配偶者には居住建物の長期居住権の取得を，子にはその所有権の取得をそれぞれ実現することができるなど，極めて有用な制度である。（京都書士）

・　生存配偶者が，遺産分割協議後も自宅を終の住み処としたいと願うことは，それまでの生活スタイルからして自然なことである。配偶者がこのような希望を有する場合には，遺産分割において，他の相続人らが配偶者の意思を尊重し，配偶者が被相続人所有の建物（以下「自宅建物」という。）の所有権を取得するケースは実務上多く見られる。この場合，都市部では建物の評価額が高額となるため，配偶者が自宅建物以外の遺産を承継することができなくなり，その後の生活に支障を来す可能性がある。また，配偶者以外の者が自宅建物を相続した場合に，引き続き配偶者が当該建物に住み続けるには，何らかの占有権原を取得しなければならない。以上のように，現行法上，配偶者が自宅建物に長期的に居住するための権利が十分保護されていないことが問題点として指摘されている。そのため，長期居住権の必要性が一定程度国民に理解されるのであれば，法改正による対応には賛同するものである。（札幌書士）

・　高齢者が自宅での居住を望み，それが可能である場合には，クオリティオブライフの観点から，自宅での継続居住が保障されることが望ましい。（相続学会）

・　長期居住権は活用し得る場面が限定的と思われるし，一般市民に浸透するかどうか疑問であるから，民法上の権利として新設する必要が無いのではないかという消極的意見も当会の中で少なからずあった。しかしながら，現在でも，遺産分割調停で，長期居住権と同趣旨の実務約運用で解決を図る事案が見受けられる。このような一定の実績を踏まえて，民法上の権利として明文化し，さらに，調停以外の場面でも活用できるようにして，救済される市民が少しでも増えるのであれば，消極的意見を述べるよりも，賛成する姿勢で，より良い制度になるよう建設的な意見を述べるべきであろうという結論に至った。（大阪書士）
・　再婚や非嫡出子であることを理由として配偶者と相続人間に親子関係がない場合には，遺産分割が揉めることも少なくない。このような場合，中間試案で提案されている長期居住権の制度を創設されることになれば，居住用財産の所有権と居住権を分離させることによって，柔軟性の高い遺産分割や遺言の実現が可能と考えられるので賛成する。ただし，その保護の対象となる範囲には，内縁の配偶者を含めることを求める。（東京青司協）
・　これまで遺産分割や遺言等によりそれまで長期にわたり居住してきた不動産の所有権を取得してしまうと，当該不動産の評価額が高額なことにより，他の財産を取得することが困難な状況が生じていたことから，不動産の所有権とは異なる居住権を認めることは，配偶者の安定した生活を維持することにつながる。（明治大）
・　現行法上，配偶者の居住権保護は，必ずしも十分とはいえない。被相続人に居住用不動産以外の遺産が乏しく，生存配偶者が他の相続人に対して代償金を負担できない場合には，当該不動産を売却して資金を捻出せざるを得ず，その結果，継続居住を断念して退去せざるを得ないという懸念が払拭できない。この点，高齢化社会の進展に伴って配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているという中間試案の問題意識とその解決の方向性については首肯するものである。（ひかり）
・　配偶者が相続開始時に無償で居住していた被相続人所有の建物に引き続き居住する利益を保護すべきであり，これを長期居住権として認めるのが相当である。例えば，遺産分割等において，配偶者がその具体的相続分をもってしても同建物の所有権（敷地使用権を含む）を取得できない場合，また他に預貯金等を取得したい場合に，その解決方法としての選択肢となり得る。（個人）・　長期居住権は，配偶者の生活の安定を目的とした制度として確立すべきである。（個人）

【反対】日弁連，第一東京弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，兵庫弁，広島弁，山梨弁，群馬弁，沖縄弁，女性法協，旭川書士，千葉青司協，福岡青司協，東京税，全国青司協，東京家事調，企業研，家事問題研，レガシィ，個人１３件

・　長期居住権は，生存配偶者の保護にかなうのか疑問である上，その権利の内容も不明確であり，また，その財産的価値（財産評価の方法）も定まっていないことなどを含め，検討課題が余りに多く，実際の運用も困難である。生存配偶者の保護という点からするならば，現行法でも認められる建物の持分を配偶者に取得させる方法（共有分割）のほうが，長期居住権よりも優れているとも考えられる。さらに，

長期居住権の具体的問題点として，以下の点が挙げられる。まず，長期居住権の取得について生存配偶者と建物取得相続人の意思が一致しないときに，審判に当たって厳格な要件を付すとしても，審判時において既に対立している生存配偶者と相続人の間に賃貸借契約類似の法律関係を設定することが，紛争を継続させるものとなりかねないことが懸念される。また，遺贈又は遺産分割方法の指定による長期居住権の設定は，被相続人の意思をもって，生存配偶者に換価性がなく，しかも評価の困難な長期居住権を取得させるものである。遺贈の場合であれば生存配偶者はこれを放棄することができるが（民法第９８６条第１項），遺産分割方法の指定がされた場合には，放棄すらできず，長期居住権の取得をもって我慢を強いられることになりかねない。実務で多く見られる全遺産の分割方法を指定する遺言の場合には，長期居住権の評価に疑いを持つ生存配偶者にとっては遺留分減殺請求しか方法がなく，到底，生存配偶者の保護とはならない。（日弁連）

・　生存配偶者の居住権の保護の充実は，遺産分割の基準を定めた民法第９０６条の文言を一部改め，遺産分割の方法等を定めるに当たり，配偶者の居住権保護が重要な考慮要素となることを明記することによって図れば十分である。（第二東京弁）

・　死因贈与契約や遺産分割協議により長期居住権を設定する場合，長期居住権に対する理解不足や予測外の将来の状況変化によって，却って当事者らを害する結果となることが懸念される。また，審判により長期居住権を設定できるようにすることについては，公平かつ迅速な紛争解決に資するとも考えられるが，それでも長期居住権という権利を新設するという社会的にも影響の大きい手段をとる必要性は無く，裁判所に所有と居住を分離した審判を行う権限を付与する手続法上の検討を行うことで足りる。（神奈川弁）

・　現行法の規律でも，配偶者に居住建物の共有持分権を付与すれば，居住を継続することは可能であることから（最高裁昭和４１年５月１９日判決），あえて長期居住権を新設する必要はない。新設すれば，却って，長期居住権の権利の有無や価額，買取請求権等新たな紛争が生じるだけである。（大阪弁）

・　遺産である不動産を利用権と所有権に分けて，各権利を別の相続人に帰属させる遺産分割審判を可能とする制度を導入した場合，その利用権についての存続期間や対償の額などの条件面を調整する必要が生じる。その場合，利用権の内容に応じた財産的価値を遺産分割に反映させることが必要になるので，当然，その価額査定が必要になる。長期居住権の制度は，家庭裁判所の負担をより大きくすることにもなり，これを導入した場合，実務にもたらす困難が大きい。しかも，長期居住権は新しい権利であることから，解釈運用上の疑義が多発する懸念がある。（兵庫弁）

・　長期居住権は，建物所有権についての新たな制限を設けるものであり，権利関係を複雑にすることになる。また，配偶者が亡くなった後に高齢の他の配偶者が単身で居住する場合などは，介護や設備等の観点からも現実的でない。（東京税）

・　長期居住権のような権利が設定されると，終身又は一定期間にわたって所有者の使用収益権が制限されることになる。このことは，居住用不動産の流通が阻害され不動産の価値が著しく減退する可能性を予測させる。また，木造建築物の価値が低

い日本の住宅家屋においては，低コストで長期間居住権を確保することによって，詐害的・濫用的に利用されるおそれも否定できない。（全国青司協）

・　長期居住権を創設してもニーズがどの程度あるのか疑問がある。（旭川書士）

・　中間試案では長期居住権の法的性質を債権としているので，当事者間の特約があればその内容を自由に定めることができるように思われるが，強行法規が原則である相続法の法体系とも矛盾している。（千葉青司協）

・　長期居住権はその金額の算定が困難であり，実務上，その財産価値を換金価値・評価額のあるものとして認識し，これを相続税の課税実務や国家の租税による歳入の増減を及ぼしうる項目として新設する必要があるのか，いささか疑問である。（レガシィ）

・　高齢の生存配偶者の生活を保護しなければという問題意識は理解するが，現行法のままでも十分対応可能であると考える。（個人）

・　当職は平成１３年から司法書士業を営む者であるが，建物所有権と居住権を分離し配偶者の死亡後は居住権が消滅するような長期居住権類似の効力を相続手続で希求する依頼人にあたったことがない。同職数名に長期居住権または類似機能を持つ権利の必要性を尋ねたが，いずれも需要が無いので不要である旨回答した。（個人）

・　法定相続の原則を変えてまでかかる居住権の保護が必要な事態が広く生じているとはいえず，またもし仮に保護が必要だとすれば保護対象の居住者を配偶者に限定する理由は薄いほか，例えば遺言によってもその保護が実現できる。（個人）

【その他の意見】

・　実務上の問題点として，①長期居住権の財産評価は困難であるため，これをめぐって審理が複雑化・長期化し，当事者の負担が増大するおそれがある，②長期居住権の負担を嫌って，相続人間で配偶者の居住建物の押し付け合いが生じ，遺産分割が紛糾したり，換価分割をするにしても手続が難航したりするおそれがあるといった指摘があった。（最高裁）

・　長期居住権を新設することに特に反対するものではない。（日司連）

・　さらに検討すべきである。高齢配偶者の居住権を確保するとの観点から長期居住権を新設するという趣旨は理解できる。しかし，中間試案における提案内容は未だ不十分であり，このままでは賛成することができない。（東弁法制委）

・　長期居住権の保護の趣旨は理解できるが，長期居住権を認めなくても，短期居住権の保護を前提に遺産分割において実現可能であると考えられることから，現時点で条項化することについては疑問がある。特に，後注の長期居住権の買取請求権まで認める必要があるのかについては慎重に検討すべきである。（東弁全期会）

・　現在提案されているものは遺産相続における選択肢を増やすにとどまっており，居住権の保護としては不十分である。住まいは生活の基盤として必要不可欠であること，配偶者はそれまで被相続人と相互協力関係の下で生活してきたことなどからすると，相続財産の問題とは切り離し，配偶者の居住権の保護という観点から制度

を設計すべきである。そもそも高齢化社会において，子供が成長，独立した後の高齢の配偶者の保護という今回の制度改正の典型例を念頭に置くとすれば，遺産分割により不動産を取得する者の権利を一定程度制約することになったとしても，財産評価は行わず，期間も終身とすること，買取請求権を認めないなど，ある程度強力な権利としてよい。ただし，例えば再婚の配偶者で若年又は４０歳代までの場合には建物取得者の負担がかなり長期にわたることになるので，双方の利益調整を考慮することが必要になる。（福岡弁）

○　長期居住権の取得主体について（「(1)」）

・　遺された配偶者が未だ保護を必要としない年齢である場合，本制度の適用があるのかにつきさらなる検討を要すると思われる。例えば，被相続人が７０歳であるところ，遺された配偶者が４０歳前後である場合なども想定しつつ，すべての配偶者に長期居住権を認めるか否かについての検討が必要である。（相続学会）

・　配偶者だけでなく，被相続人の介護に当たっていた相続人にも認めるべきである。（個人）

○　長期居住権の成立要件について（「(2)」）

・　（仮に長期居住権を制度化する場合であっても，）配偶者が長期居住権取得を希望し，それが相続人の意思に反する場合には，審判による長期居住権取得を認めることに反対である。この場合には，配偶者に居住建物の共有持分権を付与すれば，居住を継続することが可能である。（大阪弁）

・　配偶者が他に居住可能な物件を所有している場合には，不要な制度であり，対象者となる配偶者に一定の制限を課すべきである。（個人）

・　原則として建物所有者の意思にかかわらず配偶者の居住権を認めるべきである。（個人）

・　中間試案は，被相続人所有の建物に無償で居住していた場合に居住権を認めるものであるところ，建物は子名義で土地が被相続人所有であるという，非常によくある場面につき，居住権が否定されることとなるため，不平等の問題も生じることに留意すべきである。（相続研）

・　遺留分との関係が不明である。配偶者が長期居住権の財産的価値に相当する金額を相続したものと取り扱われるため，現行法の遺留分の規定によると，長期居住権の対象となる建物程度しか遺産が存在しないような場合には，他の相続人から遺留分減殺請求を受けた結果，結局，配偶者が長期居住権を取得できず，その継続居住が保障されないこととなってしまうのではないかとの疑問がある。また，現行法の特別受益の規定によると，長期居住権の取得が特別受益として扱われ，遺産分割時に持戻しの対象となるため，長期居住権の対象となる建物程度しか遺産が存在しないような場合には，遺産分割において，配偶者が相当の代償金の拠出を余儀なくされ，それができない場合には，結局，配偶者が長期居住権を取得できないこととなってしまうのではないかとの疑問がある。これについて，長期居住権を遺留分減殺

請求の対象としないとか，特別受益の持戻しの対象としないという方策も考え得るが，その場合，他の相続人への影響が大きなものとなり，法制度として均衡を失するのではないか。このような不均衡を緩和するために，長期居住権を取得する配偶者に賃料相当額の支払を求めることも考えられよう。（相続学会）

○　長期居住権の効力について（「⑶」）

・　たとえ建物所有者の承諾があったとしても，長期居住権の譲渡や居住建物を第三者に使用収益させることを認めることは，長期居住権創設の趣旨に反するし，権利関係が複雑になるおそれがあるので，これを認めるべきではない。（群馬書士）

・　長期居住権の譲渡及び賃貸は，権利関係が複雑化するため，これを認めるにあたっては慎重であるべきと考える。高齢者施設への入所や回復見込みのない長期入院の場合については，むしろ長期居住権の消滅事由あるいは長期居住権の買取請求権で対処していく方が適切である。（日行連）

・　居住権はもともと，本人の住居の安定を目的とした制度として確立すべきであり，第三者に対しての譲渡や賃貸を認めるべきではない。（滋賀書士，個人）

・　長期居住権の対象となる建物の定義について，論点を整理した上で明確にする必要がある。具体的には，長期居住権者と所有権者が同居を希望する場合の法律関係と，長期居住権者が登記により第三者へ対抗する場合の登記の効力の射程のバランスをとる必要があると考えられる。また，長期居住権の対象である建物が滅失した際の法律関係について，明確化されるべきである。（野村資産研）

・　長期居住権の対象となる建物とそれが存する土地の所有者が異なる場合，長期居住権の効力は，土地所有者にも及ぶこととすべきである。（日税連）

・　配偶者が負担する必要費，臨時費を明確に規定するべきである。（鑑定協）

・　長期居住権が認められる場合，建物の通常の必要費は配偶者の負担としているが，配偶者が低所得で，被相続人の年金に頼っていた場合などは，例外規定で救済措置が必要である。（日行連）

・　長期居住権をめぐる法的関係，例えば，①第三者の不法行為により当該建物に生じた損害についての損害賠償請求権を有しないこと（ただし，当該配偶者が「（臨時の）必要費負担」として前記の損害について弁済した場合は，当該第三者に対する請求権を取得すること），②「通常の必要費」及び「臨時の必要費」の配偶者負担は損害賠償に由来する義務ではないこと（③に記載する，「臨時の必要費」が配偶者の善管注意義務違反により発生した場合を除く），③配偶者に善管注意義務を負わせることから，配偶者がこれに違反して居住する建物を損壊した場合は所有者に対する損害賠償責任を負うこと，を明確にすることが望ましい。（損保協）

・　配偶者に善管注意義務を課すことについては，検討の余地がある。少なくとも，遺言による免除は可能とすべきである。（近畿書士）

・　配偶者が長期居住権に基づき被相続人所有の建物に引き続き使用しているときの注意義務の程度を善管注意義務とすることに反対する。長期居住権が㋐によって成立した場合，注意義務の程度は，その遺産分割の中で定めることで足りる。長期居

住権が㋑あるいは㋒によって成立した場合，注意義務の程度は，その遺言あるいは死因贈与契約の中で定めてあれば，それに従うことで足りる。（個人）

・　長期居住権と賃借権の異同を明らかにすることを望む。例えば，被相続人に貸付を行い，その所有する建物について抵当権を設定し（対抗要件具備），相続発生後に抵当権を実行した場合，長期居住権には民法第３９５条は適用されることになるかといった論点がある。（信託協会）

・　長期居住権は，所有者の生前に対抗要件を具備した抵当権者には対抗できない等の規律を設けることも検討すべきではないか。（東弁法制委）

○　長期居住権の第三者対抗要件について（「⑶エ」）

・　長期居住権は，配偶者の死亡により消滅する権利であるから，使用権の内容を公示する必要性が高い。登記は，引渡しに比べ重厚な手続であるが公示力に優れるから，登記を第三者対抗要件とすることに賛成する。また，その場合には，①配偶者が相続開始時に被相続人所有建物に居住していたことの疎明方法，②登記義務者，③抹消登記をする場合の登記権利者，④存続期間の定めを必要的登記事項とすべきではないか，といった点が問題となる。（日司連）

・　目的建物の占有を長期居住権の対抗要件とすることについては，相続債権者に不測の損害を与えるおそれがあり，相続債権者としてはそれを見越した対応をとらざるを得なくなるため，かえって配偶者の保護に欠けることにもなりかねないなどの理由から，（仮に長期居住権を制度化する場合には，）長期居住権の法的性質を賃借権類似の法定の債権と位置づけた上で，対抗要件を登記のみとすべきである。（大阪弁）

・　対抗要件を登記とすることについては，賃借権登記のように実際の運用事例がごく限られる結果にもなりかねず，結果として配偶者の保護が図られないのではないかという懸念もある。したがって，長期居住権を立法するとしても，生存配偶者に登記請求権を認め，更に生存配偶者の単独申請を可能とするといった方策も検討すべきである。（日弁連）

・　第三者対抗要件を登記とすることに賛成する。その場合には，以下の点が問題となる。

①　登記事項

賃借権の登記事項（不動産登記法第８１条）に準じた登記事項とする。なお，権利の消滅に関する定め（不動産登記法第５９条第５号）として，「存続期間の満了」と「配偶者の死亡」も登記事項にすべきである。

②　登記当事者

登記手続は，法令に別段の定めがある場合を除き，登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない（不動産登記法第６０条）。よって，共同申請の原則に従えば，長期居住権の登記についても，配偶者と建物所有者が登記当事者となるが，これらの当事者が対立的（あるいは疎遠）である場合が少なくないので，登記手続が滞る事態が容易に想定できる。

そこで，①長期居住権設定の登記は，不動産登記法第６３条第２項の趣旨に従い，相続登記に準じて，配偶者の単独申請によることとし，②長期居住権抹消の登記についても，不動産登記法第６９条の趣旨に従い，権利消滅事由が書面上明らかであれば，建物所有者の単独申請によることとし，登記手続の円滑化を図るべきである。

③　前提としての相続登記の要否

配偶者が長期居住権を設定する際には，建物所有者（配偶者とは別の者）が確定していることが前提であるから，本来，権利関係の把握という観点では，長期居住権設定登記（乙区）の前提として，相続登記（＝所有権移転登記）（甲区）も経由させることを推奨すべきである。しかしながら，建物所有者が自ら相続登記をしない場合に，配偶者が，建物所有者に代位してまで相続登記しなければならないか，その場合の登録免許税も負担しなければならないか，といった非常に悩ましい問題を残すこととなる。よって，登記手続の円滑化という観点では，長期居住権設定登記の前提として，相続登記不要とした方がよいと思われる。（大阪書士）

・　長期居住権の登記手続について，長期居住権が賃借権に類似する法定債権としての性質を有することを基本に検討すると，以下のとおりとなる。

⑴　設定

建物にのみ設定でき，建物の一部についての設定登記はできない。賃借権と異なり，重複して設定することはできない。 配偶者に登記請求権を付与することは必須である。なお，建物所有する相続人の協力が得られなかった場合には，登記請求権だけでなく，仮登記などの保全処分も認める必要がある。

⑵　絶対的記載事項

ア　登記の目的

イ　登記原因及びその日付

ウ　賃料

エ　存続期間

⑶　登記申請

ア　設定時

原則，配偶者等を登記権利者，建物所有者を登記義務者とする共同申請とする。ただし，遺産分割の審判による場合，遺言によって相続させる旨（遺産分割方法の指定）の遺言がある場合は，登記権利者による単独申請が可能とする。

イ　抹消時

原則，建物所有者を登記権利者，配偶者等又は配偶者等の相続人を登記義務者とする共同申請とする。ただし長期居住権が配偶者等の死亡によって消滅した場合には，配偶者等の公的な死亡証明書を添付することで単独申請できるものとする。

⑷　登記の実行

権利部（乙区）所有権以外の権利に関する事項に主登記で実行される。（東京

青司協）

・　登記の手続については，配偶者本人が登記をすることが望ましいが，そうでない場合には，建物所有者が登記することを可能にする事が望ましい。配偶者が高齢である場合などに，成年後見人が登記手続可能であるかについては検討の余地がある。（相続学会）

・　登記を対抗要件とすると，相続後即時に第三者に譲渡された場合に未登記であれば対抗できないこととなる。仮に制度化するのであれば，使用貸借に類似した制度にして，登記も不要とし，財産的評価もその限りにおいてなされるべきである。（相続研）

○　長期居住権の消滅について（「(4)」）

・　概ね賛成するが，①㋐については，違反の要件の解釈につきいくつかの事例を想定することが必要である。たとえば，高齢者が認知症等に罹患していることの自覚がなく，①㋐の規定に違反している場合などは，本条の要件に該当しないことを明記すべきである。この点，配偶者が居住し第三者が同居する等の居住形態については，想定の範囲内であるか，検討する必要がある。例えば，配偶者が婚姻届を提出しないまま第三者と同居を開始する場合や，シェアハウスのように，友人達と同居する等の居住形態をとる場合等が想定されるが，この場合，相続人の意思に反しても居住を継続することが可能かにつき検討の必要がある。（相続学会）

・　①㋐の規律では善管注意義務等の内容が抽象的なため，義務違反等の消滅事由の有無をめぐって紛争が頻発することも想定される。長期居住権は短期居住権と比べ，安定的利用の要請はより強いと思料されるため，このような紛争によって配偶者の居住の安定が大きく損なわれるおそれが生じないように，要件の設定等にはより慎重な検討が必要である。また，裁判所を非訟的に関与させる案などの制度的検討も必要と考えられる。（東弁法制委）

・　長期居住権の消滅請求については，長期居住権を消滅させる重要な局面であるから，用法違反の場合の消滅請求権は，原則「催告」を要するべきである。また，長期居住権はあくまで，配偶者の居住権を保護するための権利であるから，死亡により消滅し，相続しないとすることには賛成する。（大阪弁）

・　配偶者の死亡により長期居住権が消滅するため，存続期間（例えば，「○○の死亡」）を必要的登記事項としないと，第三者は長期居住権の消滅を確認することができない。（日司連）

・　長期居住権の対抗要件を登記とした場合，長期居住権を取得した配偶者が長期居住権設定の登記をし，その後，配偶者の死亡を原因として長期居住権抹消登記申請をする場合の抹消登記手続については，一部の相続人の協力が得られない場合や，一部の相続人が不存在である場合には，長期居住権の抹消登記を円滑に行うことができず，建物所有者に過度の負担を強いるおそれがある。長期居住権は当該配偶者の死亡によって当然に消滅するものであるから，死亡を証する戸籍謄本等を添付させることにより，その真正は担保されるので，登記権利者である建物所有者による

単独申請を認めるべきである。（群馬書士）

・　配偶者の死亡による長期居住権の消滅の場合には，①公的な書面（戸籍等）により配偶者の死亡の事実が確認できること，②長期居住権が譲渡されている場合や，配偶者に相続人が多数いる場合には，これらの者と共同して手続をすることが困難な事態も想定される。したがって，公的な書類（戸籍等）を登記原因証明情報とすることで，建物所有者からの単独申請による長期居住権の抹消登記手続が認められるべきである。（岡山書士）

・　配偶者の長期居住権の第三者対抗要件について，登記を求めることについては賛成する。但し，登記された長期居住権そのまま放置され，空き家問題を誘発しないよう，抹消登記が簡易にできるような制度設計もあわせて検討されるべきである。（個人）

・　長期居住権の消滅に関する規律については，基本的に賛成であるが，消滅した場合の原状回復の内容（経年劣化の場合等）と権利消滅した際の残存期間の財産的価値の清算の要否について，検討すべきである。また，買取請求については，長期居住権が財産的価値を有するものと評価する場合には，上記のとおり清算や買取請求権を認める必要があり，長期居住権の財産的価値が低い場合には買取請求を認める必要は存しない上，認めるべきではない。（近畿書士）

・　長期居住権者の高齢化も踏まえて，原状に復することが事実上困難になる可能性がある点について，一定の考慮が必要である。長期居住権は賃借権類似の法定債権とのことであるが，原状回復については必ずしも賃借権と同様には考えられないものと思われる。例えば，相続配偶者が６０歳のときに終身の長期居住権が設定され，８０歳の時点においてなお有効であるとする。入院あるいは介護施設への入所のため，長期居住権が設定された建物を一定期間離れざるをえない場合に，善良なる管理者の注意をもって長期居住権の設定された建物を保存することができなかったとすれば，この時点で所有権者は長期居住権を消滅させ，原状回復を請求することができる。しかし，８０歳で入院又は施設入所への経済的負担がある者が，原状回復の負担をできない状況が生じうることが容易に想像される。入院費用又は施設入所費用としての蓄え程度しかない者に対し，無資力でないことを理由に原状回復費用の請求権が行使されるような，長期居住権があったがゆえの過酷な状況も生じうる。所有権者の原状回復請求権に制約をつけることの是非も含めて，紛争惹起の可能性が低い実現可能性の高い制度となるよう検討されることを希望する。（野村資産研）

○　長期居住権の評価方法について

・　長期居住権の評価額については，原則として，「建物賃借権の評価額」は考慮せずに「建物の賃料相当額×存続期間－中間利息額」で算定することが適切である。その算定に当たっては，「建物の賃料相当額」，「存続期間」及び「中間利息額」は，客観的な指標によることが望ましい。例えば，「建物の賃料相当額」は固定資産税の評価額を，「存続期間（終身存続することとした場合）」は厚生労働省が公表して

いる生命表における平均余命を基礎とすることが考えられる。また，配偶者が若年の場合には，長期居住権の評価額が建物の評価額を上回る可能性もあるため，長期居住権の評価額に上限（例えば，建物評価額の７～８割程度）を設けるべきである。（日税連）

・　市場において居住用建物の借家権の取引慣行はなく，市場価値を求めることができないことから，建物賃借権自体の評価額を計上することは不要である。また，建物の賃料相当額からは配偶者が負担する必要諸経費を控除すべきである。中間利息額の控除方法はライプニッツ係数を用いるべきである。（鑑定協）

・　長期居住権の評価額の算定について合理的提案ができるかは，極めて重要なポイントである。算定に一定程度以上の困難が残る場合には，遺産分割の審判等，評価手続の適正さが担保される場面に成立を限定する（遺言や死因贈与等によることはできないとする）ことも検討されるべきである。（東弁法制委）

・　長期居住権が処分等のできない権利とされており，必要費の負担もある上，相続による権利承継もない権利とされていることからして，建物賃借権の評価よりも更に低い財産的な価値しか有しないことになるため，評価方法については，例示の計算方法で算定後，更に一定の割合（例えば，０．８又は０．５など）を乗じて減額したものとすべきである。（近畿書士）

・　長期居住権の趣旨からすれば，その評価額ができるだけ低くなるよう配慮すべきである。具体的には，長期居住権の本質は，居住建物を無償で使用し続けられる権利であるから，やはり「建物の賃料相当額×存続期間」という計算式をベースにすべきである。「建物賃借権の評価額」は算定要素として組み込む必要はなく，これを０円ととらえるべきである。さらに，長期居住権は配偶者の死亡により消滅することから，設定時には，存続期間にゆとりをもって，配偶者の「余命」よりも長く設定されるのが一般的と思われ，実際には存続期間を全うできない可能性が高い。そうすると，存続期間を全うできない確率論として，例えば「０．８」「０．９」を乗ずる方法により修正を加えるのが妥当ではないか。よって，長期居住権の評価額として「建物の賃料相当額×存続期間×０．８」という計算式を提案する。（大阪書士）

・　配偶者の相続税額軽減を目的とした不必要な権利設定が考えられるため，居住権の評価に関しては，配偶者の余命及び建物の残存耐用年数等を考慮して算出されるようにしてほしい。（個人）

○　その他

・　長期居住権を創設することにより，その裏側である長期居住権が付着した建物及びその敷地の市場価値が著しく低下する場合があり，他の相続人がこれにより受ける不利益について十分に配慮する方策が必要である。（鑑定協）

・　配偶者の居住権の保護は，第一義的には夫婦財産制で図り，さらに相続のレベルでも考えるのが本来の法制度の流れであると思う。さらに相続法レベルでの解決では，第三者や他の相続人との関係も考慮すれば，物権法的な権利を認めるべきであ

り，用役権の相続の考え方がふさわしい。（個人）

・　長期居住権に関する登記手続において，相続登記を促進する観点から，登録免許税については相続登記と同時に申請する場合に限り，一不動産につき１０００円とすることを要望する。（滋賀書士）

⑵　長期居住権の買取請求権について（「（後注）」

【賛成】札幌弁，日司連，日税連，大阪書士，京都書士，滋賀書士，愛媛書士，沖縄書士，相続学会，個人１件

・　譲渡転売に関するトラブル（長期居住権の転々譲渡を許すと，配偶者死亡により権利が消滅しているにもかかわらず，居住権を譲渡転売するようなトラブル）を防ぐためにも，買取請求権の規律を設けるべきである。（日司連）

・　配偶者が再婚や老人ホームへの入所等により対象建物に居住する必要がなくなった場合，長期居住権を存続させることは，所有者による建物の活用を妨げるだけで実益がないから，長期居住権の買取請求権を認めるべきである。（日税連）

・　買取請求権の要件効果について，（後注）の内容で基本的には賛成するが，具体的な評価方法が明らかでないので，なお検討する必要がある。（札幌弁）

・　想定より短い期間で長期居住権が消滅する場合もあり得るので，買取請求権は必須であるとの意見があった。（札幌弁）

・　配偶者が居住建物を手放さざるを得ない事情が生じた場合に，第三者への譲渡等を否定する代わりに，建物所有者への買取請求権の行使を認める方が，手続の分かりやすさ，あるいは，相続問題の解決のあり方という視点から，より本来的であると考える。買取請求権の規律の定め方については，中間試案の後注の内容に賛成する。なお，買取請求の相手方には，相続人から建物所有権を譲り受けた第三者も含むべきである。（大阪書士）

・　長期居住権の新設に併せ，買取請求制度を創設した上で，長期居住権の譲渡・転貸を禁じることとするよう要望する。（滋賀書士，沖縄書士）

・　施設入所の必要が生じたなどのやむを得ない事由がある場合には，配偶者に長期居住権の買取請求権が認められるべきである。（京都書士）

・　配偶者の財産的補償の面からも買取制度は必要である。（愛媛書士）

・　「やむを得ない事情」には高齢者介護施設に入居する場合，病院に入院する場合等が考えられるが，他の居住場所への転居のため買取請求権を行使することも想定されるため，転居等の場合には長期居住権の財産的価値がゼロになってしまうことで良いのか，さらに検討の余地がある。（相続学会）

【反対】日弁連，大阪弁，福岡弁，新潟弁，東京青司協，明治大

・　長期居住権の対価の支払方法が全額前払方式の場合には，当該建物に終生もしくは一定期間居住をすることを前提に賃料相当額を前払いしたものとして財産評価をしたにもかかわらず，予期に反して早い段階で施設等に入居することになった場合，その分の返還を求める意味において「買取り」を請求できるとすることは合理

性があるともいえる。これに対し，賃料支払方式の場合には，建物を使用しなくなった時点で賃料を支払う必要がなくなるのであろうから，買取請求を認める根拠が薄弱ではないかと思われる。一方，建物取得者の側からすると，相続開始後，自ら利用することも換価することも難しい建物所有権（多くの場合にはその敷地所有権も取得するものと思われる）を取得し，そのうえ長期居住権の買取りを求められるとすれば，その負担は大きく困惑することも少なくないと思われる。（後注）㋑ないし㋔は建物取得者のための方策を様々に講じており，それらは建物取得者のための便宜にかなうものである。しかし，長期居住権を取得した生存配偶者の立場からすれば，一時金を納めて施設入所しようと考えても，返還を受けられる金額は低額に抑えられ（㋒），しかも，その支払は長期にわたる分割（㋓）となり，その希望に沿えないという事態が生じ，新たな紛争が惹起されることも懸念される。また，長期居住権の評価が困難であれば，当然，その買取価額の算出も困難である。したがって，買取請求権については，その意義は認められるものの，反対せざるを得ない。（日弁連）

- 長期居住権は，配偶者の居住権を保護するための一身専属権であるので，長期居住権の買取請求権は認められるべきでない。実質的にも，その期間は想定以上に長期になることもあるので，それとの均衡上，予想に反して使用期間が短くなったとしても不合理ではない。（大阪弁）
- 原則として終身とし，配偶者からの中途任意放棄可能，買取請求権なしとするべきである。終身のほかに「一定期間」の選択肢を設けるとした場合，高齢者が更に高齢となった時点で居住権の終期が来ることとなる。そうすると，その時点で新たな住居を確保するのはより難しく，転居に伴う精神的・身体的な負担もより大きくなるのであり，そもそも居住権保護の制度を設けようとした趣旨に反する。遺産分割等における財産評価の問題として「一定期間」という選択肢が必要だというのであれば，遺産分割において長期居住権の財産評価をしないことにすればよい。（福岡弁）
- 配偶者の居住利益の保護の範囲を逸脱していると考えられる。（新潟弁）
- そもそも長期居住権は配偶者等のみに帰属すべき一身専属的な権利であり，譲渡や賃貸などによって身分上の地位から分離して行使することができないと考えるのが自然である。（東京青司協）
- 具体的な規定を設けることには慎重であるべきである。これを明文の規定として認めると，場合によっては当初から長期間居住するつもりがない配偶者が長期居住権を取得した後に，所有者に高額な買い取りを請求しないとも限らない。（明治大）

【その他の意見】

- 仮に長期居住権を法制化するのであれば，その主要な制度趣旨が高齢配偶者の健康で安定した生活に配慮することにあることを考慮し，配偶者の健康状態が低下して介護施設や病院への入所に迫られた場合，介護施設費用や療養費をねん出するためにも長期居住権を換価する方法について検討しておく必要がある。この点，何ら

の対策も取らぬまま長期居住権だけを新設すると，いずれは長期居住権に縛られる高齢者が続出して社会問題化することは必至である。このように，長期居住権の買取請求権は，将来の健康状態等を予測し得ない配偶者にとっては必要不可欠な権利と言える一方，建物取得者にとっては発生時期もその内容も予測不可能な負担を受けることとなりうるから，その発生要件は慎重に検討される必要がある。しかし，長期居住権の取得時における評価方法が合理的に決定されないのであれば，長期居住権の買取請求権行使時の評価方法もまた決定が困難である。さらなる検討が必要である。（東弁法制委）

・　実務上，①買取価格や支払方法の判断基準が明らかでなく，これをめぐって審理が複雑化・困難化するおそれがある，②長期居住権が付された建物の評価額が著しく低くなる結果，同建物の市場での流通性が阻害されたり，同建物の取得をめぐり遺産分割が難航したりするおそれがあるといった問題点がある。（最高裁）

第２　遺産分割に関する見直し

１　配偶者の相続分の見直し

⑴　甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に，その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方）

○　次の計算式（ａ＋ｂ）により算出された額が，現行の配偶者の具体的相続分を超える場合には，配偶者の申立てにより，配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができるものとする（注１）。

（計算式）

ａ＝　（婚姻後増加額）×（法定相続分より高い割合（注２））

ｂ＝　（遺産分割の対象財産の総額－婚姻後増加額）×（法定相続分より低い割合（注３））

婚姻後増加額＝　ｘ－（ｙ＋ｚ）

ｘ＝　被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

ｙ＝　被相続人が婚姻時に有していた純資産の額

ｚ＝　被相続人が婚姻後に相続，遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注４）

純資産の額＝（積極財産の額）－（消極財産の額）

（注１）この超過額については，配偶者の具体的相続分を算定する際に現行の寄与分と同様の取扱いをすることを前提としているが，現行の寄与分との関係については，なお検討する。

（注２）例えば，配偶者が①子と共に相続する場合には３分の２，②直系尊属と共に相続する場合には４分の３，③兄弟姉妹と共に相続する場合には５分の４とすること等が考えられる。

（注３）例えば，配偶者が①子と共に相続する場合には３分の１，②直系尊属と共に相続する場合には２分の１，③兄弟姉妹と共に相続する場合には３分の２とすること等が考えられる。

（注４）「相続によって取得した財産の額」とは，被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

⑵　乙－１案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に，その夫婦の合意により〔被相続人となる一方の配偶者の意思表示により他方の〕配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方）

○　民法第９００条の規定にかかわらず，配偶者が相続人となる場合において，その婚姻成立の日から２０年〔３０年〕が経過した後に，その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨〔被相続人となる一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨〕を法定の方式により届け出たときは，相続人の法定相続分は，次のとおりとするものとする（注１，２）。

ア　子及び配偶者が相続人であるときは，配偶者の相続分は３分の２とし，子の相続分は３分の１とする。
イ　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは，配偶者の相続分は４分の３とし，直系尊属の相続分は４分の１とする。
ウ　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは，配偶者の相続分は５分の４とし，兄弟姉妹の相続分は５分の１とする（注３）。

（注１）法定相続分の引上げの有無に関する公示方法については，なお検討する。
（注２）この届出がされた後に届出の撤回を認めるかどうかについては，なお検討する。
（注３）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には，兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとすることも考えられる。

⑶　乙－２案（婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方）

○　民法第９００条の規定にかかわらず，配偶者が相続人となる場合において，相続開始の時点で，その婚姻成立の日から２０年〔３０年〕が経過しているときは，相続人の法定相続分は，次のとおりとするものとする（注）。

乙－１案のアからウまでと同じ。

（注）被相続人と配偶者の婚姻関係が破綻していた場合等を考慮して，前記規律の適用除外事由を設けるべきか否か，設ける場合にどのような適用除外事由が考えられるかについては，なお検討する。

⑴　【甲案】について（「⑴」）

【賛成】東弁全期会，日司連，千葉青司協，日行連，個人３件

・　【甲案】は，相続債務の分割割合等にも影響を及ぼす法定相続分そのものを変更することなく，婚姻後における配偶者の貢献の程度を実質的に考慮しようとする点において合理性を有するものと考える。また，婚姻後増加額の算定に当たり，被相続人の債務額を考慮することとされている点で，配偶者以外の相続人との公平性にも配慮されており，妥当である。（東弁全期会）

・　婚姻成立後一定期間の経過を配偶者の法定相続分引き上げの要件とする【乙案】よりも，一定の計算式に基づいて配偶者の加算分を計算する【甲案】のほうが，事案ごとに具体的妥当性のある解決を図ることができると考える。婚姻中の財産形成のありようは夫婦によってそれぞれ異なり，婚姻期間が長いからといって財産形成に貢献したとは一概には言えない。（日司連）

・　【甲案】は，計算できない寄与分を，計算できる寄与分にした規律とも言え，寄与分の見える化を図ったものといえる。（千葉青司協）

・　婚姻期間の長さは必ずしも貢献度の尺度にはなり得ず，法定相続分とは異なる割合で配偶者に相続させたい場合には，被相続人は現行法の下でも遺言を用いることが可能である。よって，【乙案】ではなく【甲案】に賛成する。ただし，計算根拠を確定し分割協議に至るまで時間がかかり協議が長期にわたる可能性がある

ことに懸念がある。（日行連）

・　財産分与との整合性から，配偶者相続分においては，夫婦が協力して形成した財産の清算と，純粋に相続的な効果としての残余財産の分配の２点を考慮しなければならず，他方において，相続法は一般人にとって見通しのよいものでなければならない。この二つの観点は相互に矛盾するが，【甲案】はこれに応じて工夫したものである。計算方法の複雑化に対しては，計算ソフト等の方法によって一定程度は対処できる。（個人）

・　核家族化の進展により，被相続人の財産が先祖伝来のものではなく，夫婦によって形成・蓄積されたものであることが多くなった今では，配偶者相続権のうち実質的夫婦共有財産の清算が強調されるべきであるが，他方で相続分の算定方式が複雑であったり，相続が開始するまで相続分が試算できないといったことでは，かえって紛争を複雑化・長期化させてしまう。このような観点から，婚姻後増加額といったある程度割り切った概念を用いて，一定の要件のもとで配偶者に現行の具体的相続分を超える取り分を認める【甲案】に賛成である。（個人）

・　【甲案】は，被相続人の財産形成への配偶者の貢献を相続分に反映させることができる案であり，配偶者の貢献が低かった場合でも現行法の相続分を下回ることはないので，配偶者の保護に欠けることはない。（個人）

【甲案に反対する意見】

・　配偶者以外の相続人の貢献によって被相続人の財産が増加した場合や，形式的には婚姻関係があったが別居していた場合などでも，財産の増加があれば婚姻後増加額として扱われる。他方，内縁が先行した場合には内縁期間における財産増加を考慮することができない。【甲案】は，配偶者の実質的な貢献を考慮するものとはいえず不当である。また，婚姻後増加額を算定するためには婚姻時の純資産額を明らかにしなければならないところ，婚姻後長期間を経た場合にこれを明確にすることは困難であり，特に配偶者以外の相続人にとってはほとんど不可能である。（日弁連）

・　【甲案】では，婚姻後，別居期間中に増加した財産であっても「婚姻後増加額」に含まれる一方で，内縁期間中の財産形成への寄与は全く考慮されない。法律上の婚姻期間中の財産の増加という形式的・画一的な基準で「婚姻後増加額」を算定しているため，配偶者の寄与の程度に応じて遺産の分配を行い実質的公平を図るという目的が十分に達成されていない。また，離婚時の財産分与では生存配偶者が婚姻期間中に取得した夫婦の実質的共有財産も分与の対象となるが，【甲案】ではこれは不問に付されており，財産分与制度との整合性が取れていない。更に，【甲案】を採用すれば，婚姻後増加額の範囲を巡って紛争が更に長期化・複雑化するおそれがあるところ，甲案の採用することに，デメリットを上回るメリットがあるとはいえない。（第二東京弁）

・　被相続人が婚姻時に有していた純資産の額を，配偶者や子などが立証するのは困難であり，紛争を増加させ，長期化・困難化させる。（仙台弁）

・　婚姻後増加額を算出するためには，被相続人が婚姻時に有していた資産を明らかにしなければならないところ，特に婚姻後長期間経過している夫婦においては，婚姻関係の当事者ではない他の相続人がこの点について適切に主張立証することは極めて困難であり，相続関係者間の紛争が増加・長期化する懸念がある。（沖縄弁）
・　計算が煩雑である。また，被相続人の財産増加は常に配偶者の貢献によるものとはいえず，仮にそうであったとしても寄与分で対処が可能である。立証責任を負った当事者が，計算式にある各金額の立証をなし得るか大いに疑問があり，各金額の算定が適正・公平になし得ない。（広島弁）
・　婚姻後長期間経過している場合における婚姻時財産額の算定は容易ではなく，仮に婚姻時の財産額を算定したとしても，その後の物価や環境の変化による価値変動を考慮すべきか否か等の困難な問題が生じるのであって，実用性がないものと思料される。（神奈川弁）
・　離婚時財産分与との不均衡の是正という観点からは理念的には適当であるが，婚姻後増加額を認定するためには何十年も前の事情の調査が必要になる上，離婚の場合とは異なり，本人がすでに死去しているため，適正な事実認定は困難であって，甲案による理念の適正な実現は困難であり，他方で，調停・審判の手続が遅延するという弊害が大きい。（山梨弁）
・　被相続人の婚姻時の純資産額を，配偶者その他の相続人で算出することが困難となるおそれがある。婚姻後増加額という事項を遺産分割手続の中に取り込むことで，紛争の長期化・複雑化を招くおそれがあり，実務的に受け入れられない。（長野弁）
・　このような画一的な計算方法によって寄与分を算出することが多種多様にわたる夫婦関係における配偶者の寄与分の在り方として適切な解決をもたらすとは考えられない。（札幌弁）
・　婚姻後増加額の算定において生存配偶者名義の財産を考慮しない点において，実質的夫婦共有財産の清算という導入の目的から乖離している。また，その算定には実務上種々の困難を伴い，例えば，婚姻時の純資産額は，配偶者以外の相続人の立場からは知り得ないことが多いと思われる。紛争の複雑化・長期化が避けられないこととなることから，反対する。なお，婚姻時の財産を０円とみなすことは相当でない。（大阪弁）
・　算定に必要な事実の認定と判断が複雑困難であり，遺産分割事件の処理における複雑性・困難性が著しく増えるため反対する。（兵庫弁）
・　額を確定することが困難で，実務的に機能しないと考えられる。（新潟弁）
・　計算しないと具体的相続分が引き上げられるかわからず，内容が技巧的に過ぎ，法律家が関与しない大多数の相続案件において利用されるか疑問がある，基本法たる民法典に条文化する内容として適切なものか疑問がある，婚姻時の純資産の立証はいずれの当事者にとっても難しく，生存配偶者が立証責任を負うとなれば配偶者保護につながらない，一方配偶者が浪費家で，他方配偶者が節約に努めて

財産を維持した場合の貢献は考慮できないなど，問題があり，反対である。（福岡弁）

・　婚姻後増加額を正確に算定し得るか疑問であり，算定をめぐって相続人間の紛争を誘発するおそれがある。（東京書士）

・　婚姻後増加額の確定は困難であるし，婚姻時の純資産額を０円とみなす規定を設けない場合には，現実にこの提案によって具体的相続分が増加する配偶者がどの程度になるか疑問である。（大阪書士）

・　婚姻時の純資産額をめぐって，配偶者とその他の相続人との間に紛争を引き起こす要因となり得る。（埼玉書士）

・　実務上銀行などの取引履歴は概ね１０年で消去されており，【甲案】を採用すると，婚姻後増加額を認定するために相当の時間がかかり紛争が長期化する可能性がある。（全国青司協，個人）

・　【甲案】は計算式が複雑かつ煩瑣で，各要素のうちｙ及びｚについて正確な額を証明することが困難となり，事実上計算式による算出は不可能であると考える。（岡山書士）

・　【甲案】は難解であり，被相続人となる者にとっても，相続人となる者にとっても，将来の具体的相続分を予測することは非常に困難である。また，婚姻後増加額の計算を利害が対立する相続人間で行うことは望めないから，遺産分割調停又は審判によらず，協議による場合に，個別具体的な数字を誰が算定するのかが問題になり得るし，遺産分割協議が長期化するおそれがある。（札幌書士）

・　計算に用いる値をどのように明確に算定するかが不明確である。特に，婚姻時の純資産額を算定することは甚だ難しい。（東京青司協）

・　計算式があまりに技巧的であり，これを相続人が理解し，活用することは容易ではない。また，婚姻時の純資産額の確定は，婚姻期間が長期に及ぶにつれ困難なものとなる。（福岡青司協）

・　婚姻後増加額の算定を巡って新たな紛争が生じ，紛争の複雑化・長期化を招き，特に婚姻後長期間経過した高齢者の相続については，婚姻時の純資産額を算定するのは非常に困難であること等から，反対である。（京都書士）

・　婚姻後増加額の算定が容易でなく，特に婚姻時の純資産額の確定には，時間の経過による資料の紛失や，所有不動産を買い換えた場合など評価が難しい。また，貨幣価値の変動をどのように考慮するのかといった問題もあり，遺産分割協議が複雑化・長期化することが予想される。（愛媛書士）

・　相続人間の均衡に資するものと思われるが，具体的な計算方法が複雑であるため，一般市民にとって理解しづらいものとなってしまい，国民に使い勝手がよい相続法制に逆行するものである。（滋賀書士）

・　婚姻後増加額を正確に把握することは困難な場合が多いと思われる。なお，婚姻時の財産を０円とみなすことは相当でない。（日税連）

・　婚姻時の純資産額を算定することが困難である。また，夫婦には同居・協力・扶助義務が課せられており，これを超えた範囲の貢献については，寄与による考

慮で十分に反映させることができるのではないか。寄与の要件を満たさない夫婦間介護について相続の際に貢献を十分に反映させることと，夫婦間の扶助義務等との整合性について検討する必要がある。さらに，実際の夫婦生活では，特有財産と夫婦の共有と推定される財産とが混在し，相続時には財産の性質そのものが不明確になっている場合も少なくない。このような中で婚姻後増加額という概念を導入したとしても，婚姻後増加額を確定することが困難な事例も相当数発生すると思われる。夫婦の財産の清算を趣旨とするのであれば，婚姻後に負債を増加させた場合についても考慮すべきである。（相続学会）

・　何十年もの長期の婚姻期間後に相続が発生した場合，実際上，婚姻時の純資産額の計算は極めて困難である。実務が麻痺しかねない。（東京家事調）

・　配偶者以外の相続人が相続財産の形成に多大な寄与をした場合に不合理な結果となってしまう。また，婚姻時の純資産額を求めるのは，婚姻後長期間を経た相続の場合にはほとんど不可能である。（家事問題研）

・　相続分の計算が複雑であり，一般に分かりづらい。（明治大）

・　被相続人が婚姻以前に有していた財産や婚姻中に相続等婚姻とは関係のない事由で取得した財産と，婚姻中に増加した財産を，残された相続人らで区分することは多くの場合困難である。最近は互いにプライバシーを尊重しながら婚姻関係を営む夫婦も少なくなく，このような夫婦においては，一層，配偶者の財産が婚姻生活で形成されたか，婚姻以外の事由で形成されたかは知り得ない。（女性法協）

・　被相続人が婚姻時に有していた純資産額は，対象財産の特定が困難であること，簿価で評価するか時価変動を考慮するかを考慮した上で具体的な評価額を決める必要があるため評価が煩雑・困難であることから，実務的な観点からは，【甲案】は採用すべきではない。（信託協会）

・　財産が増加した場合であっても，配偶者ではなく子が寄与している場合も多い。このような場合を排除して，一律配偶者のみの貢献を形式的にプラスする点が不合理である。（相続研）

・　配偶者の実質的貢献に応じた分配という理念には共感するが，相続をめぐる紛争の長期化・複雑化を招かないか懸念され，わが国の司法インフラの脆弱性も考慮すると，【甲案】を導入することは困難ではないか。（広島大）

・　実務的に算定や金額の立証が困難なものが多く，いたずらに相続分の多寡に関する係争を生む危険がある。特に，被相続人が婚姻時に有していた純資産額及び被相続人が婚姻後に相続，贈与又は遺贈によって取得した財産の額を事後的に集計・把握し，その具体的な価額を正確に計算することは，過去の財産・債務額の調査に限界があることを考慮すると，事実上極めて困難である。（レガシィ）

・　計算式にあるｙ，ｚの数値を算定することは現実的でない。これらの金額確定がかえって遺産分割紛争の争点となって，解決をいたずらに長引かせるとすれば，本末転倒である。（ひかり）

・　相続時に法定相続分を早期に確定するのが困難となり，遺産分割に支障を来す

おそれがある。（個人）

・　婚姻後の財産の増加を特定することは一般的には困難であり，相続分として採用することは困難である。（個人）

・　通常の遺産分割調停でも遺産の評価につき争いがある中，婚姻時に有していた純資産も増価額の計算の要素にすると，遺産分割調停手続がより複雑となり，家庭裁判所にとっても，相続人当事者にとっても望ましくない状態となるので，相当ではない。（個人）

・　財産の増加と配偶者の相続分が増えることとがどのように関係するのか，理由づけることが困難である。（個人）

・　婚姻後増加額の算定が煩雑かつ困難であることが予想され，財産調査にかかる時間がこれまでよりも大幅に長くなる可能性があり，遺産分割手続の長期化につながる。（個人）

・　預貯金などについて，婚姻前の財産と婚姻後の財産を区分けして管理している人は少数であり，財産額の確定のために紛争になることが考えられる。（個人）

・　婚姻期間中の財産の増加が夫婦双方の協力によるものかは，個々の夫婦の場合で異なり，一律に判断できるものではない。それにもかかわらず，「婚姻後増加額」に対する配偶者の相続分を現行の相続分より多くすることに合理性があるとはいえない。（個人）

・　遺産分割をより複雑困難にするものであり，反対する。（個人）

・　ｙやｚの値に誤りが発見された場合に，遺産分割後にどのように誤りを正すかが困難であり，反対する。（個人）

・　婚姻が長期間にわたる場合に，婚姻後増加額の計算が実務上困難である。また，例えば，婚姻前に所有していた株式を婚姻後に売却して他の株式を購入した場合や，婚姻前に所有していた株式の配当金で購入した他の株式をどのように扱うのかといった問題も生じる。（個人）

・　婚姻後増加額の認定が困難であり，紛争の長期化・複雑化を招く。（個人）

・　計算をしなければ法定相続分が判明しないというのは，複雑に過ぎ，不要な混乱を生じさせる。（個人）

・　婚姻時の財産を確定しておく必要がある。また，被相続人の財産が増加したことについて単純に配偶者の貢献とできるのか疑問がある。被相続人の貢献によって生存配偶者の財産が増えた分はどうするのか，被相続人の財産が婚姻中に減った場合はどうするのか等，緻密な議論が必要である。（個人）

【甲案に関するその他の意見】

・　【甲案】の趣旨には一定の合理性があるが，婚姻後増加額の算定のために審理が遅延するおそれが大きい上，結局は真相が判明しない可能性も高い。また，離婚時財産分与では夫婦双方の財産が対象とされるのに対して，【甲案】では被相続人の財産のみが対象となり，配偶者名義の財産は清算されないため，実質的夫婦共有財産の名義が夫婦双方のものがあるような事案においては，財産分与と異な

る取扱いになり，夫婦共有財産の公平な清算とは大きく異なる結果となる可能性がある。【甲案】にはこれらの問題があり，このままでは賛成できない。（東弁法制委）

・　法定相続分が不変である点では安定的といえるが，婚姻から長期間経過後に婚姻当時の純資産額を把握することは困難であると考えられ，ひいては相続を巡る紛争が長期化する懸念があるため，この懸念を解消するための仕組みの検討を求める。（全銀協）

・　婚姻後増加額を考慮する場合に，婚姻時の純資産額の具体的な算出方法についても検討してもらいたい。また，金融機関に対して取引の開示を請求された場合，開示が困難であることが想定されることから，金融機関の対応を含めて検討してもらいたい。（全信金協）

・　配偶者の相続分を増加させる手続については，配偶者以外の法定相続人にも手続に関与させる余地を設けるなど，後日法定相続人間において配偶者の法定相続分をめぐり紛争が蒸し返されないよう，配慮してもらいたい。（野村證券）

・　夫婦の財産の詳細は夫婦以外の第三者にとって通常知り得ないものであるし，遺産分割の場面では被相続人は故人であって，その配偶者も高齢である場合が多いことなどからすると，婚姻後増加額の算定は極めて困難な作業といわざるを得ず，甲案を採用した場合には，婚姻後増加額の算定をめぐって審理が大いに複雑化・長期化し，当事者の負担が増大するおそれがあること等，実務上の問題点が数多く指摘された。（最高裁）

⑵　【乙－１案】について（夫婦の合意又は被相続人となる一方の配偶者の意思表示により（他方）配偶者の法定相続分を増やすという考え方）（「⑵」）

【賛成】山梨弁の一部，滋賀書士，埼玉書士，岡山書士，大阪書士，近畿書士，東京青司協，広島大の一部，日税連，個人２件

・　【甲案】は複雑で簡明性に欠け，【乙－２案】は戸籍上の婚姻関係が継続しているにすぎない場合であっても配偶者の相続分が増加してしまうが，【乙－１案】は協議を前提にするためこのような不都合を排除できるし，当事者の合意に基づく以上，配偶者の保護にもつながるとして，賛成する意見があった。（山梨弁の一部）

・　夫婦の合意により配偶者の相続分が変更になるものであり，国民にわかりやすく，かつ柔軟な制度であると思われる。なお，相続分が変更されているという事実は債権者等にとって重大な関心事であるため，公示するための方法を構築し，その公示については第三者の取得が難しい戸籍・住民票等の記載によるものではなく，別途公示する方法を構築する必要があると思われる。（滋賀書士）

・　【乙－１案】は，配偶者の法定相続分を増加させるか否かについて，被相続人の意思を要件に含めており，改正案としては最も妥当である。なお，法定相続分の増加と同時に相続債務の承継割合も増えることからすれば，夫婦の合意を要件とすべきである。公示は登記とし，撤回を認めるべきである。（埼玉書士）

・　【乙－１案】に賛成。届出に協議を要することとすると，容易に合意に達しな

い場合が出てくることや，一方配偶者が高齢等のために協議ができない事態も考えられることから，単独の意思表示で足りるものとするべきである。なお，公示は戸籍簿に記載することとし，届出は原則として撤回できないが，やむを得ない特別の事情がある場合に限り，家庭裁判所の許可を得て撤回できるものとすべきである。（岡山書士，個人）

・　当事者の意思による法定相続分の変更を認める法定相続制度を創設すべきである。なお，期間については２０年とし，届出については新たな登記制度を創設すべきである。また，公示方法を登記制度とする場合には，届出後の撤回を認めるべきである。（大阪書士，近畿書士）

・　【乙－１案】に賛成する。一定期間は２０年とし，夫婦間の協議を必要とすべきである。公示手段としては登記が考えられる。撤回は認めるべきであるが，安易な撤回を防止するために一定の要件を課すことが妥当である。（東京青司協）

・　配偶者の保護に資するという理由から，【乙－１案】の導入に賛成する意見もあった。（広島大の一部）

・　【甲案】，【乙－１案】及び【乙－２案】の中では【乙－１】案が問題が少ないが，配偶者の相続分の増加及びこれに伴う他の相続人の相続分の減少は，他の相続人の債権者等の第三者の利害に関わることから，第三者を保護する仕組みを検討すべきである。（日税連）

・　遺留分はさほど保護に値する権利ではなく，相続分を変更しても相続債権者の権利を侵害するものでもないことから，【乙－１案】のように，本人の意思によって相続分及び遺留分の変更を認めることは支障がない。同様のことは遺言でも可能であるが，配偶者以外の相続人の遺留分が減少することに【乙－１案】の意義がある。（個人）

【乙－１案に反対する意見】

・　㋐合意ないし単独の意思表示で変えることができる法定相続分が法定相続分といえるのか疑問である。㋑法定相続分の変更は遺留分をも変更することになるが，これは推定相続人廃除及び遺留分放棄を家庭裁判所の許可にかからしめていることと抵触する。㋒現行法は遺贈，遺産分割方法の指定，相続分の指定を認めており，これに加えて，合意又は被相続人の意思表示による相続分の引き上げを認める必要があるとは思われない。㋓債務の承継割合も増加することとなり，相続債権者にとっては，資力のない配偶者相続人の債務が増加するという予期しない不利益が生じるおそれがある。㋔遺言との対比から撤回を認める必要があるが，撤回を認めれば債務承継の割合も変化し，相続債権者が振り回される，㋕公示が必要であるが，その方法が明らかでない等の問題があり，反対。（日弁連）

・　そもそも法定相続分を当事者意思により変更することの合理性には疑問がある。また，婚姻関係が形骸化した場合など撤回を認めるべきであるが，その場合には，当事者意思により他の利害関係者にも重大な影響を及ぼすことが想定されるなどの問題がある。（東弁全期会）

・　法定相続分の引き上げという重大な問題を当事者の意思に係らしめることには疑問がある。法定相続分に関する規定は，被相続人の遺産分割に関する意思が明らかでないときに適用される補充規定であり，自己の意思は遺言によって実現すればよい。（東弁法制委）
・　遺言や意思表示による指定相続分との制度の違い，棲み分けなどが一般人には理解しにくい。また，【乙－１案】によれば，法定相続分を引き上げる旨の届出がされた場合には，配偶者以外の相続人の法定相続分のみならず遺留分も引き下げられるが，法が定めた最低保障である遺留分を他の者の意思によって引き下げることには疑問がある。更に，相続時には婚姻関係が実質的に破綻していたとしても，破綻する前の長期間にわたって婚姻関係が実質的に維持されていて配偶者が財産形成に貢献していたような場合にも，被相続人の意思によって法定相続分の引き上げを認めないことができるが，かえって不合理である。（第二東京弁）
・　法定相続分及び遺留分を届出という意思表示によって変更することとなり，法的安定性を害する。また，合意や意思表示で相続分を変更するのであれば，遺言でも指定可能である（家庭裁判所で意思能力その他の審査を経た上で届け出ることとし，利害関係者が登記等の公示を見ることができるという制度設計のうえなら採用可能とも考えられる。）。（仙台弁）
・　当事者の合意や意思表示によって法定相続分を変更するという論理への疑問，届出の有無を公示する手段を定めることができるかという疑問がある。また，詐害的な合意や意思表示によって相続債権者が害される可能性もある。（沖縄弁）
・　遺言制度による方が柔軟な分配が可能である。また，撤回が可能なのか，可能とした場合に婚姻生活が破綻しているが撤回をする前に死亡した場合をどのように扱うのか等，生じうる問題に適切な結果を導けるのか疑問である。（広島弁）
・　被相続人が手続をしなければ相続分に変化が生じないのであれば，遺言等で対処することが可能である。また，合意による場合には，真に救済されるべき配偶者ほど手続がしにくいことも想定され，被相続人の財産形成に対する配偶者の貢献を適切に評価するという目的自体が達成できないと思料される。（神奈川弁）
・　【乙－１案】は，夫婦の届出により子や直系尊属の遺留分を一部失わせる結果となるが，他の相続人に対して最低保障を図る遺留分の趣旨に反しないか疑問がある上，家庭裁判所の審判を必要とする推定相続人の廃除や遺留分の放棄とも整合的ではない。届出時の本人確認や意思確認をどのように行うのかなど運用面を含めて慎重な検討が必要であると思われるし，被相続人の債権者の立場を不安定なものにする。（大阪弁）
・　当事者間の契約ないし一方当事者の意思に基づく制度であるが，これにより生存配偶者の権利が適切に保護されるとはいえない。（新潟弁）
・　遺言で足り，法定相続分変更の届出を別途認める必要性に乏しい。また，公示手段をどのように整備するか，撤回を制限する場合に遺言で相続分を修正できることとの関係をどのように整理するかという問題があり，制度化には困難が伴う。（福岡弁）

・　【乙－１案】は，撤回を認めないことで，被相続人の意思を過度に制約することが懸念され，柔軟な対応が困難となる。（長野弁）
・　配偶者の法定相続分の引き上げを夫婦の合意又は被相続人の意思表示のみに委ねる点で，残された配偶者を含む推定相続人が将来の具体的相続分を予測することが困難である。（札幌書士）
・　公示手段や届出の撤回の可否という相続債権者等の保護を考慮する上で重大な事項について十分な検討がされていない現段階では，予測可能性を損なうおそれがある制度設計には消極である。そもそも，夫婦間の合意に基づく届出が可能な状況であれば，遺言による財産処分など現行の手段によりその目的を達することが可能である。（福岡青司協）
・　相続分を増加させる旨の夫婦の合意あるいは一方的意思表示の時期と前後して被相続人に認知症の症状が現れていたような場合には，その有効性を巡って相続人間に紛争が生じるおそれがある。また，公示方法を検討する必要があるところ，非公開を原則とする戸籍制度の中に公示制度を組み込むことは運用面での混乱が危惧され，夫婦財産契約登記に類する登記制度を新たに設けることは手続的に重たいものとなり，制度普及の妨げとなる。（東京書士）
・　この制度を設けるためには，公示制度，遺言とこの届出が併用された場合の解釈や優劣の問題，撤回の可否，遺留分との関係等について十分検討する必要があるが，法定相続分と異なる財産処分を望むのであれば，遺言によればよく，新たな制度を設ける必要性がない。（京都書士）
・　配偶者の相続分を多くする趣旨の遺言をすることで十分に目的は達成することができ，【乙－１案】を採用したとしても，遺言によって届出の撤回をすることが可能である以上，新たな制度を創設する意味はない。（愛媛書士）
・　【乙－１案】によると，銀行は，預金等の承継手続に当たって，各相続人の法定相続分を把握するために，届出の有無を確認する必要が生じるが，当該確認手続は銀行と相続人の双方にとって負担となる。また，届出合意の際の意思能力の有無等で争いを惹起することが懸念される。（全銀協）
・　遺言ですら作成率が低い日本で，このような合意による制度が一般化するか疑問である。特に撤回ができず，公示されてしまうというのであればなおさらである。（相続研）
・　相続分指定の制度と実際にはほぼ同様の制度となると思われ，遺留分が増えること等の違いがあるとはいえ，あえてこのような制度を新設する実際上の意義がどれほどあるかについては慎重な検討が必要との意見があった。（広島大）
・　【乙－１案】は，夫婦間の合理的な意思表示をどのように担保するのか，届出の有無にかかる公示手段をどのようにするのか，届出の撤回を認めることが妥当であるのか，その場合の要件をどのように定めるのか等の検討課題を含むものであり，また法定相続分の割合を夫婦の意思に係らしめることについて，根本的な問題がある。（相続学会）
・　遺言で十分である。長期にわたる取引後，死亡直前にこの届出がされることも

あり，このような場合に公示の機能が果たされるか疑問である。（東京家事調）

・　配偶者以外の相続人が相続財産の形成に多大な寄与をした場合に不合理な結果となる。また，法定相続分を合意や単独行為で変更できるとするのは制度として矛盾であり，このような変更は遺言によって実現されるべきである。（家事問題研）

・　公示方法が不明であり，新たな公示機関等を創設するなど複雑化・煩雑化するのであれば，遺言による方法で十分なのではないか。（明治大）

・　届出の方式を法定したとしても，当事者の一方若しくは双方の意思能力・責任能力等の問題により，その有効性に疑義が生じる場合があり得ること，一方がこれを撤回したいと考えたときに，他方の配偶者の意思能力・責任能力等に問題があるケースにおいては，事実上撤回が不可能になることなど，運用に実務的な問題が生じやすく，相続開始後に届出無効確認訴訟が起きる懸念や，相続人間の係争の原因となる懸念がある。（レガシィ）

・　【乙－１案】は，法定相続分を合意により変動させる点で採りがたい。（個人）

・　一定期間を経過したにもかかわらず引き上げない場合に，婚姻関係の安定に影響を及ぼすことになるのではないか。また，公示されることによって夫婦関係のありようが対外的に明らかになり，平穏に済ませようとすれば，法定相続分を引き上げざるを得なくなるのではないか。（個人）

・　夫婦の合意のみで他の相続人の相続分を相対的に減少させることには合理性を見出し難い。また，遺言による相続分の指定ができるのに，この制度を必要とする理由も存在しない。（個人）

・　配偶者は被相続人が生きている間に恩恵を受けており，遺族年金等の受給もある。近年は再婚家庭も多いため，あまりにも多くの相続財産を配偶者だけに付与するのは犯罪を生みかねない。【乙－１案】のアは，現行法どおりとし，子の中に配偶者と血縁関係にない子がいる場合には，配偶者の相続分を３分の１，子の相続分を３分の２とするのが平等である。（個人）

・　夫婦共同の届出まで要求するのであれば，遺言による方が便宜である。（個人）

・　協議によって届け出るのであれば，遺言によることが可能であり，不要な制度である。（個人）

・　【乙−１案】は，夫婦が法定の方式によって届け出るという要件が課せられているが，単なる届出では相続人を始め夫婦以外の第三者にはその存在が明らかではなく，新たな登記制度を創設するなどして公示が図られている場合以外は，相当な案とは言えない。（個人）

・　届出によるのでは，配偶者の貢献を相続分に反映させるための法改正としては不十分である。また，単なる届出では，夫婦以外の第三者にはその存在は明らかでなく，公示方法の検討も必要となり，さらには，届出をしないうちに被相続人の判断能力がなくなった場合にどのように対応するのかという問題もある。（個人）

【乙－１案に関するその他の意見】

・　【乙－１案】における届出の有無など法定相続分に影響を及ぼす事実については，相続される債権の債務者がその存否や内容を容易かつ正確に知り，各相続人の法定相続分を正しく判断することができるよう，制度の設計に当たっては適切な配慮が必要である。（損保協）
・　金融機関は，各相続人の法定相続分を把握するに当たって，配偶者の法定相続分を引き上げる旨の届出の有無を確認する必要が生じ，また，遺言と届出の先後関係を明らかにしなければならなく，手続上の負担となってしまう。そのため，この関係が明らかになるような仕組みを検討してもらいたい。（全信金協）
・　法定相続分の引き上げを届出に係らしめるとなると，事後に，届出の有効性をめぐって紛争が誘発されるおそれがあること，遺言による相続分の指定と併存させる意義が乏しく，いたずらに法律関係が複雑になるおそれがあることなど，実務上の問題点の指摘が比較的多かった。なお，届出の撤回を認めるか否かについては，遺言の撤回が認められることと届出の撤回は平仄が合っているとする意見もあった一方で，撤回の有効性をめぐる紛争が誘発されるなどして法的安定性が害されることを懸念する意見もあった。（最高裁）
・　夫婦の合意により法定相続分を引き上げるのは，一定の要件の下で，相互に相続分指定をする遺言を作成したのと同じことになり，共同遺言を禁止する理由が妥当する。（個人）

⑶　【乙－２案】について（一定期間経過後，当然に法定相続分が変更されるという考え方）（「⑶」）

【賛成】福岡弁，新潟弁，札幌書士，東京書士，全国青司協，京都書士，旭川書士，女性法協，東京税，レガシィ，個人９件

・　制度を導入するとすれば，【乙－２案】に賛成する。配偶者の貢献を考慮する方策として一定の合理性を有し，基準として明確であり，【乙－１案】のような公示手段，撤回・修正等に係る諸問題が基本的に生じない点でも優れている。この規律の適用を望まない者や，婚姻期間が所定期間に達しなくても同様の考慮をしたい当事者は，積極財産に関する限り遺言で相続分を変更することができるのであるから，特段の不都合はないと思われる。（福岡弁）
・　定型的で最もわかりやすく賛成できるが，増加分と必要な経過期間についてなお議論が必要である。（新潟弁）
・　【乙－２案】に賛成するが，そもそも配偶者の法定相続分を引き上げるべきかについては，なお慎重な検討を要する。（札幌書士）
・　【乙－２案】は，基準としての簡明さにおいて３案中最も優れており，相続開始後速やかに相続登記を実現することが可能である。なお，期間は２０年間とすべきである。（東京書士）
・　法定相続分の変動について，相続債権者など利害関係を有する者を保護する必要があり，客観的に相続分が判断できることが望ましい。一律に法定相続分を引き上げると，別居期間が長期に及んでいるなど婚姻関係が実質的に破綻している

場合に相続人間の公平に反するとの指摘があるが，これは現行法にも当てはまる問題である。なお，引き上げの基準となる婚姻期間は２０年とすべきである。（全国青司協，個人）

・　相続法は，できる限り国民に理解しやすい制度であること，法の適用も明確でわかりやすいものであることが必要であることなどから,【乙－２案】に賛成する。なお，一定期間は２０年とすべきである。（京都書士）

・　昭和５５年改正当時と比較して，現在の方が子の数が減っており，相対的に子一人当たりの相続分が大きく，配偶者の相続分は少なくなっている。現行法では，子が一人の場合には，配偶者と子の相続分は同じとなるが，両親から養育の恩恵を受けた子と，養育に携わりながら財産形成に寄与してきた配偶者が同じ相続分というのは公平に反する。【乙－１案】は，届出を要件とするもので迂遠であり，公示方法等も問題となる。【乙－２案】の方が，簡潔・簡明である。（女性法協）

・　債権者等の第三者との関係を画一的に処理する必要性から,【乙－２案】に賛成する。ただし，老齢になった後に再婚した場合など，婚姻期間が短いものもあり，婚姻と同時に相続分が２分の１となることには違和感があることから，婚姻期間２０年未満の場合の相続分２分の１には，２０年かけて比例的に増加していくようにすることを提案する。（東京税）

・　【乙－２案】に賛成である。なお，配偶者の法定相続分が現行より引き上げられることにより，相続税法の仕組み上，配偶者の税額軽減額が増加し，一次相続（配偶者が相続する際）における国家の相続税収が減少し，代わりに二次相続（子が相続する際）における当該税収が増加するといった影響が起きるものと推測されるが，一次的に租税による歳入の減少が起きるという一点を除けば，国家財政上大きな問題はないものと思われる。また，配偶者の法定相続分の引き上げがされることにより，子が生存配偶者の存在を尊重すべき道理を意識・知覚しつつ，遺産分割を行う慣習を定着させる効果を促し，人倫に照らして好ましい影響をもたらすのではないか。（レガシィ）

・　【甲案】の増加額等の算定は容易ではなく，一定期間の経過を要件とする【乙案】の方が優っている。【乙－１案】は，合意や届出が必要で煩雑であり，合意そのものがトラブルになる可能性がある。【乙－２案】のように当然に引き上げる方が妥当であり，不都合であれば遺言で修正することができる。（個人）

・　【乙－１案】は，届出先，届出期限，撤回の可否，債権者に対する配慮等の解決すべき諸問題があり,【乙－２案】が望ましい。【乙－２案】を原則としつつ,【甲案】も選択することができることとする制度が考えられる。（個人）

・　形式的な夫婦関係継続の場合には不相当となる場合もあり得るが，婚姻期間を問わない現行法よりは，夫婦関係継続の事実状態を反映できる。（個人）

・　【乙－２案】は，年数経過を唯一の要件としている点で，相続分が誰にでも明確であり最も妥当な案である。（個人）

・　【乙－２案】は，法定相続分の基準が明確化されており，国民にも理解しやすいものと考えられる。ただし，相続分が増える時期を一律２０年経過時とするよ

りも，１０年を超えて１年経過毎に相続分を段階的に引き上げ，２０年経過時を上限とする等の方策の方が妥当であると考える。（個人）

・　賛成。ただし，婚姻成立後１５年とするのが妥当ではないか。（個人）

・　誰にでも計算が可能な【乙－２案】が妥当である。（個人）

・　婚姻後少なくとも２０年が経過していれば，配偶者の貢献や生活保障に重点を置くものとして，また法定相続分の変動が第三者にも容易に判明することから賛成。ただし，適用除外事由を設けるべきではなく，信義則等の一般条項により対応しうると考える。（個人）

【乙－２案に反対する意見】

・　期間の経過のみを要件とするため，配偶者の貢献という法定相続分の増加の正当性を担保する要因は全く無視される。適用除外事由を設ければ，これを巡って争いが発生することに加えて，この争いが終了するまでは債務承継の割合も決まらず，相続債権者は各相続人にいくら請求しうるかも決まらない。（日弁連）

・　夫婦関係の破綻といった事情を考慮しないとすれば，相続人間の公平をかえって損なう結果となり妥当でない。他方，適用除外事由を設けるとすれば，基準の明確性を欠くこととなり，その結果，紛争の複雑化・長期化を招くおそれがある。（東弁全期会）

・　婚姻期間が長いが配偶者の貢献度が低い場合についてまで一律に法定相続分を引き上げることになる。これを回避するために適用除外事由を定めようとしても，夫婦の関係性は多種多様であって，適用除外とするべき場面を適切に定めることは困難であり，仮に複雑な要件を定めるとしたのでは，【乙－２】における画一性というメリットが消滅してしまう。（東弁法制委）

・　婚姻関係の実質的破綻が長期間に及んでいる場合など，被相続人の財産形成に対する配偶者の貢献の程度が低い事案においては，かえって相続人間の公平を損なう結果となる。適用除外事由を設ける場合には，それに該当するか否かについて紛争を招き，紛争の複雑化・長期化の原因となるおそれがある。（沖縄弁）

・　期間の経過と一律に財産に対する寄与の増加を認めることが論理的に根拠づけられるのか疑問である。婚姻関係が破綻している場合に適用除外を検討されているが，婚姻関係の破綻を判断する手続が想定し難く，本制度の創設により紛争の増加が予想される。（広島弁）

・　配偶者の貢献が認められない別居期間も当然に婚姻期間として算入することになり，他方で，内縁期間中の財産形成に対する寄与は全く考慮されず，配偶者の寄与の程度が高い場合に相続分を増やすという意図が必ずしも十分に実現されていない。（第二東京弁）

・　例えば被相続人の死亡時期が１日違うという偶然の事情によって法定相続分が大きく異なることになり，権利の変動が大きすぎる。また，延命治療や交通事故等，偶然とは言い切れない事情が介在した場合などに紛争が拡大する可能性もあるなど，社会の各方面に多大な混乱を生じるおそれがあり，妥当でない。（神奈川

弁）

・　適用除外事由を設ける場合の適切な除外事由の規定が可能なのかが疑問である。婚姻関係の破綻などの実質的な事由を定めれば，更なる紛争を惹起することになりかねず問題である。（長野弁）

・　画一的に過ぎるのではないか。他方で，婚姻関係破綻などの適用除外事由を設けると，この案の利点である形式性・簡明性を減殺し，共同相続人間の紛争の長期化・複雑化を招くことになる。（仙台弁）

・　簡明な案であるが，【乙－１案】と同様に，遺留分の趣旨に反しないか疑問がある。また，高齢になって再婚した場合でも一定期間が経過すれば法定相続分が増えることになるが，この場合の遺産は主に再婚前に形成された財産と思われ，法定相続分を増やす理由に乏しい。また，別居期間が長く相互の貢献がない夫婦であっても法定相続分が増えることになり妥当でないし，適用除外事由を設けた場合には，それを巡って紛争が複雑化・長期化する可能性がある。（大阪弁）

・　自動的に法定相続分が変更されると，配偶者の債務を予想に反して多く負担させられることになったり，事業承継の計画を立てることが困難になる。（新潟弁の一部）

・　適用除外事由等について紛争となり，実務上の運用で困難が生じることが考えられる。（大阪書士）

・　婚姻後の夫婦の財産形成に貢献した配偶者と，貢献していないか貢献度の少ない配偶者とを区別することなく一律に法定相続分を引き上げる結果となり，支持できない。（東京青司協）

・　一定の期間経過により，一律に法定相続分を増加させることが，配偶者の貢献を反映するという本試案の趣旨に合致していると言えるか疑問である。（福岡青司協）

・　期間経過を唯一の考慮要素とすることには疑問がある。婚姻が事実上破綻しており，被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与の実質がないような期間が含まれている場合でも，一律に期間に算入されることが相当と言えるか。（岡山書士）

・　被相続人の意思に反して配偶者の相続分が当然に引き上げられることになり，問題がある。（愛媛書士）

・　仮に夫婦の関係が破綻していた場合であっても相続分が変わることになり，適切ではない。（滋賀書士）

・　昨今の夫婦関係の在り方に鑑み，婚姻が長期間にわたることと，夫婦関係が円満であること及び財産形成への貢献度が高いことは必ずしも結びつかないと考えられ，一定の婚姻期間を経ることにより自動的に配偶者の法定相続分を増やすことは適切でない。（日税連）

・　遺産分割を夫婦の貢献の度合いに係らしめるとする，遺産分割の根本的な見直しの趣旨に反する。（相続学会）

・　婚姻関係が破綻していた夫婦であっても法定相続分が当然に引き上げられるのは不合理である。（東京家事調，個人）

・　婚姻関係が破綻していた夫婦であっても法定相続分の増加を認めることになってしまうが，他の相続人の法定相続分を減少させることを正当化できるか疑問である。（家事問題研）
・　長年事実上離婚状態にある夫婦の一方が死亡すると，他方配偶者が高額な遺産を相続することが可能になってしまい，不合理である。（明治大）
・　子が介護を行った場合であっても，貢献していない配偶者を保護する制度となる。（相続研）
・　【乙－２案】は，被相続人の意思を無視している点で妥当でない。また，婚姻期間のみで相続分が増えると，長年別居して財産形成に全く関与していない者も相続分が増加するという不合理が生じる。（個人）
・　意思にかかわらず法定相続分が引き上げられることになり，不満を抱く者が存在するかもしれない。適用除外事由を設けても新たな紛争を招くことになりかねない。（個人）
・　配偶者の法定相続分は，婚姻期間にかかわらず同じにすべきである。（個人）
・　配偶者の保護に偏ったものであり，婚姻成立日から一定期間経過した配偶者の相続分を引き上げるのであれば，一定期間以下の配偶者の相続分を引き下げることで，他の親族とのバランスをとる必要がある。（個人）

【乙－２案に関するその他の意見】
・　適用除外事由について，現行制度でも実質的に婚姻関係が破綻している配偶者の相続分を低減する制度はなく，遺言により一定程度修正することができるという枠組みで足りるのではないか。（新潟弁）
・　適用除外事由を設けることは，中間試案の補足説明に記載されているような弊害があることから，設けるべきではない。（東京書士）
・　法の適用を明確にすべきこと，婚姻関係が破綻している場合には離婚すべきことから，適用除外事由は設けるべきではない。（京都書士）
・　婚姻期間の経過等を確認する必要が生じることから，例えば，戸籍にその旨を記載するといったなるべく簡便かつ正確な確認が可能な手段を整備すべきである。（全銀協）
・　仮に適用除外事由を設けることとした場合には，その適用除外に該当するかの争いの余地がないような規定にするなどして，後日紛争にならない制度設計・運用を行うべきである。（全銀協）
・　配偶者の法定相続分が引き上げられることに伴い，遺留分も増加することになる。これにより，遺留分侵害のないように遺言を作成したつもりであっても，配偶者から遺留分減殺請求が可能となって混乱が生じるような事態がないように，経過措置を講じるべきである。（全銀協）
・　金融機関は，各相続人の法定相続分を把握するに当たって，被相続人の配偶者の婚姻期間の経過等を確認する必要があるため，簡便かつ正確な確認が可能な手段の整備を検討いただきたい。（全信金協）

・　【乙－２案】は，【乙－１案】よりも明快であるが，そもそも配偶者の相続分を現行法よりも引き上げる必要があるかについて，なお検討の余地があるように思われる。（広島大）

・　【甲案】，【乙-１案】と比較して相対的に【乙-２案】に対する実務上の問題点の指摘は少なかったが，【乙-２案】に対する実務上の問題点として，適用除外事由の有無にかかわらず，婚姻関係の破綻等を理由として法定相続分の引き上げに反対する旨の主張がされるなどして，審理が複雑化・長期化し，当事者の負担が増大するおそれがあること，法定相続分の引上げに必要な法定の期間を完成させたいとの思惑，又は逆に完成させまいとの思惑から，婚姻関係の破綻をめぐる争いが激化するなどして審理が複雑化・長期化するおそれがあることなどが指摘された。

また，適用除外を設けることについては，法定相続分が前提となるあらゆる紛争において，被相続人とその配偶者の婚姻関係が破綻していたか否かが争点となり，これをめぐって審理が大いに複雑化，長期化し，当事者の負担が増大するおそれがあること，被相続人の配偶者が含まれる事件ごとにその法定相続分の判断が区々になり，法律関係が錯綜するおそれがあること，被相続人とその配偶者の婚姻関係が破綻していたか否かという事情は，親族以外の第三者からはおよそ判断できないため，こうした事情によって法定相続分を変動させる余地を認めることは第三者の予測可能性を大いに害するおそれがあること等，実務上の問題点が数多く指摘された。（最高裁）

【乙案全体に関する意見】

（賛成する意見）

・　高齢化社会が進む中，高齢となった生存配偶者の生活保障のために，その法定相続分を引き上げることは必要である。ただし，婚姻期間を２０年あるいは３０年とする点については検討の余地がある。また，引き上げるだけでなく，婚姻期間が短い場合の引き下げも検討されるべきではないか。（ひかり）

・　配偶者の法定相続分を２分の１から３分の２にするのは妥当である。子供たちは成人まで育ててもらったことで十分であり，親の遺産に期待するべきではない。（個人）

（反対する意見）

・　本来，実質的夫婦共有財産とは異なり，被相続人の固有財産は，少なくとも同順位の相続人には公平に相続されるべきである。しかし，【乙案】のような改正がされると，被相続人に嫡出子と嫡出でない子がいる場合に，被相続人が死亡し，その後配偶者が死亡した場合には，増加した配偶者の相続分は，最終的には嫡出子のみが相続することになる。このような結果は，嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等であるべきとした平成２５年最高裁判決の意義を減殺するものである。（東弁法制委）

・　【乙案】は，法定相続分をとりあえず固定的に定めた上で，その変更を望む場

合には遺言によって相続分を指定することができるという現行制度と比較した場合に，特に優位性が認められない。（兵庫弁）

・　【乙案】によれば，婚姻成立後一定期間の経過前は何らの見直しもされないのに対し，婚姻成立後一定期間の経過後は，実質的共有財産がなくとも，また配偶者の貢献がなくとも，法定相続分が引き上げられる結果となり，さらに，一定期間が経過するか否かという一日の違いで全く違う結果となるという不合理が生ずる。（山梨弁）

・　【乙案】は，婚姻成立後一定期間を経過したことを要件として，配偶者の法定相続分を引き上げる案であるが，配偶者の貢献度は必ずしも婚姻期間に比例して増加するわけではないと思われるため，婚姻後一定期間の経過という事情のみに基づいて配偶者の相続分を引き上げることには疑問がある。かえって遺産相続をめぐるトラブルが増大する結果となる。（札幌弁）

・　【乙案】によると，債権者は相続分の引き上げの有無を資料等により確認しない限り，配偶者の法定相続分を確定することができないことになるが，法定相続分は一律に法定されているからこそ明確性が確保されているのであり，婚姻期間や引き上げの有無を調査しなければ法定相続分がわからないというのであれば予測可能性を損なうおそれがある。また，法定相続分が引き上げられた後も，遺言によってそれとは異なる意思表示をすることはなお可能であるし，そもそもこのような手続きによらなくても，遺言により相続分を指定すれば配偶者の具体的相続分を増やすことが可能であるから，制度化する実益があるか疑問が残る。（日司連）

・　【乙案】は，形式的かつ画一的な処理であり，配偶者の貢献の程度を正確に反映しているとは言えず，支持できない。（千葉青司協）

・　被相続人の財産形成に対する配偶者の貢献の有無やその度合いは夫婦毎に異なるため，婚姻年数だけを考慮して一律に配偶者の法定相続分を加算することは，必ずしも法の趣旨にそぐわない。【乙－２案】において適用除外事由が定められた場合には，より一層法定相続人間で無用の紛争を招くおそれがあり，遺産分割手続の長期化が懸念される。（野村證券）

・　【乙案】は，相続財産増加を狙った形骸的な婚姻を助長するおそれがある。（個人）

・　【乙案】は，【甲案】に示されていたような，被相続人の婚姻前からの所有財産や婚姻後に相続・贈与によって取得した財産を区分することなく，全ての財産の法定相続分及び遺留分を引き上げることになるが，不合理である。（個人）

・　婚姻後一定期間が経過すれば，配偶者の財産形成や増加に貢献していなくても法定相続分が引き上げられてしまい，実質的夫婦共有財産の清算を強調する観点から平仄がとれない。（個人）

・　【乙案】は，当事者の意思によるかどうかの別はあっても，一律に相続分を増加させる案であり，配偶者の貢献を反映させる方法になっていない。将来相続法を改正する機運が高まった際の足かせになる可能性もある。（個人）

（その他の意見）

・　【乙案】を採用した場合には，相続人に対して円滑に相続手続を実施することができるように，金融機関は相続人から提出される何らかの公的書類により配偶者の法定相続分（又はその計算根拠となる条件）が容易に確認できる制度の整備を要望する。また，相続人から当該書類の提出がなく，金融機関が従来の法定相続分と判断して処理した場合には，金融機関は免責されるものとしていただきたい。（信託協会）

・　見直しを行う場合には，遺言に基づく財産承継，生前贈与，信託の設定等が，遺留分減殺請求によって影響を受けないように経過措置を講じることを要望する。（信託協会）

・　法定相続分が増加する一定期間について，これを一律に定めることには疑問がある。１９年あるいは２９年で相続が開始した場合に，画一的な運用に対する批判が出るのではないか。また，一定期間の経過による法定相続分の増加を認めると，反面において，一定期間が経過していない配偶者の２分の１の法定相続分は高すぎるのではないかという問題を提起する。（個人）

・　配偶者の相続分を３分の２に増やすのは悪くはないが，高齢になってからの再婚で事実上家族関係がない場合などにまで無条件に相続分が増えるのは相当ではない。（個人）

・　２０年以上連れ添うことができずに死亡してしまう場合もあるのではないか。また，夫婦関係が破綻したまま籍をいれている夫婦や，事実婚の夫婦に対する考慮も必要である。（個人）

⑷　【甲案】【乙案】いずれにも反対

日弁連，第一東京弁，第二東京弁，東弁法制委，仙台弁，長野弁，沖縄弁，神奈川弁，大阪弁，兵庫弁，山梨弁，福岡弁，群馬弁，札幌弁，広島弁，新潟弁（一部），福岡青司協，愛媛書士，東京家事調，家事問題研，相続学会，企業研，相続研，明治大，よろずやゼミ，ソレイユ，個人２４件

・　昭和５５年改正における配偶者の法定相続分の引き上げでは配偶者にとって不十分・不都合であるに至った等の立法事実が存在するのかが不明である。また，本試案は，【甲案】【乙案】とも，遺産分割紛争の複雑化・長期化に対する懸念から，相当割り切った形式的な考え方が採られている。このような指向や考え方が，多様な夫婦関係の実態に即した遺産分割を実現し，相続人間の公平に合致するのか疑問である。見直すべきは配偶者の法定相続分や具体的相続分ではなく，寄与分制度の運用であると思われる。（日弁連）

・　【甲案】【乙案】いずれも画一的に過ぎ，夫婦の実態に照らして具体的妥当性を損なう場合があることが危惧される。そもそも，配偶者について，現行の相続分を超える画一的な保護が必要であるという立法事実は認められず，寄与分制度の積極的な解釈運用によることが可能であり，実質的に妥当な解決を図ることができる。（第一東京弁）

・　昭和５５年の改正によって引き上げられた配偶者の相続分について，これを更に引き上げなければならないとする立法事実が認められるのか疑問である。（第二東京弁）
・　現行法以上に配偶者の保護を厚くすることに合理性があるのかは慎重に検討されなければならず，いずれの案もこのままでは賛成し難い。現行の配偶者の法定相続分は比較法的に見て必ずしも少ないわけではなく，それにもかかわらず配偶者の貢献度に応じて法定相続分を引き上げるには，これと密接に関連する婚姻制度や夫婦財産制度との整合性に十分に配慮する必要がある。婚姻制度や夫婦財産制度，さらには事実婚の配偶者や嫡出でない子に関する法制を見直すことなく，配偶者の法定相続分のみを見直すことは妥当でない。（東弁法制委）
・　配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するという趣旨は重要であるが，【甲案】【乙案】いずれも一長一短であり，どの案にも積極的には賛成し難い。（仙台弁）
・　各案それぞれについて問題があり，現行のまま遺言によって相続分を指定する方が柔軟な対応が可能となる。（長野弁）
・　必ずしも日本における生存配偶者の財産的地位が脆弱であるとは言い切れず，また，遺言による相続分指定で対処することが可能であり，配偶者の法定相続分を引き上げる立法事実が明らかになっていない。（沖縄弁）
・　被相続人の財産形成に貢献しうるのは配偶者だけではなく，内縁関係にある者，子，兄弟姉妹等も考えられ，配偶者の相続分を一律に増加させる理由はない。（神奈川弁）
・　現行法においても配偶者は十分な相続分が与えられている。むしろ，夫婦関係が多様化している中にあって，法律上の配偶者のみをことさらに優遇する措置は，時代の趨勢に合わない。（大阪弁）
・　夫婦関係には様々なものがあり，配偶者の貢献度も様々である。そのような差異を過不足なく反映する法制度を設計することは，もとより困難である。また，現状以上に配偶者の相続分を増加させることを求める世論はなく，立法事実もない。（兵庫弁）
・　配偶者の相続分を増大させることは，内縁関係にとどまる夫婦にとっては大きな不利益になる可能性がある。また，夫婦関係が破綻しながら法律婚にとどまっている配偶者を保護しすぎるのも問題がないとはいえない。（山梨弁）
・　配偶者の貢献を適正に評価する制度の検討は諸外国の法制等と比べても不十分と思われる点もあり，必要であると考える。もっとも，その方法を，死亡時の相続場面に限定して実施するのは無理が大きい。例えば，ドイツ法制を見ると，そもそも夫婦財産制度の規律が整備されており，清算制度については，離婚等の生存中のものと併せて死亡時の清算制度が定められている。（福岡弁）
・　改正の必要性がなく，定着した実務を混乱させる。（群馬弁）
・　反対である。民法第９０４条の２第１項の第２文として，「長年にわたり寄与した配偶者があるときは同様とする」との規定を設ければ足りる。（札幌弁）
・　配偶者の相続分を見直す必要性がどの程度あるのか疑問である。調停実務上，

配偶者の相続分を３分の２とする等の引き上げの必要性は認められない。（東京家事調）

・　前回の法改正における配偶者の相続分の引き上げが現在では不十分，不都合であるに至ったといった立法事実が示されているとは言い難い。（家事問題研）

・　配偶者の相続分が少なく支障が生じたという経験が思い当たらず，そもそも配偶者の相続分を増加させるべきであるとの立法事実もないと思われることから，今般の改正には反対する。（相続学会）

・　中間試案が念頭に置いている婚姻期間が長期に及ぶような事案こそ，遺言が有用な場面であって，むしろ遺言を活用するような制度設計が望ましい。なお，離婚時の財産分与との不均衡が指摘されているが，離婚という例外的事象の後始末で本来個別性が強いはずの財産分与と，より定型的な規制が望ましい相続とは，規制の仕方を異にするのが自然であり，両者を同一平面で捉える発想に対して疑問がある。（企業研）

・　いずれにも反対であり，配偶者の貢献については，一律に相続分を修正するのではなく，寄与分を見直し，より実質的に公平を図ることができる制度にすべきである。（相続研）

・　法定相続割合をさらに複雑化させるような法改正は時流に逆行し，反対である。（ソレイユ）

・　夫婦や家族の形は様々であり，配偶者よりも子の相続権を守らなければならない場合もある。配偶者の相続分の見直しは必要なく，現行のままでも，遺言を有効に使うことによって，個々の家庭に即した遺産分割への対応は可能である。（個人）

・　相続は，世代間の富の継承という面があり，この継承がうまく行かないと，国民経済全体に悪影響が出る。配偶者の相続分を引き上げることは，高齢者層に富が滞留する状況を悪化させるものであり，配偶者の相続分の引き上げは行うべきではない。（個人）

・　現行法以上に配偶者の相続分を引き上げる必要はない。（個人）

・　相続分を変更する必要があるのであれば，遺言によればよい。仮に相続分を見直すのであれば，婚姻期間の短い配偶者は，現行の法定相続分よりも少ない相続分にするべきである。（個人）

・　配偶者の相続分を増やして子の相続分を減少させることは，年長者に資産が蓄積していく傾向を助長し，相当でない。（個人）

・　配偶者の相続分の見直しは，夫が死亡した後の妻の生活の安定を確保する事例を前提にしていると思われ，夫が働き妻は家を守るというような日本の古典的家族観を助長し，女性の社会進出を進めることに逆行する。相続分を見直すのではなく，遺言制度の見直しによって対応するべきである。（個人）

・　法律婚，事実婚，同性婚も認め，互いの相続権を認めた上であれば賛成の余地もあるが，現行のまま配偶者の相続分のみの見直しをすることには反対である。（個人）

・　配偶者の権利ばかりを偏重しており不公平である。（個人）
・　今回の見直し案は，特定の婚姻形態のみを優遇しようとするもので，国民の社会経済生活の多様な実態を反映せず，また民法における改正の方向性について整合性を欠いたものと言わざるを得ない。婚姻は社会で自生的に成立する人間の営みであり，自由の幅が保障され，選択について中立な制度が望ましい。現行法の下で，個別事情については，遺言制度の活用によって自由な財産的評価の反映を図ることが可能であろう。（個人）
・　配偶者の法定相続分が現行法で足りないという立法事実は存在しない。離婚時の財産分与との関係については，その基礎となる対象財産が異なるし，主体も夫婦関係の二者関係か，その他の相続人も存在する多数者関係かで異なるものであって，単純に比較することはできない。また，相続分が増えるということは，相続税の負担が相対的に大きくなることにつながるのであり，必ずしも配偶者を保護することにはならない。（個人）・　婚姻期間が長期間であっても，配偶者が不倫を繰り返しているにもかかわらず，経済的な理由で離婚はできないような事案もあり，このような事案にまで配偶者の相続分を増加させるのは相当でない。（個人）
・　いずれの案も消極。相続を規律する法律は，国民にとってわかりやすく，かつ予測可能性の高いものであるべきと考える。配偶者の法定相続分は普遍的なものとして考えられるべきであり，なお慎重な検討をすべきである。（個人）
・　生存中に築いた財産については，生存中にその所有名義を明確にしておくべきである。配偶者だからといって被相続人が築いた財産を現行法以上に受け取る理由は見当たらない。また，被相続人が親世代から引き継いだ財産は，配偶者のものとなるのではなく，その子や孫世代に引き継がれるべきものと考える。以上から，配偶者の相続分を現行法以上とする方策は不要である。（個人）
・　配偶者の相続分は現行のままでよい。ただし，婚姻期間が異常に短い場合又は婚姻関係が破綻している場合には見直しが必要である。（個人）
・　中間試案は，個人より家という枠組みを強化するものであり，時代感覚からかけ離れたものである。配偶者の相続分を引き上げなければならないという広範で喫緊な社会事情があるのか疑問である。（個人）
・　配偶者が優遇されると，その財産は嫡出子に相続されることになるので，実質的には嫡出でない子に対する改悪となる。家族形態には様々なものがあり，配偶者を優遇し，子の相続分を少なくするのは適切な考えとはいえない。（個人）
・　婚姻の長さと実際の共同生活の長さは必ずしも同一ではない。法律婚を重視するあまり，生活の実態を軽視すべきではない。配偶者の相続分を増やす必要があると考える人は，遺言を残せば良い。（個人）
・　今後の高齢化社会の進展を考慮したとしても，配偶者の相続分を，現行法より増加すべきとする社会一般の要求ないし必要性があるとは思われない。（個人）
・　いずれの案にも反対であり，夫婦共有財産を明確にし，その２分の１を潜在的持分として認めるべきである。（個人）

・　配偶者の貢献については，配偶者の相続分を増加させるのではなく，夫婦財産契約の見直し，共通財産制の導入，離婚に伴わない財産分与制度の創設により，生前に夫婦の共有財産を清算する道を開くべきである。（個人）

⑸　配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には，兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとする考え方について（⑵（注３））

【賛成】日司連，千葉青司協，旭川書士，よろずやゼミ，個人４件

・　子どものいない夫婦の一方が死亡した場合に，被相続人の親が既に死亡していれば，現行法では配偶者と兄弟姉妹が共同相続人となる。配偶者と兄弟姉妹では被相続人の財産形成に対する貢献度に大きな格差があることに加え，特に高齢の夫婦においては，残された配偶者は被相続人の兄弟姉妹とは交流がないことも多く，遺産分割が円滑に進まないという事態を生じさせている。このような実情を踏まえて，乙案の採否にかかわらず，配偶者の相続権のあり方についてもあらためて検討すべきである。（日司連）

・　配偶者と兄弟姉妹では，被相続人の財産形成に対する貢献度に大きな格差があり，実質的夫婦共有財産の清算にはなじまない。また，残された配偶者と兄弟姉妹の間に人的交流がない場合は，遺産分割協議が円滑に進まず，いたずらに遺産分割事件の複雑化・長期化につながることが懸念される。（千葉青司協）

・　基本的には【乙－２案】に賛成するが，婚姻後２０年（３０年）を経過した配偶者がいる場合には，被相続人の兄弟姉妹は相続権を有しないものとするべきである。（旭川書士）

・　平成２６年度司法統計によれば，相続財産管理人等選任件数が年間１万８４４７件ある。この問題を解消するために，被相続人に配偶者がいない場合には，第４順位の相続人として，被相続人の父母の兄弟姉妹の子まで相続人の範囲を拡大してはどうか。また，被相続人に配偶者がいる場合には，相続人の範囲を第２順位（直系尊属）までにしてはどうか。（よろずやゼミ）

・　子がない夫婦の一方が死亡した場合に，残された配偶者は子に頼ることができず，老後のために財産を相続する必要がある。このような場合に，被相続人の親または兄弟姉妹が相続人になるのは不当であり，配偶者に全ての遺産を相続させるべきである。（個人２件）

【反対】日弁連，京都書士，大阪書士，近畿書士，岡山書士，個人２件

・　兄弟姉妹の相続分を一律に否定する必要はなく，遺言で対応することが可能であり，それで足りる。（日弁連）

・　配偶者に全財産を相続させたいのであれば遺言によることができる一方で，被相続人が全財産を配偶者に相続させたいと考えているとは限らない。また，例えば，それぞれ兄弟姉妹がいる夫婦が順次死亡した場合に，配偶者がいる場合には兄弟姉妹が相続人にならないものとすると，夫婦のうち後に死亡した者の兄弟姉妹が相続財産を全て相続することになるが，これは不均衡である。（京都書士）

・　配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には，兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとする考えには，血縁相続の観点から反対するが，兄弟姉妹の代襲相続（甥姪による相続）については廃止すべきである。（大阪書士，近畿書士）
・　子がいない夫婦でその一方（被相続人）が死亡し，その配偶者が相続財産全てを相続した場合に，その後配偶者が死亡すると，前記配偶者の血族（兄弟姉妹等）が，前記被相続人から相続した財産を含む前記配偶者の相続財産を相続することとなり，前記被相続人の血族（兄弟姉妹等）は，何らの相続財産も取得することができないという不合理な事態となる。そこで，このような事案において，前記配偶者が死亡した場合には，前記被相続人の血族と，前記配偶者の血族とが，それぞれ２分の１の割合で前記配偶者の相続財産を相続することとすべきである。（個人）

⑹　その他の意見

○　配偶者の相続分の見直しをする必要性について

・　配偶者の法定相続分を引き上げる必要性が一般的に存在するのか疑問である。また，遺言によれば足りる。（広島弁）
・　婚姻期間が長期に及んでいる場合には，相続に際して生存配偶者が高齢になっており生活保障の必要が高いと考えられる。その反面，相続人となる子は独立して生計を立てている場合が多いと考えられ，相対的に生活保障の必要性が低いことから，法定相続分を引き上げることに賛成する。（全国青司協，個人）
・　（【乙－２案】に賛成するが）配偶者の法定相続分を引き上げるべきか否かについては，慎重な検討を要する。家族の在り方が多様化した現代において，国家がどのような家族モデルを示すのかという議論を経て検討されるべきである。（札幌書士）
・　（【乙－１案】に賛成するが）生存配偶者の法定相続分を加重することは慎重にすべきである。他の相続人は自己の相続分が減少することになり，相続債権者等の利害関係を有する第三者は，資力の乏しい生存配偶者の法定相続分が引き上がり，同人が破産すると，債権回収額が減少することになる。（東京青司協）
・　被相続人と共に長年伴走し，その財産形成に貢献をした配偶者について，相続の場面で一定の加算を加える方針には賛成する。（日行連）
・　配偶者の相続分を増加させる方向性には賛成である（が，それだけでは介護問題は解決せず，親の介護を行った子については，相続分を増やすべきである。）。（個人）
・　高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢や婚外子の相続分を定めた民法第９００条第４号ただし書前段を違憲とした最高裁決定などに鑑みれば，配偶者を保護する方向性で配偶者相続権を検討する必要性がある。（個人）
・　配偶者の相続分を増やすことは賛成だが，婚姻期間の条件を設けることは反対である。また，配偶者の相続分を増やす場合でも，遺留分の割合を増加させる必

要はない。さらに，配偶者の保護の観点からは，相続時だけではなく，離婚時の権利も同様に保障すべきという議論をすべきである。（個人）

・　被相続人が再婚し，前婚の配偶者との間に子がいる場合に配偶者の相続分を増加させると，前婚の子の相続分が減少することになり，不当である。（個人）

・　配偶者相続分は現状で十分手厚い。これ以上の増加は不要である。また，配偶者が相続した被相続人の財産は，いずれ配偶者を通じて，配偶者の子どもに渡ることを考慮に入れて，双方に子がいる夫婦が再婚した場合なども考慮に入れて，子ども相互に大きな不公平感が生まれるようなことは避けるべきである。（個人）

・　現在では，子が独立した後夫婦の生活が長く，介護も子が行うことはないため，配偶者の相続分を手厚くするべきである。（個人）

○　相続分等に関するその他の意見

・　遺産分割の手続に先行して，実質的夫婦共有財産について離婚における財産分与と同様の清算を行った後，その残額について遺産分割を行うとする考え方が，夫婦が婚姻期間中に協力して形成した財産を適正に分配し，配偶者を保護する点で最も優れていると考えられる。（個人）

・　配偶者の相続分を考えるのであれば，その前に夫婦財産制を見直し，婚姻後取得した財産の所有関係をどのように取り扱うのか，事実婚や同性のパートナーとの関係をどのように考えるのかといった点も含めた法整備をし，その上で相続について検討するべきである。（個人）

・　配偶者の相続分を現行以上に増加する必要はないが，婚姻期間が１０年未満の場合や，婚姻関係が破綻している場合には，例えば，相続分を【甲案】の婚姻後増加額の２分の１とするなど，見直しをするべきである。（個人）

・　夫婦の貢献度に応じた要素を相続法に入れることは，夫婦の財産関係を複雑にしてしまうおそれがある。また，相手方配偶者の財産を相続するのが本来配偶者相続権であり，相手方配偶者の財産の中に自らの財産が混じっているので相続分が増えるという改正案が示している理論は，相続法の本来の姿から遠ざかることになる。なすべき事柄は，夫婦の財産の明確化を夫婦財産制で図り，相手方配偶者の財産つまり相続財産の明確化の作業を経て，遺産の分割に向かうべきであると思われる。（個人）

・　相続分について，婚姻期間や親族であった期間によって調整するべきである。例えば，法定相続分に達する期間を２０年とするのであれば，婚姻期間３年の配偶者の相続分は１／２×３／２０＝３／４０とするなど。（個人）

・　配偶者が死亡した場合には，他方配偶者又は実際に同居して世話をしている者に１００％相続させるべきである。また，子であっても介護を行わなかった者には相続権を認めず，他人であっても介護をした者に相続権を認めるべきである。（個人）

・　子の相続分について，親と同居する子の相続分を他の子よりも増やすべきである。（個人）

・　親の介護をした者としなかった者の相続分が平等である現行法制は相当でない。（個人）
・　昭和５５年１２月３１日以前の兄弟姉妹の代襲相続も甥姪にとどめるべきである。（個人）
・　親の世話をし，同居して守っている子には家屋を相続する権利を与え，その他の子については，金銭等を貢献度に従って相続できることとするべきである。（個人）
・　成年後見人など，制限能力者への後見的な役割を担った親族に対しては，法定持分割合を一定の割合で設定するか，要した経費相当分及びそれに要した労働対価を後見人報酬とは別にもらえるような制度を検討すべきである。（個人）
・　義理の親子間で養子縁組を行った場合に，両方の親から相続することができるのは不公平であり，どちらか一方の親からの相続を選択するか，相続分を法定相続分の２分の１ずつにするべきである。（個人）
・　被相続人の位牌・墓守を引き受けた相続人の将来の法事等の支出についても相続財産の分配において配慮すべきである。また，残された親，障害のある兄弟姉妹等の生活・看病を引き受けた相続人に対しても同様である。（個人）
・　長期間婚姻生活を続けた配偶者の相続分を増やすのであれば，事実婚を長く送っている者にも同様の法的取扱いをするべきである。（個人）
・　生命保険契約における保険金受取人指定を相続人とした場合に，現在の判例法理によれば，これは被保険者死亡時の相続人を指すものと解されるが，【甲案】及び【乙案】がこの判例法理に抵触しないことを確認する必要がある。また，改正法が施行される前に締結された保険契約に改正法の効力が及ぶか否か等について検討すべきである。（個人）

２　可分債権の遺産分割における取扱い

⑴　甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ，これを遺産分割の対象に含める考え方）

①　預貯金債権等の可分債権（注１）を遺産分割の対象に含めるものとする。

②　相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され，各相続人は，原則として，遺産分割前でも，分割された債権を行使することができるものとする。

③　遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には，可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。

④　相続開始後遺産分割終了時までの間に，可分債権の弁済を受けた相続人については，その弁済を受けた金額を具体的相続分から控除するものとする。

⑤　相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には，遺産分割において，その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。

⑥　相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合には，その相続人は，その法定相続分を超える部分の取得については，対抗要件を備えなければ，債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。

⑦　⑥の対抗要件は，次に掲げる場合に具備されるものとする。

㋐　相続人全員が相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

㋑　相続人の一人が次のｉ及びⅱに掲げる場合に応じ，それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき。

ｉ　調停又は審判により遺産分割がされた場合　調停調書又は確定した審判書の謄本

ⅱ　遺産分割協議が調った場合　遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面

㋒　債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合

⑧　⑦の通知又は承諾は，確定日付のある証書によってしなければ，債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

⑨　相続人は，その相続分を保全するため必要があるときは，家庭裁判所に対し，遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする（注２）。

（注１）預貯金債権以外の可分債権，例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては，なお検討する。

（注２）この場合には，遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分の申

立てを認めること（いわゆる本案係属要件を不要とすること）も併せて検討することを想定している。

⑵　乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし，かつ，遺産分割が終了するまでの間，可分債権の行使を禁止する考え方）

①　預貯金債権等の可分債権（注１）を遺産分割の対象に含めるものとする。

②　相続人は，遺産分割が終了するまでの間は，相続人全員の同意がある場合を除き，原則として，可分債権を行使することができないものとする（注２）。

③　甲案の③から⑧までと同じ。

（注１）甲案の（注１）に同じ。

（注２）相続人全員の同意がある場合以外に，相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については，なお検討する。この点については，例えば，㋐各預金口座の相続開始時の残高（一口座当たりの上限を設けることが考えられる。）に一定割合を乗じた額に満つるまでは，相続人に権利行使を認めるものとすることや，㋑現行の審判前の保全処分（仮分割や遺産管理人の選任等）について，その特則を設け，発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。

⑴　可分債権を遺産分割の対象とすることについて（「⑴・①，⑵・①」）

【賛成】第一東京弁，広島弁，札幌弁，神奈川弁，沖縄弁，大阪弁，兵庫弁，東弁全期会，日弁連，東弁法制委，埼玉書士，大阪書士，千葉青司協，東京青司協，近畿書士，全銀協，広島大，日行連，相続学会，女性法協，個人３件

・　金銭債権に対する一般市民の感覚，現在の金融実務，遺産分割協議における調整機能を考慮したとき，可分債権を遺産分割の対象とすべきである。（第一東京弁）

・　可分債権を遺産分割の対象に含めることで，可分債権を当然分割とする現行法よりも柔軟な遺産分割が可能となり，ひいては遺産分割に関する紛争の減少に資する。（広島弁）

・　可分債権を遺産分割の対象外とすると，金融機関は，法定相続分の修正要素（遺言，寄与分，特別受益等）が全く見えないまま，リスクを取って支払に応じなければならなくなる。（埼玉書士）

・　遺産分割調停において，預貯金債務も遺産分割の対象に加えているのが通常である。実務の運用と合致する提案であり，賛成である。（東京家事調）

・　遺産は全て遺産分割の対象となるというのが市民感覚である。（千葉青司協）

・　共同相続人間の公平を図り，遺産分割の際の調整手段としても有用であることから，賛成する。（東京青司協）

・　【甲案】【乙案】とも一長一短であり，現時点でいずれの案が適切かについて意見の統一を図ることは困難であるが，可分債権を遺産分割の対象とする方向性については賛成する。（全銀協）

・　現行実務においては，一人でも遺産分割前の払戻しを希望する相続人がいれば，

遺産分割の対象に含めることができない。可分債権を遺産分割の対象とすることによって，遺産の全部についての一回的解決が可能になる。（広島大）

【反対】　なし

【その他の意見】

・　現在，遺産分割の対象の審理が最高裁大法廷に係属していることから，当該事件の最高裁の判断を踏まえて検討すべきである。（札幌弁，神奈川弁，沖縄弁，ひかり，個人）
・　最高裁判例が，可分債権は相続によって当然に分割承継されるとしていることからは，【甲案】の結論を導くのが素直であるが，現在，同様の問題に関する遺産分割事件の審理が最高裁大法廷に係属していることから，今後の裁判所の判断を待って改めて検討する必要がある。（東弁法制委）
・　被相続人が金融機関から借り入れをしており，当該金融機関に預金債権が存在する場合に，金融機関が債務は遺産分割の対象とされないとして預金債権と相殺してしまうと，預金債権を遺産分割の対象とすることとのバランスが取れなくなる。相殺可能な預金債権と借入金が同一金融機関に存する場合，金融機関からの相殺を可能とするのか否かの検討が必要である。（相続学会）
・　相続開始後，遺産分割も経ていないのに，相続人が自らの物としうる解釈は，相続法の観点から理解し難い。遺産分割に先立ち，自らの物としてしまうことは，遺産分割が形骸化することにもなり得る。このような遺産分割のなし崩し的帰属は，相続に関連して多くの場面で解釈の名の下に現れている。これは，我が国の相続法の重要な問題である。民法第９０９条ただし書の意味・解釈を再考することから始めるべきである。（個人）

⑵　遺産分割の対象となる可分債権に，預貯金債権以外も含めることについて
（「⑴・①・（注１），⑵・①・（注１）」）

【賛成】東弁全期会，東弁法制委，長野弁，沖縄弁，第一東京弁の一部，個人

・　預貯金債権に限定すると，相続開始前に相続人が無権限で多額の預貯金の払戻しをした場合に，それによって生じた不当利得返還請求権等について特別受益による調整ができないことなり，相当でない。預貯金債権以外の可分債権を遺産分割の対象に含めることによる紛争長期化のおそれについては，一部分割の審判等の方策によって対応すれば足りる。（東弁全期会，東弁法制委）
・　現行の可分債権が当然に分割され，遺産分割の対象外となることの問題点は，特別受益などが考慮されず，相続人間の実質的公平が図れない点にある。不法行為に基づく損害賠償請求権について当然に分割されるものとし，遺産分割の対象に含めないとすると，例えば，被相続人が，交通事故で死亡し，多額の賠償金が予想される場合に，相続人間の公平を図ることができなくなってしまい，不合理である。また，立証の難易により，当然分割か否かを区別する理論的根拠は乏し

い。（長野弁）

・　可分債権は遺産分割の調整手段として有用である。また，遺産分割の対象とすることによって特別受益や寄与分を考慮して相続人間の実質的公平を図ることが可能になる。さらに，遺産分割の対象になるというのが通常の当事者の認識だと思われる。（沖縄弁）

・　預貯金債権以外の可分債権を遺産分割の対象に含めることによる弊害は，審判により法定相続分で取得させることができる旨の特則を設けることによって解決することができる。（第一東京弁の一部）

・　例えば被相続人所有のアパートの賃料債権についても遺産分割の対象に含めることが望ましく，遺産分割の対象となる可分債権を預貯金債権に限定する必要はない。（個人）

【反対】日弁連，第二東京弁，長野弁，福岡弁，仙台弁，広島弁，大阪弁，第一東京弁の一部，岡山書士，東京税，東京家事調，家事問題研，個人２件

・　預貯金債権以外の貸金，不法行為，使途不明金等に関する債権を全て含めると，その存否，金額，評価（回収見込み）をめぐる争点が増加することになり，紛争が複雑化・長期化することが見込まれることから，遺産分割の対象に含める債権は，預貯金債権に限定すべきである。なお，預貯金債権に限定すると，多額の特別受益のある相続人が相続開始前に不当に預貯金の引き出しをすることを誘発するとの指摘がある。しかし，このような引き出しは現行法の下でも珍しいことではないし，不法行為請求権を遺産分割の対象に含めると，過去何年にもわたる預貯金の引き出しを問題とし，しかも，預貯金の引き出しについての被相続人の同意の有無や使途までも明らかにしないと不法行為の成否が判断できず，紛争の複雑化・長期化を招くことは明らかである。（日弁連）

・　遺産を分割する際の調整手段として有用で実務上最も問題となる預貯金債権を取り上げれば足りると考える。（第二東京弁）

・　不法行為に基づく損害賠償請求権，不当利得返還請求権は，預金債権などのように存否や債権額が明確でなく，存否や債権額を確定するために，遺産分割が長期化するおそれがある。（長野弁，福岡弁）

・　可分債権には，その発生原因やこれに付随する法律上・事実上の個別事情が存するところ，債権の有無・額・評価についての紛争を遺産分割に持ち込むことは望ましくなく，遺産分割の対象に含める可分債権は，預貯金債権に限定すべきである。（仙台弁）

・　原則として消極。遺産分割における調整機能という観点からは，債権の存在が確実でなければならない。このような観点からは，判決等の債務名義が存在し，被告の資力にも問題がないなど，例外的な場合には認めることもできる。（広島弁）

・　不法行為に基づく損害賠償請求権等まで遺産分割の対象に含めると，請求権の存否や額について相続人間で争いとなり，かえって遺産分割手続が煩雑になったり遅延したりといった弊害があることが予測できる。遺産分割手続を円滑かつ迅

速に進めるためにも預貯金債権以外の可分債権を取り込むことは妥当でない。（大阪弁）

・　預貯金債権が実務において特に調整機能を果たしている点を重視するとともに，債権の存否，額等の確定を待たなければならない債権（例えば不法行為に基づく損害賠償請求権等）を対象とすれば，遺産分割手続が遅延しかねないことから，対象は預貯金債権に限るべきである。（第一東京弁の一部）

・　預貯金債権以外の可分債権を遺産分割の対象に含めると，遺産分割協議が紛糾し，長期化する。（岡山書士）

・　不法行為に基づく損害賠償請求権は，司法手続等で決定しているものだとしても，権利行使が滞りなく行われる可能性は１００％ではない。実現可能性の明らかでない債権を遺産分割の対象とするのは妥当でなく，その権利行使が不可能となったときに，相続財産をめぐる新たな紛争の原因となるおそれがある。（東京税）

・　不法行為に基づく損害賠償請求権は，その存否，額，回収可能性の不確実な債権である。また，第三者に対する請求権は，遺産分割手続の中で，具体的に確定することはできない。さらに，相続人間における使途不明金についても，遺産分割の対象とした場合には，証拠に乏しく，紛争が複雑化・長期化することが懸念される。なお，対象を預貯金債権に限定すると，不当な預金の引き出しを誘発するとの指摘もあるが，不法行為に基づく損害賠償請求権を遺産分割の対象としたからといって不当な預金の引き出しを防止できるものではないし，預金の引き出しは相続開始直前に限らず，過去数十年に遡って問題とされる事柄である。（東京家事調）

・　預貯金債権（ただし，金融機関に対する可分債権が預貯金債権に限られるのかについてはなお検討を要する。）以外に，貸金，不法行為，使途不明金等に関する債権を全て含めると，その存否，金額，評価（回収見込み）をめぐる争点が増加することになり，紛争が複雑化・長期化することが懸念される。（家事問題研）

・　相続で扱われる可分債権のほとんどは預貯金債権であり，損害賠償請求権や不当利得返還請求権は，債権の存否そのものに争いがある場合が多く，これを預貯金債権と同様に扱うことはできない。（個人）

【その他の意見】

・　預貯金を一人の者が引き出し，不当利得または損害賠償請求に転化すると遺産分割の対象ではなくなることが予想され，改正の趣旨である相続人間の実質的公平が図られなくなるおそれがあり，預貯金の払戻しがあっても一定の要件で現存する預貯金と同様の取扱いをする手当が必要ではないか。（新潟弁）

・　紛争性の高い債権を遺産分割の対象に含めると，相続人間での無用な争いを誘発することになるから，預貯金債権や売買代金債権など，その存否及び金額が比較的明確なものに限定することが妥当である。（東京青司協）

・　契約に基づく債権については，契約上の地位の承継により準共有しているという考え方から広く認めるべきであるが，不法行為に基づく損害賠償請求権や不当

利得返還請求権については除外すべきである。（京都書士）

・　損害賠償請求権や不当利得返還請求権等の金額や成立がはっきりしていないものまで全て含まれるとすると，かえって紛争をいたずらに長期化させる原因になり得るので，対象となる債権についてはさらなる検討が必要である。（静岡書士）

・　相続開始から遺産分割までの間に遺産である賃貸不動産から生じる賃料債権を共同相続人全員の合意で遺産分割の対象に含めることの可否について明文化すべきである。（日行連）

・　可分債権の債務者は，必ずしも高度な専門性をもった事業者であるとは限らない上，仮にそうであったとしても，二重弁済のリスクを負担させることが常に適当であるとは限らない。この点に鑑みて，可分債権を，遺産分割対象のものとそうでないものに分ける場合においては，当事者間の紛争を未然に防ぐためにも，対象となる可分債権の範囲（境界線）が曖昧とならないように留意する必要がある。（損保協）

・　相続財産である不動産から生じる賃料債権を遺産分割の対象に加えるか否かについて，税法上の扱いとの整合性からは相続開始と同時に分割取得することになるが，【乙案】を採用する場合には，【乙案】と同様の取扱いとするほうが望ましく，検討を要する。（相続学会）

・　相続財産には，預貯金債権以外にも，証券会社等金融商品取引業者の扱う預り金債権も含まれることを念頭において議論してもらいたい。（野村證券）

・　相続人全員の同意がなくても，預貯金債権以外の債権，特に，存否・額に争いがある債権（例えば，不当利得返還請求権，不法行為等に基づく損害賠償請求権，被相続人の親族又は親族の経営する会社に対する貸金債権等）が遺産分割の対象に含まれるとすれば，遺産分割手続の中で当該債権の存否・額に関する争いが紛糾し，審理が大いに複雑化・長期化し，当事者の負担が増大するおそれがあることなど，遺産分割の対象に含めるべき可分債権として預貯金債権以外も含めることに対しては実務上の問題点の指摘が多かった。（最高裁）

⑶　可分債権の遺産分割における取扱いの方向性について（遺産分割時まで権利行使を認めるか否か）（【甲案】と【乙案】）（「⑴・②，⑵・②」）

【甲案に賛成】日弁連，第一東京弁，第二東京弁，大阪弁，仙台弁，山梨弁，福岡弁，新潟弁，兵庫弁，日司連，埼玉書士，静岡書士，愛媛書士，旭川書士，大阪書士，近畿書士，札幌書士，福岡青司協，日税連，家事問題研，ソレイユ，個人７件

・　【乙案】は，相続開始から遺産分割終了まで可分債権の権利行使を制限する法的根拠が明らかでない。仮に【乙案】が債務者に対する債務者に対する権利行使ばかりでなく，第三者に対する譲渡も否定するならば，不動産以上の拘束を可分債権について認めることになる。他方で譲渡を認めることとすれば，第三者の債務者に対する権利行使を認めざるを得ず，遺産分割終了までは可分債権の行使を禁止する趣旨を全うできないことになる。遺産分割終了までの間に相続税納付な

どのために預貯金等債権の権利行使をする必要があり，この点からも【甲案】が妥当である。（日弁連）

・　【乙案】は，可分債権の法的性質に反するとともに，一般市民の感覚から乖離する。【甲案】は，緊急に金銭を必要とする相続人においても臨機に対応することができる。（第一東京弁）

・　【乙案】は，現在の判例実務の考え方との理論的整合性の説明が難しい。また，特に預貯金については，不動産等に比べて，性質上，早期に現金化することが容易であるし，葬儀費用，相続税等の各種公租公課，あるいは経済的に窮している相続人の生活費等のため，早期に現金化する必要性が高い場合が多いのではないかと考えられる。【甲案】に賛成する。（第二東京弁）

・　【乙案】は，可分債権の行使を制限する理論的根拠をどのように説明するのか等の課題がある。これに対し，【甲案】は，これまでの判例・通説である可分債権説を維持しつつ，折衷的に可分債権を遺産分割の対象に含めることで，これまでよりも遺産分割の公平性を確保でき，遺産分割の柔軟な解決が期待できる。（大阪弁）

・　【乙案】は，遺産分割の長期化によって債務者の無資力化，消滅時効の完成等の問題を生じさせるおそれがあるほか，遺産分割未了でも被相続人の預金から一部を引き出す必要性に柔軟に対応することができないため，賛成できない。従って，【甲案】に賛成する。（仙台弁）

・　可分債権を遺産分割の対象とすることは実務上必要であるが，他方，遺産分割前でも可分債権を行使できる必要性がある。乙案では，遺産管理人の設置など面倒な制度になりかねない。（山梨弁）

・　【乙案】では，被相続人の医療費や葬儀費用の支払，相続税の支払など，現状で行われている払戻しができなくなり，不都合がある。仮処分を認めるとしても，裁判手続が必要になり，過大な負担を課すことになる。【甲案】を採る場合のリスクについては，具体的相続分と法定相続分の差の範囲内に収まるものであること，最終的な遺産分割の際に調整が可能であることなどから最小限に収めることができ，仮処分等も可能である。（福岡弁）

・　【甲案】は，現在の判例実務に親和性を持ちつつ，妥当な結論を導くことができ，不動産についての確定した判例ともパラレルに考えることが可能である。（新潟弁）

・　遺産分割前であっても，被相続人の葬儀費用や医療費の支払が必要になる事例は多々あり，相続税等の納税のために相続財産からの金銭支出が必要になる事例も珍しくない。また，遺産である預貯金の出金が停止されることによって，生存配偶者が生活資金に窮するという事態も生じ得る。これらの資金需要を考慮すると，遺産分割前であっても各相続人による可分債権の単独行使が原則的に認められる制度が望ましい。【乙案】においても，一定の範囲で預貯金債権の単独行使を許容する等の制度が検討されているが，このような制度設計では，単独行使のための手続が複雑になり，相続人の負担が重くなることから賛成しにくい。（兵庫弁）

・　預貯金債権について，近時では，相続人への払戻しに応じる金融機関が増えていることから，判例や実務上の取扱いに大幅な変更を要求する改正は望ましくない。【甲案】は，遺産分割前でも分割された債権を行使できる点で近時の金融機関実務に即した考え方であることから基本的に支持できる。一方，【乙案】は，遺産分割協議又は相続人全員の同意を回避するために，相続人の１人が銀行へ死亡の届け出をせずに預貯金を引き出してしまう場合が増えることが予想され，争いが増えることも予想される。また，実務的な観点からは，相続が発生した場合，被相続人の入院代，葬儀代等の費用を相続財産である預貯金債権から応急的に支払うことがあり，法定相続分相当額については払戻しを受ける手段を確保しておく必要性がある。（日司連）

・　【乙案】のように行使を認めないと，柔軟な対応が困難になるおそれがあり，行使を認めることによるリスクは，遺産分割における調整や仮処分等の検討されている方策によって対処すべきであり，【甲案】に賛成する。（埼玉書士）

・　【甲案】のように，遺産分割終了前に自己の法定相続分に相当する預貯金を行使した者があっても，遺産分割協議においてその行使により取得した金額がその者の具体的相続分から控除される等と定めておけば，実質的公平が図られ，また世間一般の常識とも合致し，妥当である。（静岡書士）

・　国民一般の感覚に合致する。相続人間の権利の調整と債務者に対する重複弁済からの保護策が十分であれば，実際にも不都合は生じないと考えられる。（愛媛書士）

・　現在の実務及び市民感覚に合致するものであることから，【甲案】に賛成する。なお，可分債権は法定相続分に応じて分割承継されるという原則は，可分債権の遺産分割における取扱いという技術的な事項の前提となるものであるから，独立した条項として明示すべきである。（旭川書士）

・　現在の実務上，可分債権の行使がされることによって遺産分割が困難となる事案は，さほど多く存するものではない。そのような状況の中，【乙案】の規律が採用されると，可分債権の行使が可能なことによって救済されている相続人に一定の手続を踏むなど時間と労力を要することを強いる結果となり，妥当でない。（大阪書士，近畿書士）

・　実務上，預金債権の払戻しを少額の場合に限定したり，相続人全員の同意書を求める金融機関が少なからずあるところ，【甲案】を採用することとすれば，実務における預金債権は画一的かつ迅速に処理されるようになると考えられる。（札幌書士）

・　【甲案】の考え方は，可分債権も遺産分割の対象に含める点で従来の判例と異なるが，遺産分割前でも分割された債権を行使できる点で現在の実務をもとにした考え方であり，硬直的な運用により相続人に不利益が生じることを回避することもでき，支持できる。（福岡青司協）

・　法定相続分に応じた金額全額を引き出せることとすると，遺産分割終了後，相続人間の調整が困難になるおそれがある。他方で，葬儀費用や相続人の当面の生

活費として，相続財産である預貯金債権等をある程度行使することができるようにする必要がある。そこで，個々の預貯金債権等は，相続開始時に，法定相続分ではなく各相続人の遺留分の割合に応じて分割承継されることとし，残額については，原則として，遺産分割前には行使することができないこととすることが考えられる。（日税連）

・　遺産分割終了まで可分債権の権利行使を制限する法的な根拠が明らかでないこと，遺産分割終了までの間に相続税納付等のために預貯金等債権の権利行使をする必要があることから，【甲案】に賛成する。（家事問題研）

・　当面の実務上の不便さを解消するためには，【乙案】よりは【甲案】が優れている。（ソレイユ）

・　遺産分割前でも分割された債権を行使できる点で近時の金融機関実務に即した考え方である。（個人）

・　【甲案】は銀行実務に即している。被相続人の年金等収入に頼って生活していた配偶者は被相続人死亡直後に預貯金債権を行使できないと生活できないのであるから，遺産分割終了まで可分債権の行使を禁ずる【乙案】は行き過ぎである。（個人）

・　可分債権を遺産分割の対象とすることは賛成である。しかし，【乙案】は，遺産分割が終了するまでの間，相続人全員の同意がある場合を除き，可分債権を行使できないとしているが，相続人の中に行方不明者がいる場合などは事実上困難なことが多く，要件としては厳しすぎる向きもあるので，相当とは言えない。（個人）

・　【乙案】によれば，相続人に可分債権を行使するために一定の手続を踏むことを強いる結果となる。権利行使が容易である【甲案】に賛成する。（個人）

・　とりあえずは法定相続分で分割承継し，分割協議の際に清算する方がよいと考えるため，【甲案】に賛成する。（個人）

・　現行法の下で，可分債権が法定相続分により当然に分割承継されると，具体的相続分により分割されるべき相続財産から逸出すると考えられている点に問題がある。可分債権の行使を制限する必要まではなく，具体的相続分の算定で考慮する甲案で十分であると考える。（個人）

【乙案に賛成】東弁全期会，東弁法制委，山梨弁，札幌弁，沖縄弁，広島弁，東京書士，滋賀書士，全国青司協，千葉青司協，東京青司協，岡山書士，京都書士，愛媛書士の一部，日行連，相続学会，明治大，女性法協，野村證券，信託協会，広島大，東京税，企業研，レガシィ，個人７件

・　【乙案】の方が【甲案】よりも遺産分割における処理が簡明である。相続人の権利行使の制限に関しては，別途遺産分割前の権利行使を認める方策により補填できる。（東弁全期会）

・　基本的には【乙案】を支持するが，例外的に権利行使を認める事案への対処方法や，消滅時効中断の方法等について更に検討すべきである。（東弁法制委）

・　【甲案】では，多額の特別受益がある相続人が，遺産分割前に可分債権の弁済

を受け，その弁済受領額が当該相続人の具体的相続分を上回った場合，適正な遺産分割ができなくなるとして，【乙案】に賛成するとの意見もあった。（山梨弁）

・　基本的には【乙案】に賛成するが，問題点をさらに検討する必要がある。（札幌弁）

・　債務者にとっては，相続人の一部の者から支払を求められた場合に，その請求が正当なものであるかどうかを判断するのは必ずしも容易ではなく，過誤弁済の危険がある。相続という偶然の事情によって債務者に不利益を与えることは妥当でないから，権利行使を制限することを原則とする【乙案】の方が合理性が高い。（沖縄弁）

・　【甲案】によると，遺産分割終了前に可分債権を行使した相続人の無資力の危険を他の相続人が負担することになる（仮処分によっては対応困難であることは後記。）。したがって，可分債権の行使自体を原則禁止する乙案によらざるを得ない。（広島弁）

・　可分債権の権利行使に遺産分割を経ることあるいは相続人全員の合意を必要とすることによって，㋐相続人に可分債権の存在を認識し，自己の権利を主張する機会が保障される，㋑債務者に対する請求が１回で済み，負担が軽減される，㋒相続人も相続関係の証明を個別に行う必要がなくなり，相続人の負担も軽減される，㋓銀行等の金融機関と異なり，相続人や法定相続分を確定する能力を有しない一般の債務者の負担や超過払いのリスクを軽減することができると考えられることから，【乙案】に賛成する。（東京書士）

・　【乙案】が現行の実務の取扱いに近いと思われる。また，相続人全員の同意があれば可分債権を行使できるので混乱が少ないと考えられる。（滋賀書士）

・　遺産の大半が可分債権であった場合には，特別受益や寄与分を十分に反映することができずに相続人間の公平を欠くことがある。また，被相続人が特定の受遺者に預金債権を遺贈する内容の遺言書を作成していたとしても，被相続人の死亡後すぐに法定相続人らによって法定相続分で預金を下ろされてしまえば，遺言書も画餅に帰する。【乙案】のように，可分債権についても遺産分割の対象に含めつつ，相続人単独での権利行使を認めるべきではない。（全国青司協，個人）

・　遺産分割終了までの間に各相続人の権利行使を認めてしまっては，遺産全体の最終的な帰属を遺産分割で一括して処理することの支障となる。（千葉青司協）

・　【甲案】によると，特別受益のある相続人の無資力の危険を他の共同相続人が引き受けることになり，相続人間で紛争が生じ，遺産分割紛争が長期化することが懸念される。（東京青司協）

・　【甲案】によると，最終的に具体的相続分が決定する前に各相続人が勝手に処分できることとなり不都合である。【乙案】に賛成する。（岡山書士）

・　預貯金等の可分債権の法的性質について，契約上の地位が相続されていることを考慮すべきであるという準共有説の立場から，また可分債権の調整機能を働かせるために，【乙案】に賛成する。（京都書士）

・　【乙案】の方が権利行使の要件が明確であり，遺産分割の早期の解決につなが

るのではないか。（愛媛書士の一部）

・　【甲案】によると，共同相続人が具体的相続分を超過する額の払戻しを受けた場合に事案が複雑化する。また，他の相続人が超過額の返還を受けられない場合も生じうる。一定の場合に相続人に遺産分割前の権利行使を認める方途を設定しつつ，より権利行使の要件が明確な【乙案】に賛成する。（日行連）

・　【甲案】によると，法定相続分と異なる遺言がある場合や遺産分割協議が行われた場合，法定相続分に従って預金を払い戻した金融機関が二重払いのリスクを負う可能性がある。【乙案】も，当面の生活費を必要とする相続人が遺産分割協議成立まで預金の払出しができないという問題があるが，両案を比較すると，【乙案】の方が理論的整合性の点で優れていると判断した。（相続学会）

・　【乙案】は，遺産分割までの間，原則として相続人による個別的な権利行使を認めないとしており，各相続人間の公平をより図りやすくなるものと考えられる。（明治大）

・　【甲案】によると，可分債権を遺産分割の対象に含めた意義が失われ，調整機能としての役割が果たせなくなる。現在の銀行実務は，事実上【乙案】に近いものとなっているが，相続人間で当面必要な資金については協議によって引き出すことが行われていた。【乙案】を採用しても，多くの例でこのような相続人間での対応措置が期待できる。（女性法協）

・　【甲案】のように，可分債権を遺産分割の対象としながら，遺産分割前に法定相続分について個別行使を認めることは，法定相続人間において無用の紛争を招き，遺産分割手続のさらなる長期化が必至である。被相続人の医療費や税金の支払等については，例えば，相続人の全員が負担すべき共益費用にするとか，一部の相続人の扶養については，家庭裁判所が個別の事情を考慮した上で，その範囲内で遺産分割終了前の個別行使を認めるなどの措置を講じることが適当である。なお，【乙案】について，例外的に遺産分割前に個別行使が認められるとしても，審判前の保全処分によることとするなど，債務者等の第三者にも可分債権の事前行使が可能な場合であることが明らかとなるような措置を講じていただきたい。（野村證券）

・　【乙案】を採用した場合には，原則として，可分債権，不可分債権ともに遺産分割が終了した後に権利行使を認めることになり，ルールとしてわかりやすいため，【乙案】に賛成する。（信託協会）

・　当然分割とすると，分割請求を受ける債務者の負担が大きく，トラブルに巻き込まれるリスクもある。【乙案】によれば，可分債権を含めた全ての遺産を遺産分割手続によって処理できる。（広島大）

・　実務的には，特に可分債権であることを意識することなく遺産分割協議が行われているのが現状である。遺産分割前には各相続人による権利行使が原則として認められない結果，【甲案】よりも遺産分割における処理は簡易になるため，【乙案】に賛成する。（東京税）

・　被相続人の金融資産は，㋐相続税の支払原資，㋑遺産分割の調整用資金及び㋒

相続債務等の支払原資となることを考慮した上で，相続における取扱いを考えるべきであるところ，特に被相続人の居住用財産・事業用財産を承継する相続人の遺産の取得割合が総体的に大きくなる傾向にあるにも関わらず，金融資産のみについて法定相続分による権利行使を認めると，㋐相続税を多額に納めなければならない相続人の支払原資が不足すること，㋑可分債権を行使してこれを費消する相続人が多数いる場合には，遺産分割の調整用資産としての機能が失われること，㋒㋑の場合には，相続債務等の支払原資も不足することなどから，可分債権が当然に分割されると考えるべきではない。（レガシィ）

・　よけいなトラブルを避けるため，【乙案】に賛同する。（個人）

・　【甲案】は理論的に優れているが，具体的相続分のない相続人が法定相続分で預貯金債権を取得してしまうと，預貯金債権が遺産分割の対象となるといったところで，他の相続人がこれを取得することができる可能性は低い。遺産分割が終了して預貯金債権の帰属が決まってから，その取得者が単独で行使できる【乙案】の方が現実的である。【乙案】を採用すると，不動産についての扱いとの整合性がとれないことになるが，この点は，不動産等について，遺産分割前の遺産の処分制限を検討する余地があると考える。（個人）

・　【甲案】は，銀行が払戻しに来た相続人の法定相続分を調査する必要がある上，遺産分割が払戻しと異なる結果になった場合に，払い戻した相続人の無資力の危険を他の相続人が負担することになる。これに対し，【乙案】は，【甲案】で想定されるようなトラブルはおきず，遺産分割の手続も単純なものとなる。ただし，一定額を引き出せる仮払い制度の設計が前提である。（個人）

・　【甲案】では，弁済を受けた金額次第では法律関係が複雑になり，調整機能が弱められる上，家裁に対する可分債権の行使を禁止する仮処分も想定されており，【乙案】よりも簡明な案とはいえない。【乙案】を採用した上で，相続人の権利行使を認める方策を定めた方が，法律関係が複雑になるのを防ぎ，遺産分割の方法を柔軟に考えることができると考える。（個人）

・　個別の権利行使を認めると，債務者にとって負担となる上，預貯金を遺産分割の対象として調整に用いようとした趣旨が実現できなくなる。個別の権利行使を認めなくても，全員で行使することで相続税の支払は可能であると考えられるし，法定の金額までは払戻しが可能であるとすることや，保全処分により払戻しを認めることも可能であることから，【乙案】が妥当である。（個人）

【その他の意見】

・　【乙案】によって相続人の個別の権利行使を禁止しても，債権譲渡が可能ではないかとの問題点がある。また，【乙案】による場合には，相続債務については可分債権を当然分割とすることには問題がある。（札幌弁）

・　【甲案】と【乙案】は，②しか実質的には違いがなく，例外事由をどのように立案するかが肝要であり，内容にはさほど差異が生じないのではないか。（神奈川弁）

・　遺産分割終了までに時間がかかることもあり，相続人単独での行使も認めることが必要な事案もある。そのような場合の調整手段として，【甲案】と【乙案】のどちらの手段によるべきかについては，意見の一致をみなかった。（東京家事調）

・　【甲案】，【乙案】それぞれに対し実務上の問題点の指摘があり，【乙案】に対する指摘がやや多かった。（最高裁）

【甲案】に対する指摘

○　遺産分割前に具体的相続分を超える可分債権の行使があった場合に，他の相続人が権利行使者の無資力の危険を負うことになるし，その清算をめぐり法律関係や遺産分割手続が複雑化し，当事者の負担が増大するおそれがある。

○　【甲案】における保全処分では具体的相続分を明らかにしなければならないとすると，手続的負担が重くなりすぎ，迅速性に欠け，当事者の負担が増大するおそれがある。

【乙案】に対する指摘

○　遺産に属する預貯金債権等については，葬儀費用，相続税，被相続人の事業資金，相続債務，相続人の生活費等に充てるため，遺産分割終了前の段階でも，相続人の権利行使を柔軟に認める必要がある。しかし，相続人の所在不明等の場合には相続人全員の同意を得ることは難しいし，相続人全員の同意を得られない限り，その都度，裁判所の判断を得なければならないというのでは相続人の手続的負担が重すぎるため，【乙案】では十分に対応できない。

○　権利行使できるまでに回収可能性が低下してしまうおそれがある。

○　時効中断措置を講じることが困難になるおそれがある。

○　資金的に余裕のある相続人が分割協議を引き延ばすおそれがある。

○　被相続人の死亡直前に一部相続人が被相続人名義の預貯金を払い戻すことを誘発するおそれがある。

○　禁止される権利行使の範囲によっては，遺産分割が終了するまでの間，訴訟手続が中断したり，承継執行文を付与できなくなる可能性が生じたり，破産手続が進行できなくなったりして，これらの手続が大いに遅延し，当事者の負担が増大するおそれがある。

・　一長一短があるが，従来の判例実務に親和的な【甲案】に一日の長があるかもしれない。（個人）

・　金融機関をはじめとする現在の実務への影響を考慮すると【甲案】に，債権も物権とパラレルに考えられるようになる点を考慮すると【乙案】に，長所があると思われる。（個人）

・　相続人が所在不明等の場合に，一部の相続人で可分債権の行使を認める実益がある。（個人）

・　【甲案】【乙案】のいずれも採用しない場合であっても，銀行窓口における預貯金の仮払い制度及び裁判所の関与の下で預貯金の払戻しを認める制度を設ける必要がある。（個人）

・　【甲案】は，債務者が法定相続分を知っていることを前提とするものであり，受け入れられない。【乙案】については，保存行為にあたる債権行使まで禁止する必要はなく，可分債権の処分行為，管理行為，保存行為について，分けて規定すべきである。（個人）

⑷　遺産分割における調整の規律について（「⑴・③から⑤まで」）

・　⑴③ないし⑤の規律は，利用者にとってもわかりやすく，相続人間の公平を図るという観点から妥当である。ただし，⑴⑤は，遺産分割において清算を認めているに過ぎないため，預貯金債権のみが遺産であり，この預金を相続人全員で全て払戻しを受けた場合には，具体的相続分の超過額の負担を求めることはできないことになる。この点については，更に検討する必要があると思われる。（日弁連）

・　甲案⑤の規律（遺産分割前に弁済を受けた額が具体的相続分を超過する場合には，超過額について金銭支払債務を負担させる。）は，当該相続人が無資力であった場合に，他の相続人に酷である。（広島弁）

⑸　対抗要件の規律について（「⑴・⑥から⑧まで」）

【賛成】日弁連，第二東京弁，仙台弁，東弁法制委

・　従来の実務を変更するものではなく，妥当である。（日弁連）

・　【甲案】【乙案】を問わず，対抗要件の規律を設けることは，債務者の負担に配慮したものであり，賛成する。（第二東京弁）

・　債務者や第三者を保護するために，相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときの対抗要件の規律を設ける必要がある。試案では，相続事件の実情（他の相続人からの協力を得る困難さ等）も踏まえ，債権譲渡の対抗要件具備の方法によらず，一部の相続人（権利取得者）のみでも調停調書・審判書・遺産分割協議書を示すことで足りるとしており，妥当である。（仙台弁）

【反対】　なし

【その他の意見】

・　不動産と同様，対抗要件を登記とすべきである。その際には，動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律で規定している債権譲渡登記制度を活用すべきである。（東京青司協）

・　銀行が二重払いのリスクを負担しないような検討を求める。（全銀協）

・　法定相続分を超えて取得した預貯金債権につき対抗要件制度を設けることは，一般消費者にとって慣れない制度を創設することになることから，広く国民に周知を行うべきである。（全銀協）

・　相続される債権の債務者が，その債務に係る各相続人の権利の内容を容易か

つ正確に知ることができるよう，制度の設計にあたっては適切な配慮が必要である。例えば，【甲案】においては，遺産分割が終了した場合であっても，対抗要件が具備されない限り，法定相続分を超えて債権を行使することはできないものとすることが重要である。（損保協）

⑹　【甲案】の方向性を採用する場合の保全処分（仮処分）について（「⑴・⑨（注２）」）

【賛成】日弁連，第二東京弁，大阪弁

・　本案係属要件は不要とすべきである。（日弁連）

・　【甲案】を採用する場合のリスクについては，遺産分割において金銭支払債務を負担させるという事後救済とともに，可分債権の権利行使を禁止する仮処分を認めるという事前救済によって，他の相続人の不利益を最小化することができるものと考える。（第二東京弁）

・　可分債権の行使を禁止する仮処分については，本案係属要件を不要とすべきである。なお，この仮処分の手続については，単に相続人に対し可分債権の行使を禁止するだけでは十分ではなく，例えば，預金債務を負っている金融機関を仮処分手続において債務者にする等，仮処分の実効性確保のための手当が必要である。（大阪弁）

【反対】広島弁

・　（【甲案】自体に反対であるが）仮処分の必要性を裁判所がどのように判断するのか疑問である（無資力となる蓋然性を判断できるか。）。また，仮処分申立て時点では他に資力があることにより仮処分が却下された後で，遺産分割が長期化し，分割完了時において無資力になっているという場合もあり，仮処分では対応困難である。（広島弁）

【その他の意見】

・　可分債権については，弁済等により残高が減少することがある一方で，被相続人が生前に約束していた追加の貸付が相続開始後に実行されたり，利息や遅延損害金が付加される等の理由で，残高が増加することもある。このような場合に，「債務者は，相続開始の時点から，相続開始を知った時点までの間における債務残高の最小値につき法定相続分に応じた弁済をすれば免責され，それを超える部分について，債権者を覚知することができないことを理由に支払を留保しても，そのこと自体によっては履行遅滞による債務不履行責任を問われることはない」あるいは，「各共同相続人は，相続開始の時点から債務者が相続開始を知った時点までの間における債務残高の最小値につき法定相続分に応じた限度で債務者に対する権利を行使することができるに過ぎず，これを超える部分については，自己に権利が帰属することを債務者に証明した上でなければ権利を行使することができない」旨の規律を設けるべきである。（第二東京弁）

・　保全処分を実効的な制度とするためには，なお一層の慎重な検討が必要である（処分の禁止を求める債権だけでなく，戸籍等の基礎資料の収集に時間を要する。具体的相続分は遺産の範囲全体が明らかにならないと算出できないし，特別受益・寄与分などは計算も複雑で，資料が不足するのが常態であるため，裁判所に主張が認められるかどうか不確定であり，保全する内容の特定が容易でない。）。（神奈川弁）
・　他の相続人の具体的相続分を侵害するおそれがある場合に限らず，遺産分割の協議に影響するおそれがある場合には，全部又は一部について，一定期間を設けて制限することができる制度とすべきである。（大阪書士，近畿書士）
・　仮処分の制度を設ける場合には，他の相続人の具体的相続分を侵害するおそれがある場合に限らず，遺産分割の協議に影響するおそれがある場合には，可分債権の全部又は一部について，一定期間を定めて行使を制限することができる制度とすべきである。（個人）

⑺　【乙案】の方向性を採用する場合に仮払いの制度を設けることについて（「⑵・（注２）」）

【賛成】東弁全期会，札幌弁，広島弁，全国青司協，千葉青司協，岡山書士，京都書士，全銀協，信託協会，女性法協，広島大，レガシィ，個人４件

・　各預金口座の相続開始時の残高（一口座当たりの上限を設ける）に一定割合を乗じた額に満つるまでは相続人に権利行使を認め，これを超える金額については，現行法の審判前の保全処分（仮分割の仮処分）の特則を設け，発令要件を緩和する方策を行うのが適当である。なお，預貯金管理者については，かえって相続人間の公平を図ることができなくなくなるおそれがあるとともに，預貯金管理者及びこれを監督する家庭裁判所に過大な負担がかかり，制度の適切な運用が困難となることから，反対である。（東弁全期会）
・　【乙案】を採用した場合には，被相続人に扶養者がいるときは，速やかに預貯金の仮払いを認める必要がある。（札幌弁）
・　どのような場合に仮払いを認めるかについて要件設定が一義的に明確ではないとの指摘があるが，仮払いを認めなければ生活が困窮するという観点から考えれば，必ずしも不可能とは思われない。（広島弁）
・　【乙案】を採用する場合には，中間試案にあるように，権利行使に一定の制限を設けた上で，相続人の権利行使を認めるべきである。（全国青司協，個人）
・　審判前の仮処分を必要としていては，残された相続人には負担が過ぎるように思われ，裁判所の関与なしに，預貯金の払戻しを認める制度を作る必要がある。例えば，相続開始時点における銀行の口座残高に，一口座あたりの上限を定めた上で，払戻しを求める相続人の法定相続分を乗じた額については払戻しを簡易に認める方策が，簡便かつ明確な方法ではないかと思われる。（千葉青司協）
・　一定の金額（例えば１００万円）までは払戻しができる仮払い制度を設けた上で，それ以上の払戻しが必要であれば，家庭裁判所の関与の下に，一定の権限

を有する預貯金管理者を選任することとすべきである。（岡山書士）

・　相続人の生計維持に必要な場合や，被相続人のために支出した必要経費等については，可能な限り簡易な要件の下で，遺留分の範囲内で裁判所の関与なしに仮払いを受けることができる制度を構築すべきである。また，仮払い制度とは別に，裁判所の関与の下で，一定の管理処分権限を有する預貯金管理者制度を創設すべきである。（京都書士）

・　【乙案】を採用するに当たっては，一定の場合に権利行使を認める制度が必須である。仮払いの方策を検討する際には，債務者に判断を強いることのないような規律にすべきである。（全銀協）

・　【乙案】を採用する場合には，遺産分割前の権利行使を認めるべきであり，その要件としては，迅速な対応を可能とするために，各預金口座の相続開始時の残高に一定割合を乗じた額等の明確な基準が定められることを要望する。なお，払出しの対象となる権利は，預貯金に限らず金融資産に広げるべきであり，明確性の観点からは，政省令等で特定することが望ましい。（信託協会）

・　被相続人の扶養を受けてきた相続人等への対応は，審判前の保全処分としての仮分割仮処分の要件を緩和することが考えられる。預貯金管理者制度を新たに設けることについては，裁判所の負担，遺産全体の管理の問題ではなく，相続人への緊急的配分の問題であること等を考慮すると，仮分割仮処分の方が適切であるとの違憲が多かった。（女性法協）

・　遺産分割前の払戻しには裁判所の関与がある方が望ましいが，その都度裁判所への申立てを要求することには事務負担との関係で問題があり，預貯金管理者の制度は検討に値する。なお，医療費や税金の支払等のために必要な場合には，遺産分割前の払戻しを可能にする例外的措置が広く認められるべきとの意見があった。（広島大）

・　例外的に遺産分割の確定前に金融資産の払戻しを認めるケースとしては，被相続人の債務，葬式・法会の費用，相続手続に際して必然的に発生する費用等，不可避的に負担すべきものに限定することとし，その判断については，裁判所や専門家が関与するのではなく，誰が見ても分かるような形で法定し，金融機関の窓口において，債務者が容易にその判断をできるようにすることが望ましい。（レガシィ）

・　【乙案】を採用する場合には，共同相続人の一人が被相続人の収入・資産に頼って生活していた場合に，生活を維持することができなくならないように，十分な措置が講じられるべきである。（個人）

・　仮分割や遺産管理人の選任等について特則を設け，発令要件を緩和する方法を検討することが望ましい。（個人）

【反対】日弁連，第二東京弁，札幌弁，仙台弁

・　（【乙案】には反対であるが，）一定額の払戻しを認める方策については，理由や必要性を問うことなく，裁判所の関与もないままに一定の割合の額の預貯金

の払戻しを認めることは,遺産分割前の可分債権の行使を禁止するという原則からの乖離が甚だしい。また，預貯金管理者制度の制度設計は明らかでない上，預貯金債権行使のために裁判手続の負担を課すことになって当事者にとって極めて不便であり,多くの需要が見込まれることから裁判所にとっても煩わしいと思われる。（日弁連）

・　（【乙案】に反対であるが）預貯金管理者の制度を設けても，煩わしい手続をどれほどの者がとるか疑問であり,かえって相続開始を銀行等に知らせないで預貯金の引出しを行うケースを誘発してしまうのではないかが危惧される。また，窓口での引出しについて,一定の目的を要件とする場合には銀行等が要件に該当するかの判断をすることは極めて困難であり，一定の金額を要件とする場合には，法定相続分よりも少ない金額について，客観的かつ適切な線引きをすることが可能なのか疑問がある。（第二東京弁）

・　預貯金管理者制度は，特別受益等の調査が困難であり，かえって手続が煩雑になると考えられる。（札幌弁）

・　仮払い制度は，金融機関の混乱，遺産分割の長期化・複雑化を招くものであることから採用し難い。（仙台弁）

【その他の意見】

・　「相続人全員の同意がある場合」の権利行使の手続について，法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときと同様に,銀行の預金払戻事務の過度な負担とならないよう，法令上の手当を含めた検討を求める。（全銀協）

・　【乙案】の問題点である当面の生活費の払出しについては，金融機関側で，預金にある種の特約条項をつけることで問題の解決を図ることができる（「普通預金について一定金額（例えば２００万円等）または相続発生時の預金残高の一定割合の払出しについては，被相続人があらかじめ指定した法定相続人（一人）への払出しをもって金融機関は払出し額相当の債務を免責される」というもの。相続人全員に均等に払い出すのか,代表者のみでよいのかは検討を要する。）。（相続学会）

・　預貯金管理者については，預貯金管理者の権限や義務の内容が不明瞭であるため，家庭裁判所において，預貯金管理者の選任，監督を適正に行うことができないおそれがあること，預貯金管理者の給源，報酬を十分に確保できないおそれがあること等，実務上の問題点が数多く指摘された。（最高裁）

⑻　その他

・　預貯金債権は，差押え・相殺の主な対象であることから，【甲案】【乙案】ともにこれらの実務に影響を与えるのかを明らかにされたい。（全銀協）

・　現行法下において，預貯金債権が遺産分割の対象とされ，法定相続分と異なる分配がされたときには，債権譲渡構成によるものと理解している。本提案によれば,法定相続分と異なる分配は民法第９０９条により規律されるものと思われ

るが，この点を明らかにされたい。（全銀協）

・　金融機関の窓口における仮払い制度については，払戻しの目的や金額の基準を明確に定立できないのであれば，その妥当性の判断が金融機関に委ねられることになるため，相続人間と金融機関の間でトラブルになりかねない。したがって，明確に基準を定めるか，その他の制度や方策を策定することが考えられる。（全信金協）

３　一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

⑴　一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

①　家庭裁判所は，遺産の範囲について相続人間で争いがあり，その確定を待っていてはその余の財産の分割が著しく遅延するおそれがあるなど，遺産の一部について先に分割をする必要がある場合において，相当と認めるときは，遺産の一部についてのみ，分割の審判をすることができるものとする。

②　一部分割の審判をしたときは，残余の遺産の分割（以下「残部分割」という。）においては，民法第９０３条及び第９０４条の規定（特別受益者の相続分に関する規定）を適用しないものとする。ただし，一部分割の審判において，特別受益に該当する遺贈又は贈与の全部又は一部を考慮することができなかった場合はこの限りでないものとする。

③　②本文の規律は，相続人間の協議により一部分割がされた場合（注）にも適用するものとする。ただし，当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

④　一部分割の審判をしたときは，残部分割においては，民法第９０４条の２の規定（寄与分に関する規定）は適用しないものとする。ただし，相続人中に，残部分割の対象とされた遺産の維持又は増加について特別の寄与をした者がある場合において，一部分割の審判の中で，その寄与を考慮することができなかったときは，この限りでないものとする。

⑤　④の規律は，相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし，当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

（注）調停により一部分割がされた場合も同様の取扱いをすることを想定している（⑤においても同じ。）。

⑵　遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

○　家庭裁判所は，相続人間で可分債権の有無及び額について争いがある場合であっても，相当と認めるときは，遺産分割の審判において，その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めることができるものとする。

⑴　一部分割をすることができる要件を明確化することについて（「⑴・①」）

【賛成】日弁連，第二東京弁，東弁法制委，仙台弁，広島弁，神奈川弁，大阪弁，兵庫弁，東弁全期会，東弁法制委，札幌弁，長野弁，群馬弁，福岡弁，沖縄弁，新潟弁，滋賀書士，京都書士，旭川書士，岡山書士，全国青司協，相続学会，東京家事調，家事問題研，明治大，広島大，女性法協，個人９件

・　従来の実務においても一部分割の調停・審判が認められていたが，改めて要件を定めた規定を設けることによって，一部分割の調停・審判がより活用されるようになり，遺産分割事件の早期解決に資する場合もあることから，妥当である。（日弁連）
・　預貯金債権であっても，不法行為に基づく損害賠償請求権等と同様に，その存否及び額について当事者間で争いになることが多い。また，預貯金名義人と預金債権者が常に一致するわけでもない。本提案は，このような場合でも遅滞なく可能な範囲での遺産分割をすることができるようにするものであり，基本的に賛成する。（第二東京弁）
・　一部分割は，現在でも必要に応じて実施されており，要件を明文化することは望ましい。また，可分債権を広く遺産分割の対象とするときは，一部分割を必要とする場面が多くなると考えられる。（東弁法制委）
・　現行法においても遺産の一部分割は可能であると思われる。もっとも，遺産の一部分割の審判を明文で認めることは有用であろうし，一定の要件を明示することにも賛成である。（仙台弁）
・　争いのない部分を優先的に確定することで，当事者間で争点が明確になり，争いのある部分の早期解決につながる可能性がある。（広島弁）
・　現行法の規定は一部分割の要件を積極的に定めていないため，わかりにくい。争いのない遺産の一部の取得や分割にしか関心のない相続人がいるケースは一定数存在することから，柔軟な解決の方策が増えると考えられる。（神奈川弁）
・　賛成する。ただし，税法上の取扱いを明確にし，不利益がないようにすることを要望する。（滋賀書士）
・　実務上，相続人間の協議によって一部分割がされること（相続開始直後に現金のみを分配する場合や，形見分けの趣旨で動産を分配する場合，未分割の遺産が後に発見されて結果的に一部分割になる場合などがある。）が少なくない。他方，家庭裁判所の遺産分割調停及び審判においては，一部分割の可否について肯定説・否定説の双方があるため，一部分割に消極的なことも少なくない。一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化がされれば，家庭裁判所の実務においても統一的な運用が期待でき，紛争解決の一助となるものと考えられる。（京都書士）
・　一般に，遺産分割協議は，預貯金債権，不動産といった財産の種類毎に行われることが多く，一部分割の容認を明示することは，現在行われている遺産分割協議のやり方を追認するものであり，妥当である。（旭川書士）
・　可分債権の取扱いに関する【乙案】の問題点である当面の生活費の払出しは，一部分割制度を利用することで解決を図ることが可能である。このような要請を踏まえて，従前実務上認めていた要件を緩和して，一部分割の要件を定めることが望ましい。（相続学会）
・　調停実務において，一部分割をする必要性がある事案もあり，その際の要件を明確化することは，早期解決に資することもある。（東京家事調）

・　一部分割の要件を法文化することで，遺産全体からすれば僅かな部分に争いがある遺産分割事件が迅速に解決されることが期待できる。（家事問題研）
・　遺産の範囲について相続人間で争いがある場合などには，遺産分割までに相当の期間を要することもあり，その間に避けられない支出も発生し得る。そうした場合に備えて，遺産の一部につき分割を認めることは有用と考えられる。（明治大）
・　実務では，協議・調停を問わず，紛争性が高い事件では一部分割を行っている。一部の財産の帰属が確定することで，他の財産についても分割の促進につながる場合もあるから，一部分割を明文として規律した方がメリットは大きい。（個人）

【反対】日司連，札幌書士，愛媛書士，大阪書士，近畿書士，千葉青司連，福岡青司連，日行連，個人２件

・　一部分割の要件を民法の条文として明記すると，一部分割が一般的に利用される可能性があり，預貯金など資産価値のある遺産だけ遺産分割をし，他の財産を放置しておくなど一部分割が濫用される可能性がある。特に，相続人の誰もが取得を望まない資産（例えば，地方の田畑や家屋など）については，遺産分割をするインセンティブが働かないことから，相続人間の合意で遺産分割の対象外として扱われる可能性もあり，相続未登記不動産の一層の増加を招きかねないから妥当ではない。（日司連）
・　一部分割を認めることで，一部の相続財産に関する処理は促進されるものの，財産的価値のない相続財産が放置されることになる。また，現在社会問題化している空家問題や所有者不明土地問題などに悪影響を与える可能性が高い。（札幌書士）（個人）
・　可分債権を遺産分割の対象とする改正がされることを前提とすると，一部分割が必要な場合は限定され，逆に資産価値のある預貯金などの可分債権のみが一部分割され，山林や農地などの資産価値の低い相続財産が放置されかねない。（愛媛書士）
・　一部分割を認めることで，一部相続財産に関する処理は促進されるものの，財産的価値のない相続財産が放置されることになる。（大阪書士，近畿書士）
・　預貯金などの資産価値のある遺産だけを分割し，現金化の難しい資産については相続人間の合意で遺産分割の対象外として放置する事態が起こりかねない。（千葉青司協）
・　そもそも遺産分割とは，原則的には相続財産全体について相続人間の分配をするものであり，個々の財産についての権利関係を確定させるためのものではない。仮に一部分割を民法の条文として明文化すると，価値ある相続財産のみを分割し，相続したくない資産についてはそのまま放置されることとなり，空家や耕作放棄地等の社会問題を助長するような結果になりかねず妥当でない。（福岡青司協）
・　資産価値のない不動産が放置されていく可能性が高く，税の徴収の面からも支持できない。（日行連）
・　一部分割の要件を条文として明記すると，一部分割が一般的に利用される可能

性があり，相続人の誰もが取得を望まない資産については，遺産分割をするインセンティブが働かないことから，相続未登記不動産の一層の増加を招きかねない。（個人）

【その他の意見】

・　現在の実務運用においても特に問題はないとの意見もあったが，実務の運用実態を法制化したものだとすれば，積極的に賛成するものではないが，反対するものでもない。（第一東京弁）
・　中間試案⑴①の要件は例示が限定的過ぎるため，より広範な要件を検討すべきである。（東弁全期会）
・　訴訟の場合の一部判決と整合的な解釈をするのかも含めて，法的性質や不服申立て方法については，さらに検討することを要する。（札幌弁）
・　一部分割を許容する要件としては，「分割が著しく遅延するおそれ」のみを例示するのではなく，一部分割の対象となる財産の性質や使用収益状況も勘案することも明示すべきである。（仙台弁）
・　一部分割に適する事案とそうではない事案の峻別は難しい判断を要求されるが，中間決定（家事事件手続法第８０条）を用いることで柔軟な対応が可能である。（神奈川弁）
・　賛成するが，安易な一部分割の先行を認めると，問題の先送りになりかねないことから，その要件は明確であるべきである。また，一部分割を先行するか否かについては，相続人は重大な関心を有していると考えられることから，「相続人の意見を聴いた上で」という要件を付加するべきである。（大阪弁）
・　中間試案のように，一部遺産の分割審判と残部遺産の除外審判を全部審判という形で行い，不服がある場合は即時抗告審で争うという方法と，中間審判で先に除外審判を行い，その後一部分割審判を行うという方法も考えられる。いずれにせよ，一部分割を行うか否かという点についてのみ不服申立てを認めると，主張・立証内容が重複する法的手続が二つ行われることになる可能性があり，手続の混乱や長期化が予想される。したがって，一部分割を行うか否かの点については不服申立てを認めない前提で制度設計すべきである。（福岡弁）
・　一部分割の審判書で定められる遺産の範囲が曖昧であると，例えば，債務者が自らの債務が一部分割の対象に含まれると誤認し，誤った弁済を行ってしまうことにより，更なる紛争を惹起することが懸念されるため，一部分割の審判書の記載が明確にされることなど，実務面にも留意した制度設計が必要である。（損保協）
・　改正案では，少しの遺産について持戻しを考慮して一部分割をした場合には，残った多くの財産の遺産分割に際しては，もはや持戻しを考慮しないということもありえ，平等を害する結果になる場合が生じうる。遺産の範囲についての争いの早期の解決を図り，遺産を明確にする作業をスピーディーに行う改正を試みて，一度の遺産分割で解決を図る方法を探るのが望ましいと思われる。（個人）
・　遺産の範囲について，相続人間に争いがある場合だけでなく，相続人と第三者

との間に争いがある場合も含めるべきである。（個人）

⑵　残部分割における規律の明確化について（「⑴・②から⑤まで」）

【賛成】日弁連，第一東京弁，東弁全期会

・　各相続人の具体的相続分の確保のためには，特別受益及び寄与分の調整が一部分割の段階で終了し，残部については法定相続分に従って分割されることが妥当であり，残部分割における調整を例外的なものとする⑴②及び④の規律は妥当である（③及び⑤については後記のとおり反対）。（日弁連）

・　一部分割にあたっては，必要性・相当性の要件を設けていることから，安易に一部分割がされることはないはずであり，残余の遺産分割にあたり，特別受益及び寄与分の取扱いに特則を定めることは相当である。（第一東京弁）

・　②及び④について，一部分割の際に特別受益及び寄与分を考慮した場合には，残余分割においてもさらにこれを考慮することは不公平が生じる可能性があり，残余分割においては考慮しないこととすべきである（③及び⑤については後記のとおり反対）。（東弁全期会）

【反対】日弁連，東弁全期会，第二東京弁，仙台弁，兵庫弁，日司連，旭川書士，京都書士，家事問題研，女性法協，相続学会

・　相続人間の協議により一部分割が行われる場合には，法律専門家の関与が必須でないため，将来の残部分割における特別受益と寄与分にも配慮した協議をすることは事実上困難であり，それらについての主張制限は一切設けるべきではない。特に，相続人間の協議によって，遺産全体からすればわずかな預貯金の一部分割を先行した場合には，主要な遺産を対象とする残部分割において特別受益や寄与分の主張が制限されることになってしまうとすれば不合理である。よって，③及び⑤については反対する（②及び④については前記のとおり賛成）。（日弁連）

・　③及び⑤について，遺産分割協議においては，一部分割の時点では特別受益及び寄与分について検討しないことも多いと思われ，特に弁護士の代理人がつかない場合には，適切に特別受益及び寄与分の主張ができていたことを前提とすることには問題がある。したがって，この点についてはなお検討する必要がある（②及び④については前記のとおり賛成）。（東弁全期会）

・　②ただし書の規律が遺産分割協議の場合に適用されないとすると，審判の場合と比較して厳しくなるし，特に家事調停ではない裁判所外での協議で遺産分割がされる場合には，それに応じた相続人に不測の不利益を及ぼすこととなりかねないことから，３⑴③の「②本分の規律」とあるのは，「②の規律」と修正すべきである。（第二東京弁）

・　各共同相続人が常に遺産の全体像を明確に把握・評価することができるとは限らないから，相続人間の協議による一部分割がされた場合についてまで，特別受益者の相続分に関する規定や寄与分に関する規定を適用除外とすることには反対である。適用除外は，調停又は審判による一部分割の場合に限るものとし，特別

受益や寄与分を考慮し一部分割であることを調停調書あるいは審判書に明記するよう規定すべきである。（仙台弁）

・　中間試案では，調停や協議による一部分割がされた場合にも，特別受益及び寄与分に関する規定は，残部分割においては原則として適用されないこととされている。しかしながら，協議によって一部分割を行う事例では，当面の需要に対応するために，残部分割における最終的な利害調整は後回しにして，一部の遺産について取得者を定めるケースが多いのではないかと察せられ，前記のような効果を認めることは，当事者の合理的意思に反する可能性が高い。（兵庫弁）

・　中間試案で検討されている一部分割の要件では，特別受益や寄与分が先の一部分割で考慮されていることが前提となっているが，相続人間の合意による場合には，必ずしも特別受益や寄与分が一部分割で考慮されるとは限らない。また，先の一部分割で利益を受けた相続人が故意に後の遺産分割協議に参加せず残部の遺産分割協議手続きが遅延するなど他の相続人に不利益をもたらす可能性がある。（日司連）

・　遺産分割協議は，特別受益及び寄与分との関係を考慮せずに行われることの方が多い。そもそも特別受益及び寄与分について主張できる機会を制限する積極的な理由も見当たらないことから，②ないし⑤の規律は削除すべきである。（旭川書士）

・　③及び⑤について，家庭裁判所における調停によって一部分割がされた場合に，残部分割に民法第９０３条から第９０４条の２までの規定を適用しないものとすることには賛成するが，相続人間の協議により一部分割がされた場合にまで，これらの条文を適用しないものとすることは，一般的に相続人が本件規律を認識し，それを前提として一部分割をすることは考え難く，後日の残部分割において不意打ちの事態が生ずることになるなど，相続人間の円滑な分割を阻害する要因となりかねないことから，反対する。（京都書士）

・　③及び⑤について，相続人間の協議により一部分割が行われる場合には，法律専門家の関与が必須でないため，将来の残部分割における特別受益と寄与分にも配慮した協議をすることは事実上困難であるから，それらの主張制限は設けるべきでない。（家事問題研）

・　③及び⑤について，一部分割が相続人間の協議で行われる場合には，相続人らが常に特別受益や寄与分にまで考慮をめぐらし，一部分割の合意をするとは限らず，一部分割が相続人間の協議で行われた場合には，寄与分，特別受益の適用を一律排除するのは行き過ぎである。（女性法協）

・　一部分割の審判又は協議がされた場合に，特別受益及び寄与分に関する規定を原則として適用しないとする点は反対である。一部分割は，準確定申告時に多額の所得税や消費税の納付を要するなど，金銭を用意する必要性が差し迫っているためになされることも多く，必ずしも特別受益や寄与分に関する調整が終わっているとは限らない。算定に時間が必要とされる特別受益及び寄与分を一部分割と共に行うことを原則とすることは，一部分割に迅速性が必要とされることも多い

現状にそぐわず，制度として利用しにくいものとなる。なお，一部分割を審判で行う場合には，一部分割に反対する相続人が不利益を受けないよう，不服申立ての道は残しておくべきである。（相続学会）

【その他の意見】

- ③及び⑤については，専門家の関与していない一部分割では，特別受益や寄与分について明確に仕分けして考えることができないことも多いと思われる上，面倒な問題は後回しにして残余分割で特別受益や寄与分のことを考慮に入れようとすることもあり得る。この点については，広く意見を聞いた上で，具体的事例を想定した実証的な検討をし，不都合が生じないよう慎重に規定の仕方を再検討すべきである。（東弁法制委）
- ②ないし⑤については，原則・例外の基準として合理性があるか否かについて，更に慎重に検討すべきである。（沖縄弁）
- 特別受益や寄与分は，しばしば相続人間で対立が激化する問題であり，解決までに比較的長い期間を要することが多い。そのため，一部分割の時点で十分に特別受益や寄与分について考慮することが難しい場合も多いと考えられるので，慎重な検討が必要である。（札幌弁）
- 相続人間の協議によって一部分割が行われた場合には，特別受益の計算や寄与分による調整等を厳密に行っていない事案も相当程度存在する。③及び⑤はこれを考慮しているものと思われるが，遺産分割協議において相続人が別段の意思表示を明示することは少ないため，黙示の意思表示でも可能である旨を明らかにすべきである。（全国青司協，個人）
- 提案されている一部分割等の規律は一部分割に条文上の根拠を付与し，その要件や残部分割における特別受益等の考慮方法を明確にしたものと評価できるとする指摘があったが，㋐特別受益や寄与分による調整は，基本的に一部分割において行われ，残部分割では原則として行われないこととされているが，一部分割の段階では遺産全体の範囲や評価が未確定であるため，これらの調整を一部分割の際に十分に行うことは困難であること（実務上，一部分割は当面必要な部分に限って行われ，特別受益や寄与分の調整はむしろ残部分割で行われる例も相当ある。），㋑一部分割の審判が最終的な遺産分割の審判の中でされることになれば，抗告審で一部分割が不当とされて差し戻された場合には，一審の審理を最初からやり直さなければならなくなり，手続が長期化し，当事者の負担が増大すること，㋒一部分割をしても，残部分割の際に，特別受益や寄与分による調整を考慮できる例外的場合に当たるか否かをめぐって一部分割時の紛争が蒸し返されるおそれがあることなど，実務上の問題点が数多く指摘された。（最高裁）
- 中間試案は無意味に複雑であり，「一部分割の審判をしたときは，残余の遺産の分割においては，既に行った一部分割も考慮して分割を行う」と規定すればよい。（個人）
- 特別受益と寄与分を同様に考えることができるのかは疑問である。特別受益が

客観的な額に基づくものであるのに対して，寄与分は，相続財産に対して寄与分が占める割合などを考慮して相対的に定められている。そのため，一部分割を行う場合には，全部分割を行う場合に比べて，寄与分を割合で定めるにせよ，額で定めるにせよ，低く評価される危険がある。（個人）

・　一部分割をした後に，債権が存在していなかった等の理由から，残余部分が実は存在していなかったという場合に，特別受益については一部分割を維持しても問題はないが，寄与分については，残部の分割を先取りして寄与分を多めに評価したというときには，寄与分の評価が課題となる。（個人）

・　一部分割の審判に対して不服申立てをすることができるようにするか，これができないとした場合には，後の審判で，先の一部分割の審判を変更することができることとする必要がある。（個人）

⑶　遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則について（「⑵」）

【賛成】日弁連，第一東京弁，沖縄弁，大阪弁，東弁全期会，東弁法制委，新潟弁，千葉青司協，京都書士，岡山書士，大阪書士，女性法協，個人３件

・　賛成する。もちろん，この可分債権を法定相続分で分割しても，各相続人の具体的相続分が確保される場合でなければならない。なお，遺産分割の対象に含める可分債権の範囲を預貯金債権に限定する場合には，このような特則を活用する場面は少なくなるであろう。（日弁連）

・　可分債権の有無及び額について争いがある場合に一部分割をすると，残部について特別受益や寄与分を考慮しないとの特則を設ければ，自ずと法定相続分に従って分割することになるのだから，当然のことを定めた規定であって，賛成である。（第一東京弁）

・　家庭裁判所に選択肢を与えるものであり，手続の長期化を避けるために合理的なものだと思われる。（沖縄弁）

・　可分債権の中には，預貯金債権のように明確で扱いやすい債権のほかにも，不法行為に基づく損害賠償請求権のように，当事者間でその存否及び額について争いのある債権も存在する。後者の債権につき特則を設けることは，遺産分割紛争の早期解決に有効な手段であると考えられる。（千葉青司協）

・　紛争の長期化防止及び訴訟経済上の有益性の観点から賛成する。（京都書士）

・　一部分割において特別受益と寄与分を十分に考慮することができるのであれば賛成。（個人）

・　賛成だが，債権の有無及び額に争いがある場合に限定する必要はない。（個人）

【反対】広島弁，日司連，個人２件

・　可分債権の存否及び額に争いがある場合に，なぜ法定相続分での取得を認めるのか。また，意図的に争いがあるように持ちかけて，法定相続分によって可分債権を取得する途を残すことにならないかが懸念される。さらに，法定相続分によ

り取得させる旨の審判を行ったとしても，当該可分債権の額そのものの争いについて民事訴訟での解決が想定され，当該特則を設けるメリットが低い。（広島弁）

・　遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則として可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる案が提案されているが，先の一部分割で特別受益や寄与分が考慮されるとは限らないし，可分債権の有無及び額の確定を待ってから審判をすれば足りる問題であり，あえて条文化する実益がない。（日司連）

・　要件とされている「相当と認めるとき」とは，可分債権の有無及び額について蓋然性が高い場合を指すのであろうが，裁判所として判断可能か疑問がある。（個人）

・　額に争いがあるままそれを解決せず，法定相続分に従って分割される旨定めても，解決にはならない。（個人）

【その他の意見】

・　賛成するが，特定の遺産に対してのみ一部分割の審判をして，可分債権については法定相続分に従った取得を認めることがないように注意が必要である。（大阪弁）

第３　遺言制度に関する見直し

１　自筆証書遺言の方式緩和

⑴　自書を要求する範囲

①　自筆証書遺言においても，遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（注１）については，自書でなくてもよいものとする（注２）。

②　①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは，遺言者は，その事項が記載された全ての頁に署名し，これに押印（注３）をしなければならないものとする。

（注１）「財産の特定に関する事項」としては，

ⓐ　不動産の表示（土地であれば所在，地番，地目及び地積／建物であれば所在，家屋番号，種類，構造及び床面積）

ⓑ　預貯金の表示（銀行名，口座の種類，口座番号及び口座名義人等）

等を想定している。

（注２）ただし，加除訂正をする場合には，当該加除訂正部分等の自書を要求する点を含め，通常の加除訂正の方式によるものとする。

（注３）これに加え，②に基づき押印をする際には，全て同一の印を押捺しなければならないものとすることも考えられる。

⑵　加除訂正の方式（注）

変更箇所に「署名及び押印」が必要とされている点を改め，署名のみで足りるものとする。

（注）⑴及び⑵の方策は両立し得るものであるが，偽造又は変造のリスクを考慮し，⑴の方策を講ずる場合には⑵につき現行の規律を維持するものとすることも考えられる。

⑴　自書を要求する範囲について（「⑴」）

【賛成】日弁連，東弁法制委，東弁全期会，第一東京弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，広島弁，仙台弁，福岡弁，群馬弁，新潟弁，日司連，近畿書士，埼玉書士，大阪書士，京都書士，兵庫書士，滋賀書士，札幌書士，岡山書士，全国青司協，東京青司協，千葉青司協，福岡青司協，日行連，相続学会，企業研，明治大，広島大，家事問題研，よろずやゼミ，個人１８件

・　財産として不動産や預貯金が多い場合に，それら財産の明細について，全て自筆で財産目録に記載することは，遺言者（特に，高齢の遺言者）にとっては負担である。そこで，遺言本文は自筆により作成し，財産の特定に関する事項（財産目録）は自筆でなくともよいこととすれば，遺言者の負担は軽減され，自筆証書遺言作成の促進につながるものと思われる。他方，遺言の偽造又は変造の防止については，財産の特定に関する事項（財産目録）の全頁に遺言者が署名，押印することで担保されるものと考えられる。（日弁連）

・　土地については，何筆にも分かれている場合があるが，それらを被相続人の遺産

として遺言の中で特定する際に，全ての物件を自書することは煩雑であることから，財産の特定に関してのみ自書以外の方法を認めることの必要性が認められる。（第一東京弁）

・　遺言能力が十分に認められる場合であっても，財産が多数に及ぶ場合にそれを自書することが困難な者が自筆証書遺言を作成することを可能にする方法として適切である。また，公正証書遺言に比べて簡易に作成できるという自筆証書遺言のもつ利点を広く利用できるようにすることの方が，自筆証言遺言による紛争の増加の危険よりも重視されるべきである。遺言能力の有無については，遺言書自体以外の事実からでも判断をすることが可能である。（神奈川弁）

・　基本的に賛成する。ただし，確認のために「一通の遺言書として作成すること」という要件を明記すべきと考える。また，②（自書でない部分のある頁の署名押印）及び遺言との一体性の要件を満たす限り，不動産登記や通帳，会員証等の原本・写しを添付する方法でも構わないと考える。（大阪弁）

・　不動産の表示や財産目録など，事務的・機械的な情報にまで自書を求めることは，容易に書き間違いなどが起こり得るほか，労力として無駄なものがあり，自筆証書遺言が敬遠される理由になりうる。これらについて自書でなくてもよいとすることは，自筆証書遺言をより広く利用してもらうという意味で必要である。読む方にとっても，活字の方が分かり易い。そして，遺言書の偽造防止の観点からは，財産目録への署名押印があれば足りる。（仙台弁）

・　登記実務の実感からしても，遺産分割協議書などへ住所氏名の自署すら困難である高齢者も散見され，かつ，自署した文字が手の震えなどにより判読が難しいケースも多い。自書の要件を緩和して遺言の作成を促進することによる社会的利益が大きい。また，本案では財産の特定に関する事項が記載された頁については，遺言者が署名及び押印を求めることとされており，遺言者の意思の担保や変造防止への対策がなされている。（日司連）

・　実務の実感としては，遺言を書いているケースはまだまだ少ない。「子のない夫婦」など遺言を書いておく必要性が高い者においても，遺言をしないまま亡くなって相続人が相続手続で苦労するケースは多い。また，団塊の世代など仕事でパソコンを使っていた世代がリタイヤしてきており，遺言書をパソコンで書きたいというニーズは強まっているものと思われる。「財産の特定に関する事項」を自らパソコンで作ったり，専門家に作成を依頼したりできるようになるのは自筆証書遺言の利用の促進に役立つ。（埼玉書士）

・　自筆証書遺言の自書を要求する範囲の緩和について，国民（特に高齢者）にとって負担を軽減する改正となり，賛成する。なお，自書でなくてもよい財産の特定に関する事項（以下「目録」という。）については，不動産権利証，登記事項証明書，預貯金通帳の写し等でもよいものとすべきである。（京都書士）

・　近年の高齢化社会の下，住所氏名等の自書ですら時間を要する高齢者等も散見される。また，「財産の特定に関する事項」は，現在，財産の種類が多様化している上，その記載事項も多く，その全文を自書しなければならないとすることは，高齢

者等に過度な負担を強いることにもなりかねない。他方，この「財産の特定に関する事項」は，遺贈の対象財産を特定するための形式的な事項であり，誰にどの財産を与えるという遺言者の意思の本質的部分でもない。そこで，「財産の特定に関する事項」について，その自書を求めず，これをパソコン等による作成や遺言者以外の者による代筆を認めることも，社会的利益がある。（兵庫書士）

・　財産目録の記載は複雑かつ重要であり，誤記により遺言全体が無効になったり，解釈によって却って相続人間の争いの原因になることが実務上散見される。本案は，遺言者の負担を軽くするとともに，無用の争いを防止するためにも有用である。（滋賀書士）

・　司法書士は，生前に自筆証書遺言を拝見したり，自筆証書遺言を書かれる方に助言する機会もあるが，高齢になると自書すること自体が負担になることも多く，特に不動産について，自宅の土地，建物であっても正確に自書することは，相当に煩雑であり，時として困難を伴うケースもあると感じる。財産の特定に関する事項について自書でなくてもよいとすることで，肉体的にも精神的にも遺言者の負担軽減になる。また，これに加え，不動産については，固定資産税納税通知書，評価証明書，名寄せ帳，登記事項証明書等の公的機関が発行した書面の原本あるいは写し，預貯金の場合，通帳の写しでもよいとすることも検討すべきと考える。（岡山書士）

・　遺言で記載される事項のうち，遺贈等の財産の特定に関する事項は，かなりの分量になることから自書をするのは非常に煩雑であり，財産を特定するための形式的な部分にすぎないことから，自書でなくて良いことにすることは合理的である。また，自書以外の方法により記載された全ての頁に遺言者が署名し，加除訂正については通常の加除訂正の方式によるものにすることで遺言者の意向を確認することも合理的である。しかし，自書でない頁に署名のほかに押印もすべきかについては，遺言者の署名がなされていれば当該頁の記載事項は遺言者の意思によることが確認できるから，さらに押印を要求する必要はない。（相続学会）

・　これから家族構成も変わり，財産も変わりうる若年層にとっては，公正証書による遺言というシステムは彼らのニーズに対し，満足のいくものではない。とすると自筆証書遺言を書くという選択肢にならざるを得ないが，「全て自筆」というルールは，パソコンなどのＩＴ機器が生活のベースになっている若年層にとっては，「時代遅れ」のひとことで片付けられることは容易に想像ができる。このようなニーズに対応する変更として，「財産の特定に関する事項」だけでも「自署」という縛りをなくし，時代に即した改正が必要である。ただし，遺贈者の意思に基づかない遺言書の一部の差し替えを回避するために，複数枚に分かれた遺言書の一体性を担保するために各ページ間で契印をするものとすべきと考える。（東京青司協）

・　遺言制度をできる限り簡素な，かつ利用しやすいものとすべきであるという立場からは，中間試案の立場は積極的に支持されるべきである。（企業研）

・　実務上，自筆遺言証書が用いられる場面は，簡易に済ませたい，または公正証書遺言を段取りする暇がないような場合であり，そのような場合に複数の物件を全て自署するとなると，何度も書き直しまたは訂正処理をすることになり，手続がかな

り煩雑である。よって，全文自署の緩和に賛成する。（個人）

・　本試案を歓迎する。これにより遺言書作成のハードルが下がれば遺言制度の利用者も増え，いらぬ争いを防ぐことが出来るのではないかと期待する。（個人）

・　現在の全文自書方式は，誰もが簡単に遺言書を作成することを妨げており，パソコンなどの機器が発達して，各人が自由に使いこなしている現在においては，改正案のように緩和することが，遺言をしようとする考えを持った方が多く遺言書を作成するようになると思われる。（個人）

・　現在，高齢者の間で遺言を作った方が良いという機運が高まっているが，自筆証書遺言のように全文自書というのは大変なため，財産などの記載について自書の要件を外すことは賛成。（個人）

・　実務においても，「不動産を特定できない」「押印がない」「日付の記載がない」など相続登記ができないケースや遺言が無効となるケースが散見されるようになり，適正な遺言書があればと悔やまれるケースが増加傾向にあると実感する。（個人）

・　改正にある遺言書の規制を柔軟なものにし，自身の資産をどのように家族に残すかを真剣に考える機会を与えるほうが，日本の金融市場の活性化につながる。（個人）

・　緩和の方向性は，現代のパソコンの普及状況を考えれば，遅きに失したかもしれない。財産の特定に自書を求めないなら，誤記の可能性は減少するだろう。もっとも，遺言者の真意の確保をどのように図るか。遺言保管制度とも関係するが，郵便局やその内容証明郵便業務の活用は考えられないか。簡易の公証機関としての位置づけはできないか。（個人）

【反対】兵庫弁，山梨弁，札幌弁，沖縄弁，東京税，静岡書士，群馬書士，愛媛書士，旭川書士，個人５件

・　自筆証書遺言は，一般的に，信用性・正確性の担保がなく，真意性や遺言能力の調査確認が困難であり，遺言者の錯誤や能力不足が見過ごされる危険性のある遺言である。その危険性を増やす方向での改正は好ましくない。（兵庫弁）

・　全文自書の方式を緩和すると，これを悪用しようとする者が目録を作成した上で，遺言者に目録の内容を認識させないまま，遺言を作成させてしまうという懸念が生じ得る。現行法上の対策としては，公正証書遺言を作成することによって，そのリスクを回避することができる。（山梨弁）

・　賛成意見もあったが，遺言作成は必ずしも高齢時にするものではなく，また，自書が困難である場合は，秘密証書遺言，公正証書遺言を積極的に活用して遺言者の真意を厳格に確認するほうが，後に遺言の有効性に関する紛争を防止できるので妥当との意見が多かった。また，自書の個所と自書でなくて良い箇所が混在することで，一般の人にとってはかえって混乱する可能性がある。（札幌弁）

・　全文自書の方式を緩和すると，例えば，第三者が事前に準備作成した遺産目録について，高齢者である遺言者が面倒に感じ，大して内容を確認せずに署名押印して

しまうリスクが大きくなる。さらに，遺言者が署名押印した遺産目録にあらかじめ空白部分を作っておけば，後に第三者により書き加えることが容易にできてしまう。高齢者であるからこそ，一つ一つ内容を自分で確認しながら作成させるべきであり，そのためには多少負担となっても自書を要求するべきである。（沖縄弁）

・　確かに財産の特定事項を自書以外にすることは遺言者にとっては有り難いことだと思われるが，当該頁に署名押印するだけでは，悪意をもった遺言をさせたい者が遺言者に，「ここに署名したら良いだけだから」などと言葉巧みに悪用されるおそれがあるため，このままの案では賛成できない。（愛媛書士）

・　法律の専門家に相談することなく作成される自筆証書遺言は，遺言作成時の意思能力や財産の特定が不明確など問題のあるものも多く，その有効性に関する係争が増加することにより，円滑な遺産分割の処理を阻害する可能性が高くなる。（東京税）

・　司法書士は業務の中で，遺言に基づく相続登記を申請することや，遺言に関する相談を受けることが多いが，自筆証書遺言の利用が敬遠される理由としては，検認手続を経ることが適当でない，財産特定事項に限らず自筆による文書の作成が困難，紛失の危険があるといったものが多い。そうした事情からも，本案のような小手先の見直しをするのではなく，外国に倣って他方式の遺言を検討する等の抜本的な見直しを検討するべきである。（群馬書士）

・　実務上，自筆証書遺言については専門家等の指導を受けずに作成する者も多く，方式違背の無効も少なくないところであるが，そこに一部は自署でなくてもかまわないというルールを持ち込むことにより，一層自筆証書遺言の作成ルールが複雑になり，誤解や無知による方式違背が増えることが危惧される。また，自筆証書遺言の文章構成や財産特定の仕方は各作成者によってまちまちであるところ，どの範囲までが財産の特定に関する事項に含まれるのかが必ずしも明確でない（静岡書士）。

・　中間試案の内容では，自書部分と自書でない部分との一体性を保つことが難しい。むしろ全てを自書でなくてもよいとし，真正確保のための新たな要件を付加する方が望ましい。（個人）

【その他の意見】・　自筆証書遺言の類型として，以下の方式を認め，いずれの方式によるかは遺言者が選択できるものとすることを提言する。

①　全文，日付，氏名を自書し押印するもの。（民法第９６８条第１項の類型）

②　①のうち，遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項につき，自書以外の方法により記載し，その事項が記載されたすべての頁に署名し，これに押印をしたもの。（中間試案による類型）

③　全文及び日付については自書以外の方法により記載し，氏名を自書し押印するもの。ただし，証人の立会いの下で遺言が作成されたことが明らかであるもの。

④　③については，医師の診断により，作成時に遺言能力を有していたことが明らかである場合には，証人の立会いに代替できるものとする。

⑤　遺言者自身が出演し，遺言の全文，日付及び氏名を口述により明らかにした動

画であって，編集加工ができないような必要な措置を講じたもの。（札幌書士）

・　家庭裁判所による遺言制度の創設を提案する。家庭裁判所は支部，出張所も合わせると，公証役場より多くかつ点在している。裁判所書記官，事務官等の職員は相続等法律知識を持ち合わせているため対応可能である。費用も，審判手続のように一律にするか，訴訟手続のように財産額によって差異を設ける場合でも，低額に設定することで抑えられる。なお，具体的な手続に関しては検討を要する。（旭川書士）

・　遺言者が極めてシンプルな遺言内容をいくつかの文案の中から選択するだけの「簡易遺言制度」の創設を提言する。（レガシィ）

・　自筆証書遺言については，改変等の危険があることから，自筆証書遺言の保管制度を利用する場合を除き，１～２名の証人を必要とするような制度にしていただきたい。（個人）

・　民法第９６８条第１項を改め，①遺言書の表題に遺言書と記載することその他本文が自筆証書遺言である旨明らかとなる記載を当該自筆証書遺言書中に自書して明示すること，②「氏名」を「署名」に改め，その自書すべき場所を「冒頭」又は「末尾」とすること，③「日付」を「作成年月日」に改め，作成年月日の趣旨が明確になるように記載場所を指示する規定に改めること，押印すべき場所を署名の下と明示すること等の改正をすべきである。（個人）

・　全文自書不要として，自筆証書遺言の制度を全面的に改正すべきである。（個人）

・　遺産分割禁止の期間を長くすること，夫と妻の共同遺言の緩和も必要である。（個人）

○　財産の特定に関する事項を自書以外の方法で記載した頁に押捺する印には同一の印を用いなければならないとすることについて（「⑴・（注３）」

・　財産の特定に関する事項（財産目録）の押印については，必ずしも全て同一の印による押捺を求める必要はないと考える。遺言者によっては，財産目録を順次作成することもあり得るため，同一の印による押捺を法定要件とした場合には，前に財産目録に押捺した印鑑を紛失した場合に，後の財産目録の頁に別の印で押捺すると遺言が無効となってしまう。遺言者の遺言作成の意思を尊重するならば，そこまでの様式の厳格性を求める必要はない。（日弁連）

・　財産の特定に関してのみ「同一の印」という要件を課す必要はない。（第二東京弁）

・　全ての頁の印を同一の印により行う必要があるかについては，必ずしも必要ないと考える。押印が要求される意味については，自書とあいまって遺言書作成の真正さを担保する意味（遺言書作成の真正さの担保）と，我が国の慣行ないし法意識として重要な文書については，作成者が署名したうえで押印することによって文書の作成が完結する意味（文書完成の担保）があるとされている（最判平成元年２月１６日民集４３巻２号頁）。これらの意味にかんがみたとき，自書の後に「自ら」押印すること自体に意味があるのであって，すべて同一の印による押印を要求するこ

とまでは必然の要請とはいえない。かかる要件を欠く場合に当該遺言を無効とするのは，遺言有効解釈の考え方からは適切とはいえない。（東弁全期会）

・　あえて形式的要件として同一の印を求めるまでの必要はない。（大阪弁）

・　押印は「全て同一の印」によることを要件とすることが妥当である。この点，形式不備の可能性を増すのみであって不要とする考え方もあり，その根拠としては，①同一の印が押されていることから「一連の頁が同一の機会に作成された」ことはある程度推認されるとしても，遺言者の真意性の担保とは関係しないこと，②一部の頁だけ異なる印が押されていたときは，遺言全部を無効とするのか，当該頁のみ無効とするのかといった解釈上の問題が生じることになることがあり得る。しかし，①については，ここで問題となっているのは加除訂正ではなく遺言作成時であるから，一連の頁の押印が同一の機会になされることが前提なのではないかという疑問がある。時間をかけて遺言書を書きためていく場合であっても，押印を数日に分けて行うべき必要がある場面はにわかには想定しがたい。また，②についても，押印を要件とする以上，押印が失念された頁が存在する場合には，遺言全部を無効とするのか当該頁のみを無効とするのかといった問題がやはり生じるのであるから，決定的な論拠とは言いがたい。そうすると，同一の機会に作成されたにもかかわらず頁によって異なる印による押印がなされている「怪しげな」遺言書の効力を認めるよりは，全ての頁に同一の印による押印を求める方が，偽造・変造を困難にし遺言者の真意によるものであることを担保するという，自書を要件とする趣旨に照らして合理的である。正式の文書においては一般に押印が要求されること，同一文書における同一人の押印において複数の印を使い分けることは慣習上想定されないことからすれば，同一の印による押印を求める方が社会通念にも合致するように思われる。なお，全頁への同一の印の捺印があっても抜取りや欠落は探知できないという問題は残るが，この問題は全部自書しても同様に発生するものであって，自書の範囲を緩和することの妨げにはならない。他方，遺言の加除訂正の押印については，遺言の特質上，作成時と加除訂正時の間に極めて長い時間的間隔があることも予想され，その間に印鑑の紛失・破損等の事態も発生しうること等から，遺言書作成時に用いられた印と同一のものであることを要しないと解されている（新版注釈民法（２８）９６頁（久貴忠彦））。この解釈を維持することで問題ない。（東弁法制委）

・　遺言書は財産目録部分と本文部分は同時期に作成されるものであり，同一印鑑を求めても負担が重くなるとは考えづらいので，遺言書内で使用される印鑑はすべて同一のものとすべきである。また，不動産登記簿謄本や預貯金通帳のコピーを単に添付した形式まで許容すべきか等，その方法や当否について，さらに議論が必要である。（広島弁）

・　自書されていない財産の特定に関する事項の部分についての同一時点での遺言者の意思を明らかにする方法として，②の方法とともに（注３）の方法を用いるべきである。（神奈川弁）

・　目録部分についてはパソコンなどで作成することになり，データ修正も容易なは

ずである。よって不正な訂正などの紛争を避けるためにも，目録部分の加除訂正は認めないとするほうが明快である。次に，自書の頁と活字の頁の一体性の確保が求められることから，契印を要求することを明示すべきである。また，各ページへの押印は，全て同一の印を押捺しなければならないとするべきである。（福岡弁）

・　偽造・変造のおそれに配慮し，①遺言書の自筆部分（以下「遺言書本体」という。）及び目録には，全て同一の印で押印しなければならないものとする，②遺言書本体及び目録が複数枚にわたるときは，合綴して契印又は割印をしなければならないものとし，合綴しない場合には，全ての頁に署名し，押印した上で，自書による日付の記載を要するものとすることが必要である。（京都書士）

・　財産の特定に関する事項が記載された頁に押印しなければならない遺言者の印は，遺言書の一体性の観点から，全て同一の印が望ましい。（兵庫書士）

・　他人による差替え，偽造又は変造を極力防止するため，遺言書の印鑑については，すべて同一の印鑑でなければならないとすべきである。（岡山書士）

・　（注３）に賛成するが，「財産の特定に関する事項について自筆以外の方法により記載したときは，遺言者は，その事項が記載されたすべての頁に署名押印し，かつ全葉に契印をしなければならない」との要件を加えるべきである。（全国青司協）

・　財産の特定に関する事項を自筆証書遺言の一部とすると遺言書が複数枚にわたり作成される場合が多くなると予想されるが，その一体性を確認する方法が民法に規定されていないので，新たに明文で契印等を要求することも検討の余地がある。（千葉青司協）

○　その他

・　財産特定事項のすべてのページに署名する必要があるとした場合には，一部のページに署名を忘れたときは，遺言のすべてが無効になるのか，そのページに関してのみが無効になるか等，解釈基準を示す必要がある。（愛媛書士）

・　方式の緩和自体は有意義だが，中間試案のように遺言者の署名押印を要求するだけでは，例えば，認知症等で判断力が低下した遺言者に白紙に署名させて，後から財産の特定に関する事項を印字することも可能であり，変造等のリスクが大いに高まる。そこで，自筆証書遺言の保管制度の創設を前提に，財産の特定に関する事項について自書以外の方法により記載した場合は，遺言者本人が公的機関に遺言書を持参して保管を委託することを義務付けることで，遺言者の意思確認をすべきである。（日税連）

・　本改正案には基本的に賛成だが，遺言書の保管制度を使わない場合，各ページへの署名押印だけでは意思表示としては不十分である。署名押印だけで済ませるのであれば，保管制度利用との連動性が必要であると考える。保管制度を利用しない場合は，署名押印以外に少なくとも最終頁に「上記遺言書の内容は私の意思によるものであることに相違ありません。」程度の一文を本人が自署（代書の場合は立会人もしくは証人等の要件の設定も必要）する必要がある。また，紛争防止のため，自書，自書以外の部分の全てを一通の遺言書として綴じて全ての頁に契印すべきこと

を明文化すべきと考える。そして，この様にした場合は，必ずしも自書以外の部分の全ての頁に，遺言者の署名押印を要求する必要はないと考える（遺言者の負担を軽減するため。）。（日行連）

⑵　加除訂正の方式について（「⑵」）

【賛成】日弁連，東弁全期会，第一東京弁，第二東京弁，群馬弁，札幌弁，沖縄弁，大阪書士，愛媛書士，岡山書士，相続学会，企業研，家事問題研，明治大，広島大，よろずやゼミ，個人５件

・　遺言者の加除訂正の意思を確認するものとして，遺言者の署名があれば，それで十分であると考えられる。⑵の（注）「偽造又は変造のリスクを考慮し，⑴の方策を講ずる場合には⑵につき現行法の規律を維持する」という考えは，加除訂正の煩雑さをそのまま維持するものであり，反対である。（日弁連）

・　現行法上，自筆証書遺言に加除訂正を行うときには，①遺言者がその場所を指示し，②これを変更した旨附記して，③特にこれに署名し，かつ，④変更場所に印を押さなければならないとされている（民法第９８６条第２項）。このように厳格な方式が要求されているのは，第三者による自筆証書遺言の変造・改ざんを防止するためであるところ，中間試案では④の要件を不要としている。この点について，加除・訂正の方式を充たさない場合には加除訂正部分の効力のみならず，元の字句も含めて無効となることもあるところ，遺言者の意思を可能な限り尊重するためには，過度に形式面の充足要件を要求することによって遺言の無効を招くような規律をすべきではなく，加除訂正の方式の緩和を可能な限りで認めていく必要がある。もっとも，第三者による変造・改ざんの防止に対する配慮も必要であるから，その調和として，①～③までは必要とし，④について不要とする方式の緩和には合理性がある。（東弁全期会）

・　署名のみとすることでも偽造・変造のリスクを回避することができる。（第一東京弁）

・　中間試案は，自筆証書遺言について遺言者の負担を軽減するものであるところ，偽造・変造のリスクへの配慮（署名を要求するものとしていること）もされており，賛成できる。（第二東京弁）

・　署名によって遺言者の意思が反映されていることを示すことができるので，緩和しても問題ない。（沖縄弁）

・　自筆証書遺言の加除訂正の方式（民法第９６８条第２項）は厳格であるところ，通常一般人にとってはなじみが薄く，理解しにくい面もあり，間違えた場合は訂正を試みるより最初から書き直した方が良い旨のアドバイスをすることもあるため，その緩和については賛成する。（岡山書士）

【反対】東弁法制委，神奈川弁，兵庫弁，山梨弁，広島弁，仙台弁，福岡弁，新潟弁，女性法協，日司連，近畿書士，埼玉書士，京都書士，兵庫書士，静岡書士，滋賀書士，家事問題研，旭川書士，東京青司協，福岡青司協，日行連，東京税，全国青司

協，個人９件

・　一般に筆跡の異同の判別は必ずしも容易でないとされている上，簡単な氏名のような場合にはさらに偽署も容易となるから，署名のみをもって遺言者の真意性を担保するには不十分というべきであろう。従って，署名と押印の両方を求めることが必要である。もっとも，押印を要求しても，印鑑は誰でも押すことができることや，遺言書の偽造・変造は遺言者と同居の親族等によって行われることが少なくないから，偽造・変造の防止・発見には有効でないとの指摘もある。しかし，遺言の真正や加除訂正の真正が争われる場合には，印鑑の保管状況といった事情も考え合わせて判断できるから，署名のみでなく押印も必要とする現行法の規律を維持することには，有用性がある。（東弁法制委）

・　自筆証書遺言を作成する場合の規律として，加除訂正の場合も含めて署名及び押印の双方を求める方が，方式が統一されていて分かりやすい。（神奈川弁）

・　印の押捺の点だけ不要とする本提案では，「遺言の活用を促進する」という効果はない一方，印の押捺を不要とすることによって，偽造・変造のリスクは大きくなる。（山梨弁）

・　自筆証書遺言では作成時の遺言能力だけでなく，偽造・変造などが争点とされ易いため，偽造・変造の抑止，困難化のためにも方式緩和すべきでない。また，完成した自筆証書遺言について加除訂正を行う場合には，それが多数箇所にわたることは少ないため，従来の方式を存置しても遺言者の過大な負担にはならない。（広島弁）

・　署名のみとすると，偽造のおそれが高まる。一方で，方式違反による遺言無効のリスクも高まるが，遺言書に押印をする以上，加除訂正においても署名に加え押印まで要求することが，それほど労力を要するとはいえない。（仙台弁）

・　遺言書は，その効力発生時においては，遺言者が死亡しており，作成当時の意思を，遺言者自身に確認することができないことから，その加除訂正の方式についても厳格であるべきである。（日司連）

・　加除訂正だけ署名のみでも可とすることは余計な混乱を招くことにもなりかねないので，現行法の規律を維持することが望ましい。（埼玉書士）

・　意思能力があり，署名が可能な遺言者にとって，加除訂正の押印は過度の負担を課すものではなく，遺言者の意思をその死後に正確に伝え，改ざんの危険性を可能な限り回避するために，現行法の要件を維持すべきである。（京都書士）

・　遺言は，被相続人の死亡後に効力が発生する書面であることを考慮すれば，遺言以外の文書に比して，その加除訂正方法を一定程度厳格にすることもやむを得ない。（兵庫書士）

・　加除訂正の実務は署名よりも押印が一般的であり，押印による訂正のほうが国民に理解しやすいため，加除訂正の方法は，署名よりも，遺言に押捺したものと同じ印鑑による押印とすることを求める。（滋賀書士）

・　加除訂正の方式については，押印を除くことによる遺言者の負担軽減の効果と従来の方式を変更することによる混乱の危険性を比較した場合に，遺言者の負担軽減

としての効果がさほど大きくないと考えられることから，従来どおりの加除訂正方式を維持するほうが望ましい。むしろ，書面の一体性を重視する観点から，加除訂正の際の印鑑について要件を加重し，原則として遺言作成時の印鑑を押印することとし，印鑑の消失や紛失等によって作成時の印鑑を押印することが出来ない場合には，実印を押印し印鑑証明書を添付することとすべきである。（全国青司協）

・　実務においても加除訂正がされた自筆証書遺言を拝見することは滅多にないのではなかろうか。（個人）

・　「署名及び押印」の現行規律でよいと考える。押印をなくすことは加除訂正の方式としてそれほどの軽減にはならず，（注）にあるように（１）の方策を導入する場合には，特に現行の規律で問題ないと考える。（個人）

・　加除訂正に際して，押印のみでよいのか，署名を求めるのかという問題は図際的なスタイル（署名）に向かうのか，日本国内のスタイル（押印）に向かうのかの問題とも考えられ，今後の世の中の実情を見極める必要がある。むしろ加除訂正を行った日付を記入すべきだという意見があった。何か所も加除訂正がある場合，その先後関係が問題になる場面もあることから，検討されてよい。（福岡弁）

【その他の意見】

・　署名のみで足りるものとすると，筆跡の識別をめぐり審理が困難になるおそれがあることから，遺言書の加除訂正の方式としては，署名のほかに押印も必要とすべきであるとの指摘があった。（最高裁）

・　積極的に反対するものでもないが，署名及び押印を求める現行法の規定のままで問題ない。訂正方法として，訂正を要する箇所に印を押捺することは通例であり，押印を求めた方が，一見して訂正箇所が判明しやすい。また，訂正の方式を緩和するよりも，遺言書の再作成を求める方が適切なケースも多い。さらに，遺言書に押印を求める以上，訂正印を求めないことで享受される利益もさほど高くないと考えられる。（大阪弁）

・　加除訂正の旨が本人の自筆であるので，加除訂正が遺言者本人によるものか否かは十分判別可能であり，わざわざ署名はいらないと考えられることから，むしろ押印のみとし，署名を不要とすべきである。（千葉青司協）

・　加除訂正の際の印鑑については，遺言作成時の印鑑を押印することを原則として，印鑑の消失や紛失等によって作成時の印鑑を押印することが出来ない場合には実印を押印し印鑑証明書を添付することとすべきである。（個人）

２　遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

⑴　権利の承継に関する規律

①　相続人が遺言（相続分の指定，遺贈，遺産分割方法の指定）により相続財産に属する財産を取得した場合には，その相続人は，その法定相続分を超える部分の取得については，登記，登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ，第三者に対抗す

ることができないものとする。

② ①の相続財産に属する財産が債権である場合には，債務者その他の第三者に対する対抗要件は，次に掲げる場合に具備されるものとする。

ア 相続人全員が債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

イ 遺言執行者がその資格を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

ウ 債務者が①の相続人に対して承諾をした場合

③ ②の通知又は承諾は，確定日付のある証書によってしなければ，債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

⑵ 義務の承継に関する規律

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合には，各相続人は，その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。

② ①の場合において，相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは，各相続人の負担部分は，その承継割合によるものとする。

③ ①にかかわらず，債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは，各相続人は，その割合によってその債務を承継するものとする。

④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは，すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

⑶ 遺贈の担保責任

① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には，遺贈義務者は，相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては，その特定の時）の状態で，その物若しくは権利を引き渡し，又は移転する義務を負うものとする。ただし，遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは，その意思に従うものとする。

② 民法第９９８条を削除するものとする。

⑴ 法定相続分を超える財産の取得について，対抗要件を要するとすることについて（「⑴・①」）

【賛成】日弁連，仙台弁，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，静岡書士，滋賀書士，京都書士，岡山書士，東京青司協，千葉青司協，福岡青司協，女性法協，明治大，広島大，日行連，個人６件

・　特定承継，包括承継という差異はあるとされるものの，相続分の指定及び遺産分割方法の指定も被相続人の意思表示に基づく権利変動ということができ，また，いつまでも登記なくして法定相続分を超える範囲につき第三者に対抗することができるとすることは，取引の安全を害することから，中間試案に賛成する。（日弁連）
・　従前の判例の考え方を貫くと，相続人はいつまでも登記を備えずに権利が保障され，第三者が不測の損害を被るおそれがあり，取引の安全の観点等からも中間試案に賛成する。（神奈川弁，沖縄弁，日司連，静岡書士，東弁法制委，明治大，福岡青司協，日行連，個人）
・　権利取得者の負担を大きくするものではあるが，法定相続分を超える権利移転については第三者の権利保護の観点からも対外的に明確化させるのが望ましい。（仙台弁，東弁全期会）
・　相続登記の促進の観点からも望ましい。（滋賀書士）
・　従来の判例の考え方は，遺産分割等の意思表示による権利変動と区別する理論的根拠に欠ける。（広島弁，岡山書士，広島大）
・　遺言による権利取得について一律に対抗要件で決するとし，遺産分割協議と同様に処理することにより，取引の安全が図られる。また，相続手続の速やかな実行を促す点からも賛成する。（埼玉書士，京都書士）
・　従前の判例を貫くと，遺産分割協議により権利を取得した相続人から特定の不動産を譲り受けた第三者は，対抗要件を備えても，その後に「相続させる旨」の遺言が発見されると，権利を取得できないことになり，結論として妥当でない。（個人）
・　相続させる旨の遺言については，受益相続人の保護は弱まるが，そもそも過剰な保護であった。（個人）

【反対】福岡弁，近畿書士，兵庫書士，相続学会，企業研，野村資産研，個人５件
・　相続させる旨の遺言について，対抗問題により処理すべき必要性があるのか根本的な疑問がある。また，法定相続分を超える部分について，対抗要件を要求すると，法定相続分とそれを超える部分とで権利が分属することになり，混乱が生じ，実務上，どのような負担が生じることになるか等未解決の問題が多く，現状では賛成できない。（福岡弁）
・　そもそも相続の場面においては，実体法上の権利の取得をしていない相続人による登記の申請が比較的容易であり，相続人の債権者については，相続人の法定相続分の取得を期待できるとまではいえないことからすると，政策的にこれらの者を保護する理由はない。（兵庫書士，近畿書士，個人）
・　相続分の指定及び遺産分割方法の指定は，財産の処分ではなく相続であるから，対抗要件によって決すべき問題とはいえない。また，これらを対抗要件として処理することは，遺言の利用を阻害する要因となる。遺言によって財産を取得した相続人が対抗要件を備えることなく，放置した場合に第三者を保護するルールや，相続債権者の権利行使のルールを別途設けることを検討すべきである。（相続学会，個人）

・　現行の判例の考え方は，相続分の指定や遺産分割方法の指定は相続を原因とする包括承継であるため，民法第１７７条の「第三者」には当たらないが，遺贈は意思表示による物権変動であって特定承継であることから，同条の「第三者」に当たると解されており，一貫性があり，是認されるべきである。（企業研）
・　死亡による遺言の効力発生後，直ちに対抗要件を具備できない状況が容易に想像されることを考慮すると，このような制度の創設には反対する。（野村資産研）
・　法定相続分による権利の承継は，通常は，遺産分割を待つ過渡的状態と理解すべきであって，相続開始後一定期間は，これを信頼する第三者を保護する必要はなく，むしろこのような状態で相続財産に関わってくるのは，相続人の債権者といった，本来相続財産を期待すべきでない者であることが多い点に留意すべきである。死亡という権利移転の時期は，コントロール可能ではなく，そのすぐ後に財産の話を持ち出すことが憚られるような場面であって，取引社会の論理を押し通すところではない。もちろん，相続人がいつまでも登記なくして第三者にその所有権を対抗できるのは望ましいことではない。問題の根本的解決には，遺言の存在・内容を確認できる制度，さらに，法定相続と遺言処分との関係，あるいは複数存在する遺言処分相互の関係を明らかにする，すなわち相続をめぐる法的状況を把握する公的機関の発行による相続証明書制度が求められる。遺言の存在の不安定さを補うべく今回創設が提案されている自筆証書遺言の保管制度でも「一定の公的機関」が予定されており，少なくともドイツのような遺言開示手続きの定立への先鞭はつけられたようにも思う。このような制度がうまく機能することにより，遺産分割ないし遺言執行前に慎重に取引に対処すべきとした第三者の調査に資することが期待されよう。（個人）
・　第三者は，被相続人の戸籍や除籍を見ることができず，相続人の「法定相続分」を知ることは不可能であり，対抗要件に法定相続分を関係させると，かえって不安定な状態になる。悪意者を保護すべきではない。（個人）
・改正するのであれば，近時相続と取引をめぐる環境が激変したというような立法事実が必要である。（個人）

【その他の意見】
・　相続による権利変動について統一的に処理し，相続登記の推進を図る観点から中間試案の考え方に賛成する意見と，相続させる旨の遺言は判例実務において定着しており，遺言者の意思を実現する方法として有用で，中間試案の考え方に反対するとの意見があった。（新潟弁）
・　相続させる旨の遺言の明文化も検討されてよいとの意見があった。（兵庫弁）
・　遺産分割によって取得した自己の相続分を超える持分を第三者が取得した場合についても，明記しておくことが望ましい。（愛媛書士）
・　遺言により権利を取得する相続人は，対抗要件を備えるまで，権利の取得が浮動的となるから，その負担を減らすような政策の検討も必要である。（福岡青司協）

・　遺言の効力をどのようにとらえるかは，特に遺贈に関して重要である。遺留分減殺請求等との関連で，いわゆる遺贈の物権的効力を再考することが必要である。必ずしも遺言がその文言通りに効力を生じるとは限らず，これらの関係も明確にしておくことが必要である。特に，相続分を超えない範囲は登記なくして対抗できるという点において問題となりうる。（個人）

⑵　債権を取得した場合の対抗要件の規律について（「⑴・②及び③」）

【賛成】仙台弁，東弁全期会，東弁法制委，大阪弁，広島弁，日司連，埼玉書士，京都書士，岡山書士，静岡書士，東京青司協，千葉青司協，個人３件

・　通知人を相続人全員とすれば，反対する相続人がいた場合には，遺言執行者の選任を求めるしかないため，その負担が大きいが，他方で，単に権利を取得した相続人の通知のみで足りるとするだけでは，虚偽で通知する相続人が現れかねず，支払を求められた債務者が判断に困る事態をもたらしかねず，相続人全員による通知の方法もやむを得ない。なお，相続人の一人が債務者に相続人の範囲及び遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知した場合であれば，検討に値するとの意見も出された。（大阪弁）

・　債権の場合は，不動産と異なり債務者が存在するから，被相続人からの通知ができない以上，債務者保護の観点から，相続人全員の通知を原則とする「⑴・②・ア」の規律は妥当である。遺言執行者による通知制度も予定されており，相続人の被る不利益は限定的であり妥当である。（東弁法制委，岡山書士）

・　一般的な債権取得の対抗要件制度にならっており，妥当である。本制度の特徴として遺言執行者からの通知による対抗要件具備の方法も規定されており，相続人間に対立があり，迅速な対抗要件具備が期待できない場合に有用である。（静岡書士）

・　債務者に相続人全員の範囲を明らかにする書面を示すことを要求することは，債務者が多数の場合には，対抗要件具備するために相続人等にかなりの負担がかかるが，現在，法務省で検討されている法定相続証明情報制度が利用できる可能性もある。（千葉青司協）

【反対】福岡弁

・　可分債権に関する規律についての最高裁の判断を見た上で，再検討すべきである。また，通知に必要な書面については細部の検討が必要である。遺言に基づく権利移転であるにもかかわらず，相続人全員の通知が必要とされる理由は，遺言の内容に反対している相続人がいないことを担保する趣旨とも考えられるが，相続人多数の場合などには過大な負担となる。（福岡弁）

【その他の意見】

○　相続人全員による通知については検討の余地があるとする意見

・　相続人が多数の場合や，相続人が外国籍の場合などには「相続人の範囲を明らかにする書面」を示すのが困難な場合があり，また，遺言の内容に納得しない相続人

の協力が得られない可能性もある（不動産でも単独で登記申請を認めている）から，簡易な通知方法を設けることが適切である。（札幌弁）

・　遺言により債権を相続した相続人は，遺産分割協議が成立した場合と異なり合意に基づくものではないから，相続人全員で通知することが常に可能とはいえない。（神奈川弁）

○　相続人全員による通知に代えて，相続人による簡易な通知の方法を認めるべきとする意見等（「⑴・②・イ」の主体は「遺言執行者又は債権を取得した相続人」とすべきとする意見等）

・　相続人の一人でも通知に協力しない場合には，第三者対抗要件を具備できず，その場合には，家庭裁判所に遺言執行者の選任申立てを行い，選任された遺言執行者が債務者に通知するしか方法がないこととなる。しかし，これは，相続による債権の取得につき対抗要件具備は不要とされている現行法と比較し，加重感は否めず，また，債権額が少額であるなどの場合には，受益相続人にとって相当な負担となる。この場合，「⑴・②・ア」の主体を「債権を取得した相続人が遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合」と改めるべきである。この「遺言の内容を明らかにする書面」については，遺言書を示すことが考えられる。なお，遺言書の偽造については，債務者保護の方策を講ずべきである（民法第４７８条の準用）。（日弁連）

・　遺言内容に不満を持つ相続人が協力を拒む場合なども容易に想定され，相続債権についての対抗要件具備に過大な労力と時間をかけ，徒に紛争を招くおそれがあり妥当でない。現行法上，相続による債権の取得については対抗要件が不要とされていることと比較し，権利取得者の負担が大きすぎる。（第二東京弁，新潟弁，家事問題研，女性法協）

・　相続人による簡易な通知の方法を認めた場合の偽造等のリスクについては遺言執行者による場合にも妥当する。（第二東京弁）

・　特定の相続人が，預貯金債権を相続させる旨の遺言により相続した場合，金融機関としては，当該受益相続人から遺言書及び戸籍等が提示されれば，相続手続を行っているのが通常であり，相続人全員の通知を必要とすると，通知に協力しない相続人がいた場合に，いつまでも対抗要件を具備できず，妥当でない。（個人）

○　「相続人の範囲を明らかにすべき書面」

・　どのような場合であれば「相続人の範囲を明らかにする書面」といいうるのか，戸籍謄本類を整えて相続関係を説明する必要があるのか等，不必要な情報の開示まで求めることのないよう，慎重な検討が必要である。（東弁全期会）

○　その他の意見

・　相続開始後すぐに第三者が現れた場合に遺言の内容の実現が困難になるから，対抗要件具備について猶予期間の規定を設けるべきである。（札幌弁）
・　通知の添付書面には，法定相続分を超えて取得する部分の範囲についても明示する必要がある。（全国青司協）

⑵　義務の承継に関する規律

①　被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合には，各相続人は，その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。

②　①の場合において，相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは，各相続人の負担部分は，その承継割合によるものとする。

③　①にかかわらず，債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは，各相続人は，その割合によってその債務を承継するものとする。

④　債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは，すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，兵庫弁，広島弁，福岡弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，静岡書士，近畿書士，京都書士，岡山書士，全国青司協，東京青司協，千葉青司協，女性法協，日行連，明治大，広島大，相続学会，家事問題研，個人７件

・　判例の考え方を明文化するものであり，学説の多くもこれを支持しており，理論的な整合性がある。（日弁連，兵庫弁，東弁法制委，東弁全期会，神奈川弁，福岡弁，沖縄弁，埼玉書士，近畿書士，京都書士，岡山書士，明治大学，相続学会，家事問題研，日行連，広島大，個人）
・　中間試案の考え方は，判例の考え方に沿うものであり，こうした相続債務の処理の規律を設けることにより，被相続人の意思の反映や債権者を含めた関係当事者の円滑にも資すること，事業承継の問題とも密接に関連する事柄であることも踏まえ，中間試案に賛成である。（日司連，静岡書士）。
・　可分債務の当然承継に関する処理方法を明確化する趣旨であり，必要性がある。（仙台弁）

【反対】個人２件

・　対外的な承継と内部的な負担部分を変えることは法律関係を複雑にし，「法定相続分でなければ，債権者の権利が害される」という従来の見方は現実に即しているとは言えない。「資産の分配割合で負債の負担割合を決める」という原則を打ち立てるべきである。（個人）

・　配偶者の法定相続分に関する乙案により影響を受けるのか不明確である。また，指定相続分に応じて債務を承継するとしても，受益相続人が有する相続分を算定することは容易でなく，権利関係が複雑になる。（個人）

【その他の意見】

・　基本的には賛成であるが，中間試案が，積極財産と消極財産について異なる承継割合をも含むものであるとすれば，遺言で負債のみ相続させるケースについても適用されることとなり，そのような適用は認めるべきではない。（第一東京弁）
・　債権者の承諾については期間を設けるべきであるとの意見があった。（広島大）
・　すでに多額の無償処分が相続人の一人になされている事例において，残存する寡少の財産に関して指定相続分，包括遺贈がなされている場合には，不合理な結果を招くことがある。また，特定遺贈の場合が考慮されていないことに関する問題も生じうる。被相続人がなす積極財産の処分と関連させて債務の問題を考慮するのであれば，遺産分割の結果を含めて「被相続人から得た財産全体」を対象として，フランス法のように比例させるのがもっとも公平である。積極財産の相続と債務との関連性については，問題が山積し，現行法では欠いている清算的な要素をも加味することも考慮に入れ，全体的な改正を慎重に進めるべきである。（個人）

⑶　遺贈の担保責任

①　遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には，遺贈義務者は，相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては，その特定の時）の状態で，その物若しくは権利を引き渡し，又は移転する義務を負うものとする。ただし，遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは，その意思に従うものとする。

②　民法第９９８条を削除するものとする。

【賛成】日弁連，札幌弁，仙台弁，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，福岡弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，京都書士，岡山書士，全国青司協，東京青司協，相続学会，明治大，広島大，家事問題研，日行連，女性法協，個人７件

・　債権法の改正案における贈与者の義務と統一的に整理されているものであり，必要性もある。（日弁連，札幌弁，仙台弁，東弁法制委，神奈川弁，大阪弁，福岡弁，沖縄弁，東弁全期会，日司連，埼玉書士，京都書士，岡山書士，全国青司協，東京青司協，相続学会，明治大，家事問題研，広島大，日行連，個人２件）
・　民法第９９８条の削除についても，特定物の遺贈について追完義務を定めた規定が存しないこと，贈与については特定物，不特定物を問わず追完義務を定めた規定がないことからすれば，不特定物遺贈についてだけ追完義務を認める理由はない。（日弁連）

【反対】個人１件

・　遺贈義務者という概念に反対する。

【その他の意見】

・　民法第９９８条の削除には賛成であるが，その場合には，不特定物を渡すとの遺言があった場合の解釈が問題となる。（福岡弁）

３　自筆証書遺言の保管制度の創設

①　自筆証書遺言（以下「遺言書」という。）を作成した者が一定の公的機関（注１）に遺言書の原本の保管（注２）を委ねることができる制度を創設するものとする。

②　①の保管の申出は，遺言者本人に限り，することができるものとする。

③　相続人，受遺者及び遺言執行者（以下「相続人等」という。）は，相続開始後に，①に基づく保管の有無を確認することができるものとする（注３）。

④　相続人等は，相続開始後に，①に基づき保管されている遺言書の原本を閲覧し，又は正本の交付を受けることができるものとする（注４）。

⑤　①に基づき保管された遺言書については，検認を要しないものとする。

⑥　①の公的機関は，相続人等から④に基づく申出がされた場合には，申出人以外の相続人等に対し，遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。

（注１）保管を行う公的機関としては，保管施設の整備等の必要性，転居時等における国民の利便性及びプライバシー保護の重要性を考慮し，全国で統一的な対応をすることが可能な機関を想定しているが，この点については，なお検討する。

（注２）原本を保管する際，災害等による滅失のおそれを考慮し，遺言書の内容を画像データにしたものを別個に保管することを想定している。このため，公的機関で保管をするに当たっては，仮に遺言書が封緘されていた場合であっても，遺言者本人の了解を得てこれを開封した上，画像データを作成することを想定している。なお，遺言書の保管をする際には，遺言者に遺言書の謄本を交付することが考えられる。

（注３）相続人が①に基づく保管の有無の確認をするときは，戸籍謄本等の提出を受けて，相続人であることを証明させることを想定している。

（注４）遺言書の原本は，相続開始後も，相続人等には交付せず，①の公的機関で一定期間保管することを想定している。

⑴　自筆証書遺言の保管制度を創設することについて（「①」）

【賛成】東弁全期会，山梨弁，群馬弁，新潟弁，日司連，日税連，全銀協，日行連，近畿書士，埼玉書士，群馬書士，大阪書士，京都書士，兵庫書士，滋賀書士，静岡書士，愛媛書士，札幌書士，岡山書士，全国青司協，東京青司協，千葉青司協，東京税，明治大，広島大，個人１３件

・　自筆証書遺言については，作成後の紛失，改変の危険性があるから，適切な保管機関において保管を行う制度を創設することは有益である。（東弁全期会）

・　自筆証書遺言を保管する公的機関の体制，保管方法等につき十分な検討が行われ，体制等が整備されることを条件に賛成する。（群馬弁）

・　独居老人の増加など少子高齢化による家族関係の変化に対応する制度として賛成する。もっとも，どのように構築するかなど議論すべき点も多いように思われる。（山梨弁）

・　遺言作成者の立場からすればこのような制度を設けることにも意義があると思われる。ただし，当会の遺言保管制度はほとんど利用されていないため，保管機関の利便性，制度の周知が重要である。（新潟弁）

・　中間試案で提示されている規律は，国民に保管の義務を課すものではないことから，自筆証書遺言の紛失や相続人による隠匿・変造，発見の遅れ，真正性等に関する紛争を完全に防止することはできないものの，一定の効果はあると考えられるほか，遺言に関する手続の円滑な実施にも寄与するものと見込まれる。（全銀協）

・　自筆証書遺言については，作成後の紛失や他者による隠匿・変造のおそれがあり，これによって遺言者の意思が捻じ曲げられたり，円滑な相続が妨げられたりするおそれがある。遺言者本人が公的機関に遺言の保管を委託できるようにすることで，遺言の真正性を担保することができ，無用な紛争の防止にもつながる。（日税連）

・　自筆証書遺言については，作成後の紛失，改変の危険性があるから，適切な保管機関において保管を行う制度を創設することは有益である。（東弁全期会）

・　自筆証書遺言を作成したものの相続人に発見されないまま，あるいは特定の相続人が隠匿したままになっているものも相当数あると考えられる。本提案は，原本の保管だけでなく画像データも保存することが想定されていることから，近年相次ぐような大規模災害による自筆証書遺言の毀損・紛失を防ぐ方策としても有効と考えられる。（日司連）

・　自筆証書遺言は，一定の要件を満たさないと無効になる危険性はあるものの，手軽に書ける遺言の方式であるが，作成後の紛失，相続人による隠匿・変造などのおそれがある。公的機関が自筆証書遺言の原本を保管することにより，自筆証書遺言が確実に保管され，紛失・隠匿・変造なども防止できる。（埼玉書士）

・　自筆証書遺言の作成後，遺言書を紛失するケースや，相続人によって遺言書が隠匿又は変造されるといったケースは相当数あると考えられており，そうした問題を防止する方策として，本案は有効である。また，相続開始後，公正証書以外のものも含めて，遺言の存在を明らかにしておくことが相続人の利益にかなう。（群馬書士）

・　遺言書保管制度が創設されることにより，自筆証書遺言の偽造等の防止，遺言書存否確認の容易化，自筆証書遺言の保管場所不明や相続人による隠匿又は大規模災害等による毀損紛失の阻止に寄与することになる。これにより遺言者にとっては意思の実現の可能性が増し，相続人にとっても遺産の処理にまつわる諸問題が減少することが期待される。また，この保管制度が利用しやすいシステムであれば，遺言書を作成しようとする者が増加すると推測される。（京都書士）
・　公正証書遺言とは異なり，自筆証書遺言の保管制度を確立することは，自筆証書遺言の偽造や変造等をめぐるトラブルの防止の観点から，望ましい。（兵庫書士）
・　自筆証書遺言の保管制度の創設は，遺言のさらなる利用を促し，遺言が発見されないまま遺言の内容と異なる相続がなされてしまうリスクを大幅に軽減するものであり，強く賛成する。（札幌書士）
・　公的機関で遺言を保管する制度は，遺言書の紛失，隠匿，変造などを防止し，遺言の法的効力を担保する重要な制度と考える。（東京税）
・　自筆証書遺言の存在を確実かつ速やかに確認できる制度の創設が必要である。（全国青司協）
・　遺言方式の選択肢を充実させるという意味において，保管制度の創設には一定の意義がある。また，公正証書遺言では，遺言の内容を少なくとも２人の証人には知られることになるが，自筆証書遺言には遺言内容の秘密を保持できるというメリットもある。（広島大）
・　公正証書遺言と異なり，自筆遺言証書には「検索」ができないというデメリットがあり，それを克服するための措置として賛成する。（個人）
・　実務において，遺言者が遺言書を大事に保管した結果，相続人に発見されず，遺産分割協議が終了して数年経過した後，遺言書が発見されたという事例を耳にする。高齢者単身世帯が増加傾向にある今，遺言書が発見されないといったケースは今度増加していくのではなかろうか。また，遺言書の有効性が争われた裁判例は多数存在し，高齢化社会の進展により遺言書の作成の真正等めぐる紛争が今後も増加が予想される。これらのことから，本案に賛成する。（個人）
・　中間試案に賛成するが，在外邦人もこの制度を利用できるよう，保管の申出は在外公館を経由してもすることができるものとすることが必要である。（個人）
・　遺産分割申立事件の際，相手方に被相続人の自筆証書遺言を隠された経験がある。保管制度は，障害のある人には使いやすい制度となる。（個人）

【反対】日弁連，第一東京弁，第二東京弁，大阪弁，仙台弁，長野弁，福岡弁，旭川書士，家事問題研，個人４件

・　一般的には，遺言者は，相続人，受遺者，遺言執行者として指定した者又は信頼のおける親族，知人等に遺言書を託すか，さらには，保管制度が確立している公正証書遺言に書き換える方法を選択するものと考えられる。そうすると，本保管制度創設の必要性がどれほどあるのか疑問である。実際にも，弁護士会において，かつて，本保管制度と同様の制度を設けたものの，利用がなく，制度を廃止した事例が

複数ある。また，利用者は，自筆証書遺言を公的機関が保管し，かつ，家庭裁判所における検認手続が不要とされるということで，公正証書遺言に準じた効果が発生するものと誤解するおそれがある。さらに，画像データでの保管，遺言書検索システムの導入，保管場所の確保等が全国レベルで必要となり，それに要する初期費用だけでも多額な費用が必要になると想定される。画像データ等の遺言書に関する情報流出の懸念も完全に否定できないところ，一たびかかる事態が発生すれば，本制度自体の信用性は崩れ，遺言者及び関係者のプライバシーが直ちに侵害されることになる。保管された遺言書が放置されてしまう懸念もある。（日弁連）

・　制度創設に当たっては，保管機関をどこにするかが重要な事項の１つであるにもかかわらず，現時点で適当な保管機関に関する議論が十分でない。また，中間試案によれば，相続人等が自筆証書遺言の原本閲覧等申請を行わなければ，保管機関が相続人等に対して遺言書の保管事実を通知することはないため，被相続人の死亡すら知り得ない相続人が一定程度存在することとなる。これでは相続人の手続保障が十分とはいえず，制度が悪用されるおそれもある。（第一東京弁）

・　新たに自筆証書遺言を保管する制度を創設する必要性に乏しいことに加え，保管制度の創設には，保管先である公的機関において，自筆証書遺言の検索システムの構築・管理等のため多大な費用が掛かることになる。（第二東京弁，長野弁）

・　自筆証書遺言の保管制度を創設することにより，国民が遺言書を預けさえすれば遺言に関する紛争はなくなるものと誤解し，混乱を招くおそれがある。（第二東京弁）

・　遺言の作成の真正や複数遺言の発見，遺言書の破棄・隠匿，相続承認・放棄の判断等の問題は，自筆証書遺言を認める限り，避けて通ることのできない問題であり，保管制度によって解決できる問題ではない。需要及び利用の可能性は低く，新しい機関を創設して，設備投資や人件費に公的資金を投入するだけのメリットはない。（大阪弁）

・　被相続人の死亡後に遺言書が発見されないといった事態が一定程度存在すると言えるのか不明であり，制度の必要性があるとは思われない。公正証書遺言を作成すれば十分である。（仙台弁）

・　①形式的に無効な遺言についても預かるとすれば，コストが無駄にかかる，②偽造等をめぐる紛争回避という目的は理解できるが，保管制度を用いない自筆証書遺言の効力が否定されるものでないとすると，紛争は残る，③データと原本を共に保管することになっているが，何らかの事情により原本が紛失した場合に，データを印字したものに自筆証書遺言と同一の効力を与えるとすれば，そのための規律を明確にすべき，といった問題点がある。（福岡弁）

・　需要があるか疑問である。遺言書を確実に保管したいなら公正証書遺言，秘密証書遺言で保管でき，あえてこのような制度を設ける必要は無い（公証役場の増加，費用の低額化など公正証書遺言に誘導することを考えるべきである。）。（個人）

・　自筆証書遺言の保管制度よりも，公正証書遺言の普及方策（インセンティブを付ける，費用を安価にする，公証人の出張を行いやすくする，公証権限を弁護士や司法書士に与える等）を検討すべきである。（個人）

【その他の意見】

・　自筆証書遺言の保管制度の新設について検討を行うことには賛成するが，最終的な賛否は，具体的な制度如何によるため留保する。（東弁法制委）
・　積極的には反対しない。保管や変造に不安を覚える遺言者も少なからずおり，一定程度の需要はあると考えられる。（神奈川弁）
・　自筆証書遺言の保管制度について検討すること自体に反対するものではないが，制度の内容やコスト等，問題点や課題が多く，具体的内容について十分な検討が必要である。（広島弁）
・　保管制度については積極的な反対ではないが，立法事実があるか疑問である。（札幌弁）
・　制度の具体的内容が不明であるため，賛成も反対もできない。（沖縄弁）
・　自筆証書遺言の保管制度を創設することは，自筆証書遺言の紛失，破棄，隠匿，変造を防ぐという点では有益であるが，①持ち込まれた自筆証書遺言が遺言者の意思によるものと確認できるのか，②遺言者本人だけが遺言の保管の申出をすることができるとして，遺言者が遺言を作成した事実及び遺言内容を理解していた事実を確認できるのか，保管の申出をした時点の遺言者の認知能力は判断できるのかといった問題点がある。（相続学会）

○　保管業務を行う公的機関について（「①」「（注１）」）

・　自筆証書遺言の保管主体となる公的機関は，当面，法務局，都道府県庁及び市役所（プライバシー保護の観点から，小規模な地方公共団体は除外し，県庁所在地や政令指定都市等に限ることが考えられる。）とすることが望ましい。（日税連）
・　国民にとってアクセスが容易であり，文書等の保管の実績や全国で統一的な対応をすることができるという意味で，現に公正証書遺言の保管実務を行っている公証人役場がまず考えられる。その他登記・供託に関する実務を全国で統一的に行っており，当該手続に関する文書等の保管の実績がある法務局も相応しいといえ，公証人役場以外にも保管機関を広げることで国民のアクセスもより容易になると考える。（日司連）
・　法務局であれば，公設役場よりその数が多いので，国民がアクセスしやすく，その利便性が図れる一方，市区町村役場のように，国民が頻繁に訪問する機関でもなく，国民との間に一定の距離感があると思われるので，遺言者のプライパシー保護も確保することができる妥当な保管機関といえる。（近畿書士）
・　現在，法務局において，法定相続情報証明制度が検討されていることから，相続に関する諸手続を法務局において取り扱うことが望ましい。（大阪書士）

・　保管機関を法務局とすることを提案する。法務局では成年後見登記や動産・債権譲渡登記等，一元管理化システムやオンライン登記申請システムが既に確立されているため，それを利用して自筆証書遺言の原本及びデータを保管する制度構築が容易であると考えられる。また，法務局の職員は，他の公的機関に比して民法に基礎を置く職務が多いため，利用者に適切な情報を提供することが可能である。（京都書士）
・　法務局であれば，公証役場よりその数が多いので，国民がアクセスしやすく，その利便性が図れる一方，市区町村役場のように，国民が頻繁に訪問する機関でもなく，国民との間に一定の距離感があると思われるので，遺言者のプライバシー保護も確保することができる。よって，保管機関としては法務局が妥当である。（兵庫書士）
・　法務局は，国家機関であって文書の保管について信頼性が高く，さらに一元的なデータベースを作成・管理・公開することに長けているのであるから，保管機関としてのその基盤を十分に備えているものといえ，その機能を活用することを積極的に検討すべきである。（札幌書士）
・　全国に所在し，また中立公正な立場である公証人が関与する公証役場を保管場所とするのが相当である。（東弁全期会）
・　公証人役場は，「保管をする公的機関」として適正な運用に資する。他方，適正な人員配置，物的スペースの拡充等の人的，物的リソースの拡充を条件として，法務局は，「保管をする公的機関」として適正な運用に資する。（岡山書士）
・　自筆証書遺言を保管する公的機関に必要とされる要素としては，①全国で同一のサービスを提供できること，②遺言者の保管の申し出やその後の原本確認，正本交付の手続を行うことに鑑みて全国に満遍なく所在すること，③各窓口において一括して検索可能なシステムを構築できること，④保管の申出人が遺言者本人であることを確認できるシステムを構築できることなどが考えられる。こうした要素を安定的に運用していく公的機関として，利便性や相続・遺言実務を積み重ねている実績を鑑み法務局を活用することが人材確保や費用抑制の観点からも望ましい。現在公正証書遺言を取り扱っている公証役場を活用することも考えられるが，保管制度の活用需要に関する見込み等が不透明な現状においては，より柔軟な組織対応がとれる法務局がより相応しい。（全国青司協）
・　公証役場は全国の大都市の市街地にしか存在しないが，法務局は統廃合により減少傾向とは言え出張所まで含めると全国にあまねく存在する。公正証書遺言の利用者は公証役場，自筆証書遺言の保管場所は法務局としたほうが，利用者にとっても分かりやすく役割分担も明確である。単一の機関に集約するのではなく，多様であるべきである。（個人）
・　財政負担をかけないために，新たな機関を設けるのではなく，既存の公的機関（例えば，公証役場等）の活用を検討すべきである。（個人）
・　自筆証書遺言の保管については，全国一律に対応することが必要なことから，国の機関によって取り扱うことが望ましい。現在，法務局において，法定相続情報証

明制度が検討されていることから，配偶者の法定相続分に関する登記制度の創設も含め，相続に関する諸手続で法務局において取り扱うことが望ましい。（個人）

・　保管場所は公証人役場，法務局，自治体（市町村）があるが，市町村は情報漏えいの危険が大きく，法務局か，公証人役場が妥当。田舎では特に知り合いなどが多く市町村を窓口にした時点でリスクがつきまとう。公正証書遺言（慎重・厳格）と自筆証書遺言（簡易・迅速）の制度のすみわけとして，保管場所は法務局が妥当である。（個人）

・　保管先を公証人役場にするのが適当。平成元年以降に作成された公正証書遺言であれば，日本公証人連合会で調べる事が可能なため，その仕組みを自筆証書遺言の保管制度にも応用するのが適当と思われる。（個人）

・　保管を行う公的機関については，業務内容はあくまで保管であり，専門性を求められるものではないので，全国津々浦々に存在し，国民にとって最も利用しやすい市町村役場が適当である。（群馬書士）

・　保管制度による窓口は，利便性の高さ，原本・電子データの保管の実績があることといった理由により，市区町村が望ましいと考える。（日行連）

・　遺言は遺言者のプライバシーに関わるものであり，生前に遺言の存在が明らかになると，遺言の内容が詮索されたり，遺言者が遺言の書き替えを強要されたりするおそれがあるが，地方部の市区町村役場ではプライバシーの確保や秘密保持が困難であるから，市区町村役場がこれを担うことは適当ではない。（相続学会）

⑵　保管の申出は，遺言者本人しかできないとすること等について（「②」）

・　保管申出書は，実印で押印しなければならないものとし，遺言書原本のほか，戸籍謄本及び印鑑証明書を添付して，遺言者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局（支局及び出張所を含む。）に申出をすることができるようにすべきである。法務局のオンライン申出システムの確立後は，オンラインによる申出を利用することによっても保管申出をすることができるものとすべきである。また，保管機関は，申出を受け付ける際に，遺言書に日付及び署名押印があるかを確認しなければならないものと考える。（京都書士）

・　保管の申出は，遺言者本人に加え，弁護士又は司法書士も遺言者を代理してすることができるようにすべきである。代理人による申出を認めることで，制度の活用を図ることができる。代理人は，本人確認において重い責任を負うことができる者に限定すべきである。弁護士及び司法書士は，不動産登記の申請の場面で現に本人確認情報を作成して法務局に提供している実績があり，この場合の代理人として適格である。（京都書士）

・　保管手続の申出については，代理人の提出や，保管元の役所職員の出張による受領サービスも可能とするべきである。自筆証書遺言に加え遺言者本人の委任状（実印押印，印鑑証明書添付）を代理人に提出させ，申出時に画像データをとり画像データの内容等を保管機関から印鑑証明書記載の本人の住所へ通知する等の方法により，偽造及び変造は防止でき，真実性の担保が可能である。また，公的機関の職

員等が遺言者のもとに出張して自筆証書遺言を受領してくれるサービス（郵便局等の利用なども含む）を検討する必要もある。（千葉青司協）

・　自筆証書遺言の保管を望むが各種事情により保管機関まで行くことができない利用者がいることも念頭に，公正証書遺言の実務を参考に，出張などのサービス提供を行える体制を検討すべきである。（全国青司協）

⑶　遺言書の方式の審査について

・　例えば「明らかに無効な遺言」が提出された場合，単に保管するもので内容については考えないものとするのか，それとも遺言の内容について幾ばくかのチェックをするのか，チェックをするならばどのレベルまで行うのか，等についてさらに検討する必要がある。（滋賀書士，静岡書士，相続学会）

・　例えば，日付が空欄や「吉日」となっているなど無効であることが明らかなものについては保管を拒絶する運用とすることを希望する。（農林中央金庫）

・　遺言書の形式要件チェックを行うことがあってもいいのではないか。日付や押印がなかったり，有効性に疑義があるような記載について確認することにより，みすみす無効な遺言を預かることの無いように規律することが制度に有効性を持たせるうえでも必要ではないか。（個人）

・　公的機関が保管することとなるため，利用者にとっては無効な遺言書とならないという期待が生じると思われる。よって，方式違背等の審査について国民の期待に沿うような方策の検討が今後必要である。（個人）

・　保管機関は遺言書の保管に徹し，たとえ無効となる遺言であっても遺言内容や方式についての助言はしないようにする必要がある。（個人）

⑷　相続人等が，相続開始後に，保管の有無を確認することができるとすることについて（「③」）

・　成年後見人であった者は，成年被後見人が生前管理していた財産を相続人等の財産の承継人に引き渡す義務があると考えられている。この観点からすると，相続開始後，保管の有無を確認することができる「相続人等」に成年後見人等を加えるか否かについてもさらに検討する必要がある。（日司連，個人）

・　保管の有無を確認する場合の具体案として，確認申請の際には遺言者の死亡の記載がある戸籍謄本と，相続人が申請する場合には相続人の戸籍謄本を，受遺者又は遺言執行者の場合には当人であることを証する住民票等を添付し，申請者には身分証明書を提示させるべきである。また，保管している場合の回答の内容は，保管申出を受け付けた法務局及び年月日並びに受付番号とすべきである。（京都書士）

⑸　遺言保管制度の対象となる遺言を検認不要とすることについて（「⑤」）

・　仮に保管制度を設ける場合には，公正証書遺言と同様に扱われるのが適切である。その点で，相続人，受遺者及び遺言執行者には③及び④の手続が認められるべきであるし，⑤のとおり検認を不要とする（ただし，その前提として⑥の手続が行われる必要がある）許容性もある。（神奈川弁）

・　検認には，遺言の保存のほか，相続人の範囲の確認および相続人宛の連絡手続の代替という実務上のメリットがあるため，検認を不要とする場合には，公的機関により，これと同等の確認・手続がなされる仕組みとすることを求める。（全銀協）
・　自筆証書遺言の場合に検認が要求されているのは，単に自筆証書とされる書面について家庭裁判所による確認の場を設定することにとどまらず，関係人に立会の機会を与えて当該遺言とされる書面の検認時における状態確認を実施するところにあるから，保管機関に保管したとの一事をもって直ちに検認手続を不要とすべきではない。（東弁全期会）
・　公的な関与が少ない自筆証書遺言について検認を要しないものとすると，遺言に関する争いを助長することになりかねない。原則どおり検認は必要とすべきである。（全国青司協，個人）

⑹　遺言保管をしている公的機関による通知制度について（「⑥」）
・　その他の相続人を公的機関が確知する方法について，さらに検討するべきである。（滋賀書士）

○　その他
・　仮に画像データを全国的に繋がった電子ネットワークにより保存するとすれば，ハッキング等により一度に大量の遺言書の画像データが流出し，深刻な紛争が生じる可能性があることに注意する必要がある。そのため，自筆証書遺言の保管業務を円滑に執り行うために必要な，ハード面の整備（データベースの保存・検索装置，画像データへの変換装置，セキュリティ対策等），ソフト面の整備（部署の設立，マニュアル策定，人員確保等），遺言者（相続人）がアクセスしやすい環境の整備（保管を受け付ける公的機関の数，費用等）等の点をクリアできるかについては，具体的な検討が必要である。これらの環境整備が疎かになれば，遺言書の情報漏洩等のリスクが増すから，市民にとって利用しにくい制度となってしまう。上記の観点から，画像データでの保存は，利用及び普及の程度により対応すべき将来的な課題とし，まずは，封緘された遺言書の保管制度を創設し，その運用を開始するという案を検討すべきである。（東弁法制委）
・　原本を保管する際にデータとして別途保存することにしていることに関し，封緘している自筆証書遺言を開封することを想定していることについては，慎重に検討をする必要がある。内容がデータとして保存されることになれば，確かに災害時などに滅失のおそれはなくなるが，自筆証書遺言の作成者が他人には秘密で遺言書を残すことは難しくなり，遺言者の遺言内容を他人に知られず残しておきたい気持ちにはそぐわなくなる結果，自筆証書遺言の保管制度の利用が進まない要因になり得る。（愛媛書士）
・　保管は，遺言書原本だけでなく，スキャンしてＰＤＦ化したものに電子署名した電子文書をオンライン申請システムを利用して送信する方法により保管ができる制度も構築すべきである。（個人）

・　遺言が撤回された場合の取扱いについて遺言書が書き換えられた場合，保管機関がその事実を把握する方法についての規定がない。最新の遺言書が自宅に保管されている等のため，保管機関が最新の遺言書の存在を把握していない場合，保管機関が保管していたもののすでに撤回済の遺言書に基づく遺言執行がなされてしまう危険がある。そこで，その対応策として，最新の遺言書を保管機関に届け出る義務を課す規定を創設すべきである。もっとも，遺言者の最新の意思を可及的に尊重するため，後に作成された遺言につき，最新遺言の届出を欠いているからといって直ちに当該遺言を無効とすべきではない。（東弁全期会）
・　公的機関が遺言書の原本を保管している場合には，それが後の日付の遺言書よりも優先する最新のものであることを担保する仕組みとすることを希望する。（農林中央金庫）
・　自筆証書遺言の保管を義務づけること等についても広くご検討いただきたい。（野村證券）
・　ワープロ等で作成した文書に本人が署名し，実印で押印した場合には，公的機関で保管した場合に限り，自筆証書遺言と認める制度の導入を検討されてはどうか。（滋賀書士）
・　遺言書の保管を委ねる行為は，遺言者と公的機関との寄託契約に当たると考えられる。このように寄託契約であると解すると，遺言者が遺言能力者であったとしても，未成年者や成年被後見人がした保管申出行為については，法定代理人や保佐人等による取消権等の問題が生じ得る。しかし，この制度は，遺言という身分行為のみに適用されるものであり，遺言者を保護するための取消権等の行使が必要であるケースは考えられない。よって，遺言書の保管申出については，制限行為能力に関する規定を適用すべきではない。（京都書士）
・　この制度の利用を促進するために，手数料は，安価に設定するべきである。（京都書士）

４　遺言執行者の権限の明確化等

⑴　遺言執行者の一般的な権限等

①　遺言執行者は，遺言の内容を実現することを職務とし，遺言の執行の妨害の排除その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するものとする（注１）。

②　遺言執行者の行為の効果は相続人に帰属するものとする（注２）。

③　遺言執行者が就職を承諾し，又は家庭裁判所に選任されたときは，その遺言執行者は，遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

（注１）遺言執行者が負う一般的な義務の内容をどのように定めるかについては，なお検討する。

（注２）現行の民法第１０１５条は削除するものとする。

⑵　民法第１０１３条の見直し

ア　甲案

民法第１０１３条を削除するものとする（注）。

イ　乙案

遺言執行者がある場合には，相続人がした相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為は，無効とするものとする。ただし，これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。

（注）甲案によれば，遺言による権利変動については，遺言執行者がある場合であるかどうかにかかわらず，前記２⑴①の規律が適用されることになる。

⑶　個別の類型における権限の内容

ア　特定遺贈がされた場合

①　特定遺贈がされた場合において，遺言執行者があるときは，遺言執行者が遺贈の履行をする権限を有するものとする。

②　①の規律は，遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

イ　遺産分割方法の指定がされた場合

①　遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産，不動産，債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において，遺言執行者があるときは，遺言執行者は，その相続人（以下「受益相続人」という。）が対抗要件（注１）を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。

②　①の財産が特定物である場合においても，遺言執行者は，受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし，その特定物の引渡しが対抗要件となる場合には，①の規律を適用するものとする。

③　①の財産が預貯金債権（注２）である場合には，遺言執行者は，その預貯金債権を行使することができるものとする。

④　①から③までの規律は，遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合には適用しないものとする。

（注１）特定の財産が債権である場合には，債務者対抗要件を含む。

（注２）③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については，なお検討する。

⑷　遺言執行者の復任権・選任・解任等

①　遺言執行者は，自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において，やむを得ない事由があるときは，相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。

②　遺言執行者は，正当な事由があるときは，家庭裁判所の許可を得て，その任務の全部又は一部を辞することができるものとする。

③　遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるとき

は，家庭裁判所は，受遺者又は相続人の申立てにより，遺言執行者を解任することができるものとする。

④　遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において，相当と認めるときは，家庭裁判所は，受遺者又は相続人の申立てにより，当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができるものとする。

⑤　家庭裁判所は，②から④までの場合において必要があると認めるときは，受遺者又は相続人の申立てにより（注），新たに遺言執行者を選任し（②又は③の場合），又は特定の行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする（②又は④の場合）。

（注）②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については，従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

⑴　遺言執行者の一般的な権限について（「⑴」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，兵庫弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，静岡書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，岡山書士，愛媛書士，女性法協，全国青司協，千葉青司協，明治大，広島大，家事問題研，日行連，個人９件

・　誤解の多い民法第１０１５条の関係も含めて権限を明確にすることには賛成。「遺言の内容を実現することを職務とし」と定めることにより，相続人の意思と被相続人の意思が異なる場合には，被相続人の意思に従うべきこと，「⑶」に定められた個別の類型における権限の内容以外の行為についても，それが遺言事項である限り，権限を有することが明らかとなる。前者については相続人が遺留分減殺請求をした場合など，後者については清算的包括遺贈等について執行方法の指針になる。（日弁連）

・　民法は，遺言執行者の権限が必ずしも明確でなく，これを明確化する方向で改善することにより，遺言の執行事務が円滑に進むことになるから，権限を明確化する方向で改善を図ることに賛成する。（兵庫弁，埼玉書士，大阪書士，全国青司協，個人４件）

・　現行法の「相続人の代理人とみなす」との規定は誤解を招き，遺言執行者と相続人との間でトラブル等が生じることがあったが，この点を明確にするものであり，執行者と相続人との利益が対立する場合であっても遺言執行者がすべきことが明確になり，円滑な遺言の執行に資するものであること，遺言執行者の法的効果の帰属も明らかとなることから，賛成する。（仙台弁，第一東京弁，神奈川弁，大阪弁，沖縄弁，東弁法制委，東弁全期会，日司連，静岡書士，京都書士，近畿書士，岡山書士，愛媛書士，家事問題研，広島大，日行連，個人）

・　「相続財産の管理」と規定している現行法と比べ，遺言執行者の一般的な権限を限定しており，妥当である。（近畿書士）

・　遺言執行者が遺言の内容を通知すべき相続人の範囲についても争いがあったことから，これらを明文化するのは適切である。（第一東京弁，広島大）
・　遺言執行者の就任は，相続人の行為を制限する等の影響を与えるものであることから，遺言執行者が就任した後，知れたる相続人に対して，遺言の内容と就任の事実を通知する必要がある。（東弁全期会，東弁法制委，静岡書士，近畿書士）

【反対】なし。

【その他の意見】
・　中間試案の考え方を支持する意見，遺言執行者については破産管財人と同程度の権限を有するものとして規律すべきとする意見，中間試案よりも軽い権限しかないとする意見などがあった。（企業研）

○　遺言執行者の法的地位について
・　権限の明確化には賛成するが，遺言執行者の権限については，法定代理人との整理から離れ，代理の規定等を準用するのではなく，その内容を独立して定めるべきである。当事者適格，遺留分減殺請求権に対応する権限等についても明確にすべきである。（第二東京弁）
・　遺言執行者の地位については，遺言者の意思の実現のために独立した立場で行為を行うことを明記すべきである。（大阪弁）
・　現行の民法第１０１５条が削除されることに伴い，遺言執行者が誰の代理人であるのかが不明確となり，民法第１０８条の規定が適用されるのかについても判然としない。（京都書士）
・　遺言執行者の権限をどのようにとらえるかは，相続法の根本的な問題の一つであり，相続財産管理人（民法第９１８条２項，第９５２条），遺産分割審判前の保全処分による財産管理人の選任（家事事件手続法第１０５条），不在者財産管理人（民法第２５条）などとの関連で，遺言執行の意味を明確化する必要がある。特に，民法第１０１５条を廃止して，その地位をどのようにとらえるかを明示しないのは，将来のさらなる改正を遺言執行者に関してすることを念頭においているのかもしれないが，個々の理論を構築する上で混乱をもたらす恐れがある。（個人）
・　遺言執行者は，本来は遺言者の代理人としての立場を有するものであることが確認されているが，これとの関係で，民法第１０１２条第２項の規律を明確にしておくことが必要である（準用規定の「委任者」は，相続人か，それとも受遺者・受益者か）。（個人）
・　第１０１５条を削除するのであれば，これまでと同様，法定代理と同様に扱う必要があるのか，遺言執行者の法的地位から検討する必要がある。（個人２件）
・　遺言執行者がした権限逸脱行為については，誰に効果が帰属するのか明らかにすべき。（個人）

○　遺言執行者の権限について

・　現行法上，遺留分減殺請求権が行使された場合に，遺言執行者が引き続き遺言の内容の実現に向けた権限を行使できるかについては明文の規定がない。また，遺留分減殺請求権の行使の効果が見直され，受遺者が遺贈の目的財産による返還する旨の意思表示をした場合に，遺言執行者が引き続き，遺言の内容の実現に向けた権限を行使できるのか明らかでない。そこで，遺言執行者は，同請求権の行使の有無にかかわらず，①に従い遺言の内容を実現する権限を有することを明記すべきである。（大阪弁）

・　遺言執行者は遺産の内容を調査することが必要となることがあり，例えば，遺言者が貸金庫を有していた場合などに，その開扉権限を有するかどうかで争いが生じることがある。そこで，遺言執行者には遺産の内容を調査する権限があることを明文化すべきであるとの意見があった。（大阪弁，個人）

・　「妨害の排除」は，最判平 11・12・16 も表現するところであるが，これを遺言執行者の一般的な権限の例とすることは，その権限を不当に狭める可能性がある。妨害状態が生じる前に（生じないように）遺言の実現が図られるのが望ましく，まさにそのために遺言執行者制度を設けているのではないのか。「妨害の排除」より前に，より広く，目的物の引渡し・登記等「相続財産の管理」を認めなければ，遺言執行者制度の存在意義が失われると考える。（個人）

・　遺言執行者に目的物の管理権を認めず，受益相続人への引渡しの権限を有しないとすることは，望ましいこととは思えない。当該財産をめぐる権限は一体として行使されるべき場面も多いのであって，また遺言執行者は必ずしも法律専門家ではないことを考えるとき，遺言内容の実現にあたって，遺贈とは違って「相続させる」旨の遺言だと引渡しの権限はないという規律を理解した上で執行する（不法占拠の場合どうするか）こともなかなか難しい。もちろん相続人の求めに応じて管理財産から離脱するような権限はあってよいだろう（また，遺言の趣旨に反しないのであれば，相続人にも併せて管理権が認められてよい）。（個人）

○　遺言執行者の権利義務について

・　民法第１０１２条第２項が準用する同第６４４条の善管注意義務以外の義務を定める必要があるか疑問であるが，相続人や受遺者が遺言執行者を兼ねることを認める場合には遺言執行者は自己の利益のためではなく遺言の内容を実現すべきであるという意味での忠実義務，遺産を遺言執行者自身の財産と区別して管理することや，遺言執行者である弁護士が遺産に関して相続人や受遺者の代理人となれないといった利益相反行為の制限については定めを置く意味があるようにも思われる。（日弁連）

・　忠実義務を定めることには反対する。被相続人の財産を相続する者が遺言執行者となることが多く，遺言の内容によっては忠実義務と遺言執行者の職務とが抵触しうるおそれがないとは言い切れないことから，忠実義務を規定することは実務に混乱を来すおそれがある。（大阪弁）

・　遺言執行者は，遺言者の意思を実現するためにその職務を行うべきであるから，民法第１０８条の規定が当然に適用され，自己又は第三者の利益を図ってはならない旨を遺言執行者が負う一般的な義務として明確にすべきである。（京都書士）
・　信託契約と異なり，遺言執行者は遺言者の一方的な指名によって就任する者であり，信託契約の受託者類似の忠実義務を規定することは慎重な検討が必要である。（千葉青司協）
・　遺言執行者の重責に鑑み，準用規定ではなく，権利義務については明文化すべきである（相続学会）

○　通知義務の範囲等について

・　包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するとされており（民法第９９０条），特定受遺者は，遺言者の死亡後，いつでも遺贈を放棄できるとされているなど（民法第９８６条第１項），受遺者は遺言執行に大きな影響を与える存在であるから，遺言執行を円滑に進めるためにも，受遺者にも通知することとすべきである。（日弁連，大阪弁，京都書士，個人）
・　通知しないことにつき，やむを得ない事由がある場合（合理的な方法で調査しても相続人の所在が容易に判明しないような場合）には，通知義務を負わないことを明記すべきである。（大阪弁，東京青司協）

・　遺留分権利者でない相続人に知らせる必要性は低く，付き合いがない相続人に対しては，知らせたくないという遺言者の意思にも反することになる。また，通知を受け取る側としても自分には何ら権利がないのにとの反感を覚えることも考えられる。（個人）
・　通知の発信で足りるとすべきである。（個人）

○　遺言執行者の欠格事由について

・　遺言執行者についての欠格事由（相続人，受遺者及びその配偶者は遺言執行者となれないこと）について検討すべきである。（日弁連，札幌弁）
・　遺言執行者は遺言の内容によっては，広い裁量を有し，その濫用の危険性もあることから，相続人や受遺者等については遺言執行者の欠格事由とすべきとの意見があった。（大阪弁）
・　欠格事由を設ける必要性まではなく，相続人又は受遺者が遺言執行者に選任されている場合には，これに異議のある相続人は，遺言執行者の解任や新たな遺言執行者の選任を申し立てることができるという規律を設ければ足りる。（福岡弁）

○　その他の意見

・　中間試案は，相続法につき，特段の必要がない(と思料されるにもかかわらず)改正を提案し，しかも，本丸ともいうべき相続させる遺言につき，何ら検討の俎上に

載せず，その派生問題について枝葉末節な提案を行っており，時期尚早である。（企業研）

⑵　民法第１０１３条の見直しについて（「⑵」）

【甲案に賛成】岡山書士，広島大，日行連，個人

・　遺言の存在は遺言者の死後相当期間経過後に明らかになる場合もあり，公示する手段のない遺言執行者の有無が法律効果を左右するとすべきではなく，一律に対抗問題とすべきである。また，遺言と異なる遺産分割が遺言の執行を妨げる処分行為とみなされる場合，乙案によれば即座に無効となるが，遺言執行者がある場合に，相続人全員の合意のもとに遺言と異なる遺産分割が行われることを一律に無効とするのは現実的でない。（岡山書士）

・　遺言執行者の有無につき確認手段がない以上，甲案を採用する方が明快で望ましい。（広島大）

・　遺言執行者がある場合と遺言執行者のない場合とで結論を異にすべきではなく，遺言の内容を知り得ない第三者からすればその保護の要請は何ら変わりがない。（日行連）

・　乙案について，遺言の内容について善意であれば保護されるとすると，ほとんどの者が保護されることになるから，複雑な乙案を採用する必要はない。（個人）

【乙案に賛成】日弁連，札幌弁，仙台弁，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，山梨弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，福岡弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，東京書士，静岡書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士，全国青司協，千葉青司協，福岡青司協，女性法協，明治大，信託協会，個人６件

・　遺言執行者がある場合には対抗問題とするのではなく，民法第１０１３条の趣旨も踏まえ，乙案とするのが妥当である。 同条は，第１０１２条第１項と相まって，遺言執行者による遺言執行を実効的なものとして遺言者の意思を実現させようとするものである。大判昭和５年６月１６日（民集９巻５５０頁）が，遺言執行者がある場合において，相続人の遺言に反する行為の効力を絶対的無効としたのはこの趣旨である。遺言執行者による遺言の執行を実効的なものとし，遺言者の意思を実現させる必要性は現在も変わらない。したがって，遺言執行者がいない場合と同様の対抗問題とする甲案は適切でない。他方，絶対的無効まで貫くと，遺言の内容を知らない第三者が全く保護されず，遺言執行者の存在が公示されていないことからも，取引の安全を阻害する。そこで，善意の第三者には対抗できないと考えるのが妥当である。（日弁連）

・　遺言執行者による遺言の適正かつ迅速な執行の実現のためには，相続人が行う処分行為を制限する必要があるものの，他方で，遺言の内容等を知らずに取引に入った第三者を保護する必要もあり，両者の調和の観点から乙案に賛成する。（第一東京弁，山梨弁，東弁法制委，東弁全期会，埼玉書士，静岡書士，京都書士，愛媛書士，全国青司協，明治大，個人２件）

・　遺言執行者による遺言執行の実効性を高めるためには，遺言執行者に妨害排除権が必要である。（札幌弁）
・　現行の第１０１３条は判例上絶対無効とされているが，遺言執行者の存在が公示されない現行民法においては善意者保護の必要がある。（仙台弁，神奈川弁）
・　第三者の主観的要件については，善意のみならず，無過失まで要求すべきかについては意見が分かれた。（第一東京弁）
・　自由取引が貫徹されるべき場面ではなく，悪意者は保護される必要はない。もっとも，無過失まで要求すると，取引の相手方に調査義務が発生することになるから，善意で足りるとすべきである。（第二東京弁）
・　対抗要件具備行為について遺言執行者の権限とした場合，遺言により権利を取得した相続人は，遺言執行者を信頼し，自ら対抗要件具備行為をしないことも考えられることから，このような場合に一律に対抗要件の先後で優劣を決すると，権利を取得した相続人が不利益を被ることになる。（大阪弁，沖縄弁）
・　また，現行法の遺言の執行を妨げる行為をすることができないとする規律は行為規範としても維持されるべきである。（大阪弁，東京青司協）
・　遺言に不満をもつ相続人が相続財産を早期に処分してしまうことも懸念されるところ，通常，相続開始の事実については，遺言執行者よりも相続人の方が早く知ることができるため，常に相続人が優先される可能性がある甲案は妥当でない。（日司連，東京書士）

・　甲案によると，遺言者の意思よりも，相続人の行為が優先される結果をもたらすおそれがあり，保護する必要性の乏しい第三者も保護されることになり，妥当でない。（大阪書士）
・　遺言者の意思を可能な限り尊重すべきであること，対抗問題として処理することによる不都合性は文献でも明確に指摘されている。（信託協会）
・　遺言執行者がある場合には遺言者の意思を尊重すべきである。（女性法協）

【甲案・乙案ともに反対】近畿書士，兵庫書士，相続学会，個人３件
・　典型的に想定される第三者とは相続人の債権者であると思われるところ，相続人の債権者は相続人の法定相続分を期待すべきではなく，政策的にその期待を保護しなければならない理由もない。（兵庫書士，近畿書士，個人）
・　甲案，乙案いずれでも相続財産の流出を防ぐことができない。（相続学会）
・　民法第１０１３条には合理性がある。（個人）

【その他の意見】
〇第三者の主観的要件について
・　無過失の要否に関しては，判例上多く見られる相続人の債権者が遺産の持分を差し押さえるといった事案を念頭に置くと，遺言執行者の有無について調査義務を課することが相当かどうか疑問であり，無過失であることを要しないとすべきと思わ

れる。（日弁連）
・　遺言の存否と内容の調査については限界があり，第三者に調査義務を課すのは行き過ぎである。（神奈川弁）
・　ここでいう善意の第三者とは，遺言の存否及び内容に関して善意である第三者である。（京都書士）
・　乙案に賛成ではあるが，原則として無効とすることからすれば，第三者の保護要件は善意かつ無過失とすべきである。（広島弁，家事問題研）
・　善意の対象は，遺言があることなのか，遺言執行者が選任されていることなのか，遺言があることを把握している第三者については，遺言の内容を確認するよう求めても過大な負担を求めるものとはいえず，第三者に無過失まで要求してもよい。善意無過失の対象や立証責任について，より明確にする必要がある。（福岡弁）

・　善意の内容が不明確であるが，遺言については，遺言者の意思を第一に尊重すべきであり，登記未了の間に他の相続人がこれを第三者に処分する場合には，第三者は，被相続人名義の建物を処分することについて，その理由等を調査すべきであり，無過失まで必要である。（個人）
・　善意無過失とすべきである。（個人）

○その他
・　第１０１３条の「その他遺言の執行を妨げる行為」には事実行為も含まれるため，甲案を採用するとしても，これらの行為は禁止されていることを明示すべきである。（信託協会）
・　乙案の考え方に賛成であるが，遺言の内容に反する処分を行った相続人（相続人の権利を代位行使した者を含む）に対する損害賠償責任等を明記すべきである。また，遺言執行者の存否で法律効果が変わらないよう，遺言執行者を必ず置く旨の規定を設けるべきである。（個人）
・　乙案の考え方に賛成であるが，相続に関連する権利関係の安定に資する政策（相続登記の際に，被相続人の公正証書遺言の存否照会結果の添付を必須化するなど）の検討が必要である。（福岡青司協）
・　遺言執行者につき，破産管財人と同程度の権限を有するものとして規律すべきとする意見からは乙案賛成，現行法以上に遺言執行者の位置づけを軽いものとすべきという意見からは甲案賛成となろうか(ただ，前述のとおり，本研究会としては，中間試案は時期尚早である。)。（企業研）
・　遺言開示制度の導入はもう少し先にしても，遺言執行者の存在を調査しうるような状況は整ってきているといえる。指定遺言執行者については，遺言を保管する公的機関ないし検認裁判所，また，選任遺言執行者については，選任裁判所に問い合わせをするようなシステムがこの機会に構築できるのではないか。（個人）

⑶　個別類型について（特定遺贈がされた場合）（「⑶・ア」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，東弁全期会，東弁法制委，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，岡山書士，愛媛書士，女性法協，全国青司協，東京青司協，千葉青司協，明治大，日行連，個人３件

・　遺贈の場合には遺贈義務者が存し，その遺贈義務者の義務を遺言執行者が履行することとなるから，遺言執行者がいかなる権限を有するかは，遺贈義務の内容による。（日弁連，東弁全期会）

・　遺言執行者の権限の内容を明記することにより実務がより円滑に進むことが期待できる。（仙台弁，第一東京弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，京都書士，岡山書士，愛媛書士，日行連，個人２件）

・　遺言の実現を可能にするという目的や制度趣旨に照らすと，遺言の内容が遺贈である場合には，遺言執行者の権限の範囲は遺贈義務者がその義務を履行するのに必要な行為全般に及ぶものと考えるべきである。（東弁法制委）

・　遺贈義務者となるのは，相続人ではなく，遺言執行者であり，その点を明確にする提案に賛成する。（大阪弁）

【反対】個人１件

・　遺贈義務者という概念に反対する。

【その他の意見】

・　遺言執行者の権限が明確になるのはよいが，どこまで明確にするのかについては，なお検討を要する。（神奈川弁）

・　遺言執行者が就職した場合には，相続の開始からのタイムラグがあることがあるため，遺言執行者は，遺贈の目的物について，相続開始時の状態で引き渡すことにつき，担保責任を負うものではない。（信託協会）

・　遺贈は，遺留分減殺請求権と関連することがあり，このことから遺言執行の内容を，減殺を受けた場合にまで視座に入れた制度とするのかどうか問題。また，預金の遺贈があった場合に，債権の行使を執行行為として認めるのは，遺産管理行為と思われるが，「相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為」（民法１０１２条）の内容を明らかにする必要性を感じる。（個人）

⑷　個別類型について（遺産分割方法の指定がされた場合）（「⑶・イ・①，②，④」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，静岡書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，岡山書士，愛媛書士，女性法協，全国青司協，東京青司協，千葉青司協，明治大，日行連，家事問題研，個人４件

・　対抗要件の具備は，受益相続人にその受けた権利を完全に取得させるためのものであるから，遺言執行者には対抗要件具備の権限が認められるべきである（特に，

法定相続分を超える部分については対抗問題とするのであればその要請は強い。）。（日弁連，東弁全期会）

・　原則的な権限の内容を明記することにより実務がより円滑に進むことが期待できる。（仙台弁，第一東京弁，日司連，埼玉書士，京都書士，個人３件）

・　現行法上，相続させる旨の遺言がなされた場合の遺言執行者の権限は不明確であり，この点を明確にすることに賛成する。（大阪弁）

・　遺産分割方法の指定による場合であっても，受益相続人は対抗要件を具備しなければ第三者に対抗できないこととしているため，この場合でも適正かつ迅速に対抗要件を具備する必要があることは遺贈の場合と異ならない。（静岡書士）

・　遺言執行の実務上便宜的であるため異論はない。（家事問題研）

【反対】なし。

【その他の意見】

・　遺言執行者の権限が明確になるのはよいが，どこまで明確にするのかについては，なお検討を要する。（神奈川弁）

・　包括的な相続させる旨の遺言についても本ルールの適用があるのか明確にすべきである。（第二東京弁）

・　清算型包括遺贈についても権限を明確化すべきである。（個人）

○　特定物の引渡義務について

【賛成】日弁連，第二東京弁，東弁全期会，大阪弁，近畿書士，岡山書士，明治大

・　遺言執行者は基本的な対抗要件具備のための行為をするだけで足り，不動産については当該遺産を承継した者がその判断で占有者に対する引渡しなどを求めるとすれば良いと考えられる（最判平成１０年２月２７日（民集５２巻１号２９９頁）。遺言者が不動産を引き渡すべき旨の意思を表示した場合には，第三者が占有するときにはその占有を解き，取得者に引渡しをすることが必要となる。占有を解いてから，引渡しをなすまでの管理も遺言執行者の権限となろう。（日弁連）

・　特定物の調査義務は否定されるべきで，中間試案に賛成する。（第二東京弁）

・　遺言の対象物が特定物である場合，これを相続した相続人が当該特定物をどのように利用するかは，当該相続人の判断に委ねるべきであり，原則として遺言執行者の義務に含めるべきではない。（大阪弁）

・　②は判例法理を一般化するものであり，遺言執行の明確化・円滑化に資するものである。（近畿書士）

【反対】個人１件

・　誰が引渡しを行うべきか不明確になるため，遺言執行者の権限とすべきである。

○　遺言執行者が，不動産について単独で登記を申請することについて

【賛成】日弁連，第二東京弁，東弁法制委，大阪弁，埼玉書士，岡山書士，全国青司協，明治大，日行連

・　特定の財産が不動産である場合については，判例（最判平成７年１月２４日（裁判集民事１７４号６７頁））によれば，受益相続人は単独で登記申請し対抗要件を具備できること，不動産取引における登記の重要性に鑑みれば，対抗要件具備権限は遺言執行者の権限とすべきである（最判平成１１年１２月１６日（民集５３巻９号１９８９頁））。なお，遺言執行者に登記申請権限を認める場合には，受益相続人と同じく単独申請も可能とすべきである。（日弁連）

・　遺産分割方法の指定がされた場合にも，遺言執行者による単独申請を可能とすることに賛成する。（第二東京弁，埼玉書士，全国青司協）

・　受益相続人が遺言執行者による対抗要件具備を望む場合も多い。（大阪弁，日行連）

・　対抗要件具備行為は受益者にその権利を完全に移転させるために必要な行為であり，遺言者の意思にも沿うものであるから，遺言執行者の権限とすべきである。（東弁法制委）

【反対】近畿書士，兵庫書士，明治大，個人

・　受益相続人が単独で登記の申請手続ができる以上，認める必要がない。（兵庫書士）

・　遺言執行者に相続登記を申請する権限を付与すると，遺言者の意思と共同相続人全員の意向とが異なる場合において，困難な問題が生じる。（近畿書士）

・　遺言執行者がその権限を行使しなければ対抗要件を具備できないような事柄については，遺言執行者の権限とするが，それ以外の受益相続人が単独で対抗要件を具備できるような事柄については，遺言執行者の権限とする必要がない。（明治大）

・　受益相続人が知らないところで権利移転が起きる可能性があり，問題が生じる可能性がある。（個人）

【その他の意見】

・　対抗要件具備の遅れによる損害について，受益相続人と遺言執行者との間の責任については，原則として遺言の利益を受け単独で遺言の内容の実現が可能となる受益相続人が負うべきであり，そのような規律を明らかにしておく必要がある。（東京青司協）

⑸　遺言執行者に権限行使を認める債権の範囲について（「⑶・イ・③，（注２）」）

【預貯金債権に限る】仙台弁，群馬弁，東弁法制委，新潟弁，大阪弁，静岡書士，近畿書士，大阪書士，女性法協，千葉青司協，家事問題研

・　現在の実務においては，遺言執行者は預貯金債権の名義を変更させるのではなく，預貯金契約を解約して現金を当該相続人に引き渡す取扱いをしていることがある。かかる取扱いは，預貯金債権の性質上，受益相続人に特段の不利益を生じさせるも

のではなく，一般には遺言者の意思に反するものではない。なお，預貯金債権以外の金融商品については，名義変更をすればよく，財産的価値の変動もあることから，行使の権限を認めるべきではない。（大阪弁）

・　預貯金債権以外の債権については，遺言に別段の意思を表示することで対応が可能であるから，預貯金債権に限ることでよい。（仙台弁）

・　遺言者の通常の意思としては，遺言執行者において払戻ないし解約の手続を行って受益者に引き渡すことを期待しているものと思われるし，これらを認めない時には，金融機関からの円滑な払戻や遺産の分配に支障を来たすおそれもある。また，実務において，遺言執行者の権限が定められていなくても預貯金の払戻に応じている金融機関は多く，これを認める判例もある。もっとも，金融商品については，その相場の状況によっては，遺言執行者がその判断で解約することを躊躇する場合もあると思われ，適切な範囲については慎重に検討すべきである。（東弁法制委）

・　遺言執行の実務上便宜的であるため異論はない。（静岡書士，近畿書士，家事問題研）

【預貯金債権以外も含める】日弁連，第一東京弁，第二東京弁，東弁全期会，全銀協，損保協

・　銀行実務においては相続人等に名義変更して当該預金口座を維持する扱いを行っておらず，遺言執行者による払戻し（解約を含む）に応じていることからすると，遺言執行者が解約払戻しを受けた上で現金の分配を行う現状を認める規律を設けることが適当である。このような運用は，預貯金債権に限らず公社債投資信託についてもなされているところである。したがって，遺言執行者に権利行使を認める範囲を預貯金債権に限るべきではなく，公社債投資信託についても認めるのが妥当である。また，預貯金債権以外の債権や投資信託以外の金融商品について，このような扱いをなすべきものがあるのかについてはさらに検討すべきである。なお，遺言執行者の権限濫用の危険については，遺言執行者の解任等により対応すべきであって，権限そのものを本来的に制限するのは適当でない。（日弁連）

・　経済実質的にみれば，預貯金債権に限らず，投信等についても解約の権限を認めるべきである。（第二東京弁）

・　遺言執行業務において，財産が預貯金債権である場合には，遺言執行者は，その預貯金債権を執行する必要性が高く，関係者の期待も高い。もっとも，その範囲については，預貯金のみならず，投資信託等の金融商品に基づく債権，その他の財産権についても同様である。（第一東京弁，東弁全期会）

・　一般の遺言者は通常，預金や金融資産について遺言執行者に取立，換価及び分配まですることを望んでいると思われ，遺言執行実務においても，遺言執行者や受益相続人はそのような手続を前提として職務を遂行していると思われる。多くの銀行においても，その意向に沿うよう，遺言執行者の預金の払戻しには柔軟に対応していることから，預金債権の行使について遺言執行者の権限に含めることには賛成する。投資信託や公共債については，預貯金債権と異なり遺言執行者に解約を認めな

いとすると，相続人との間でトラブルが生じる可能性があり，円滑な遺言執行の観点からは，投資信託や公共債についても権限の範囲を広げるべきである。（全銀協）

・　現行の銀行実務も踏まえ，遺言執行者に払戻権限を認め，引き出した預金の分配も委ねる方が，対抗要件具備権限のみを与えるよりも手続きとして簡便であり，また遺言者の通常の意思に合致する場合が多い。遺言者の死亡後において契約を存続させる余地がないものについては，遺言により遺産分割方法の指定がされる場合において，遺言者が遺言執行者に処分権限を与えることも可能であることを明確にしていただきたい。このような場合には，遺言執行者に対抗要件具備権限のみを与える実質的な意義は乏しく，払戻しを請求する権限をも認め，迅速・円滑に支払を受けられるようにする方が，遺言者を含めた当事者の合理的な意思にかなう。受益相続人の利便の観点からも，こうした取扱いについて法的安定性が確保されることが望ましい。解約権限の有無は，債務者にとって，正確かつ容易に知ることができるものでなければならない。（損保協）

【その他の意見】

・　契約上は，中途解約が禁止されているように読める場合であっても，柔軟な対応によってバランスをとっている場合も多いと思われることから，中途解約権があるものに限定せず，合意解約についても権限を認めるほうが望ましい。なお，遺言執行者の権限の濫用の懸念に対しては，解任等の手続を適切に行うことにより対応するのがよいと思われる。（第二東京弁）

・　遺言者が相続分を指定する旨の遺言をしたものの，相続財産が実際には指定された相続分に分割することが困難な場合において，遺言執行者がその任務を果たせるようにするための方策をその必要性も含めて検討すべきである。（野村資産研）

⑹　遺言執行者の復任権について（「⑷・①」）

【賛成】日弁連，札幌弁，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，東弁全期会，東弁法制委，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，滋賀書士，大阪書士，京都書士，岡山書士，愛媛書士，女性法協，千葉青司協，明治大，日行連，個人６件

・　遺言執行者の任務が多岐にわたる場合もあること，遺言執行者が必ずしも執行に必要な知識等を有しているとは限らないことなどを考えると，民法第１０１６条第１項の規律は厳格に過ぎ，民法第１０６条が定める法定代理人と同様の要件で復任権を認めるのが適当である。（日弁連）

・　遺言執行者に他の法定代理人と同様の復任権を認めることは，遺言執行者自身が対応することが相応でない場合や専門性が求められる場合等において柔軟な対応を可能とし，実務の円滑に資する（遺言者の意思に反するものともいえない。）。（東弁全期会，東弁法制委，日司連，近畿書士，岡山書士，日行連）

・　遺言執行者が専門家の第三者に任務を行わせる場合もあり得るところであり，その責任の範囲を明示することは適切である。（第一東京弁）
・　遺言執行者の任務は広範に及ぶことがある反面，遺言執行者が十分な知識を備えているとは限らないことから，遺言執行者が代理人を選任して遺言の内容の実現を図る必要はある。（大阪弁）
・　実務上，相当数の遺言において相続人が遺言執行者に指定されていると考えられるところ，遺言内容によっては，遺言の実現に困難を伴うケースや利益相反の場面が想定される。よって遺言執行者の復任権・選任・解任等を配慮した本案に賛成する。（岡山書士）

【反対】なし。

【その他の意見】
・　遺言者が別段の意思を表明したときは，現行法と同様の規律が適用されるべきである。（大阪弁）
・　遺言執行者の復任権を広範に認めることには賛成するが，遺言執行者からの委託者であることやその委託の範囲（複数の者が委託された場合の権限の範囲等）が客観的に明らかになるような仕組みを設けることを求める。（全銀協，全信金協）
・　遺言で指定された遺言執行者の就任については，民法第１００８条以外に規定がなく，復任権の緩和にあたっては，就任についての規定を整理する必要がある。（個人）
・　遺言執行者は，被相続人との信頼関係に基づき指定されるものであり，復任権の要件の緩和には問題があり，少なくとも，指定による場合と選任による場合とで分けて取り扱うべきである。（広島大，個人）
・　復代理の選任と一部辞任の使い分けの要否を検討すべきである。（個人）

⑺　遺言執行者の辞任について（「⑷・②」）
【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，東弁全期会，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士，女性法協，千葉青司協，信託協会，明治大，個人６件
・　民法第１０１９条第２項は一部辞任を認めていないが，遺言執行内容の一部につき遺言執行者の知識，能力等の観点から遺言の執行が困難な場合には全部辞任の必要はなく，状況に応じ家庭裁判所の許可を得て一部のみの辞任を認める規律を設けることは妥当である。（日弁連）
・　家裁の許可を必要とすることに賛成する。（仙台弁）
・　家庭裁判所の適切な関与の下で行われる必要性がある。（第一東京弁）
・　遺言執行者が遺言の実現に努めている場合，執行対象財産の状況や相続人の協力状況によりその執行が困難な場合があることから，任務の一部を辞任することを認める必要がある。（大阪弁）

・　高度の法律知識が必要な事務等において，一部辞任等の選択肢を設けることについては合理性がある。（近畿書士）

【反対】全体について反対する意見はない。

【その他の意見】

・　相続人が遺言執行者になった場合に，相続人間での深刻な心情的対立に巻き込まれる可能性もあるので，遺言執行者の辞任については，広く認める方向とし，家庭裁判所の許可にかからしめないことも考えられる。具体的には，遺言執行者の辞任は自由とした上で，辞任にあたっては家庭裁判所に遺言執行者の選任審判を申し立てることを条件とし，新たな遺言執行者の選任の審判が確定するまでの間，辞任した遺言執行者が引き続き遺言執行の義務を行うとすること等が考えられる。（札幌弁）

・　遺言執行者が一部の辞任をしたり，特定の行為の権限が喪失する事態が生じた場合には，全部辞任させたり，全部の行為の権限を喪失させる方が合理的ではないかとの意見があった。（第一東京弁）

○　一部辞任について

・　一部辞任を認めると，遺言執行者にどの程度の権限があるか客観的に不明確となるおそれがあり，円滑な相続が阻害されるなど，混乱を招くおそれがある。（相続学会）

・　遺言執行者と相続人の利益相反がある場合に，特別代理人の選任を認めるのか，一部辞任で扱うのかが不明である。（個人）

⑻　遺言執行者の解任について（「⑷・③」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，第一東京弁，東弁全期会，神奈川弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士女性法協，千葉青司協，明治大，日行連，個人５件

・　解任の申立権については，遺言の執行によって直接利益を受ける受遺者及び受遺者に対して責任を負う相続人に認めれば足りる。（近畿書士）

・　相続人が遺言執行者に選任されている場合には，必ずしも遺言に忠実な職務執行をなし得なかったり，公平に職務を行うことが期待できなかったりする場合もあり，このような場合に，家庭裁判所の判断を通じて解任及び権限喪失等をすることができるようにすることは，妥当である。（日行連）

【反対】全体について反対する意見はない。

【その他の意見】

・　紛争の拡大防止，遺言執行者の権限濫用の防止の観点から，遺言執行者の解任事由を明示すべきである。（札幌弁）
・　遺言の実現によって間接的に利益を受ける者が，早期の遺言の実現を求め，任務を怠る遺言執行者の解任を申立てることにも必要性が認められ，反面，現行法の申立権者を狭める積極的な理由も特に認められないから，申立権者を受遺者又は相続人に限定することは妥当でない。（日弁連，大阪弁）

⑼　遺言執行者の権限喪失について（「⑷・④」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，東弁法制委，東弁全期会，新潟弁，大阪弁，広島弁，沖縄弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士，女性法協，千葉青司協，明治大，個人４件

・　遺言者が選任した遺言執行者が特定の行為を行わない場合において，解任まで認める必要はないときは，当該行為についてのみ権限を喪失させれば足りる。（日弁連）
・　遺言執行者がその任務に属する特定の行為をすることが困難な事情があるときは，家庭裁判所において，当該遺言執行者の権限を喪失させてその行為に関する代理人を選任する必要性がある。「困難な事情」とは，ⅰ遺言の執行に専門的な法律知識等が必要であるにもかかわらず，遺言執行者にそのような知見がないような場合のほか，ⅱ遺言執行者と相続人の利益が相反する等の理由で，遺言執行者がその任務を全般的に怠り，又はその任務の一部を怠っている場合が考えられる。（東弁法制委，東弁全期会）
・　高度な法律知識が必要な事務等がある場合において，一定の行為について，権限の一部喪失をさせ，速やかに特定の行為を遂行することを可能とすることにも合理性がある。（近畿書士）

【反対】全体について反対する意見はない。

【その他の意見】

・　遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない（できない）場合には，相続人間における遺言の有効性等に関する争いがあったり，相続人の一部による妨害行為がされていたりするなど，様々な理由があるため，遺言執行者の権限喪失事由として「相当と認めるとき」とすることは，広範に過ぎ，濫用的な申立てがなされるおそれがあり，それによって，円滑な遺言執行業務に支障が生じるおそれがある。（全銀協，信託協会）
・　「相当の期間内」がどの程度の期間を指すのか不明であり，一部の権限を喪失させると遺言執行者の権限が不明確になり，取引の安全が害される。遺言執行者に対し，かえって煩雑な任務を放置することを促してしまうおそれがあるなどが考えられる。遺言執行者の迅速な任務の遂行を確保するのであれば，③解任権の行使により足りる。（神奈川弁）

・　本試案では申立権者を受遺者，相続人に限定しているが，これらの者に限定する必要性はなく，遺言執行者の解任請求と同様，利害関係人に認めるべきである。（日弁連，大阪弁，個人）

⑽　遺言執行者の選任等について（「⑷・⑤」）

【賛成】日弁連，仙台弁，群馬弁，新潟弁，大阪弁，広島弁，日司連，埼玉書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，愛媛書士，女性法協，千葉青司協，明治大，個人４件

・　遺言の一部又は全部について任務を行う者がいなくなった場合の規律であり，妥当である。（日弁連）

【反対】全体について反対する意見はない。

【その他の意見】○　遺言執行者の選任と家庭裁判所の関与について

・　自筆証書遺言では，「遺言執行人」「執行管理者」などと正確な表現で記載されていない場合も少なくなく，自筆証書遺言の検認手続の際に，家庭裁判所が遺言執行者を確認することも有用である。（第二東京弁）

○　申立権者の範囲について

・　申立権者については利害関係人とすべきであるほか，ここでは従前の遺言執行者にも申立権を認めるべきである。（日弁連）

・　遺言執行者が複数いる場合には他の遺言執行者を含めるべきである。（神奈川弁，京都書士）

・　遺言執行者が辞任した場合には，従前の遺言執行者についても新たな遺言執行者の選任の申立権を付与すべきである。（第二東京弁，新潟弁，女性法協）

・　遺言の実現によって間接的に利益を受ける者についても認めるべきである。（大阪弁，個人）

・　受遺者及び相続人が遺言執行者を必要としない場合にまで遺言執行者を選任すべき必要はなく，従前の遺言執行者に申立権を認める必要はない。（近畿書士）

○　その他

・　「特定の行為について権限を有する代理人」が誰の代理人であるのか法的地位が明確にされていない。（京都書士）

第４　遺留分制度に関する見直し

１　遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

以下のとおり，遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め，遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ，受遺者又は受贈者において，遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。

⑴　甲案（受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には，裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方）

①　遺留分を侵害された者は，受遺者又は受贈者に対し，遺留分減殺請求をすることにより，遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合には，減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は，その請求の時から３箇月を経過するまでの間は，遅滞の責任を負わないものとする。

②　①の請求を受けた受遺者又は受贈者は，その請求者に対し，その請求の時から３箇月を経過するまでは，①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて，遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の意思表示をすることができ，その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合には，受遺者又は受贈者は，この協議が調い，又は後記④の裁判が確定するまでの間は，遅滞の責任を負わないものとする。

③　②の協議が調わない場合には，受遺者又は受贈者は，裁判所に対し，①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めることを求めることができるものとする（注１）。

④　③の場合には，裁判所は，遺贈又は贈与がされた時期のほか，遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質，遺留分権利者及び受遺者又は受贈者の生活の状況その他一切の事情を考慮して，①により負う金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めるものとする。

⑤　②の協議が調い，又は④の裁判が確定した場合には，①の請求をした者に返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の価額の限度で，①により負う金銭債務は消滅するものとする（注２）。

（注１）受遺者又は受贈者は，遺留分権利者が提起した訴訟において②の意思表示を抗弁として主張することができるほか，自ら遺留分権利者に返還すべき財産の確定を求める訴訟を提起することができることとするものである。

（注２）①の金銭債務の消滅時期については，⑤のような考え方のほか，受遺者又

は受贈者が②の協議又は④の裁判によって定められた遺贈又は贈与の目的財産を現に返還した時点で金銭債務が消滅するものとし，それまでの間は金銭債務の弁済を認める考え方があり得る。

⑵　乙案（現物返還の主張がされた場合には，現行法と同様の規律で物権的効果が生ずるという考え方）

①　甲案①に同じ。

②　①の請求を受けた受遺者又は受贈者は，その請求者に対し，その請求の時から３箇月を経過するまでは，①の金銭債務の全部の支払に代えて，遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨の意思表示をすることができる。

③　受遺者又は受贈者が②の意思表示をしたときは，民法第１０３３条から第１０３５条までの規定に従って遺贈又は贈与の目的財産が減殺され，①の金銭債務は消滅するものとする。

⑴　遺留分減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点について（柱書前段，「⑴・①，⑵・①」）

【賛成】全銀協，日司連，長野弁，沖縄弁，広島弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，東弁全期会，広島大，相続学会，東京家事調，京都書士，企業研，個人２件

・　現在，相続預金の払戻しの実務においては，減殺請求がされると銀行は受遺者から遺言どおりの払戻しを請求される一方で，遺留分権利者からも払戻しを請求されることがあるが，銀行は遺留分侵害額や最終的な相続預金の帰属が分からず，いずれにも対応できない事態が生じることがある。減殺請求の物権的効果により円滑な遺言執行が妨げられていること等からすると，物権的効果の見直しを行うとする中間試案に強く賛成する。（全銀協）

・　複雑な権利関係を避けることができ，また遺留分権利者にとって価値の返還がなされれば最低限の目的は達成することができると考えられるから，改正案に賛成する。（日司連）

・　原則金銭債権化することにより，現行制度の問題点を解決することができる。（長野弁）

・　原則金銭債権化することにより，共有関係が生じる複雑さを回避することができる。（沖縄弁）

・　原則金銭債権とすることは，被相続人の意思に合致すると思われるので賛成だが，金銭債権化しても一回的解決を図ることは困難であり，金銭債権化をベースにしても，もう少しよい方策を期待する。（広島弁）

・　原則として金銭債権が発生するものとしつつ，受遺者又は受贈者において，遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができるという基本的な改正方針については賛成する。（第二東京弁）

・　原則金銭債権化するのはふさわしい方向性のように思える。ただし，原則金銭債権化するには，遺留分侵害額を算定するために遺産全体を早期に把握すること

が求められるところ，現行法では手段が限られており，遺産に関する調査方法の拡充と併せてでなければ実務上運用に支障が生じる。また，当初の請求額が実際の侵害額より少なかった場合における残額の取扱いがどうなるのか，特に消滅時効の関係で残額がどのような扱いになるのか問題となる。（神奈川弁）

・　金銭債権での遺留分の価額返還を原則とすることで，共有関係の発生を回避することができ，円滑な不動産の承継にも資する。なお，金銭債権化することにより，遺留分権利者は一般債権者となるが，遺留分権利者の責任財産を，受遺者又は受贈者の全財産とせず，遺贈又は贈与された財産に限ることも検討されるべきである。（大阪弁）

・　遺族の生活保障や遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算等を目的とする現行の遺留分制度の下では，必ずしも物権的効力を認める必要はなく，減殺請求権を金銭債権化すること自体は相当である。（東弁全期会）

・　遺留分権利者の生活保障の観点からは，目的財産の所有権まで保障する必要はない。また，減殺請求後に生ずる共有関係の解消をめぐって新たに紛争が生じることを考えると，物権的効果を与える必要はない。減殺請求によって金銭債権が発生することにとどめることに賛成する。なお，金銭債権が発生することにとどめると，遺留分権利者の保護が薄くなるので，遺留分権利者が確実に金銭を取得できる方策（先取特権など）が講じられるべきとの意見もあった。（広島大）

・　遺留分権利者の生活保障や遺産形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等という遺留分制度の目的は，金銭的清算により達成できることから，中間試案の方向性に賛成する。（相続学会）

・　調停実務においても，現物返還ではなく，金銭の支払によって解決していることが多く，減殺請求によって原則として金銭債権が発生するとの解決方法については，実務の解決と合致し賛成する。なお，今回の遺留分制度の見直しをしても，調停又は裁判実務の進行が改善され早期の解決に資することに必ずしもならない。遺産についての調査方法が乏しいことが，減殺請求権を行使する際の一番の問題である。（東京家事調）

・　減殺請求権の金銭債権化に原則賛成する。ただし，実務で日常行われているような金額を明示せずにされた減殺請求について，単に除斥期間の進行を止めるに過ぎないものと扱うのかという点や，遅延損害金の発生時期及び金額をどのように計算するのかという点を検討する必要がある。（京都書士）

・　物権的効果説を改めるべきことについては，比較的多くの賛同が得られたものの，意見がまとまるまでには至らなかった。（企業研）

・　減殺請求を申し立てる際，現在は申立書に不動産等について共有を求める請求を記載しているが，当事者の真意としては，金銭での返還を求めているものが多いと思われる。（個人）

・　受遺者等の現物返還の抗弁次第では，現行法と同種の問題等が生じるものの，当初から減殺請求権を物権的形成権とすることと比べれば，柔軟な解決がより可能になる。（個人）

【反対】仙台弁，第一東京弁，福岡弁，個人３件

・　基本的には反対であるが，仮に改正をするのであれば，金銭債権化のみで考えるべきである。（仙台弁）

・　遺留分権利者は，減殺請求の際に金額を特定することが困難な場合が多く，金銭請求を原則とすることになれば，訴えの提起等にあたり，訴額の計算が困難になるため賛成できない。（第一東京弁）

・　物権的効力とすることにより紛争が多い，事業承継が困難になるとの指摘があるが，その立法事実がどの程度検証されたものか不明である。金銭債権化することには反対である。（福岡弁）

・　現行法の原則と例外を入れ替えることになるが，行き過ぎではないか。安易に金銭債権による支払を認めることは遺留分権利者の地位を低下させるおそれがある。金銭債権化により，受遺者等による価値ある目的物の独占につながる。（個人）

・　遺留分権を相続権の一種として理解している以上，物権的な効力があるのは当然である。根本を変えるとなると，全体的な整合性の検討が必要である。（個人）

・　相続人の住居などが他人に遺贈された場合，それに対処するためには本質的に遺留分減殺によらざるを得ず，物権的効果を維持すべきである。（個人）

【その他の意見】

・　多くの場面で複雑な問題が生じていたことを解決するものであるとして賛成する意見と遺留分権利者の権利を弱めるものであるとして反対する意見があった。（女性法協）

（遺留分制度を廃止又は縮小すべきとの意見）

・　遺留分制度自体を廃止すべきである。（個人２件）

・　遺留分の割合そのものを全ての相続人に対して減少させるべきである。（個人）

・　遺留分制度は，何もしない子に権利があるのさえ腹立たしい。何も貢献しない子には遺留分の割合も極力少なくしてほしい。（個人）

・　減殺請求権から生じる権利を原則金銭債権化するとの点，遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与を一定期間にされたものに制限するとの点については，実務における問題を単純化し，解決を容易にするものとして評価するが，遺留分があるからこそ紛争になり，被相続人の意思の実現もかなわないのであるから，遺留分制度は廃止すべきである。（個人）

・　遺留分制度は廃止すべきである。夫婦の共有財産を明確にし，その２分の１ずつの潜在的共有持分を認めるのが先決であり，これを認めれば生活保障という面ではクリアできるし，家産の承継という意味でも家制度がなくなっている現状でそこに遺言者の意思以外の歯止めをかけるのはそもそも憲法違反ではないかと考える。（個人）

⑵　現物返還の内容について，当事者間に協議が調わない場合には裁判所が定めることとするか（【甲案】，「⑴・③」），法律上返還の内容を定めることとするか（【乙案】，「⑵・③」）。

【甲案に賛成】全銀協，信託協会，長野弁，沖縄弁，大阪弁，東弁全期会，新潟弁，群馬弁，日司連，滋賀書士，群馬書士，岡山書士，京都書士，愛媛書士，大阪書士，近畿書士，広島大，明治大，日行連，東京税，相続学会，野村證券，ソレイユ，個人８件

・　【乙案】を採用すると，現物返還の主張がされたときに物権的効力が生じ，遺言の円滑な執行等への阻害要因となる。（全銀協）

・　【乙案】を採用すると，物権的効果が生じる可能性は残ることから金融機関等はそれを前提とした対応をとらざるを得ない場合も想定されるため，【甲案】が望ましい。（信託協会）

・　【甲案】に賛成だが，複雑で難解な面もあるため，より分かりやすい制度を模索すべきである（【乙案】によると共有関係が生じ，現行法の問題点を解消できない。）。（長野弁）

・　【乙案】は，原則金銭債権化の趣旨を没却するものとなり，賛同できない。【甲案】に賛同する。（沖縄弁）

・　【乙案】には反対である（【乙案】では，法律に従った複数目的物の共有状態となり，金銭債権化した意義が没却される。）。【甲案】について，「①，②，⑤」は賛成であるが，「③，④」の裁判所への訴えを形式的形成訴訟とすることには反対である。現物返還の内容が協議により定まらない場合には，裁判所の訴訟で解決することは賛成であるが，これを現物返還目的財産確定訴訟として，その法的性質を形式的形成訴訟とし，裁判所がこれを遺贈又は贈与の目的物の中から確定することには反対である。現物返還請求を行う受遺者又は受贈者は，金銭請求を満足させるに足りると考える目的物を特定して現物返還を請求し，裁判所は，単にその現物返還請求の適否と返還割合を判断するだけの訴訟類型とすべきである。（大阪弁）

・　金銭の支払請求をした遺留分権利者に対し，その請求に応じるか，又は現物での返還で対処するかという選択権と受遺者又は受贈者に与えるという制度設計は，遺留分権利者の生活保障の必要性と，受遺者又は受贈者の意思，ひいては遺言者の意思の重視との調整の見地から，それ自体正当である。【甲案】は，現物返還の内容を定めるに当たって，裁判所の関与が必須とされ，紛争の長期化・複雑化が予想されるが，その点については裁判所による適切な制度の運用に期待したい。一方，【乙案】については，現物返還の抗弁が提出された場合には，現行法と同様の規律になり，共有等の複雑な法律関係が生じるから，問題点の抜本的解決につながらない。（東弁全期会）

・　想定される判決の内容自体は明確である。ただし，現物返還の内容を裁判所が定めるという点が非訟事件としての性格を有することになるので，（金銭請求は給付訴訟であることから）このような訴訟形態の是非について更に検討が必要で

ある。【乙案】は，複数の財産について共有等の複雑な法律関係が生じうることに変わりなく，改正の意味が乏しい。（新潟弁）

・　現行の遺留分制度においても価額弁償の規定が広く利用されており，改正案は，現行法の原則と例外を逆転させるものではあるが，実態に即した方法を取り入れる改正である。ただし，受遺者等の側は，減殺請求を受けた時から３か月以内に現物で返還するか否かの検討を迫られることになり，本制度の周知が十分でない場合には，十分な認識のないまま現物で返還するという選択肢を失うことになることには留意すべきである。（日司連）

・　現物返還の請求があった場合，相続人間の話合いによって解決するのは困難であると思われることから，裁判所が関与する方式に統一することが混乱を防止するために必要である。（滋賀書士）

・　賛成する。【乙案】のように，受遺者・受贈者の現物返還の意思表示によって全財産を共有状態にした上で問題の解決を図るより，【甲案】のように現物返還の意思表示後，当事者の事情に応じて柔軟な解決を図る方が合理的である。（群馬書士）

・　現物返還の内容と当事者間の協議によって定めることができるとする【甲案】は柔軟で評価できる。【乙案】では，物権的効果により共有となることが避けられないため，改正の実益は【甲案】と比して低いと考える。（岡山書士）

・　【甲案】と【乙案】の比較においては，遺留分を巡る紛争の迅速な解決という観点から，裁判所が返還すべき財産の内容を定める【甲案】に賛成する。（京都書士）

・　減殺請求の行使により共有となった場合，円満な意思疎通を行うことは容易ではなく，共有関係の解消には裁判所を利用する場合が大部分である。結果として時間と費用をかけて共有関係を解消し，相続財産を処分することになる。このような自体を避けるためにも，金銭賠償を基本にし，例外的な場合にのみ現物での賠償を行う方がよいと考える。（愛媛書士）

・　【乙案】では，共有関係が生じ，その解消に困難が伴うという点で，現在と大差なく，現物返還の内容を裁判所の関与により決定していく【甲案】の方が，現行法より速やかな紛争解決が図られるものと考える。（大阪書士）

・　裁判所の関与により，紛争の実情に即した迅速・妥当な解決がされることが期待される【甲案】に賛成する。（近畿書士）

・　【甲案】では，相続人の諸事情を考慮した柔軟な解決が期待できる。遺留分に関する紛争も相続紛争の一部であるとすれば，裁判所の裁量による柔軟な解決手続きを模索する必要があろう。（広島大）

・　これまでの原則と例外を入れ替えた方法は事業承継後の運営に資することになる。融通性という観点からすると，受遺者や受贈者にとって【甲案】の方が使い勝手がよいのではないか。ただし，裁判所の裁量によるところとなっているため，どのような順序で減殺されるか当事者にとって明確な基準がない。（明治大）

・　【乙案】によると，金銭を準備することができない受遺者等については，目的財産を遺留分権利者に差し出さざるを得ない状況に追い込まれ，現行法と同じ問題を引き起こすおそれがある。柔軟に解決することが可能な【甲案】を支持する。（日行連）
・　【乙案】を採用した場合には，受遺者等の意思表示によって現行法に戻すことになる。その結果，現物返還をする目的物が滅失・毀損・譲渡等されている場合も想定されることや，受遺者等で金銭債務の一部であれば支払うことができる場合に受遺者等の選択肢を狭めることになりかねない。（東京税）
・　【乙案】では現行法と変わらない問題が生じる。【甲案】によれば，円満かつ円滑な解決の可能性が広がる。なお，【甲案】の場合には，裁判所における紛争が増えるという見方があるが，紛争の選択肢が制度的に広がることで，協議による解決が図られる可能性が高まり，現行より紛争が減ることはあっても増えることはないと思われる。（相続学会）
・　遺留分権利者と受遺者等との間で，無用のトラブルを招かないようにする観点から，【甲案】を支持する。（野村證券）
・　遺留分制度の存在そのものに疑義があり，本来であれば制度全体の廃止又は抜本的な見直しを求めるものであるが，現行制度を「悪法でも法」として受任するべきと考えるなら，【甲案】に賛成する。（ソレイユ）
・　【甲案】は，金銭請求に対する現物返還の意思表示により，当事者の協議や裁判所の審判で当事者の現実の必要性や公平性に見合った柔軟な解決を図る道が開かれており妥当である。【乙案】では，受遺者等の意思表示があれば現物返還に固定されてしまうので，支持できない。（個人）
・　減殺請求により金銭債権が発生するのであれば問題解決の迅速化が期待できる。不動産の共有状態も起こりがたくなる。【乙案】は，問題解決の迅速化に寄与しない。（個人）
・　現行法では物権的効果が生ずるとされているにも関わらず，調停においては，物権的効果に拘泥することなく，調停が成立している。（個人）
・　減殺請求により物権的効果が生じるとされる現行法の規定は，その後の円滑な取引を阻害するなど弊害が大きい。したがって，当事者間の話し合いの余地を残した上で，【甲案】を採用するのが当事者である国民の意識にも合致し，妥当である。（個人）
・　【乙案】では減殺の順序や目的物について当事者間で妥当性を吟味できない。（個人）
・　（基本的には遺留分制度は廃止すべきであると考えるが）もし，遺留分制度を残すということであれば，【乙案】を採用すると現行法と大差なく，【甲案】のようにその内容を裁判所の関与のもとで決定していく方が，より速やかな紛争解決が図られる。（個人）
・　賛成だが，遺留分権利者にも現物での返還を求める選択権を認めてもよいのではないか。（個人）

【乙案に賛成】神奈川弁，第二東京弁，個人２件

・　【乙案】は方向性として理解できるが，遺産の範囲について調査方法が限られている現状では弊害が大きい。【甲案】では，現物返還の抗弁について，非訟的な審理を行うとされているが，このような訴訟形態が現実的に可能なのか不明であり，今以上に複雑で理解しにくい制度になる。【乙案】には，【甲案】のような複雑さがなく，比較的明確な順位が示されているため，解決のための予測可能性が担保されている。（神奈川弁）

・　【甲案】については，訴訟法上問題点がある（金銭請求権と現物返還請求権とを同一の訴訟物ととらえることは無理がある。金銭請求権と現物返還請求権とを別個の訴訟物と理解し，訴えの変更を認めることも，被告の抗弁に訴えの変更の効力を認めることになり，およそ現行の民事訴訟制度の想定するところでない。また，抗弁の判断についてのみ非訟的な審理を行うことになるが，訴訟手続内において非訟的な審理を行うことは極めて特異な制度であり，理論的にも実務的にも合理的な制度設計が可能であるのか疑問である。）。【乙案】は，【甲案】のような問題点はなく，一貫して訴訟手続きにおいて解決を図ることができる。【乙案】を採用したとしても，訴訟上の和解の活用により，一回的解決を図ることも可能であり，それで足りる。（第二東京弁）

・　【甲案】によると，受遺者・受贈者の選択権が失われる。中間試案によれば，【乙案】では，受遺者・受贈者が現物返還を求めた場合，物権的効果が生じることになり，一部だけの現物返還を認めることは減殺の及ぶ範囲が判然としなくなることを理由に採用していないが，資産を特定することで足りるはずである。全部現物返還しか認めない規律を修正して【乙案】を採用すべきである。（個人）

【いずれの案にも反対】日弁連，山梨弁，札幌弁，仙台弁，第一東京弁，東弁法制委，福岡弁，家事問題研，個人４件

・　現行法の内容や解釈を考えると，減殺請求の効果を金銭返還とすることは格別の抵抗はないものと思われるが，いずれの案を採用したとしても，現行法の問題点は解決できず，むしろ新たな問題が生じることになるので，あえて改正する必要はない。いずれの案も金銭の代わりに現物で返還することを認めるものであるが，金銭には通用性はあるが物にはないので，現物で返還することを正当化するのは困難である。金銭のみという規律も考えられるが，金銭返還を怠れば遺留分義務者固有の預貯金等換価性の高い財産が差し押さえられることになりかねず，特に換金困難な財産の遺贈等を受けた受遺者等にとって，この結論は不当である。また，【甲案】については，裁判所の判断の予想が困難となり大きなリスクを負う状態になるし，「（注１）」によれば受遺者等からの目的財産確定の訴えを提起することも認めているが，その既判力が遺留分侵害の有無や額には及ぶとするのは不自然であり，及ばないとすれば，遺留分権利者が再度争うことが可能となり問題である。【乙案】については，現行法で問題となっている共有状態が生ずる

という点の解決にはならない。現行法がそれなりに機能していることを考えると，あえて改正する必要はない。（日弁連）

- 【甲案】については，裁判所に広い裁量を認めることで，当事者の予測を不可能とし，当事者の経済合理的行動を妨げるという，大きな問題を生じさせる。【乙案】については，結果的に共有状態となり，次に共有物分割の争いが生じるという現行法の問題が解決できない。結局，現行法より大きな問題を生じさせるか，問題点を解決できていない案である。（山梨弁）
- 協議を前提とする【甲案】は，紛争の長期化・複雑化を生じさせるおそれがあり，【乙案】も現行の判例理論の問題を解決できるとはいえず，一部の現物返還が認められないことから，かえって共有物分割訴訟の対象が増える場合も考えられる。（札幌弁）
- いずれの案も目的物が共有状態になる可能性があり，紛争の一回的解決に資するものとはいえない。（仙台弁）
- 金銭を支払えない場合には，結局，目的物につき共有関係を生ずることになりかねず，抜本的に事業承継の障害等を回避することができない。（第一東京弁）
- このままではいずれの案も賛成しがたい。現行法はあくまで物権的効力が生じるのを原則とした上で，例外的に金銭で処理することを許容しているが，金銭は通用性があるため柔軟な解決が可能になることから正当化されている。金銭債権化を原則とすると，例外を設ける必要があるが，目的物の返還は金銭とは異なり柔軟性が乏しく，問題が生じる。なお，紛争の抜本的一回的解決策としては，遺産分割事件及び寄与分事件との併合審理を行えるようにすべきであり，減殺請求事件の職分管轄を家庭裁判所に移管すべきである。（東弁法制委）
- いずれの案にも反対。いずれの案も現物返還の抗弁を認めるが，そうであれば金銭債権化することは徹底されず，どの程度改正の目的に資するのか不明である。また，現物返還の抗弁が出された場合の手続きが明確になっておらず，疑問点が多い。（福岡弁）
- いずれの案にも反対。金銭債権化することで共有化を防ぐことができるメリットはあるが，その趣旨を徹底するのであれば現物返還の抗弁を認めるべきでない。仮に金銭債権化するのであれば，遺留分義務者の責任を遺贈又は贈与によって得た財産の限度とする方向で改正すべきである。（家事問題研）
- いずれの案にも反対。【甲案】は訴訟法上の難点があり，【乙案】では一部の現物返還が認められず，減殺対象となる複数の不動産等について共有物分割訴訟を経由しなければ，紛争が抜本的に解決できない点で問題があり，反対である。代替案として，受遺者等に手元に残したい財産を選択する権限を認めた最判平成１２年７月１１日の趣旨を一歩進めて，減殺請求により原則として金銭債権が発生するものとしつつ，（裁判外の）受遺者等の一方的意思表示により，自ら選択した遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるべきである。（個人）

・　両案の基本的な考え方に賛成できない。両案とも減殺請求債権は何も担保されない状態におかれ，遺留分権利者の立場が弱くなるが，それでよいのか。（個人）
・　いずれの案にも反対。【甲案】は，現物返還の内容について，当事者は全く予想がつかず，当事者の経済合理的行動を妨げるので妥当でない。また，【乙案】についても，共有となり，次に共有物分割の争いが生じるので，現行法の問題点は何ら解決していない。（個人）
・　いずれの案にも反対。現行法を改正する必要はない。いずれの案も，現行法より仕組が複雑化，硬直化し，相当でない。現行法の下においても，価額弁償制度の運用により適切に処理されている。（個人）

【その他の意見】

・　実務上の問題点として，【甲案】については，①現物返還の内容・方法を裁判所の広い裁量に委ねるとなると，現物返還の内容・方法をめぐり審理が複雑化・長期化し，当事者の負担が増大したり，当事者間で不要な不動産の押し付け合いが起きて合意の形成が阻害されたりするおそれがある，②請求の趣旨としてどのようなものが想定されているのか，当事者の申立てや主張にどの程度の拘束力を認めるのかといった事項が明らかでなく，訴訟としていかなる手続が想定されているのか不明である，という指摘があった。（裁判所）
・　制度的に種々の問題があるとしても共有関係の発生がないものとして事案を解決する点を評価するとして【甲案】に賛成する意見と，【甲案】はあまりにも問題が複雑になるとして【乙案】に賛成する意見があった。（女性法協）
・　金融機関における相続預金の払戻しにおいて，現行法上では，減殺請求がされると，金融機関は受遺者から遺言に基づく払戻しが請求される一方，遺留分権利者からも払戻しを請求される場合，金融機関は相続預金の帰属が分からないことから，いずれにも対応できない事態が生じてしまう。このような現状を踏まえると，【乙案】は現物返還の主張がされた場合，物権的効果が生じることとしているため，上記の事態を生じてしまうことが想定され，反対である。（全信金協）

【個別の論点について】

○　現物返還の意思表示に係る熟慮期間について（「⑴・②，⑵・②」）

・　中間試案では，受遺者又は受贈者は，３か月以内に現物返還の意思表示をしなければならないとされているが，金銭での支払か，現物での返還か，二者択一が求められる重大な決定において，３か月という期間は不当に短い。（神奈川弁）
・　中間試案では，弁済猶予期間及び現物返還の意思表示をするかどうかの熟慮期間がそれぞれ３か月とされているが，いずれも妥当か疑問である。現物返還請求は，予備的抗弁に近く，確定期限を設けるのではなく，訴訟において適時に予備的抗弁として提出することも可とする検討もされるべきである。（大阪弁）
・　相続開始直後に減殺請求をされた受遺者又は受贈者は，自身が受け取った財産の内容を把握できていないこともあり，また，財産の内容は把握できていても，

全財産の把握ができなければ侵害額が不明であり，支払うべき金額が分からないため，現物返還の意思表示をするかどうかの選択をするためには，遺産全ての調査が必要である。したがって，熟慮期間が３か月というのは短すぎであり，より長期間に設定した上で，伸長の手続も必要になる。また，意思表示の撤回に関する検討も必要ではないか。（相続学会）

○　【甲案】の方向性を採用する場合に，受遺者又は受贈者が負う遅滞責任の時期について（「⑴・②後段」）

・　遅滞の責任が，目的財産の給付判決によって消滅するという理由が不明である。（日弁連）

・　現物返還の抗弁を出すことによって，遅延損害金が発生しないというのは，一般的な金銭債権との整合性がとれず妥当ではない。（仙台弁）

・　中間試案によれば，金銭請求ができることが原則であるにもかかわらず，相当長期間にわたり遅延損害金が発生しない事態もありうることになり，債務不履行に関する一般原則との関係に疑問が生じる。（東弁法制委）

・　「②」の意思表示さえすれば，少なくとも協議の期間の遅延損害金を請求されることはなくなる。意思表示の有無の結果がバランスを欠き，「②」の意思表示が乱発されることが懸念される。（全国青司協，個人）

・　受遺者等が遺留分を侵害していないとのみ争った場合は，（審理の結果遺留分の侵害が認定されると）減殺請求があった日の翌日から遅滞の責任を負うが，遺留分は侵害していない，仮に侵害していたとしても目的物で返還すると主張した場合は遅滞の責任を負わないというのはバランスが悪い。原則として，裁判で争っても敗訴すると，本来の履行期から遅滞責任を負うが，遺留分の場合は判決確定まで遅滞責任を負わない根拠が不明である。（個人）

・　受遺者は望外の利益を得た者であり，遺留分権利者は権利を侵害されたものである。にもかかわらず，なぜ遅滞責任を負わないのか（「⑴・①」について）。（個人）

○　その他

・　「①」の請求は，金額を明示して行う必要があるか不明である（金額を明示しなくてよいとなると，消滅時効期間がどうなるのか不明である。）。「②」の現物返還の意思表示については，受遺者等は，遺留分侵害の有無及び額を争いながら，仮定的に現物返還を主張することとなるが，心理的な抵抗があるし，また，現物返還の主張をしない場合には遅滞責任を負担することになり，ともかく現物返還の主張をすることになる。また，「⑤」についても，現実の給付がないままに債務が消滅するとするのは，債務の弁済に関する一般理論，代物弁済に関する理論に反することが明らかである。（日弁連）

・　仮に【甲案】を採用するとしても，その場合には，占有移転を確保する方法（明渡し判決，賃料相当損害金の請求を認める。）についても，立法上の手当が必要である。（第一東京弁）

・　【甲案】の方向性を採用する場合に，裁判所が返還の内容を定める基準については（「⑴・④」），確かに柔軟な解決を図ることが可能になるかもしれないが，民法第９０６条類似の基準を持ち出すと，訴訟手続において非訟的な手続が行われることになり，適切ではないのではないか（最初から非訟事件とすればよいのではないか。）。（仙台弁）

・　いずれの案も基本的には賛成であるが，具体的運用にあたって，「①」の請求においてその金額を明示する必要があるのであれば，遺留分権利者がその金額を明示できない場合の代替手続きを設けることについて，また，金額を明示する必要がないのであれば，「②」の熟慮期間を延ばすことについて，今後検討されたい。（全国青司協，個人）

⑵　【甲案】の方向性を採用する場合の金銭債務の消滅時期について（「⑴・⑤，（注２）」）

【本文の考え方に賛成】沖縄弁，新潟弁，大阪弁，東弁法制委，個人１件

・　中間試案の考え方に賛成である。裁判所の判断を意味のないものにすることを認めるのは相当ではない。（沖縄弁，新潟弁）

・　「（注２）」の考え方を採用すると，特定目的物を返還しないことを条件とする全額の金銭給付判決が下されることになると考えられる。執行段階では不作為の条件成就が判断されて全額の金銭執行が認められ，特定目的物を返還したことが執行異議事由となることになり，紛争が複雑化し，妥当でない。本文の場合は，条件付判決主文とはならず，かかる問題は発生しない。なお，現行法には，減殺の請求があった日以後の果実の返還に関する規定があるが，本文の考え方を採用するならば，合意成立の日あるいは判決確定の日以後の果実を返還しなければならないと変更する必要がある。（大阪弁）

・　「（注２）」の考え方は訴訟経済等の観点から疑問があるから，採用すべきでない。（東弁法制委）

・　「（注２）」の考え方を採用すると，協議又は裁判が形骸化してしまう危険がある。本文の考え方に概ね賛成である。（個人）

【（注２）の考え方に賛成】個人１件

・　この考え方を採用すべき。判決文の複雑さは克服しうるものである。（個人）

【その他の意見】

・　実務上の問題点として，①現物返還がされるまで金銭債務が併存し，遅延損害金が生じ続けるなど法律関係が複雑化し，主文も複雑化するおそれがある，②判決言渡し後に金銭債務の履行を認めるが，それでは訴訟不経済であるし，法的安定性も害するおそれがある，また，訴訟等の結果を踏まえて，受遺者に現物返還か金銭債務の履行かについて選択権を与えることとなり，不公平となるおそれがある，③遺留分権利者が単独で移転登記手続をすることができないことになるが，これでは紛争解決手段としての実効性に欠ける，という指摘があった。（裁判所）

・　「(注２)」の考え方は，金銭の支払給付判決には民事執行法第１７３条が適用されないことから，解除条件の成就したことは請求異議訴訟における異議事由になることを前提としているが，遺留分権利者が移転登記に協力しない場合には，受遺者等が登記引取請求訴訟を提起して，判決による単独申請により移転登記手続を完了しないと，請求異議事由が立証できないことになり，難点がある。（個人）

２　遺留分の算定方法の見直し

遺贈又は贈与が相続人に対してされた場合について，遺留分の算定方法の特則を設ける（後記⑴及び⑵）とともに，遺産分割の対象財産がある場合における遺留分侵害額の算定方法を明確にする規律を設ける（後記⑶）ものとする（注）。

（注）後記⑴から⑶までの規律は，それぞれ独立に採用することが可能である。

> **⑴　遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律**
>
> **民法第１０３０条の規定にかかわらず，相続人に対する贈与は，相続開始前の一定期間（例えば５年間）（注）にされたものについて，遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとする。**
>
> （注）この期間をより短い期間（例えば１年間）にした上で，遺産分割の手続等において，一定の要件の下で，多額の特別受益がある相続人に超過特別受益の一部を現実に返還させることができるようにすることも考えられる。

⑴　相続人に対する生前贈与の範囲について

【賛成】長野弁，沖縄弁，広島弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，仙台弁，新潟弁，福岡弁，広島大，明治大，愛媛書士，近畿書士，大阪書士，京都書士，滋賀書士，東京家事調，相続学会，ソレイユ，個人９件

・　法的安定性の観点から算入に限定を加える必要がある。ただし，限定する期間の長さについては，相続人間の平等確保等の観点から慎重に議論すべきである。（長野弁）

・　現行法の規律は，受贈者の予期しない持戻しがされることにもなり，むしろ公平を欠く。また，相当過去の贈与については，立証が困難な場合も多々あるので，一定期間に限定する中間試案には賛同できる。ただし，具体的な期間については検討の余地がある。（沖縄弁）

・　大昔の贈与まで持戻すことは公平とは考えられない上，期間を限定した方が，被相続人の意思に合致すると思われる。もっとも，期間を定めると特別受益の時期によって不平等が生じることは避けられず，期間を具体的にどの程度にするかは慎重に検討すべき。（広島弁）

・　相当以前にされた生前贈与についてまで算入の対象にすると，贈与後の被相続人や受贈者の財産状態の変動如何によっては，かえって相続人間の公平に反する

結果となる場合も想定され，中間試案の考え方は，相続人間の公平を確保する見地から様々な状況に配慮して均衡のとれた規律を定めるものとして評価できる。（第二東京弁）

・　方針として賛成（遺贈を受ける第三者との関係上，一定期間による制限を設ける必要がある。）。ただし，相続分の前渡し的な性格という観点からは，５年は短すぎる。平均寿命の伸長や節税対策の普及と共に，１０年くらい前から計画して遺産分けを実施する場合もまれではなく，一定の期間は１０年間など長期にすべきである。（神奈川弁）

・　補足説明の理由付けについては賛成しがたいものの，相続人の生前贈与についてすべて遺留分算定の基礎財産に加えるとすると，長期間にわたって遡って生前贈与の有無を調査することとなり，相続人間の感情的対立がより激化し，紛争が長期化する可能性が高い。したがって，紛争の長期化を避けるという観点から，期間制限を設けること自体には賛成である。もっとも，可能な限り，相続人間の公平を図る必要があることから，５年では短く，２０年では長きに失するため，１０年とすべきである。（大阪弁）

・　採用を否定する積極的な理由は見当たらない。（仙台弁）

・　期間については更に検討が必要。なお，相続人間の公平の観点から期間を一律に設けることを疑問視する意見もあった。（新潟弁）

・　生前贈与の期間制限を解釈上なくしてしまった平成１０年最高裁判決に対し，立法によって適正な歯止めをかける必要があり，期間制限は必要である。ただし，その期間については，更に検討を要する。（福岡弁）

・　何十年も前の特別受益を考慮することは，受益相続人にとって酷である場合も少なくないように思われる。なお，判例は，相続人に酷である「特段の事情」があれば，減殺の対象から外す余地も認めているが，これは極めて例外的な場合に限られよう。また，「一定期間」については，現行法からの大きな変更を避けるため，１０年程度とすべきではなかろうか（なお，相続人間の公平のため，現行法を維持すべきとの意見もあった。）。（広島大）

・　第三者である受遺者又は受贈者に不測の損害を与えかねないため，中間試案の考え方に賛成である。ただし，その期間については慎重に考えるべきである。（明治大）

・　一定の期間制限を設けなければ，生前贈与の全てを算入することになり，紛争の解決が遅延する。期間については短い期間にすべきである。（愛媛書士）

・　遺贈を受けた第三者の保護が図られるため，賛成である。（近畿書士）

・　一定期間についてはさらなる検討が必要ではあるが，３～５年間がふさわしいのではないか。１年では不公平感が否めず，１０年もの長期とするとそれを立証することも困難となる。（大阪書士，個人）

・　判例や実務上の取扱いを考慮した上で，規律を明確にした点を評価する。これにより，第三者の立場からすると，過去にされた過大な特別受益の影響により想定外の減殺請求を受けることがなくなる。（京都書士）

・　何十年も前の贈与を対象とすることは，解決を複雑化，長期化させる原因の一つであり，一定期間に限定することに賛成である。ただし，その期間については，５年ではやや短いのではないか，１０年程度でよいのではないか，との意見が多かった。（東京家事調）
・　実務上は，減殺できる範囲が限定されることによって，生前贈与を行った被相続人の意思が尊重される結果になる点が重要である。もっとも，遺留分は相続人にとって最低限の権利であるから，その範囲が安易に減縮されないように配慮すべきであり，その対象期間を何年とするか慎重な検討が必要である。（相続学会）
・　現状に一定の制限を課するという意味では，賛成できる（本来は遺留分制度の廃止又は全面的見直しすべき）。（ソレイユ）
・　被相続人の意思の尊重や法的安定性及び長期間以前の特別受益を審理することの煩雑さ等に照らすと，中間試案に賛成。相続人間の公平性については，従前よりも相続人の年齢が高くなってきており相対的に重要性が低いと解され，また遺留分については寄与分を考慮しないとされており，既にその公平性に限界がある。（個人）
・　概ね賛成する。相続人と第三者への贈与への意味合いは異なるため，受贈者がどちらかである場合で別の時的限界を設けることには賛成する。（個人）
・　遺留分減殺の対象はできるだけ少なくし所有者の財産処分の自由を保証すべきである。対象となる贈与は１年以内でよく，「（注）」のような超過特別受益制度も不要である。（個人）

【反対】日弁連，第一東京弁，東弁全期会，札幌弁，日司連，日行連，家事問題研，全国青司協，東京税，個人４件

・　特別受益が相続開始前の一定期間よりも前にされたこと自体は，その特別受益を考慮せず相続人間の不公平を生じてもやむなしとする合理的な根拠になるとは考えられない。現実の遺留分紛争が，相続人間で多く生起する実情を考えると，妥当な結果をもたらすとは思われない。特別受益は相続分の前渡しという実質を有するのであり，遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入することは極めて自然であり，遺産分割における具体的相続分の算定と区別すべき理由はない。平成１５年に相続時精算課税制度が導入され，相続分の前渡しとして生前贈与が活発に利用されるようになったことを考えると，相続開始の５年以上前から相続分の前渡しが行われる可能性は高いといえる。受遺者は相続開始によって初めて権利者となり，生前贈与についても原則的には相続開始前の１年以内の贈与が減殺対象となるのであるから，被相続人のした生前贈与の結果不利益を受けるとしても耐えられないほどのものではない。なお，民法第１０３０条第二文を削除するか否かが検討されていたが，曖昧なままな状態にある。実務的には相当大きな問題なので，さらに検討されるべきである。（日弁連）
・　遺留分制度はそもそも相続人間の公平を守ることに制度の趣旨があるところ，遺留分算定の基礎となる財産に含める贈与の期間を一定の期間に限定すること

が妥当でない事案も一定程度存在すると思われる。現在の実務上，問題がある事案については，特別受益該当性を判断することにより妥当な解決を得ており，現在の判例・実務を変更する必要性はない。（第一東京弁）

・　中間試案は，共同相続人間の公平の考慮に対し，極めて短期間の制約を設けるものであって，遺留分制度の趣旨を害しかねない。被相続人からの贈与・遺贈が問題となる場合において，（第三者が）受遺者・受贈者となるケースが多数を占めるのであればともかく，そのような統計的資料がないままに，現行法の解釈を批判するのは相当ではないように思われる。（東弁全期会）

・　判例の規律を変更すべき積極的な理由はない。（札幌弁）

・　遺留分制度は，共同相続人間の不公平を是正するという役割も担っているが，改正案は，期間の設定方法によっては相続人間の不公平を是正することができない。なお，補足説明によれば，過去何十年にも渡る生前贈与が遺留分算定の基礎となる財産に含めると，遺留分の算定上，容易に資産超過の状態になるとの記載があるが，このような場合には，判例（最判平成１０年３月２４日）のいう「特段の事情」に該当し，減殺請求を認めないことになるので問題はない。（日司連）

・　相続開始の相当以前から相続税対策として，相続人に対して繰り返し生前贈与を行っている場合も存在し，期間でもって限界を設けることが解決策として果たして妥当かどうかはなお慎重に検討すべき。（日行連）

・　５年間という形で限定することが相続人間の公平にかなうのか疑問である。（家事問題研）。

・　遺留分制度は共同相続人間の公平を図る役割を担っており，優先すべきは相続人間の公平である。第三者たる受遺者等が，生前贈与を受けてから１年間，相続人に対して不安定な立場に置かれることは社会的に十分受忍されうるものであり，第三者たる受遺者等はそのようなものであるということをより認知させるよう働きかけるべきである。（全国青司協，個人）

・　この考え方だと，当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って，５年以上前に贈与をするようなケースを助長することになりかねない。（東京税）

・　単なる一定期間の経過だけを要件として特則を設けることは，遺留分権に対する過剰な規制であり，そのような特則を設けることに反対する。単なる時間の経過だけでなく，判例のいう「特段の事情」がある場合や，高齢の被相続人に対する療養介護等の寄与の対価（負担付き贈与）として特別受益がされている場合に限り，当該特別受益を減殺対象から除外すれば足りる。（個人）

・　にわかに賛成しがたい。中間試案の考え方は，相続人間の平等を図ることを目的とした特別受益制度との整合性が図られないおそれがある。（個人）

・　これまでどおりの扱いを明文化することでよいのではないか。仮に変更するとしても，５年では短すぎ，１０年以上は必要と考えられる。（個人）

【その他の意見】

・　相続開始時の何十年も前にした生前贈与の存在により，第三者である受遺者等が受ける減殺の範囲が大きく変わることが指摘されており，検討に値するが，実際の紛争処理においてそのような不都合がどの程度生じているのか疑問である。単なる一定期間の経過を要件として贈与等を特別受益から外すことには疑問があるという見解もある。中間試案の考え方については，慎重に検討すべきである。（東弁法制委）

・　遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき財産の範囲については，遺留分侵害者が被相続人の推定相続人であった期間に行われたものでありかつ遺留分請求者が親族であった期間になされたものに限定すべきであるとともに，遺言等に明記した場合を除き，相続開始前の一定の期間に行われたものに限定するべきである。（個人）

・　中間試案では，害意のある贈与の扱いが不明である。害意があれば算入されるという点を明確にするのが望ましい。（個人）

・　賛否両論あった。賛成する意見においても，５年は短すぎるので，１０年とするべきであるとする意見であった。（女性法協）

⑵　遺産分割の手続等において超過特別受益の一部を返還させるとの点について（「（注）」）

【賛成】

なし

【反対】日弁連，日司連，神奈川弁，個人１件

・　相続開始時の被相続人の財産を分配し，個々の相続財産の権利者を確定させるという遺産分割の趣旨に合致せず妥当でない。（日弁連）

・　要件が明確でなく，相続人間での不公平が是正されるか否か不透明である。（日司連）

・　強く反対しないが，そのような制度の創設が可能か疑問である。（神奈川弁）

・　残された遺産の分配から離れ，具体化が困難であると思われる。（個人）

【その他の意見】

・　生前贈与が被相続人の意思の発現であるという理解を基礎とすると，超過特別受益が生じるのは被相続人の意思が反映された結果であるから，それを現実的に返還させれば，被相続人の意思に反する結果が生じかねない上，生前贈与を受けた相続人にとっても大きな負担になりかねない。どのような要件で超過特別受益の現実的返還を認めるべきか，より慎重に検討されるべきである。（相続学会）

・　更に検討が必要。（新潟弁）

⑵　遺留分減殺の対象に関する規律

相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には，その目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分を減殺の対象とするものとする。

ただし，これによってその者の遺留分を侵害することができないものとする。

【賛成】大阪弁，東弁全期会，長野弁，仙台弁，新潟弁，日行連，全国青司協，相続学会，女性法協，明治大，近畿書士，京都書士，滋賀書士，大阪書士，個人５件

・　現行法下では，減殺請求権の行使の結果，最終的な取得額が法定相続分を下回る相続人が出現する可能性はあるが，そのことが特段不合理とまではいえないように思われる。他方で，補足説明（注２）に記載されているようなケースでは，法定相続分しか取得していない者に減殺請求をするというのは，煩雑であり紛争が徒らに長期化しかねないので，被相続人，減殺請求権者及び被請求権者の合理的意思解釈として，法定相続分を超えて遺贈等を受けた者のみが減殺請求の対象とすることが望ましい。もっとも，この趣旨を貫徹するためには，補足説明（注３）でも指摘されているとおり，法定相続分の指定か遺贈かで結論が異なることがないよう手当することが必須であり，また，減殺順序の規律に係る民法第１０３３条の規律を見直す必要がある。これら全てについて手当できるのであれば，中間試案に賛成である。（大阪弁）

・　法定相続分の有無という基本的な法律関係の差異に基づく特則を設けることには一定の合理性があり，また，現行の実務運用との関係を考慮した新制度への移行という観点からも現行法の規律の特則を設けることは適当と考えられることから，中間試案の方向性に賛成である。（東弁全期会）

・　反対する理由は特に見当たらない。（長野弁，仙台弁）

・　減殺請求の相手方が相続人である場合については，遺贈又は贈与があったとしても，相続人として最低限法定相続分は確保されるべきで，できる限り，遺贈又は贈与が仇になるような自体は避けるべきである。（日行連）

・　中間試案は，現行の扱いと比較すると第三者への贈与又は遺贈より，相続人に対するものを保護することにつながる。あえてそのような扱いにする根拠，必要性については疑問が残るが，特段多くの相続財産を取得することになった相続人との関係においては，現行の扱いより相続人間の公平に資することになるので，一応は賛成できる。（全国青司協，個人）

・　遺言することによって遺言しなかった場合よりも，特定の相続人が取得できる財産が減少するという事態は，遺言者の意思に反することが明白である。（相続学会）

・　できる限り遺言者の意思を尊重する視点から，相続人の法定相続分には減殺の効果が及ばないとすることに賛成する。（女性法協）

・　被相続人が生前何らの意思表示をしなかった場合には，各相続人は，法定相続分に相当する部分は取得可能であることからすると，減殺の対象となるのは法定相続分超過分に限定すべきである。（明治大）

・　相続人の最低相続分の確保が図られるため賛成である。（近畿書士）

・　相続人間で，遺贈又は贈与の目的財産に対して減殺請求を行う場合は，減殺請求を受ける相続人の当該目的財産上の法定相続分を侵害しないという原則と，同時に減殺請求を受ける相続人の相続全体における個別的遺留分の額も侵害されないという原則を，規律上明確にした点を評価する。（京都書士）
・　補足説明 66 頁（注１）の事例では，法定相続分超過説の方が適切な結論を導くことができる。（個人）

【反対】日弁連，東弁法制委，第二東京弁，山梨弁，第一東京弁，札幌弁，福岡弁，沖縄弁，広島弁，神奈川弁，日司連，家事問題研，愛媛書士，広島大，個人５件

・　中間試案の考え方は，民法第１０３４条にいう「目的の価額」についての，相続分超過額説と基本的に同様の考え方に立つものと解される。同説に対しては，様々な問題があると指摘されているところ，現行の実務の考え方（遺留分超過額説）をあえて変更する合理的根拠は認められない。（日弁連）
・　補足説明によれば，判例の結論が問題であると考え提案されたようであるが，この結論に何ら不合理な点はなく，むしろ衡平な解決というべきである。（東弁法制委）
・　中間試案の考え方は，最高裁の判例（最決平成２４年１月２６日）によって否定された考え方であるが，その解釈を否定すべき理由は見当たらない。すなわち，本来，相続人は，他の相続人との関係においても，遺留分の限度において被相続人の財産を取得することを期待し得る地位を有するに過ぎないと考えられる。減殺の結果，請求を受けた相続人が法定相続分に満たない財産をしか取得できないとしても，それを回避するための規律は不要である。（第二東京弁）
・　現行法（判例を含む。）の規律を変更する必要はない。（山梨弁，第一東京弁）
・　判例の規律を変更すべき積極的な理由はない。（札幌弁）
・　民法第１０３４条の解釈を明確にするという意義はあるが，遺留分超過額を対象にするという判例は実務に定着しており，これを変更する必要性に乏しい。（福岡弁）
・　対象を限定する論理的根拠が不明である。改正案を採用するのであれば，調整規定が必要になるが，その場合，計算方法が複雑化するにかかわらず，結論が現行法と同じになることも多いと考えられ，改正案を採用する実益がないと思われる。（沖縄弁）
・　見直しの実益が不明である。（広島弁）
・　実務に定着した基準を変更すべき理由は見当たらない。また，相続分超過額説については，合理性があまりないと評されているところ，一定の調整規定を必要とすること自体，相続分超過額説の難点というべきである。（神奈川弁）
・　改正案によれば，受遺者等が相続人である場合とそれ以外の第三者である場合とで，減殺されることになる財産の範囲に差異が生じることになるが，それを認める根拠が不明であり妥当でない。（日司連）

・　判例の基準を変更して，中間試案の考え方を採用する根拠は不明である。（家事問題研）
・　受遺者・受贈者が相続人である場合とそれ以外の場合とで，減殺される財産の範囲に差異が生じることとなるため，中間試案には反対。（愛媛書士）
・　判例の考え方で，必要かつ十分である。この方策を採用することによって，遺留分の計算方法を複雑にすることも懸念される。（広島大）
・　中間試案の考え方は，合理的な理由がなく，そのような特則を設けることに反対する。判例の事案の結論は，何ら不合理な点はなく，むしろ衡平な解決というべきである。（個人）
・　受贈者に第三者がいた場合，第三者はより多くの減殺を受けることになる。第三者への贈与は取引性が高く，相続人よりもむしろ保護すべきである。（個人）
・　相続人を相続人以外の者に比べて有利に扱うことになるが，これは被相続人の意思に反することとなる。（個人）
・　減殺の対象額が減少し，遺留分権利者に不利となる。減殺の対象財産の範囲を，遺留分超過額とすべきである。（個人）

【その他の意見】
・　相続分の指定は対象とならないのか不明。（個人）

⑶　遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

遺産分割の対象となる財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合を含む。）に個別的遺留分侵害額の算定において控除すべき「遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額」は，具体的相続分に相当する額（ただし，寄与分による修正は考慮しない。）とするものとする（注）。

（注）この点については，法定相続分に相当する額を控除するという考え方もあり得るが，このような考え方によると，遺贈等を受けた相続人の方がそうでない相続人よりも最終的な取得額（遺産分割における取得額や遺留分減殺請求による増減額を反映させた額。）が少ない逆転現象が生じ得るため，仮にこのような考え方を採る場合には何らかの調整規定を設ける必要がある。

【賛成】日弁連，第二東京弁，長野弁，仙台弁，神奈川弁，大阪弁，東弁全期会，東弁法制委，福岡弁，家事問題研，日司連，相続学会，女性法協，日行連，全国青司協，京都書士，滋賀書士，大阪書士，近畿書士，明治大，個人１０件
・　未分割遺産がある場合には，遺産分割が行われたと仮定した場合の具体的相続分額を控除するのが相続人間の公平に資する。また，既分割の場合であっても，同様の計算方法によるべきである。遺産分割の内容次第で遺留分権利者の権利の量が変動すると解すべきではない。（日弁連）

・　具体的相続分説を採用することは，「⑴」の規律を採用することと整合的である。また，遺留分侵害額は，遺産分割の帰趨とは切り離して算定可能となる規律とすべきであり，遺産分割手続が先行して解決した場合にのみ，現実の取得額を反映させるのは合理的でない。（第二東京弁）
・　反対する理由は特に見当たらない。（長野弁）
・　採用を否定する理由は特に見当たらない。なお，法定相続分説に立つ場合，調整規定を設ける必要があるとされているが，具体的な案が示されておらず，具体性を欠き，支持しにくい。（仙台弁）
・　中間試案の考え方は，現行の運用の大勢どおり，遺産分割が減殺請求に先行することを前提とした考え方であり，妥当である。法定相続分説は逆転現象が生じ，不合理な結果をもたらす。また，遺産分割が既に終了しているか否かで差異が生じるのはおかしく，遺産分割手続の進行状況如何によって遺留分侵害額が変動するというのは理論的に説明が困難である。（神奈川弁）
・　現行法上，明確な規定がないため，これを規定することが望ましい。法定相続分説は，計算は容易ではあるが，特別受益が考慮されず，実際の取得額との乖離がより大きくなり，相続人間での公平が十分図られないし，逆転現象を防ぐための調整規定は必須になるところ，調整規定を設けることにより，結局，計算が複雑化してしまう。相続開始時に，寄与分を除く具体的相続分については，権利として観念することができるから，より相続人間の公平に資し，相対的に計算が容易な具体的相続分説が相当である。（大阪弁）
・　逆転現象の回避及び遺留分減殺の実務上の安定性の観点から，具体的相続分説の考え方に基本的に賛成する。ただし，法定相続分説も，相続開始時に確定する遺産に対する権利に基づく処理を可能とする点において理論上の簡明さを有することから，適切な調整規定を設けることの可能性の有無についても併せて引き続き検討すべきである。（東弁全期会）
・　中間試案の考え方は，最高裁平成８年１１月２６日判決の理解を具体化したものであるので，基本的に賛成する。ただし，中間試案のように，個別的遺留分侵害額の計算において，寄与分による修正を全く考慮しないことは実際の事案において妥当でない結論となる可能性がある（減殺請求訴訟において，遺産分割事件及び寄与分事件との併合審理を認めれば，可能になる。）。（東弁法制委）
・　法定相続分説も計算が簡明という点でメリットがあるが，相続人間の公平を図るという点から具体的相続分説に賛成する。（家事問題研）
・　実務上，遺産分割に関する手続が減殺請求に関する手続に先行しており，中間試案は，実務上の取扱いを法定し，遺産分割の対象がある場合の規律を明確にする（なお，実際の遺産分割における取得額を考慮するという案もあるが，遺産分割協議の進行状況に応じて遺留分額が変動することになり，不安定なものとなり妥当でない。）もので賛成する。（日司連）

・　未分割の遺産がある場合については，中間試案は，学説上の対立に終止符をうち，立法的に控除すべき財産の内容を明確にするものである。特別受益を考慮しない考え方は，相続人間の公平感を害することになる。既分割の場合についても，実務上，遺産分割が相続人間の交渉によってその結果が大きく左右されるということが珍しくなく，交渉等の結果によって遺留分侵害額まで変動してしまうという結果になるのは相当ではない。（相続学会）
・　法定相続分説では，実質的公平に欠ける結果となる場合がある。（女性法協）
・　実際の実務にも沿った内容であり賛成である。（日行連，個人）
・　法定相続分に相当する額とするよりも実態に即する結果になり，また現行の実務上の取扱いとも一致するものであり，見解が分かれている論点について明確な形で解決することとなるので，賛成する。遺産分割が終了した場合についても，補足説明に記載されているとおり，実際に取得した額を控除するのは妥当ではない。（全国青司協，個人）
・　未分割財産がある場合に，具体的相続分を控除した個別的遺留分侵害額を基準に計算するという点を評価する。（京都書士）
・　中間試案の考え方は，最高裁平成８年１１月２６日判決の理解を具体化したものであるので，基本的に賛成する。ただし，減殺請求訴訟において，遺産分割事件及び寄与分事件との併合審理を認め（地裁における減殺請求訴訟にこれらの事件の附帯処分の申立てを認める。），寄与分による修正も含めて，具体的相続分に相当する額の控除を認めることについても前向きに検討されるべきである。（個人）

【反対】札幌弁，第一東京弁，沖縄弁，広島弁

・　具体的相続分であるにもかかわらず，寄与分を考慮しないことは妥当でない。遺産分割が終了していない段階で遺留分についての争いが生じることもあり，具体的相続分に相当する額を計算できない場合もあるのではないか。（札幌弁）
・　法定相続分説に賛成する（なお，遺産分割が先行した場合は，現実の取得額を控除すべきである。）。特別受益を考慮しながら，寄与分を考慮しない偏った具体的相続分を観念することは実態を反映しない考え方である。また，遺産分割が先行する場合は，実際の取得額ではなく，法定相続分又は具体的相続分を控除するというのは説明が困難である。（第一東京弁）
・　遺産分割が終了しているか否かで個別的遺留分侵害額に差異が生じることになる点に問題があり，賛成できない。（沖縄弁）
・　遺産分割手続と減殺請求手続がそれぞれ独立に進行する結果，法律関係が複雑になって困るということであれば，これらを一元的に解決できるよう新たな手続を考えるべき。（広島弁）

【その他の意見】

・　法定相続分説の考え方には反対。また，本文の考え方についても，既分割の場合に，現実の取得額を控除しないという扱いに合理性があるか疑問である。（新潟弁）
・　遺産分割が未分割である場合には賛成するが，遺産分割が終了していて具体的相続分よりも多い額を相続している場合は，現実に相続した額とすべきである。（個人）

３　遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し
○　遺留分権利者が承継した相続債務について，受遺者又は受贈者が弁済をし，又は免責的債務引受をするなど，その債務を消滅させる行為をした場合には，遺留分権利者の権利は，その消滅した債務額の限度で減縮するものとする。

【賛成】日弁連，札幌弁，長野弁，沖縄弁，広島弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，東弁全期会，仙台弁，第一東京弁，新潟弁，福岡弁，群馬弁，日司連，明治大，広島大，全国青司協，相続学会，家事問題研，女性法協，東京家事調，京都書士，大阪書士，近畿書士，個人８件
・　求償をするのは迂遠であり，簡便な精算方法である。（日弁連，札幌弁，長野弁，沖縄弁，広島弁，第二東京弁，神奈川弁，大阪弁，東弁全期会，日司連，明治大，全国青司協，個人）
・　極めて自然な規定であり，反対する理由が見当たらない。（仙台弁）
・　被相続人が事業に関連して債務を負担していた場合などに，受遺者又は受贈者において，遺留分権利者に対し，債務相当額も含めて支払わなければならないとすれば，その債務が適切に弁済されなかった場合に，事業に多大な支障が生ずる。そのような場面はしばしば現実に生じている。中間試案は実務上の問題点を解決するもので適切である。（相続学会）
・　相続人間における相続債務の負担割合に応じて遺留分を計算するものとした最高裁平成２１年３月２４日判決の趣旨にも沿うものであり，異論はない。（家事問題研）
・　賛成する。もっとも，減殺請求権を債権とするのであれば，新たに規定を設けずに，受遺者などの側からの債務弁済の求償請求権と相殺するにしても，同じ結果になるのではないか。新たな規定を設けるのであれば，違いを説明する必要がある。（個人）

【反対】東弁法制委，個人２件
・　慎重な検討を要する。指定相続分を超える相続債務を弁済した受遺者等が遺留分権利者に対して取得する求償権と減殺請求権の行使により生ずる金銭債

権とを相殺する以外に，そのような規律を設ける必要があるのか疑問である。（東弁法制委，個人）

・　偽装債務による悪用が懸念されるため反対。また，債権法上，他人の債務を弁済したとしても，必ずしも求償権を取得できるとは限らず，それがあたかも求償権を得て，減殺請求権と相殺したのと同じ効果を法定するのは，受遺者又は受贈者に有利すぎる。（個人）

（後注）
１　遺留分権利者の範囲（民法第１０２８条）に関し，直系尊属には遺留分を認めないものとする考え方があるが，その当否については，なお検討する。
２　負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については，なお検討する。

⑴　遺留分権利者の範囲の見直しの検討について（「（後注）１」）

【検討をすることに賛成】日弁連，神奈川弁，東弁全期会，東弁法制委

・　検討自体には異論はないが，慎重な検討を要する。遺留分において，直系尊属の生活保障を考慮する必要性は高くないといえるが，被相続人がその直系尊属から生前贈与を受けていた場合に，一律に直系尊属の遺留分を剥奪することには賛成しかねるという意見もある。そこで，一律に廃止すべきか否かの検討のみならず，直系尊属の遺留分は廃止しないが，直系尊属から受けた贈与又は相続の限度でのみ減殺請求できるものとするという方法も含めて検討されるべきである。（日弁連）

・　遺留分制度の趣旨からすると，直系尊属に遺留分を認める必要性はないように思えるが，現行法の規律で問題があるという指摘も多くはないように思われる。更に検討することに異論はない。（神奈川弁）

・　直系尊属に遺留分を認めるか否かは，遺留分制度の根幹に関わる重要な問題であるから，引き続き検討を要する。（東弁全期会）

・　更に検討すべきである。被相続人による生前贈与又は遺贈の対象財産の中には，被相続人がその直系尊属から贈与を受けた財産が含まれる場合も考えられるから，一律に直系尊属の遺留分を認めないとすることの妥当性については慎重に検討すべきである。（東弁法制委）

【見直しをすることに賛成】第二東京弁，全国青司協，大阪書士，旭川書士，家事問題研，個人３件

・　直系尊属が，直系卑属の遺産を取得することを期待するのは合理的ではなく，遺留分を認める必要性は乏しい。（第二東京弁）

・　被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合には遺留分が認められない理由と同様に，直系尊属にも遺留分が認められる必要はなく，また，実務上も直系尊属が減殺請求権を行使する事例は非常に少ない。（全国青司協，個人）

・　直系尊属に遺留分を認める必要性は低く，配偶者と子のみで十分である。（大阪書士）
・　遺留分権利者の範囲を，配偶者及び未成年の子と限定すべきである。直系尊属及び成人している子には，被相続人の自己決定権を害してまで，遺留分を認める必要はない。（旭川書士）
・　遺留分権利者の範囲は，配偶者と子のみで十分である。家制度がなくなり，核家族が多数となっている現状では，直系尊属に戻して家産を維持する必要性は低い。（個人）
・　被相続人の財産処分の自由は保護されるべきであり，できるだけ制約を少なくするとの観点から直系尊属に遺留分を認める必要は無い。（個人）

【見直しをすることに反対】長野弁，広島弁，広島大，相続学会，個人

・　昨今の老後破産などの問題が社会的に注目されている状況を踏まえると，必ずしも直系尊属に十分な生活能力があるとは限らないことや，現行の直系尊属の遺留分が他の者に比べて低いことなどからすると，格別不都合は生じておらず，あえて直系尊属を除く必要は感じられない。（長野弁）
・　当否を検討することについては賛成であるが，直系尊属を除くべき積極的理由は見当たらず，直系尊属の生活を保護すべき事案も存在することから，現行法の規律を維持すべきである。（広島弁）
・　戦前におけるような大家族は減少してきたといえようが，被相続人とその直系尊属が同居し生計を共にしているケースは現在もなお少なくないように思われ，直系尊属を遺留分権利者の範囲から除外するのは，時期尚早であるように思われる。（広島大）
・　直系尊属に遺留分を認める必要性は失われていない。（相続学会）
・　直系尊属の遺留分を認めない理由が明確でない。現行法どおりでよい。（個人）

【その他の意見】

・　相続人に対して遺贈が行われた場合には，遺留分権利者の範囲を，未成年者又は成年被後見人に限定すべきである。（個人）
・　被相続人と直系尊属との財産関係は多様であるから，直系尊属の遺留分については一概に廃止せず，直系尊属から受けた贈与又は相続がある場合には，その限度で減殺請求できるようにして，規定を残しておくべき。（個人）
・　直系尊属には遺留分を一律に認めないものとする考え方については，具体的な立法理由や立法事実，念頭におかれた事案が不明であり，直ちに賛成することには躊躇する。（個人）

⑵　負担付贈与の見直しの検討について（「（後注）２」の前段）

【検討をすることに賛成】日弁連，広島弁，神奈川弁，東弁法制委，個人

・　検討自体には異論はないが，慎重な検討を要する。全部算入説か一部算入説かの議論だけではなく，負担付遺贈との不均衡をどう是正するのか（しなくて

もよいのか），負担付贈与の受益者が共同相続人である場合と第三者である場合の扱いをどのように考えるかという観点からも検討するべきである。（日弁連）

・　検討自体有用と考えるので，検討することについて反対しない。（広島弁）

・　現行法は解釈が分かれていたり，物権的効果を前提にしていたりなど調整が必要となっており，検討することに異論はない。（神奈川弁）

・　更に検討すべきである。通説・判例の立場である全額算入説の立場に立ったとしても，負担付贈与の負担が債務の引受けである場合においては，遺留分算定の基礎となる財産に贈与目的財産の全額を算入しても，引受債務額を民法第１０２９条の債務として控除することになるはずとも考えられる。なぜならこの場合には，贈与財産と引受債務とが相続財産の中に残っているものとみて，遺留分を算定することが合理的だからである。中間試案では，全額算入説に関して，上記の点に関する視点が欠けているのではないかとの疑問がある。（東弁法制委）

・　現行法で争いがあるところであり，明文で定めるのが望ましい。（個人）

【一部算入説に賛成】長野弁，大阪弁，福岡弁，第二東京弁，広島大，個人２件

・　一部算入説が妥当である。全額算入説によると，逆転現象が生じる場合がある他，事実認定次第で大きく結論が異なってしまうという問題点がある。（長野弁）

・　一部算入説に賛成。全額算入説によると，贈与を受けた者が受けていない者よりも最終的な取得額が少ないという現象が生じるが，そのような現象が生じないことが望ましいといえるし，負担付き贈与の負担部分が，負担部分か費用の前払いか明確に切り分けるのは非常に困難であり，紛争の複雑化，長期化を招きかねないから，いずれかによって結論が変わりうることは避けるべきである。（大阪弁）

・　遺留分の効力を金銭債権化する趣旨からすれば，負担や対価部分を差し引き，正味の部分について減殺の対象とするのが論理的な帰結と思われる。（福岡弁）

・　一部算入説に賛成。全額算入説では逆転現象が生じうることも考慮すれば，一部算入説をとることを条文上明確にすることの意義は大きいように思われる。（広島大）

【全部算入説に賛成】

なし

【検討をすることに反対】

なし

【その他の意見】

・　負担の内容や不相当性など個々具体的な検討を要するものであるから，算定方法は慎重に検討すべきである。（東弁全期会）

・　負担の価額が遺留分侵害額算定時に確定していれば，一部算入でも問題はない。しかし，負担が継続的給付である場合には，算定時に算入額を確定するのは困難であり，減殺請求時に減殺対象の財産額を算定することで調整することが必要になるのではないか。（個人）
・　全額算入説の理解に誤解があり，反対（具体的な意見の内容については，東弁法制委の上記意見と同じ。）。（個人）

⑶　不相当な対価による有償行為の見直しについて（「（後注）２」の後段）

【検討をすることに賛成】日弁連，神奈川弁，広島弁，東弁法制委，個人

・　検討自体には異論はないが，慎重な検討を要する。補足説明に記載されていない他のケースに適用した場合に妥当な結論が得られるのか，様々なケースを念頭に慎重な検討を加えるべきである。（日弁連）
・　現行法は解釈が分かれていたり，物権的効果を前提にしていたりなど調整が必要となっており，検討することに異論はない。（神奈川弁）
・　検討自体有用と考えるので，検討することについて反対しない。（広島弁）
・　様々なケースを念頭において，慎重な検討をする必要がある。（東弁法制委，個人）

【見直しをすることに賛成】長野弁，大阪弁，第二東京弁，福岡弁，広島大，個人

・　本来権利行使できる価額を超えて減殺を認める必要性に乏しい。（長野弁）
・　補足説明のとおり，減殺請求権の効力を原則金銭債権化する場合に，民法第１０３９条の規定に合理性は認められない。（大阪弁）
・　見直しの方向に異存ない。（第二東京弁）
・　遺留分の効力を金銭債権化する趣旨からすれば，負担や対価部分を差し引き，正味の部分について減殺の対象とするのが論理的な帰結と思われる。（福岡弁）
・　減殺請求の効果を原則金銭債権化するのであれば，「目的財産全部の減殺＋償還」というスキームを維持する必要性は乏しいように思われる。見直しに賛成である。（広島大）
・　対価の償還は煩わしい。（個人）

【見直しをすることに反対】相続学会

・　民法第１０３９条の規律を見直す必要はない。（相続学会）

【その他の意見】

・　負担の内容や不相当性など個々具体的な検討を要するものであるから，算定方法は慎重に検討すべきである。（東弁全期会）
・　減殺請求権が債権となるのであれば，補足説明にあるとおり，対価の償還は常に必要とはならない。しかし，受遺者などが現物返還を選択した場合には，遺留分権利者の側から対価を償還して目的物すべての所有権を取得するという現行法と同じ扱いが求められる場合もあると考えられる。（個人）

第５　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

１　甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

①　二親等内の親族で相続人でない者は，被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付，被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは，相続が開始した後，相続人に対し，金銭の支払を請求することができるものとする。

②　①の金銭の額について，①の請求をした者と相続人との間で協議が調わないとき，又は協議をすることができないときは，家庭裁判所がこれを定めるものとする。

③　②の場合には，家庭裁判所は，①の請求をした者の寄与の時期，方法及び程度，相続財産の額その他一切の事情を考慮して，①の請求をした者に支払うべき金額を定めるものとする。

④　各相続人は，③の額について，法定相続分に応じてその責任を負うものとする。

⑤　①の請求は，限定承認，財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には，することができないものとする。ただし，これらの手続が終了した後に相続財産が残存する場合は，この限りでないものとする。

⑥　①の請求権は，相続開始を知った時から一定期間（例えば６箇月間）行使しないときは，時効によって消滅するものとする。〔相続開始の時から一定期間（例えば１年）を経過したときも，同様とするものとする。〕

２　乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）

①　被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし，これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは，その寄与をした者は，相続が開始した後，相続人に対し，金銭の支払を請求することができるものとする。

②　甲案の②から⑥までに同じ。

⑴　【甲案に賛成】東京青司協，岡山書士，広島大，日行連，個人５件

・　【甲案】を基本としつつ，その請求権者は二親等内の親族に限定せず，一定期間生計を一にしていた同居者とすべきである。同居し，生計を一にしていた者ではない，療養看護に努めた者をすべて認めると，果たしてどの程度療養看護に努めたのか，療養看護を受けた本人が死亡してしまっている以上，その内容を知るべき術がないと考えられる。そうすると，同居し生計を一にしていた者以外で，療養看護に寄与したものについては，ある程度その親等等で制限をせざるを得ないと考える。したがって，【甲案】を基本としつつ，その請求権者は二親等内の親族に限定せず，①生計を一にしていた同居者，または，②療養看護に寄与した者のうち，二親等内の相続人でない者等とすべきである。（東京青司協）

・　問題意識に共感するとともに，救済を可能とする新たな制度が設けられることに期待する。特に近い親族関係にある者については，被相続人との間で有償の準委任契約を締結することが通常想定し難いことが考えられるが，【甲案】はまさにこの点に着目したものであり，一定の親等内の親族であることを要件とすることは合理的な制限であると考える。（岡山書士）

・　相続開始後，一定の要件の下で，相続人に対して金銭請求をすることができるとすることに賛成する。ただし，請求権者の範囲をあまり拡大し過ぎると，相続をめぐる紛争が複雑化，長期化する懸念があり，その点で，請求権者の範囲を二親等内の親族に限定する【甲案】に賛成する。（広島大）

・　生前贈与等の契約や遺言を用いた方策というのはおよそ現実的でなく，改正案のとおり，何らかの方途を法定することについては賛成する。ただし，いかなる者が請求できるかにつき争いが生じ得ることは想定できるところであり，請求権者につき明確な限定を加えることは必要である。特に親族の場合，契約等の締結を期待することは，その身分関係上感情的にも難しいものがあるといわざるを得ない。さらに，被相続人の療養看護及び介護に努めている相続人の妻が多数存在している現状を踏まえると，それに報いる必要性は十分認められる。以上から，【甲案】に賛成する。（日行連）

・　請求権者を限定するという【甲案】の方が，無償という立証困難な事象を要件とする【乙案】より明確である。なお，【乙案】を採用する場合には，事業に関する労務の提供の場合を除外する必要性はないので，【乙案】にも事業に関する労務の提供の要件を加えるべき。（個人）

・　【甲案】は，潜在的共有持分の形成とは別個に考えられ，従来から言われている「嫁」等の貢献に配慮するもので，介護保険が導入された現在でも必要である。【乙案】は，無償の提供であったかどうかを判定するのは困難であろうし，請求人の範囲も限定すべきで，【甲案】とすべきである。（個人）

・　【甲案】を採用すべきである。ただし，対象とする親族を三親等内の親族とすべきである。（個人）

・　【甲案】に賛成であるが，二親等の親族の高齢化が進んでおり，相続人以外の者の範囲を三親等内の親族まで拡大すべき。（個人）

⑵　【乙案に賛成】第二東京弁，山梨弁，大阪弁，福岡弁，新潟弁，女性法協，東京書士，滋賀書士，虹色ダイバーシティ，特別配偶者法ネット，個人１６件

・　貢献を行った者に対する法的保護がないという問題点については，親族等に限定されるものでなく，相続制度というより不当利得制度からの要請と理解するため，身分関係を問うべきでない。ただし，親族ではない者，特に親しい間柄ではない者の場合においては，通常，契約を締結することや遺贈等を受けるなどの法的な手段があり得る。また，紛争の長期化も懸念される。そこで，【乙案】のように，請求権者の範囲は限定しないが，相続人に対する請求を認める要件を「無償の労務の提供によって，相続財産の維持又は増加に特別の寄与があった場合」と限定することによって，上記問題点をある程度はクリアすることができると思

われる。したがって，【乙案】に賛成する。（第二東京弁）

・　【乙案】に賛成する。相続人以外の者の貢献を考慮すべきであり，相続人以外の者を限定しないことが必要である。夫の親の面倒をみた長男の嫁などを事実上救済するような制度として妥当である。（山梨弁）

・　【甲案】は，一定の近親者が被相続人の療養看護を行うべきであるとの価値判断を背景にしていると考えられるところ，そもそもこのような価値判断に賛同できない。また，実際にも，長男の妻が長年にわたり長男に代わり義父の後妻の療養看護に努めるなど，被相続人と二親等内の親族ではない者が，被相続人の療養看護に努めている事例は容易に想定できる以上，請求権者を二親等内の親族に限定する趣旨が不明である。したがって，【甲案】に反対する。

　【乙案】については，賛成であるが，㋐特別の寄与者を受遺者とする遺言が作成されている場合の取扱い，㋑金銭の支払請求権の性質（一身専属性），㋒金銭の支払請求権と準委任契約，事務管理に基づく費用償還請求権，不当利得返還請求権との関係，㋓無償の労務提供の意義，㋔権利行使の相手方，特に権利行使の期間内に，相続人一人に対して請求をすれば足りるのか，全相続人に対する請求が必要なのか等解決されるべき問題点が多数存在し，これらの問題点の解決なくしては，採用が困難である。（大阪弁）

・　制度を設けることは，日本社会に残る非近代的家族関係による不合理な実情を解消していくことにつながると考えられるもので評価できる。相続人以外の者について，柔軟に対応する必要から創設される制度であることを考えれば，一定の親族関係を要件とするよりも個別の事案に応じて対応できる【乙案】の方がよい。（福岡弁）

・　内縁の妻も対象とでき，特別縁故者の財産分与制度とも整合的である。（新潟弁）

・　被相続人の介護等を担ってくれた善意の者に報いる道を開くことになる。婚姻届を出さない内縁の夫婦をはじめとして，ＬＧＢＴ等のカップルもあり，互いに相続権を有しない者同士が助け合って生活している。このような者の一方に相続が発生した場合に，残された者から相続人に対し，本制度による請求を認めるのは，相当である。【甲案】には「財産上の給付」が含まれているが，親から子に財産の贈与があった場合，親から子の相続人に対し生前贈与財産の返還を請求できることとなり相当ではない。【乙案】は，「財産上の給付」を除外しており，この点でも【乙案】に賛成である。（女性法協）

・　生前贈与，遺贈等又は療養看護等の貢献を立証することができる文書等が作成されないことも多く，被相続人の療養看護等に努めた者が費用の償還すら受けることができないという事態も想定され，立法上の手当をする必要があるが，被相続人の療養看護等を行う者は，必ずしも二親等内の親族に限られず，二親等内の親族以外の者であっても，被相続人の療養看護を行った者であれば，立法上の手当の対象とすべきである。また，無償で労務の提供をし，被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者こそ，相続人以外の者であるという形式的

な理由で相続財産の分配にあずかれないことに対する強い不公平感がある。したがって，寄与行為の態様を無償の労務の提供とする【乙案】を採用すべきである。ただし，介護労働を家庭内で負担すべきであるという風潮を招きかねないおそれがあるとの指摘があるため，その点について配慮しつつ，立法上の手当を講じていく必要がある。（東京書士）

・　相続人以外の者の貢献を考慮する必要性はあると考えるが，本来的な相続制度の趣旨を考え，その対象についてあまり拡大すべきでなく，必要最小限度にとどめるべきである。（滋賀書士）

・　民法がこれまで同性パートナー・カップルに否定してきた権利を，同性パートナー・カップルが少しでも行使することができるようになるよう，【乙案】での改正を主張する。（特別配偶者法ネット，個人）

・　家族の形，相互扶助の形の多様化を踏まえて，二親等内に限定しない【乙案】が望ましいと考える。（虹色ダイバーシティ）

・　相続人の配偶者，甥姪，兄弟姉妹，事実婚，事実上の養子も含めて，被相続人の療養看護，その他の無償の労務の提供により，特別の寄与をした者に相続財産を分配することは衡平に資する。（個人）

・　今後の日本社会の構築形態が多様化を迎えるのに合わせて，範囲を狭めず，多様な環境に合わせ個人が選択をできる社会が好ましいが，適応時の分配対象人の指示には，弁護士による書類作成等，現行同様公的機関での書面作成などの対応は必須と考える。（個人）

・　とても仲の良い友人，同性パートナー等，親族以外の者が介護や看護にあたることは普通にある。（個人）

・　異性事実婚パートナーや同性パートナーに寄与分が認められるよう【乙案】を支持する。（個人）

・　請求権者の範囲が限られ，また特別の寄与の範囲が広く，処理が複雑困難となるため，【甲案】に反対である。【乙案】については，条件付きで賛成する。相続人の負担の範囲は相続財産（相続債務を控除したもの）に限定されるとすべきである。また，この申立てを実効性のあるようにするために，遺産分割の申立てと併合審理が認められるべきである。さらに，遺言があった場合の法律関係についても十分検討して頂きたい。（個人）

・　【甲案】は，二親等内に限定する根拠が不明確であり，家族の多様化に十分に対応できない。被相続人を，死亡時まで介護するなどして貢献した内縁の配偶者その他のパートナーに，貢献に見合った財産を与えることを認める規律が望ましい。内縁の配偶者等を含むものとの前提で，【乙案】を支持する。（個人）

・　様々な家族，家庭，人間関係が複雑化している現代に合った民法となる。（個人）

・　一定の留保のもとで，【乙案】に賛成する。【乙案】について，㋐「⑥」の行使期間が短い，㋑【乙案】においては，相続人と競合する場合に争いが激化するおそれもあり，また，被相続人にサービスを押し付けて，金銭支払請求を得ようと

する者が現れる危険もある，⑦金銭請求の上限を定めることも考えられる，との点を検討すべき。（個人）

・　親友や恩人などのお世話，同性カップルなどにも適用でき，その関係や続柄を問わない点がポイントである。（個人）

・　異性，同性にかかわらず同様の権利が必要。（個人）

・　二親等内というのは狭きに失する。かつて契約や事務管理，不当利得で金銭的に報いていたのを相続法に取り込むのが妥当である。したがって【乙案】に賛成する。（個人）

⑶　**【甲案】【乙案】いずれにも反対**

日弁連，東弁法制委，第一東京弁，神奈川弁，仙台弁，兵庫弁，広島弁，札幌弁，沖縄弁，日司連，大阪書士，京都書士，群馬書士，愛媛書士，札幌書士，千葉青司協，近畿書士，東京税，家事問題研，企業研，東京家事調，個人１１件

・　相続人が寄与者であった場合より強い請求権を非相続人に認めることになり，公平を欠く。法定相続人が相続放棄をした場合は，非相続人として本試案の寄与分の請求ができるということになるが，請求を受ける法定相続人は，熟慮期間経過後に請求を受けた場合に，そのような請求を受けるとは考えていなかったとしても，相続放棄をして，この寄与分の請求を逃れることができないこととなってしまうなどの問題がある。

　非相続人と被相続人の関係は，財産法の論理によって把握できる限度とするのが妥当である。遺産分割や遺留分に関して新たな紛争発生の契機となり，協議による遺産分割や話合いによる遺留分紛争の解決を困難にし，負担の多い裁判紛争が増加するであろうことが想定される。また，寄与分を請求し得るとされる非相続人は，可能性としては多人数あるいは無数となる。しかも，この寄与分請求権が帰属上の一身専属性があるものとは考えられず，相続による承継の対象となり，寄与分を請求し得る地位が相続されるということになれば，更に関係者が増えていくことになる。被相続人や法定相続人の一部に怨恨を持つ非相続人や一部の法定相続人と意を通じた非相続人が，本方策を濫用することにより遺産分割を混乱させ，遺産分割自体を紛糾，長期化させるという事態も懸念される。（日弁連）

・　寄与行為者が有する労働へのインセンティブの検討のほか，受け皿として相続法が妥当か否かについても検討が必要である。例えば，財産法による処理として，信託，遺贈等の活用を促していく方向性や，死後委任の当否も検討されるべきである。（東弁法制委）

・　相続人以外の者の貢献を考慮する必要性は認めるが，これらの事態の多くは，現行法の下でも対処することが可能である。相続人以外の者が扶養又は療養看護をした場合には，立替扶養料の求償，事務管理，不当利得として請求し得ることになり，現行法の下でも請求は可能である。また，【甲案】，【乙案】ともに，被相続人の死亡により金銭請求権が発生することについて理論的な説明ができな

い。事実上遺産分割手続に影響が及ぶ可能性が避けられず，濫用される危険も多分に考えられる。（第一東京弁）

・　「特別の寄与」に該当する行為，金銭的評価の在り方，扶養料の求償，事務管理，不当利得などの財産法による親族間での調整等の方策について十分に議論を尽くし，実務上の対応がある程度明確になった段階で議論すべきである。（神奈川弁）

・　不当利得返還請求権，事務管理の償還請求権，準委任による報酬請求権が発生するのであれば，それらの権利を行使することも可能な場合もある。他方，それらの権利を行使することができない場合にまで遺産の分配にあずかれないのが不公平であるとは言い難く，遺産の分配を認めることでかえって紛争の長期化等の弊害が生じることが懸念される。（仙台弁）

・　被相続人の財産の増加又は維持について，相続人と相続人以外の者の寄与が競合している事案の発生も容易に想定できるところであるが，かかる場合には，両者の関係が複雑となり，相続財産に関する紛争を長期化させる懸念がある。（兵庫弁）

・　【甲案】については，なぜ二親等の親族に限るのかといった疑問がぬぐえず，【乙案】については，身分関係を全く限定しないと，例えば災害復興のボランティア等が請求権を有しうることとなり，収拾がつかなくなるのではないか。（広島弁）

・　生前に報酬請求権が生じていないのに死後に発生するという点に問題がある。生前に準委任契約を締結しておくべきであり，又は生前に黙示の契約が成立していたと考える方が整理しやすい。遺言書作成又は契約書作成によって調整が図られるべき問題である。本方策は，契約内容を明示して契約を締結することを推奨する社会の情勢に逆行する。相続人以外の親族も療養看護を積極的に行うべきとの主張につながるとも考えられ，高齢化社会問題について，公的な政策・対策が必要との世論にも逆行する。（札幌弁）

・　相続人以外の者について，その貢献に見合った財産の分配を認めることの必要性は理解できるが，遺産分割に関する紛争が長期化するなど，相続人の利益を不当に害するおそれがある。また，不当利得返還請求権，事務管理の償還請求権，準委任における報酬請求権等の既存の制度の活用も考えられる。療養看護の貢献度を金額に算定することにも困難が予想される。（沖縄弁）

・　生前贈与，死因贈与，遺贈又は準委任契約等によって，被相続人自らが生存中に貢献に報いる方策を講じることが可能であるから，新たな制度を設ける必要性はない。また，被相続人自らが手段を講じることができなかった場合については，事務管理又は不当利得等の財産法の中で処理すべき問題である。（日司連）

・　相続人以外の者の貢献は「労務の対価」という性質上，「相続」とは無関係であり，相続の手続の中で解決すべき問題ではない。（大阪書士）

・　相続開始後に具体的な請求権として認められることとなる法的根拠が不明確である。寄与行為をした者が，どのような基準で自らの行為を金銭的に評価するの

か，どのような方法で請求するのか，金銭請求がされない間に行われた遺産分割の効力をどう考えるかという問題もある。また，遺産分割を巡る紛争の増大，遺産分割手続の複雑化，長期化を招く，金銭目的の無用な寄与行為を誘発する等の問題がある。（京都書士）

・　代襲相続権を配偶者に認めることによるべき。（群馬書士）

・　遺産分割協議が複雑化，長期化する。（愛媛書士）

・　当事者の合理的意思解釈により，貢献をした者は，財産法の枠組みの中で報酬請求権を有すると構成することが可能であり，その主張立証が容易となるような制度設計に注力すべきである。報酬請求権がないことを前提として相続法制の中で新たな制度を定めることは性急であり，なお慎重な検討を要する。（札幌書士）

・　相続人が，金銭請求の有無を気にしながら遺産分割をすることになり，結果的に遺産分割協議を遅らせることになりかねない。（千葉青司協）

・　別の法理で解決すべき問題である。遺産分割協議が遅延する一因となり，実務上の対応も困難である。代襲相続人は，被代襲者及びその配偶者の寄与を考慮できるようにすべきである。又は，代襲相続人に配偶者を含めて，被代襲者の寄与を考慮することも考えられる。（近畿書士）

・　被相続人から財産を承継した相続人が，金銭請求期間が終了するまで継承した財産を自由に処分できないことになってしまう。【乙案】について，日本の家族の考え方は，あくまで血のつながりが大前提であり，親族同士でさえ争いが多い相続なのに，血のつながりのない第三者が権利を主張することを認めると係争のきっかけになりかねない。また，被相続人が相続人以外の者の貢献を認め資産を与えたい場合は，遺贈をすればよい。したがって，改正は必要ない。（東京税）

・　【乙案】は，請求権者の範囲を制限しないものであるが，制度の濫用のおそれがある。【甲案】は，例えば，被相続人の両親が遺産分割の問題に介入できることになり，遺産分割事件が複雑化，長期化するおそれがある。このような制度を設けなくても，相続人以外の者の貢献については，事務管理や不当利得によって救済することが可能である。（家事問題研）

・　特段の規定を置く必要はない。どうしても置くとしても，権利としてではなく，「～を与えることができる」という規定を設ける程度でよい。（企業研）

・　被相続人が生前に遺言や契約等によって対応すべきである。もともと無償の行為であり報酬請求権がないのに，死亡後に発生するとの構成には疑問である。いずれの案も遺産分割調停を遅延させる。（東京家事調）

・　問題意識は共有するが，このような法改正が妥当であるとは思われない。（個人）

・　事業に対する労務の提供又は財産上の給付については，被相続人の負債として認識されるべきであり，寄与分については遺産分割で考慮すべきものであるから，相続人に対して請求権が発生する形は望ましくない。また，相続税の不正な軽減策として利用されるおそれがある。（個人）

・　相続に関する紛争を増加させることが想定される，遺言によっても貢献に報いることができる。（個人）
・　【甲案】は，二親等内の親族とそれ以外の者の同じ行為に対する評価の違いの根拠が明らかでなく，二親等内の親族に義父母に対する療養看護を押し付ける規定となりかねない。また，【乙案】は，生前無償行為であったものが，被相続人の死亡と同時になぜ金銭請求権が発生するのか根拠が不明であり，報酬を得る必要があるなら当然そのことを明示して報酬の授受があることを合意して労務を提供すれば良く，無償であっても被相続人が感謝して何か支払いたいならそれは遺言で対処することができる。財産を有する者は，その財産で生活すべきであり，その方法として契約（明示，黙示を問わない）による介護を考えるべきである。したがっていずれの案にも反対する。なお，そもそも，寄与分制度は廃止し，家業に従事する者は，親との間で雇用契約を締結することを誘導すべきである。介護についても有償契約に誘導すべきである。（個人）
・　相続人以外の者の貢献を考慮するため，現行法上の制度の運用を見直す必要はあるが，準委任契約に基づく請求を検討することによって解決を図るべきであり，相続法制での改正には反対する。（個人）
・　立証が困難となるため，遺産分割に支障を来す。遺言の活用によるべき。（個人）
・　金銭の支払を請求できるという方策に反対する。寄与に対する請求額について，妥当な基準は見出しがたく，ことさら争続を増やすことになる。貢献した人にも遺産を分けるものだという考えが社会通念として根付いているとは思われない。（個人）
・　相続のレベルでの解決法にはなじまない。むしろ契約関係で解決すべき問題である。また同時に，二親等内の親族でない者の他に，法的な親族関係にない者で事実的な関係にある第三者などにも，同種の契約的な関係を考えて理論化が必要と思われる。（個人）
・　相続を複雑化し，新たな紛争の拡大を招く懸念があり，慎重に臨むべきである。平成１２年の介護保険制度の導入は，それまで主に女性が担わされてきた家庭における私的扶養からの脱却を意味していた。介護保険制度の方向性に逆行しないことを望む。（個人）
・　改正の必要はなく，改正に強く反対する。相続人以外の者が，相続開始後に請求できるものとする場合，相続人の地位を著しく不安定にすることとなるのは明らかであり，妥当なものとはいえない。さらに，理論的にも，相続人の貢献ですら寄与分で考慮されるにとどまるのに，相続人でないものが事実上相続人に優先する形となる（しかも，相続ではないので債務は承継しない）という帰結となるのであり，相続人に比して優遇されすぎており，不合理であることは明らかである。（個人）
・　遺言以外で財産配分の手続を認めるべきではない。実際上も，相続人以外の者に財産の分配を認めると，紛争が増えることは明らかである。（個人）

⑷　その他の意見

○　折衷的な考え方を提案する意見等

・　新たにこのような制度を設け，不公平感を払拭することは有益であるが，【甲案】，【乙案】の二択提案には反対する。【乙案】をベースとして，相続人以外の者の寄与行為を療養看護型に限定した規律を設けるべきか否かという点を検討し，その場合になお請求権者を一定の親族に限定するかどうかを検討すべき。（東弁全期会）

・　現行の相続制度は相続人の範囲を形式的に一定の親族に限定しているが，相続人と近い身分関係の者が相続財産の形成に貢献し，又は被相続人の療養看護に尽くす事案も一定程度存在する。このような事案については，これらの者にも相続財産について一定の権利行使を認めた方が実質的公平に資するものと考えられる。生前贈与，死因贈与，遺贈，準委任契約等の法的手段をとることが困難な場合に限って，契約法制とは別に一定の請求権を政策的に設けることは合理性がある。もっとも，貢献の対象となる行為については，財産の給付を伴う有償のものに関しては事務管理が成立すると考えられ，無償の労務の提供に限定する【乙案】の方向性を支持する。したがって，権利行使の主体を二親等内の親族に限定するとともに，貢献の対象となる行為に関しては無償の労務の提供に限定すべきである。（全国青司協，個人）

・　【甲案】と【乙案】両者の規律を併存させるべきである。（明治大）

・　現状として相続人ではない近親者が被相続人の援助，介助，介護を行うことはままあり，その貢献に対しての考慮はあって良いと考える。【甲案】，【乙案】とも良いところを取り入れることに賛同する。（個人）

○　その他の意見

・　請求権が一身専属権であるのかが明確にされるべきである。具体的には，相続人以外の寄与者に対して破産手続が開始された場合，破産管財人が金銭の支払請求権を行使できるのかが問題となる。また，無償の労務提供者を受遺者とする遺言が作成されている場合にも，受遺者は本制度により金銭の分配を請求することができるのか，その場合，遺言の内容は，「その他一切の事情」として考慮されるのかについても検討すべきである。（大阪弁）

・　相続人間においても，寄与分制度のほかに，公平を図るために【乙案】と同様の制度を設けるべきではないか。なお，遺言による相続人指定の制度の創設も検討してよいと思われる。（福岡弁）

・　①【乙案】は，権利者の範囲が制限されておらず広すぎるため，【甲案】の方が妥当と考えるが，そもそも，制度創設の必要性自体について疑問がないとはいえず，また，遺言等で対応すれば足り，遺産分割が複雑となり，長期化し，遺産分割妨害という事態も懸念される，② 相続人でない者が寄与分を主張できないことによる不公平さを不当利得制度で調整することは，親族間の扶養義務の履行

としての法律上の原因があることから困難であり，新制度創設の必要性が認められるとの２つの意見があった。（長野弁）

・　二親等内の親族に限定する合理的理由がなく，【甲案】に反対する。【乙案】に賛成したいが，要件や手続等についてさらに慎重な検討を要する。（群馬弁）

・　請求する者が，相続人を調査する手段がない場合のように，相続人を把握していないときは，権利行使をすることができないまま消滅時効が成立してしまうことが想定できる。また，仮に相続人を把握していたとしても，相続人の全員に対して請求すればいいのか，相続人の一人に対して請求すればよいのかが分からない。よって，請求先についての規定を設ける必要がある。例えば，「相続時に相続人である者の一人に対して書面で通知をした場合は，すべての相続人へ通知したとみなす。」などの規定が考えられるのではないか。（千葉青司協）

・　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策をとることについて，賛成するが，評価対象を二親等内の親族に限定すること及び無償行為に限定することには，反対する。生前贈与を使い易くしたり，遺留分を制限するなどして遺言の効力を強化したりすることによっても，同様の目的を達する余地があると考えられることから，複合的に，こうした貢献に報いるような仕組みも考えていただきたい。（旭川書士）

・　相続人以外の者の寄与分を認め，相続において実質的公平が図られるべきという方針についてはこれを認めることができるものの，それを金銭請求という形式で行うかどうかも含め，さらなる検討が必要。（相続学会）

・　金銭請求権とするのではなく，相続債務とすべきでないか，相続人に対する金銭請求権のみならず，短期賃貸借も認める必要があるのではないか，との意見があった。（広島大）

・　特別縁故者の保護を手厚くする方策は必要。ただし，遺言の活用が身近になり，遺留分主張の心配も緩和されたら，遺言で保護される可能性が大きくなると考えられる。（よろずやゼミ）

・　反対はしないが，本来は遺言の効力を強化する（遺留分減殺請求権を制限する）ことで処理すべき事項である。（ソレイユ）

・　何らかの方策を設けることについては賛同。貢献の事実認定については，①遺言・届出等により，被相続人が事前に貢献事実の証言と権利付与の意思表示をする方法，②貢献をしたとされる当人の寄与申立てを受け，家庭裁判所が貢献の事実を認定する方法，③貢献の形式要件を法定し，当該形式要件に適合した場合，裁判所が貢献の事実を認定する方法が考えられる。考えられる方策としては，㋐相続人ではない貢献親族に対して，子の相続分の２分の１を有する相続人としての地位を認める，㋑長男の嫁等については，子に先んじて当人に代襲相続権を認める，㋒貢献親族の配偶者である相続人に対して遺産分割協議における優先選択権を認める，㋓貢献親族の配偶者である相続人に対して遺留分の減殺請求があった際，当該遺留分から一定の金額又は割合を控除し，減殺額を減額する方策などが考えられ，㋐，㋑，㋒，㋓の順に推奨する（㋒と㋓は併存可能）。（レガシィ）

・　相続人から遺産分割協議書を受け入れた後で，第三者から「特別の寄与をしたから相続人に対して金銭支払請求をする予定である。相続手続をストップして欲しい」との申出があった場合，金融機関としては，その申出を無視して相続手続を進めることを躊躇する。確かに，【甲案】，【乙案】とも請求の相手方は「相続人」に限定されており，当該第三者は金融機関に対して権利を持つわけではないが，金融機関が第三者の申出を無視して相続手続を進めたことが債権侵害に当たると主張され，紛争に巻き込まれる余地があるとすれば，相続手続を停止せざるを得ず，手続が遅延するおそれがある。（野村證券）
・　相続人以外の者の寄与行為まで考慮するとなると，相続開始を契機に生じる紛争の範囲が著しく拡大し，親族間の情誼といった背景を持たないようなものも含めて，紛争に際限がなくなるおそれがある，金銭の支払請求を受けた一部の相続人がその際に負担した額を遺産分割においても考慮するよう求めたり，相続人が自身と近しい者の寄与を主張したりして，遺産分割手続が非常に複雑化・長期化し，当事者の負担が増大するおそれがある，との指摘があった。（最高裁）
・　特別の寄与をした者が有するのは相続人に対する金銭請求権であり，その請求分が法定相続分に応じているだけであるので，被相続人の相続財産にまで及ばないとの整理でよいか。（全信金協）
・　長男の嫁についての相続権が無いことについては大変憤りを感じている。（個人）
・　遺言等に指定がない場合でも，被相続人に対して特別の寄与があった者や被相続人の療養看護を行った者に対して，遺産を分割することができる制度として位置付ければ，自由度の高い遺産相続が可能となると思われる。（個人）
・　相続人以外の貢献した者に相続財産を分けるような遺産分割が成立した場合，相続税の２割加算を廃止するとか，税額で優遇するなど，積極的な制度の見直しも行うべきである。（個人）
・　制度を導入するのであれば，相続登記が必ず行われるような制度の導入も必須だと思われる。（個人）
・　異性，同性にかかわらず同様の権利が必要。（個人）
・　遺産分割との併合審理が求められる。また，遺言があった場合にも請求ができるのか十分検討すべき。（個人）
・　税法上の扱いも検討すべき。（個人）
・　特別縁故者制度を相続人が存在する場合にも適用するような制度設計が素直で分かりやすい。（個人）
・　無償の労務の提供をした者に金銭の請求を認めるとともに，その者に対する金銭の支払に対する税金を免除する等の税務上の対策を講じ実益を上げる方策も必要と考える。（個人）
・　相続人の中でも，同居して親を介護してきた者には，もっと明確にその貢献度を考慮すべきである。（個人）

⑸　個別の論点に関する意見

○ 寄与の対象等について（「１・①，２・①」）

・　【乙案】のように，請求権者の範囲は限定しないが，相続人に対する請求を認める要件を，「無償の労務の提供によって，相続財産の維持又は増加に特別の寄与があった場合」と限定することによって，紛争の長期化等の問題点をある程度はクリアすることができる。（第二東京弁）

・　無償の労務提供を要件としているが，紛争が複雑化，長期化するおそれを回避するために必要であり妥当である。ただし，要件の明確化が必要である。（大阪弁）

・　子が死亡したときに，親から子の相続人に対し，生前贈与財産の返還を請求できることとなるため，「財産上の給付」は除外するべき。（女性法協）

・　評価基準を「相続財産の維持・増加についての特別の寄与」に限定することには，反対する。（旭川書士）

・　【甲案】，【乙案】ともに，療養看護に限っては，資産の維持・増加の要件を外すべき。（個人）

・　基本的に【乙案】に賛成。ただし，「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ことを要求するのは厳しく，しかもそれを「無償」と重ねて規定する意義もない。（個人）

・　相続人以外の者の貢献に報いる方策を導入する必要性と合理性は認められるが，試案の内容は適切ではないと思われる。請求権者を一定の親族に限定したり，貢献の対象を無償の労務提供に限定する必要はない。（個人）

○　相続人間で協議が調わない場合，裁判所がこれを定めるという考え方について（「１・②及び③，２・②」）

・　家庭裁判所の判断により定められるのが適切であり，妥当である。（大阪弁）

・　本来，相続財産を金銭的に評価し，特別な寄与により維持又は増加があったと評価できる金額を算定し，その範囲で権利が認められるべきものである。この点，金銭の額を算定する際の考慮要素として，「相続財産の額」とされているが，具体的にどのように考慮されるべきかが明確になっていない。（神奈川弁）

・　相続人間においてすら遺産の範囲が確定していない場合もありうる。このような場合，寄与者による請求に対して裁判所が適切に判断を行うことができるかどうかは問題がある。（兵庫弁）

・　家庭裁判所の規模等の拡充等が必要となると想定されるため，そのための方策も併せて検討する必要がある。（東京書士）

・　被相続人の介護等をした相続人以外の者の特別寄与分について，家庭裁判所が最低の金銭の額を定めることに賛成する。（個人）

○　複数の相続人がいる場合の負担割合について（「１・④，２・②」）

・　相続人の負担について，「法定相続分に応じて」とすると実際の相続分がなくても負担することになるので，相続人の連帯債務とし，内部的には「現実に取得した相続財産分に応じて」とすべき。（第二東京弁）
・　遺産分割において遺産を取得しなかった相続人も，法定相続分に応じた金銭債務を負担することになるが，その結論は，相続人間の負担の公平という観点からすると合理的でない。（兵庫弁）
・　相続人以外の者の寄与により，共同相続人は，法定相続分の割合で利益を受ける以上，金銭の支払義務もその割合で負担すべきであり，妥当である。（大阪弁）
・　実際には相続する財産がほとんど無い又は相続する財産の価値がほとんど無いような相続人に対してすらも，理論的には，法定相続分に応じた請求権が発生してしまう。（神奈川弁）
・　各相続人が法定相続分に応じて責任を負うとすると，遺産分割協議において法定相続分よりも少ない取り分で妥協した相続人を不当に害するのではないか。（広島弁）

○　債務超過の場合の特則について（「１・⑤，２・②」）

・　遺産について相続人が有する権利以上の権利を認める必要はなく，妥当である。（大阪弁）
・　本請求は，相続債務を控除した残余の遺産の範囲内ですることができるとするべきである。（女性法協）
・　相続人の負担の範囲は相続財産に限定されるとすべきであるが，この趣旨が中間試案の規律のみで保持されるのか疑問がある。（個人）
・　維持増加分について相続財産を超えないという制限は必要であり，上限を定めることも考えられる。（個人）
・　債務超過の場合であっても相続人に対する請求を認めることは許されてもいいのではないか。（個人）

○　請求権の時効期間・除斥期間について（「１・⑥，２・②」）

・　できるだけ早期に法律関係を確定させる必要があるため，相続開始を知ったときから進行する一定の時効期間に加え，相続開始の時から起算される除斥期間を設ける必要があり，妥当である。（大阪弁）
・　行使期間が短すぎである。財産分与と同様の２年の除斥期間であっても不都合はない。（個人）
・　請求権の時効期間が短いのではないかとの意見があった。（広島大）

以上